

令和2年度

事務事業概要



～天王洲地区（品川区景観計画における重点地区）～



品川区 都市環境部



品川区都市環境部組織図 (令和2年4月1日現在)

[課名]	[係名]	[係職員数]	事	技	能	再	会	派
都市計画課 14名	計画調整担当(主査) (部長・課長含む) 空港環境担当(主査) 景観担当(主査)	9 2 3	3 2 3	6				
住宅課 14名	住宅運営担当(主査)☆ (課長含む) 空き家対策担当(主査) 開発指導担当(主査)	9 2 3	8 2 2	1		1		
木密整備推進課 15名	木密整備担当(主査) (課長含む) 不燃化促進担当(主査)	10 5	3 4	6		1	1	
都市開発課 20名	都市開発担当(主査) (部長・課長含む) 立体化担当(主査)	15 5	2 1	11 3		1	1	
都市環境部 355名	建築課 37名	事務調査係(課長含む) 審査担当(主査)☆ 監察担当(主査) 細街路担当(主査) 耐震化促進担当(主査)	6 15 3 10 3	3 11 3 7 2	1	1	1	
	環境課 19名	環境管理係(課長含む) 環境推進係 指導調査係	6 4 9	5 4 1 6		1	2	
品川区清掃事務所 236名	庶務係(所長含む) 事業係 リサイクル推進係 許可指導係	10 216 6 4	10 2 6 2		176 19 19	19	19	
		合計	355	55	66	178	27	27 2

* 事=事務職 技=技術職(土木造園、建築、機械、電気、衛生監視、検査技術)

能=技能系(III、V、VI) 再=再任用(常勤・短時間) 会=会計年度任用職員 派=派遣(東京都)

☆育児休業者1名を含む

目 次

都市環境部組織図	1
「輝く笑顔 住み続けたいまち しながわ」をめざして 他課との連携事業一覧	8
都 市 計 画 課		
係別事務分掌	計一 1
一.都市計画事務	計一 2
1 品川区まちづくりマスターplan	計一 2
2 都市計画の決定および変更	計一 3
3 都市計画審議会	計一 3
4 都市計画の相談等	計一 4
5 都市計画の提案	計一 4
6 国土利用計画法に基づく土地売買等の届出	計一 5
7 沿道環境整備	計一 5
8 用途地域の指定状況・見直し	計一 6
9 品川区内の都市計画道路の現況	計一 7
10 第四次事業化計画	計一 8
11 東京都施行事業の現況	計一 9
12 国施行事業の現況	計一 11
13 首都高速道路㈱施行事業の現況	計一 12
二.公共交通の整備促進	計一 13
1 鉄道網の現況	計一 13
2 バス路線網の充実	計一 13
3 地域交通の検討	計一 14
三.区民の自主的なまちづくりへの支援	計一 15
1 区民の自主的なまちづくりへの支援	計一 15
四.まちづくり検討(立会川・勝島地区、八潮地区、水辺)	計一 16
1 立会川・勝島地区のまちづくり	計一 16
2 八潮地区の将来像検討	計一 16
3 品川区水辺利活用ビジョン	計一 17
五.やさしいまちづくり推進事業	計一 18
1 やさしいまちづくり推進事業	計一 18
六.航空機騒音常時測定事業	計一 21
1 航空機の騒音測定	計一 21
七.都市景観形成事業	計一 22
1 「品川区景観計画」	計一 22
2 品川区景観計画の運用開始	計一 22
3 令和2年度の取組み	計一 23
八.開発環境指導	計一 24
1 中高層建築物等の建設に係る開発環境整備	計一 24
2 ワンルーム形式等集合建築物に係る環境整備	計一 25
3 建築物等の福祉に関する整備	計一 25
住 宅 課		
係別事務分掌	住一 1
一.公営住宅の管理等	住一 2

1 区営住宅の管理	住－ 2
2 区民住宅の管理	住－ 3
3 都営住宅および都民住宅入居者の公募	住－ 6
二. 住宅改善資金融資あっせん・助成事業	住－ 7
1 住宅修築資金融資あっせん	住－ 7
2 住宅改善工事助成事業	住－ 8
三. マンションの管理支援	住－ 10
1 セミナー・交流会	住－ 10
2 建替・修繕支援	住－ 11
3 管理運営支援	住－ 11
四. 業者紹介・各種支援事業	住－ 13
1 増改築施工業者の紹介	住－ 13
2 親元近居支援事業	住－ 13
3 住環境改善	住－ 14
五. 空き家等対策事業	住－ 15
1 空き家等対策事業	住－ 15
六. 居住支援事業	住－ 17
1 居住支援事業	住－ 17
七. 建築紛争調整事務	住－ 18
1 都市計画法に基づく開発許可事務	住－ 18
2 建築審査会	住－ 18
3 中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整事務	住－ 19
4 建築物の解体工事に関する事前周知	住－ 20
5 葬祭場等の設置に係る環境整備	住－ 21

木密整備推進課

係別事務分掌	木－ 1
一. 密集住宅市街地整備促進事業	木－ 2
1 地区位置図	木－ 2
2 事業地区、事業期間および計画内容	木－ 2
3 実績	木－ 3
4 計画	木－ 3
5 助成の内容	木－ 3
二. 木密地域不燃化10年プロジェクト	木－ 5
1 地区位置図	木－ 5
2 事業地区および事業期間	木－ 5
3 実績	木－ 6
4 計画	木－ 6
5 助成の内容	木－ 7
6 防災建替え相談窓口	木－ 7
三. 防災街区整備事業	木－ 8
1 事業地区及び事業期間	木－ 8
四. 都市防災不燃化促進事業	木－ 9
1 地区位置図	木－ 9
2 事業地区および事業期間	木－ 9
3 実績	木－ 10
4 計画	木－ 11
5 助成の内容	木－ 11

五. 防災生活圏促進事業	木 - 12
1 地区位置図	木 - 12
2 事業地区及び事業期間	木 - 12
3 実績	木 - 12
4 計画	木 - 13
六. 避難道路機能強化事業(滝王子通り地区)	木 - 14
1 地区位置図	木 - 14
2 事業地区および事業期間	木 - 14
3 実績	木 - 14
4 計画	木 - 15
七. 木密連担地域改善事業	木 - 16
1 地区位置図	木 - 16
2 事業実施地区	木 - 16
3 計画	木 - 16
八. 従前居住者用住宅の管理	木 - 17
1 施設位置図	木 - 17
2 施設の所在および概要	木 - 17
3 計画	木 - 17
都市開発課		
係別事務分掌	開 - 1
一. 大井町駅周辺地区の整備	開 - 2
1 地区概要	開 - 2
2 事業概要	開 - 3
二. 大崎駅周辺地区の整備	開 - 5
1 全体概要	開 - 5
2 東五反田地区の事業概要	開 - 7
3 大崎駅西口地区の事業概要	開 - 8
4 大崎駅周辺地区における都市基盤施設の整備	開 - 11
5 大崎駅周辺地域におけるエリアマネジメントの展開	開 - 12
6 広町一丁目周辺地区	開 - 12
三. 目黒駅・五反田駅周辺地区の整備	開 - 13
1 目黒駅周辺地区概要	開 - 13
2 五反田駅周辺地区	開 - 14
3 西五反田三丁目地区(荏原市場跡地および周辺)	開 - 16
四. 武蔵小山駅周辺地区の整備	開 - 17
1 全体概要	開 - 17
2 事業概要	開 - 18
五. その他の拠点地区の整備	開 - 21
1 東品川四丁目地区(品川シーサイド)	開 - 21
2 西大井駅周辺地区	開 - 21
3 東品川二丁目地区(天王洲アイル)	開 - 22
六. 鉄道連続立体化と周辺のまちづくり	開 - 23
1 京浜急行線と品川駅南地域周辺地区	開 - 23
2 東急大井町線と戸越公園駅周辺地区	開 - 25
七. 鉄道新線に関すること	開 - 27
1 リニア中央新幹線の整備	開 - 27

建 築 課

係別事務分掌	建一	1
一. 建築物等の確認審査・許認可	建一	2
1 事前相談	建一	2
2 建築確認事務	建一	2
3 特例許可等に関する事務	建一	3
4 風俗営業等の建築物に対する意見照会	建一	3
5 建築行政支援システムの運用	建一	3
二. 建築物等の維持・保全	建一	5
1 特定建築物等定期調査報告	建一	5
2 老朽建築物等の改善指導	建一	5
3 防災査察	建一	5
三. 違反建築物の取締り業務	建一	6
1 違反建築物取締り事務	建一	6
四. 建設リサイクル法受付事務	建一	7
1 建設リサイクル法の目的と対象工事	建一	7
五. 細街路拡幅整備事業	建一	8
1 細街路拡幅整備	建一	8
2 道路位置の指定・取消等	建一	9
六. 私道整備事業	建一	9
1 私道整備助成	建一	9
七. 被災建築物応急危険度判定ボランティア支援事業	建一	10
1 被災建築物応急危険度判定ボランティア支援事業	建一	10
八. 住宅・建築物耐震化支援事業	建一	11
1 耐震化助成の流れ	建一	12
2 助成額一覧	建一	13
3 実績	建一	16
九. がけ・擁壁安全化支援事業	建一	17
1 がけ・擁壁安全化支援事業	建一	17
十. コンクリートブロック塀等安全化支援事業	建一	17
1 コンクリートブロック塀等安全化支援事業	建一	17
十一. その他の事業	建一	18
1 各種証明発行	建一	18
2 建築動態統計調査事務	建一	18
3 歴史的・魅力的建築物調査	建一	18

環 境 課

係別事務分掌	環一	1
一. 省エネルギー対策事業	環一	2
1 地球温暖化防止対策の推進	環一	2
2 太陽光発電システム設置助成事業	環一	4
3 事業所用LED照明設備助成事業	環一	5
4 低公害車買換え支援事業	環一	6
5 ミスト設備設置助成事業	環一	7
6 環境情報管理システム運用および環境法令に基づく届出	環一	8
7 品川区有施設の二酸化炭素排出量分析委託	環一	8
8 家庭における温暖化対策啓発冊子作成業務委託	環一	9

二. 環境情報活動センター運営	環－ 10
1 品川区環境情報活動センターの運営	環－ 10
2 環境学習講座等	環－ 11
三. 環境マネジメントシステム運用管理	環－ 12
1 しながわエコリンクの運用概要	環－ 12
2 各種研修の実施	環－ 12
3 環境監査の実施	環－ 13
4 表彰の実施	環－ 13
四. しながわ環境未来事業	環－ 14
1 (仮称)品川区立環境学習交流施設の検討・整備	環－ 14
五. 環境行動推進事業	環－ 18
1 グリーン電力証書システムの活用	環－ 18
2 サマーラック、ウォームビズキャンペーン	環－ 19
六. 環境活動推進経費	環－ 21
1 環境活動推進会議	環－ 21
2 しながわECOフェスティバル	環－ 22
七. 環境経営支援事業	環－ 25
1 エコアクション21認証取得支援事業	環－ 25
2 環境経営セミナー実施事業	環－ 26
3 中小企業向け情報発信	環－ 27
八. エコライフ普及事業	環－ 28
1 地球にやさしい環境運動推進事業	環－ 28
2 国産間伐材の有効活用事業	環－ 30
九. 地域エコ活動推進事業	環－ 31
1 環境講演会	環－ 31
2 環境表彰式	環－ 31
3 しながわ家庭エコチャレンジ	環－ 33
4 暮らしの中の電力シェイプ作戦	環－ 34
5 SHINAGAWA“もったいない”プロジェクト	環－ 35
6 ボトルキヤップ回収運動	環－ 38
7 打ち水大作戦しながわ	環－ 39
8 使い捨てプラスチック削減推進事業	環－ 40
十. カラス及び外来種対策事業	環－ 42
1 カラス対策	環－ 42
2 外来種対策	環－ 43
3 野鳥(鳥インフルエンザ)対策	環－ 44
十一. 環境指導相談	環－ 45
1 工場指導	環－ 45
2 環境相談	環－ 50
十二. 環境調査測定	環－ 52
1 環境調査測定	環－ 52
十三. アスベスト対策事業	環－ 60

品川区清掃事務所

係別事務分掌	清－ 1
一. ごみ・資源収集実績量の推移	清－ 2
二. 直営事業の経営資源等	清－ 3
三. 主な委託事業等の概要	清－ 5
四. 収集作業計画(令和2年度)	清－ 6

(参考:品川区内のごみ・資源の流れ)

五. ゴミ収集	清一 7
1 ゴミの収集運搬作業	清一 8
2 排出指導	清一 8
3 不法投棄対策	清一 9
4 し尿収集作業	清一 10
5 動物死体収集	清一 10
6 粗大ごみの収集運搬	清一 11
7 その他、付帯する事務・事業	清一 12
六. 資源回収事業	清一 14
1 資源ステーション回収	清一 14
2 抱点回収	清一 14
3 区施設資源回収	清一 15
4 資源の持ち去り対策	清一 16
5 リサイクル資源の売扱	清一 16
令和2年度 資源処理フロー図	清一 18
七. リサイクル活動支援事業	清一 19
1 資源集団回収	清一 19
2 家庭用生ごみ処理機購入助成	清一 20
3 リサイクルショップ運営支援	清一 20
4 フリーマーケット	清一 21
八. 事業系廃棄物に係る指導と許可	清一 22
1 一般廃棄物処理業の許可指導	清一 22
2 事業系廃棄物の排出指導	清一 23
3 事業用建築物に係る指導	清一 25
4 凈化槽清掃業の許可指導	清一 26
九. 計画と普及啓発	清一 27
1 品川区一般廃棄物処理基本計画	清一 27
2 品川区分別収集計画	清一 27
3 廃棄物減量等推進審議会	清一 28
4 廃棄物減量等推進員	清一 29
5 啓発事業	清一 29
6 普及広報	清一 32
7 リユース(再利用・再生)促進事業	清一 33

「輝く笑顔 住み続けたいまち しながわ」をめざして

区では平成 20 年 4 月に区民と区との協働指針として「輝く笑顔 住み続けたいまち しながわ」を将来像とした基本構想を策定し、この実現に向け着実に施策を展開しています。

また、令和 2 年度は、新長期基本計画の初年度であり、「超長寿社会に対応する視点」、「多文化・多様な生き方を尊重する視点」、「強靭で魅力あるまちを未来につなぐ視点」、「先端技術を活用して課題解決と発展を図る視点」の 4 つの視点と、「地域」「人」「安全」の 3 つの政策分野からなる施策を今後 10 年間において着実に進めていかなければなりません。

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災は想像を絶する被害をもたらし、私たちに多くの教訓と課題を残しました。また、平成 28 年 4 月 14 日に発生した熊本地震では、一日でも早い地震の復興を望むとともに、区では物資の支援や、被災建築物および被災宅地の応急危険度判定員の派遣など、技術を生かした支援を行ってきました。一方、区を取り巻く内外の経済状況においては、緩やかな回復を続けていましたが、今年に入り日本経済は、新型コロナウイルスの感染拡大により大きな打撃を受け景気が大幅に下降しており、感染拡大の終息が見えない中、さらなる景気の下振れが懸念されています。この、新型コロナウイルス対策は、感染拡大を早期に終息させることが最大の課題であり、区として緊急対策の着実な実施が求められています。引き続き、防災対策等、安全、安心なまちづくり、環境まちづくりや、魅力や賑わいの創出に向けたまちづくりなどの施策を、日々変化する情勢に応じて、柔軟に展開しながら、必要な施策を着実に進めていく必要があります。

1. まちづくり

区は、江戸の昔は臨海部に東海道第一の宿場が位置し、明治以降は目黒川沿いを中心に工場が立地するなど、京浜工業地帯の一翼を担うものづくりのまちとして発展してきました。一方、内陸部は関東大震災を機に、東京の都心部から避難してきた人が移住し、この時期に相次いで鉄道が開業したこともあり、急速に市街化が進みました。戦災復興期においても、抜本的な対策を講じる間もなく人口の流入や工場の立地が進んだため、区の都市構造は、関東大震災後の市街化が始まった時点と基本的には変わらないまま現在に至っています。

このような歴史的背景を持つ品川のまちは、目黒川沿いや臨海部に比較的大きい工場などが立地する一方、内陸の台地部は、都市基盤が未整備の市街地に住宅や小規模な事業所が密集しているという特徴を持っています。また、鉄道の駅が多いことや、沿道型の商店街が多いことも他に類を見ない特徴です。

こうした都市構造の特徴を踏まえ、区は「品川区まちづくりマスタートップラン」

に基づき、まちの安全性や快適性、利便性を高めるため、地域ごとの課題や特性に応じ、都市計画制度や景観計画などを活用しながら様々な事業を展開しています。

既成街区である大井町、五反田、目黒や、工場の移転などにより土地利用転換が進む大崎や天王洲などは、広域活性化拠点および都市活性化拠点として位置づけ、産業施策と連携しながら商業、業務など、拠点にふさわしい機能の充実を図っています。

とくに、大崎駅周辺地域（約 60ha）は、地域の開発機運の高まりを踏まえ、平成 14 年 7 月に都市再生特別措置法に基づく都市再生緊急整備地域に指定され、区としても地権者等によるまちづくりの主体的な取組みを支援しながら、地区計画制度等の都市計画手法を活用するなどして、民間活力を活かしたまちづくりを推進しています。地区活性化拠点の武蔵小山では、現在、1 地区で再開発事業の工事が進められ、また、商店街を中心とした地区では、地権者等によるまちづくりの検討が行われています。

品川駅南地域や戸越公園駅周辺地域では、各地域の「まちづくりビジョン」に基づき、地域の将来像の実現に向け、まちづくりを進めていきます。

また、土地利用状況が大きく変化している立会川・勝島地区においても、今後のまちづくりの方針となる「まちづくりビジョン」を平成 31 年 1 月に策定し、また、八潮地区では今後のまちづくりに向けた検討を行っています。

まちづくりは、行政からの提案だけでなく、そこに暮らす地元の方々の発意に基づき進めることが、円滑な推進につながります。区はまちづくりの活動を行う団体に対し、補助金の交付やまちづくりの専門家を派遣するなど、区民の自主的な取組みを支援しています。

一方、民間の建築行為に対しては、都市計画法に基づく開発許可制度や開発環境指導要綱などに基づき指導を行うとともに、中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整を行い、秩序あるまちづくりを進めています。

なお、平成 28 年 4 月 1 日施行の品川区町会および自治会の活動活性化の推進に関する条例にもとづき、地域活動課と連携しながら、マンションに関わる事業者に対し町会・自治会活動への協力を求めることにより、「毎日の暮らしの中でも、いざ！というときにも共に助け合うまちづくり」を進めます。

2. 住 宅

区の住宅施策においては、高耐久・高品質・長寿命な住宅ストックの充実や活用を図ることにより、居住環境のさらなる向上を図っています。

区営・区民住宅については、「品川区公営住宅等長寿命化計画」に基づき、計画的な改善・修繕の実施による建物の長寿命化を進めています。引き続き、良質な公的住宅の提供を進めてまいります。

民間住宅に対しては、住宅改善工事助成、修築にかかる融資あっせんおよび

地元業者の紹介等を実施することで、住環境の向上だけでなく、地元建設業界の支援にもつなげています。

空き家等対策事業については、平成30年度に策定した「品川区空き家等対策計画」において、発生予防、適正管理、有効活用の3つの方向性を位置づけ、様々な施策を展開しています。今年度は、「空き家ホットライン」による相談体制を拡充するとともに、民間のノウハウを活用した適正管理のさらなる促進や、有効活用の推進に取り組んでまいります。

居住支援事業では、令和元年度に、「品川区居住支援協議会」を設立しました。本協議会で十分な議論を行いながら、住宅確保要配慮者への支援について、庁内関係各課と連携しつつ、具体的な支援策を展開してまいります。

民間の分譲マンションに対しては、マンション管理相談や専門家の派遣を行うほか、管理組合の交流会を開催するなど、マンションの適正管理に向けた支援を行っています。今年度からは、東京都の管理状況届出制度に基づき、専門家と連携しながら、マンションの適正な管理を促進してまいります。

3. 防 災

首都直下地震の切迫性や東日本大震災の発生を踏まえ、木造住宅密集地域の不燃化、耐震化に向けた取組みを進めています。

発災時の大規模火災等による被害を防ぎ、緊急車両の通行や円滑な消火・救援活動および避難を可能とするため、延焼遮断帯の形成や防災生活道路の整備、公園等のオープンスペースの確保を進めるほか、都と区が連携して実施する「木密地域不燃化10年プロジェクト」により、特に危険度が高いとされる9地域を不燃化特区に指定し、老朽住宅の除却助成、住替えにかかる費用の助成、火災に強い建物へ建て替える費用の助成、固定資産税等の減免、防災建替え相談窓口の設置や専門相談員の無料派遣等による支援を行っています。令和2年度は、計画期間の延長を受け、新たな地域を含む整備プログラムを策定し都と連携して推進できるよう協議するとともに、制度の更なる周知と防災まちづくりへの機運醸成を図ってまいります。また、西大井三丁目の国家公務員宿舎跡地を取得し、防災広場の整備に向けた設計業務等を実施します。さらに、都市防災不燃化促進事業による沿道建築物の不燃化促進や防災生活圏事業による広域避難所の周辺整備及び避難道路機能の強化にも取り組んでいるところです。

また、建物の倒壊危険度が高く重点的な取組みが必要な区域において、個別訪問による直接的な情報提供や働きかけによる耐震化に向けた積極的な周知啓発を行いながら、木造住宅に対する耐震補強、除却工事費助成を拡充し、住宅建築物の耐震化促進に向けた更なる取組みを進めています。

今後も、引き続き老朽住宅の建替えや不燃化、耐震化を加速させるため、さらなる支援の強化を図るとともに、「燃えないまち・燃え広がらないまち」

の実現に向け、地域の防災性の向上と、より安全で良好な市街地環境の形成に努めています。

4. 建築指導

建築行政は、建築確認や各種許可・認定、不特定多数の者の利用を前提とした特定建築物の定期報告制度や違反建築物に対する指導などを通し、都市計画行政とともに、まちづくり行政の一翼を担っています。

建築確認は、平成 19 年以降、建築基準法の改正を重ね、構造計算適合判定機関によるピアチェックの導入や、一定規模以上の建築設計における構造設計一級建築士や設備設計一級建築士の関与の義務付けなど、建築関係法令の確実な執行に向けた体制整備が進められています。一方、建築物におけるエネルギー消費量の著しい増加を抑制するため、延べ面積 2,000 m² 以上の非住宅建築物の新築等に対する省エネ基準への適合義務化が平成 29 年度から開始されるなど、建築基準関係法令の新設や改正も数多くあります。個々の建築物が適切に建築されるよう、事前相談によるアドバイスや関係機関との連携強化などを通じて、建築確認事務の迅速化・適正化に今後も努めています。

また、細街区の適切な拡幅に向けた事前協議や区施工による整備、がけ・擁壁やコンクリートブロック塀等の安全化に対する支援を通じて、地域の防災性向上を促進し、安全・安心のまちづくりに取り組んでいきます。

5. 交 通 網

区内の交通網は、高密度に整備された鉄道網と、都心から南北方向に延びる放射道路網によって特徴づけることができます。交通網の整備は、都市の快適さや魅力を高めていくための最も重要なことの一つです。将来にわたり住みやすく、活力あるまちとして発展するには、鉄道や道路の安全性や利便性を高めるとともに、住民ニーズを踏まえた効率的な交通体系を形成していく必要があります。

区内の鉄道網は、りんかい線全線開通により、埼玉・新宿方面と臨海副都心・千葉方面を結ぶ広域ネットワークが形成されるとともに、湘南新宿ラインの全線直通運転による利便性の向上が図られました。また、まちの安全性・快適性の向上を目指し、鉄道立体化にも取り組み、完成した東急池上線、京急本線（新馬場駅以南）、東急目黒線に続き、新たに京急本線（北品川駅付近）が平成 30 年 12 月に都市計画決定、令和 2 年 4 月に事業認可を取得し、鉄道立体化事業を進めています。また、東急大井町線（戸越公園駅付近）の事業化に向けた検討も行っています。駅施設のバリアフリー化については、令和元年度（平成 31 年度）には、東急大井町線下神明駅、戸越公園駅、旗の台駅 5, 6 番線およびりんかい線大井町駅のホームドアが整備され、令和 2 年度には、東急

池上線五反田駅で固定柵から可動式ホームドアへの整備、また東急目黒線、目黒駅、不動前駅、武蔵小山駅、西小山駅それぞれにおいて車両の増両にともなうホームドア整備が予定されています。区では引き続き鉄道事業者に対しエレベーターやホームドア等の設置を働きかけていきます。また、平成 27 年 3 月策定の「大井町駅周辺地区バリアフリー計画」に続き、平成 29 年 7 月には、「旗の台駅周辺地区バリアフリー計画」を策定し、誰もが安心して移動できるまちづくりを更に進めていきます。

一方、区内の主要道路網については、南北方向に比べ東西を結ぶ道路整備が遅れていることから、生活道路への通過車両の進入もあり、交通渋滞の原因となっています。そのため、補助第 26 号線の早期整備が不可欠であり、都と調整を図りながら整備を促進していきます。また、区内は、他区に比べても交通利便性の高い状況にありますが、バス停留所からやや距離がある地域や道路幅員などにより、バス路線を通せない地域もあり、更なる交通利便性の向上が求められています。東西の新たな道路網である補助第 26 号線の整備に合わせ、バス事業者と連携し新たなバス路線の拡充や、また、令和元年度（平成 31 年度）に開始した、民間公共交通網を補完する、地域の実情に応じた利用しやすい新たな移動手段としてのコミュニティバス導入に向けた検討を令和 2 年度もより具体に進めてまいります。

都市計画道路については、東京都では平成 28 年 3 月に「東京における都市計画道路の整備方針」を策定し、令和 7 年度までに優先的に整備すべき路線を示し、区内では 4 つの路線が選定されました。また、東京都の「木密地域不燃化 10 年プロジェクト」では、令和 2 年度までに整備すべき特定整備路線として区内 3 路線が選定されたことから、これら路線の整備に併せ、周辺のまちづくりも、都との連携・協力のもと事業を進めていきます。

6. 環 境

かけがえのない地球環境を次代に引き継ぎ、持続可能な地域社会を実現するには、区民・事業者・区が、それぞれの責任と役割を踏まえて、これまでの「環境配慮行動」から、一步踏み込んだ「環境再生行動」へさらなる積極的な取組みが求められています。日本のパリ協定批准、これを受けた国や都の環境に関する計画の改訂など、新たな動きを踏まえ、区では平成 29 年度に区の環境施策の基本方針である「品川区環境基本計画」と、区が一事業者として温室効果ガス削減に取り組む「品川区職員環境行動計画（しながわ職員エコアクト）」を策定し、平成 30 年度より運用を開始しました。今年度も引き続き、これらの計画のもと、持続可能な環境施策をより強力に推進していきます。

また、平成 30 年度より検討を進めてきた「（仮称）品川区立環境学習交流施設」においては、令和元年度にプロポーザルによる運営事業候補者を決定し、環境意識の啓発や情報発信拠点として、地域とともにある施設として整備を進

め、令和4年度春のオープンを目指していきます。

その他、食品ロスの削減に関しては、「SHINAGAWA”もったいない”プロジェクト」を拡充させ、使い捨てプラスチック製品削減に関しては、各種イベントにおける使い捨てプラスチック製容器類の置き換えやマイバッグの配布等により、様々な主体に対する各種啓発を推進します。

生活環境対策に関しては、大気汚染物質の定期的な測定や、騒音・振動、アスベスト対策や土壤汚染対策などの事業者への各種指導、相談を適宜行い、区民が心安らかに暮らせる地域づくりに取り組んでいきます。また外来種対策として、アライグマやハクビシンなどの防除や、ヒアリ等の特定外来生物の生息調査など、区民のみなさんが安心して生活できる様々な取組みを進めます。

7. 清掃・リサイクル事業

平成12年度に東京都から区へ清掃事業が移管されて以降、区では、ごみの減量とリサイクルを推進するため、地域特性に応じた区独自の取組みを積極的に実施してきました。

とりわけ、移管直後の平成12年5月からカラス対策とまちの美化の向上を目的に、商店街での早朝各戸収集を開始しました。その後、平成14年度からは、ごみの分別徹底などを目的に、住宅地での各戸収集実施エリアを順次拡大し、平成17年7月には区内全域に展開しました。更に、平成20年10月にはサーマルリサイクルの本格実施を機に分別変更も実施しました。

その後も、常に区民に寄り添った事業へのレベルアップに努め、高齢者に配慮した「ふれあい収集」や町会等への「出前講座」、子供への「環境学習」などのきめ細やかな啓発事業にも取り組んでいます。

一方、資源回収については、移管時には古紙類、びん、缶などの5品目でしたが、その後ペットボトル他の品目にも逐次拡大し、平成20年10月からは、プラスチック製容器包装等も追加して12品目に充実しました。あわせて、拠点回収では古着や廃食用油、不用園芸土の回収に加えて、平成25年10月からは小型家電の回収も開始しました。

こうした取組みの結果、ごみ量は減少傾向を維持し、かつ、資源回収量も安定した回収水準を維持しています。

今後も、資源循環型社会の構築に向けてなお一層の普及啓発に努め、3R（リデュース・リユース・リサイクル）を推進し、区民の生活環境の向上を図るとともに東京2020大会に向け、訪れていただいた方にも快適な環境を提供するためにもごみ資源の適正な分別やごみ出しマナーの向上に引き続き取り組んでいきます。

また、近年の課題である事業系廃棄物の減量とリサイクルの推進の充実に取り組んでいきます。

このように、清掃・リサイクル事業は、廃棄物の適正排出・適正処理の啓発をとおして衛生的で快適な住環境の維持向上を担いながら、他面、災害対応にも備えるなど、保有施設とマンパワーを活かして、区民生活の安全・安心を確保する役割の一翼も担っていきます。

他課との連携事業一覧

都市計画課

事業名	連携事業内容	連携課名
やさしいまちづくり推進事業	やさしいまちづくりの推進	地域活動課 商業・ものづくり課 福祉計画課 高齢者福祉課 障害者福祉課 都市開発課 建築課 土木管理課 道路課 公園課
都市景観形成事業	品川区景観計画に基づく届出	文化観光課 都市開発課 土木管理課 公園課 河川下水道課 庶務課
中高層建築物等の建設に係る開発環境指導	各課所管条例・要綱等に対する意見照会、情報提供	企画調整課 地域活動課 商業・ものづくり課 保育支援課 住宅課 都市開発課 建築課 環境課 品川区清掃事務所 土木管理課 道路課 公園課 河川下水道課 防災課 庶務課 学務課

住宅課

事業名	連携事業内容	連携課名
空き家等対策事業	不適正管理状態にある空き家等の対策検討・実施	地域活動課 高齢者福祉課 生活衛生課 各保健センター 木密整備推進課 建築課 環境課 品川区清掃事務所
	空き家の有効活用の推進	地域活動課 子ども育成課 子育て応援課 生活福祉課
居住支援事業	住宅確保要配慮者に対する支援策の協議・検討	商業・ものづくり課 子ども育成課 子育て応援課 福祉計画課 高齢者福祉課 高齢者地域支援課 障害者福祉課 生活福祉課
都市計画法に基づく開発許可	開発許可申請にともなう公共施設管理者への協議、同意	土木管理課 公園課 道路課

木密整備推進課

事業名	連携事業内容	連携課名
密集住宅市街地整備促進事業	従前居住者用住宅(ソレユ戸越)大規模改修工事ほか	施設整備課
	従前居住者用住宅(ソレユ中延)パネル設置工事	
	従前居住者用住宅(ソレユ中延)施設維持管理	住宅課
密集住宅市街地整備促進事業		建築課
防災生活圏促進事業	防災広場の整備 防災生活道路の整備	土木管理課 道路課 公園課
木密地域不燃化10年プロジェクト		障害者福祉課
木密地域不燃化10年プロジェクト 都市防災不燃化促進事業	建築物除却費助成	建築課

都市開発課

事業名	連携事業内容	連携課名
大井町駅周辺地区、大崎駅周辺地区、目黒駅・五反田駅周辺地区、武蔵小山駅周辺地区、品川駅南地域周辺地区、戸越公園駅周辺地区などの整備	産業振興・観光施策と連携したまちづくりの推進	商業・ものづくり課 文化観光課
	市街地再開発事業等に伴う公共施設の整備	企画調整課 経理課 土木管理課 道路課 公園課 河川下水道課
	整備に必要な地区計画、市街地再開発事業等の都市計画手続き	都市計画課
	整備地区に係る公有財産の活用、公益施設の取得	企画調整課 経理課 地域活動課 戸籍住民課 商業・ものづくり課 保育課
	大崎駅周辺地区におけるエリアマネジメントの展開	企画調整課 総務課 都市計画課 土木管理課 道路課 公園課 河川下水道課 防災課
	京急北品川駅周辺、東急戸越公園駅周辺の鉄道立体事業の推進	経理課 都市計画課 土木管理課 道路課

建築課

事業名	連携事業内容	連携課名
建築物等の確認審査・許可・認定	確認事務等に係る事務	都市計画課 住宅課
細街路拡幅整備事業	整備後に係る事務	木密整備推進課 土木管理課 道路課
建設リサイクル法受付事務	解体工事の看板設置 アスベスト除去工事の指導・合同パトロール	住宅課 環境課
住宅・建築物耐震化支援事業	町会会館耐震診断 対象案件の確認 除却後の住宅についての情報提供	地域活動課 木密整備推進課 住宅課
歴史的・魅力的建築物調査	情報共有を図り、効率的に調査を実施 調査結果を有効活用できるよう連携	広報広聴課 文化観光課 都市計画課 庶務課
コンクリートブロック塀等安全化支援事業	緑化の推進 道路境界の確認	公園課 土木管理課

環境課

事業名	連携事業内容	連携課名
しながわエコチャレンジ	区内小学校に環境学習リーフレット・チャレンジシートを配布し、環境意識向上と負荷軽減を図る	学務課 教育総合支援センター
ECOフェスティバルの実施	各所管の事業啓発のため出展参加・共同実施	総務課 税務課 広報広聴課 地域活動課 商業・ものづくり課 スポーツ推進課 オリンピック・パラリンピック準備課 健康課 国保医療年金課 品川区清掃事務所 公園課 河川下水道課 品川図書館
打ち水大作戦しながわ	地域センター、商店街、保育園、児童センターに実施協力依頼	地域活動課 商業・ものづくり課 スポーツ推進課 子ども育成課 保育課
SHINAGAWA”もったいない”プロジェクト	SHINAGAWA”もったいない”推進店やフードドライブの実施、紙芝居の作製等の各種事業を展開し、食品ロスの削減啓発を行う	地域活動課 子育て応援課 保育課
使い捨てプラスチック削減推進事業	区主催イベント・品川区民まつりにおける使い捨てプラスチック製容器類の置き換え	地域活動課 商業・ものづくり課 文化観光課 スポーツ推進課 オリンピック・パラリンピック準備課 高齢者地域支援課 障害者福祉課 公園課 防災課
地球にやさしい環境運動推進事業	商店街と連携して環境啓発イベントを実施	商業・ものづくり課
国産間伐材の有効活用事業	商店街と連携して環境啓発イベントを実施	商業・ものづくり課
環境表彰式	総務課、地域活動課と顕彰者の選考会実施 公園課、品川区清掃事務所と式典を共同実施	総務課 地域活動課 品川区清掃事務所 公園課

事業名	連携事業内容	連携課名
グリーン電力証書システムの活用	しながわ区民まつり、障害者スポーツチャレンジデー、オリ・パラ啓発イベント、ふくしまつり、みどりと花のフェスティバル、防災フェアで活用	地域活動課 スポーツ推進課 オリンピック・パラリンピック準備課 障害者福祉課 公園課 防災課
環境学習講座等	公園課と連携して「園芸講座」を実施	公園課
(仮称) 品川区立環境学習交流施設の検討	環境啓発や情報発信、地域交流の拠点となる体験型環境学習の施設を戸越公園内に整備・検討	施設整備課 子ども育成課 教育総合支援センター 公園課
温暖化防止対策関連計画の推進	各種計画事業の進捗状況確認 重点プロジェクト事業の検討・実施 「品川区環境基本計画」「品川区職員環境行動計画～しながわ職員エコアクト～」の推進	施設整備課 商業・ものづくり課 都市計画課 住宅課 都市開発課 品川区清掃事務所 土木管理課 道路課 公園課 河川下水道課 防災課 教育委員会事務局
カラス対策事業	専用電話による相談受付業務を一本化して委託	品川区清掃事務所 道路課 公園課 庶務課
水質調査	河川下水道課と調査結果を共有	河川下水道課
環境影響評価	事業の環境影響評価に係る意見照会と調整	地域活動課 その他連携課

品川区清掃事務所

事業名	連携事業内容	連携課名
ふれあい収集事業	高齢福祉部門でのひとり暮らし高齢者対応	高齢者福祉課
宿泊事業者への適正な廃棄物排出指導	宿泊（民泊）届出情報を共有し、宿泊（民泊）施設から出る廃棄物の適正な排出を指導	生活衛生課
大規模建築物（住宅・事業用）における保管場所等の設置および排出指導	大規模建築物に設置を義務づけている廃棄物の保管場所・保管設備の設置状況、再利用促進状況等の調査・指導のための事前情報提供	都市計画課
ごみのカラス対策	カラス被害によるごみの散乱を防止するため、集合住宅への防鳥ネットの貸し出し	環境課
ECOフェスティバル	出展参加（フリーマーケット、不用園芸土回収、再生園芸土配布、分別クイズ等）	環境課
みどりと花のフェスティバル	出展参加（再生園芸土配布）	公園課
環境表彰式	環境表彰式共同実施（資源リサイクル活動貢献団体への感謝状の贈呈）	公園課・環境課

都市計画課

都 市 計 画 課

係 別 事 務 分 掌

計画調整担当（主査）

- 1 部の予算、決算および会計の総括に関すること。
- 2 部の人事に関すること。
- 3 部の事務事業の進行管理に関すること。
- 4 部内他課との連絡調整に関すること。
- 5 まちづくり全般に係る企画、調整および調査に関すること。
- 6 国、都その他の機関が実施する都市計画事業等の連絡調整に関すること。
- 7 公共交通の整備促進に関すること。
- 8 都市計画の決定および変更に関すること。
- 9 都市計画審議会に関すること。
- 10 土地利用計画法に基づく土地売買等の届出に関すること。
- 11 部内他課、係に属しないこと。

空港環境担当（主査）

- 1 航空機騒音等に関すること。
- 2 羽田空港の機能強化に関する国、都その他の機関との連絡調整に関すること。

景観担当（主査）

- 1 景観まちづくりの企画、調整および推進に関すること。
- 2 景観計画に基づく指導に関すること。
- 3 景観審議会に関すること。
- 4 中高層建築物等の環境指導に関すること。

一. 都市計画事務

(計画調整担当)

【特別区の都市計画行政】

都市計画事務は、昭和49年の地方自治法の一部改正に伴い、昭和50年4月1日から都市計画決定権の一部が特別区に移管されました。その後、区が主体となって定める地区計画・沿道整備計画が創設され(昭和55年)、都市計画法施行令の一部改正(昭和58年)では、区は市町村に準じた都市計画決定権を得ています。さらに、都区制度改革および地方分権に係る改正(平成10、11年)により、1ha以下の特定街区やごみ焼却場、10ha未満の公園・緑地等に関する都市計画についての決定権限が区に移管されました。そして、平成23年に公布された「地域の自主性および自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」により、国または都が設置するもの以外の10ha以上の公園・緑地等、4車線以上の道路等に関する都市計画についての決定権限も区に移管されています。

1 品川区まちづくりマスターplan

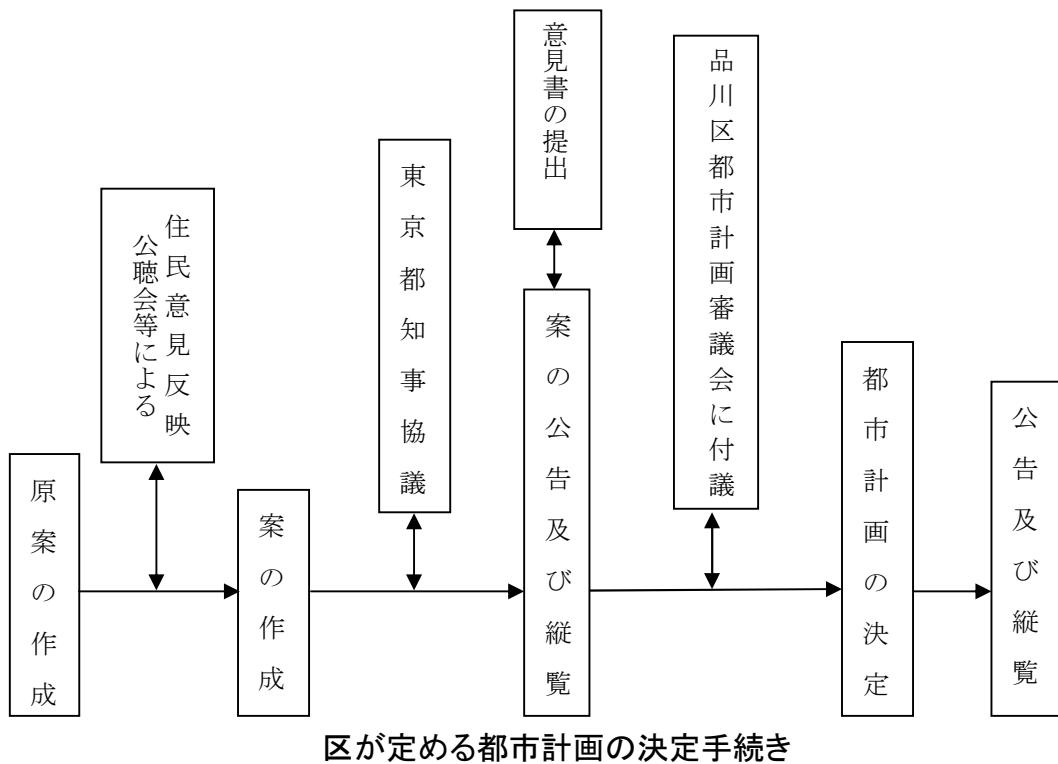
都市計画行政を進める上で、住民に最も近い立場にある区が、その創意工夫の下、まちづくりの具体性ある将来ビジョンを確立し、地区別のあるべき市街地像を示すとともに、地域別の整備課題に応じた整備方針、計画等をきめ細かくかつ総合的に定めることが望まれています。このため区では、平成13年に市街地整備基本方針を定め計画的にまちづくりを進めてきました。その後、区を取り巻く状況は、人口の増減や少子高齢化、環境問題、災害に強い都市づくりへの喫緊な取組みの必要性など、まちづくりのあり方に影響を与える大きな変化が生じています。このため、区では、区民の新たなニーズや時代の要請に的確かつ迅速に対応し、計画的にまちづくりを推進していくため、まちづくりに関する各分野を包括した総合的な計画として、平成25年2月に「品川区まちづくりマスターplan」を策定しました。この計画に基づき、しながわのまちづくりを進めています。



2 都市計画の決定および変更

区が決定および変更できる都市計画の主なものは、①防火地域および準防火地域・特別用途地区・高度地区・高度利用地区等の地域地区、②国または都が設置するもの以外の道路や公園等の都市施設、③国または都が施行するもの以外の50ha未満の土地区画整理事業、④施行区域面積が3ha以下の第一種市街地再開発事業、⑤地区計画があります。

都市計画決定および都市計画の変更決定を行う場合、東京都知事に協議し、品川区都市計画審議会の議を経て決定することになっています。



3 都市計画審議会

品川区都市計画審議会は、都市計画行政の円滑な運営を図るため、「品川区都市計画審議会条例（昭和50年3月25日条例第27号）」に基づき、区長の附属機関として設置されました。その後、平成12年4月の都市計画法の改正により、都市計画法に基づく審議会に位置づけられています。審議会は、学識経験者、区議会議員、関係行政機関の職員、区民の合計20名以内で構成され、任期は2年間です。

審議会は、区長の諮問に応じ次に掲げる事項について審議しています。

- ① 品川区が定める都市計画に関すること
- ② 品川区以外が定める都市計画に関すること
- ③ その他区長が都市計画上必要と認める事項に関すること

審議会の開催状況 ※昭和50年9月19日（初回）から合計167回開催

単位：回

年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
開催回数	2	1	2	2	2

令和元年度 品川区都市計画審議会開催状況

回	開催月日	審 議 事 項	備 考
166	令和元年 5月 23日	・東京都市計画道路の変更 (区画街路品川区画街路第七号線)	付議・答申
167	令和元年 8月 23日	・天王洲地区の品川区景観計画における重点地区指定について (景観法第九条第二項に基づく意見聴取)	意見聴取

令和2年度予算額 1,305千円

4 都市計画の相談等

都市計画道路や用途地域等の決定状況、図書の縦覧、決定区域・事業の実施等について、相談・問合せに対応しています。

都市計画相談件数

単位：件

年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
都市計画一般	266	392	557	335	660
計画道路	563	539	779	905	756
その他	69	316	681	603	317
計	898	1,247	2,017	1,843	1,733

5 都市計画の提案

都市計画法の改正（平成14年7月）および都市再生特別措置法の制定（平成14年4月）により新たに、地権者による都市計画の決定や変更についての提案制度が創設されました。提案された案件は、都市計画を定める必要性について判断した後、都市計画手続を行い、都市計画が決定されます。

なお、平成20年度から令和元年度までの12年間の提案実績はありません。

6 國土利用計画法に基づく土地売買等の届出

國土利用計画法は、土地の投機的取引や地価の高騰を抑制し、適正かつ合理的な土地利用の確保を図るため、2,000m²以上の土地取引をしたときは、2週間以内に届出するよう、権利取得者に義務付けています（法第23条）。区ではこの法に基づき受付事務を行っています。

土地取引とは、売買、交換、営業譲渡、譲渡担保、代物弁済、共用持分の譲渡、地上権・賃借権の設定・譲渡、予約完結権・買戻権等の譲渡を指します。

● 届出受理事務 品川区 都市環境部 都市計画課 計画調整担当

● 利用目的審査事務 東京都 都市整備局 都市づくり政策部 都市計画課

単位：件

年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
届出件数	17	15	39	39	29

7 沿道環境整備

中原街道は、都心から川崎、横浜方面への交通の分散を図ることを目的に計画された幹線道路であり、道路交通騒音などが課題となっています。

そのため、平成18年12月に「品川区中原街道地区沿道地区計画」を定め、遮音上有効な建築物への誘導や沿道建築物の防音構造化へ支援を行い、適正で合理的な沿道地域の土地利用を図っています。

具体的には、沿道奥行20mの範囲において東京都が実施する騒音調査および防音工事助成の受付事務を行っています。



箇所名：中原街道

品川区内起点：

平塚二丁目4番地先

品川区内終点：

旗の台五丁目16番地先

品川区内延長：

2,385m

単位：件

年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
騒音調査の申込	2	2	1	0	0
防音工事の助成申込	0	0	0	0	0

8 用途地域の指定状況・見直し

用途地域は、土地の合理的な利用を図るためのゾーニング制度である地域地区制度の中でも最も基本的なものです。ゾーンごとに、建築物の用途を規制することにより、市街地の建築物を用途別に合理的に配置し、良好な都市環境を確保することを目的としています。

東京都市計画用途地域(東京都知事決定) 平成31年3月6日告示・施行（品川区内）

種 別	面積 (ha)	比率* (%)	内 容
第一種低層 住居専用地域	124.1	5.5	低層住宅の良好な環境保護のための地域
第二種低層 住居専用地域	0	—	小規模な店舗の立地は認められる、低層住宅の良好な環境保護のための地域
第一種中高層 住居専用地域	210.5	9.4	中高層住宅の良好な環境保護のための地域
第二種中高層 住居専用地域	3.4	0.2	一定の利便施設の立地は認められる、中高層住宅の良好な環境保護のための地域
第一種住居地域	558.4	24.9	大規模な店舗、事務所の立地が制限される、住宅の環境保護のための地域
第二種住居地域	15.0	0.7	大規模な店舗、事務所の立地も認められる、住宅の環境保護のための地域
準住居地域	0	—	道路の沿道等において、自動車関連施設等と住宅が調和して立地する地域
田園住居地域	0	—	農業の利便の増進を図りつつ、これと調和した低層住宅に係る良好な環境保護のための地域
近隣商業地域	142.5	6.4	近隣の住宅地の住民のための店舗、事務所等の利便の増進を図る地域
商業地域	259.8	11.6	店舗、事務所等の利便の増進を図る地域
準工業地域	869.6	38.8	環境の悪化をもたらすおそれのない工業の利便の増進を図る地域
工業地域	59.9	2.7	工業の利便の増進を図る地域
工業専用地域	0	—	専ら工業の利便の増進を図る地域
合 計	2,243.2	100.0	

*表中の数値は小数点以下第2位を四捨五入して表示しているため、比率の合計が100%となっていない場合があります。

現在指定されている用途地域は、平成16年の一斉見直し以降、地域のまちづくりに合わせて地区計画を定め、迅速かつ効果的に用途地域を変更してきました。一方この間、地形や地物の変化に伴い用途地域の指定状況と現況との不整合などが発生してきていることから、これに伴う用途地域等の変更を一括して実施します。

令和2年度予算額 15,000千円

9 品川区内の都市計画道路の現況

品川区内の都市計画道路整備率は、令和2年4月1日現在68.6%となっています。なお、平成30年3月31日現在の23区の平均整備率は65.6%という状況です。平成27年度で終了した第三次事業化路線は6路線中4路線が着手し、事業が積極的に進められてきました。また、平成28年3月に策定された『第四次事業化計画』においては都施行1路線、区施行3路線が新たに優先整備路線に指定され、さらに整備が進み交通ネットワークが強化されます。なお、優先整備路線に位置づけられていなくても、まちづくり等地域の気運が高まった路線については随時事業化を図っていくことになっています。

また、都では「木密地域不燃化10年プロジェクト」に基づき、延焼遮断帯として効果のある都市計画道路を特定整備路線として指定し、重点的・集中的に取り組んでいます。

都市計画道路調書

(令和2年4月1日現在)

		全体	完成	事業中	概成	未着手
合 計	延長(m)	73,602	50,508	7,150	8,786	7,158
	率 (%)	100.0	68.6	9.7	11.9	9.7
区	延長(m)	21,703	17,084	340	1,325	2,954
	率 (%)	100.0	78.7	1.6	6.1	13.6
都	延長(m)	38,471	24,366	6,810	3,091	4,204
	率 (%)	100.0	63.3	17.7	8.0	10.9
国	延長(m)	13,428	9,058	0	4,370	0
	率 (%)	100.0	67.5	0	32.5	0.0

都市高速道路調書

(令和2年4月1日現在)

		全体	完成	事業中	概成	未着手
合 計	延長(m)	63,140	63,140	0	0	0
	率 (%)	100.0	100.0	0	0	0
都市高速道路 第1号線	延長(m)	21,930	21,930	(1,870)	0	0
	率 (%)	100.0	100.0	0	0	0
都市高速道路 第2号線	延長(m)	8,500	8,500	0	0	0
	率 (%)	100.0	100.0	0	0	0
都市高速道路 湾岸線	延長(m)	23,350	23,350	(500)	0	0
	率 (%)	100.0	100.0	0	0	0
都市高速道路 中央環状品川線	延長(m)	9,360	9,360	0	0	0
	率 (%)	100.0	100.0	0	0	0

※区外も含む

※()内は大規模更新の延長長さ(参考値)

※現在事業中の路線

・区施行路線

- 補助163号線^注
- 区画街路7号線

・都施行路線

- 環状6号線 2区間
- 放射2号線 1区間(特定整備路線)
- 補助26号線 2区間
- 補助28号線 2区間(うち1区間が特定整備路線)
- 補助29号線 6区間(特定整備路線)

・国施行路線

- 該当なし

注) 市街地再開発事業による整備を含む

10 第四次事業化計画

都市計画道路事業は、これまで、昭和56年、平成3年と平成16年の3回にわたり、概ね10年間で着手または完成すべき路線を選定した「事業化計画」を策定し、計画的、効率的な整備に努めてきました。この結果、放射・環状の主要な幹線道路については、その6割が完成し、都市の骨格的な道路ネットワークを形成しつつあります。また、交通処理機能のみならず、地下鉄等の収容空間、震災時の緊急輸送路や延焼遮断帯として都市の防災性向上に寄与するなど、着実に成果を挙げています。

第三次事業化計画（平成16年度～27年度）では、区部で約64kmが事業着手し48%の着手率でした。

平成28年3月、東京都、特別区、26市、2町は東京が目指すべき将来像の実現に向け、東京の抱える道路整備の課題を解決するため、都市計画道路の整備に関わる基本目標として、「①活力 ②防災 ③暮らし ④環境」の4点を設定し、東京における都市計画道路全体の新たな計画として、第四次事業化計画（平成28年度～令和7年度（2016～2025年度））を盛り込んだ「東京における都市計画道路の整備方針」を策定しました。

「第四次事業化計画」では、上記4つの基本目標から15の検証項目を設定し、各都市計画道路を15の項目により検証することで、今後10年間で優先的に整備すべき路線「優先整備路線（区内では都施行1路線、区施行3路線が選定）」を選定するとともに計画幅員や構造など都市計画の内容について検討を要する路線「計画内容再検討路線（区内では1路線が選定）」や必要性が確認されなかった路線「見直し候補路線」を位置づけました。

また、優先整備路線等として選定しなかった未着手路線（延長約535km）を対象に、概成道路における拡幅整備の有効性や既存道路による代替可能性などの新たな検証項目を設定し、都市計画道路の在り方について調査・検証を進め、令和元年11月に「東京における都市計画道路の在り方に関する基本方針」を策定し、新たに「変更予定路線（区内では2区間）」を位置づけました。

■都市計画道路の整備方針(第四次事業化計画)

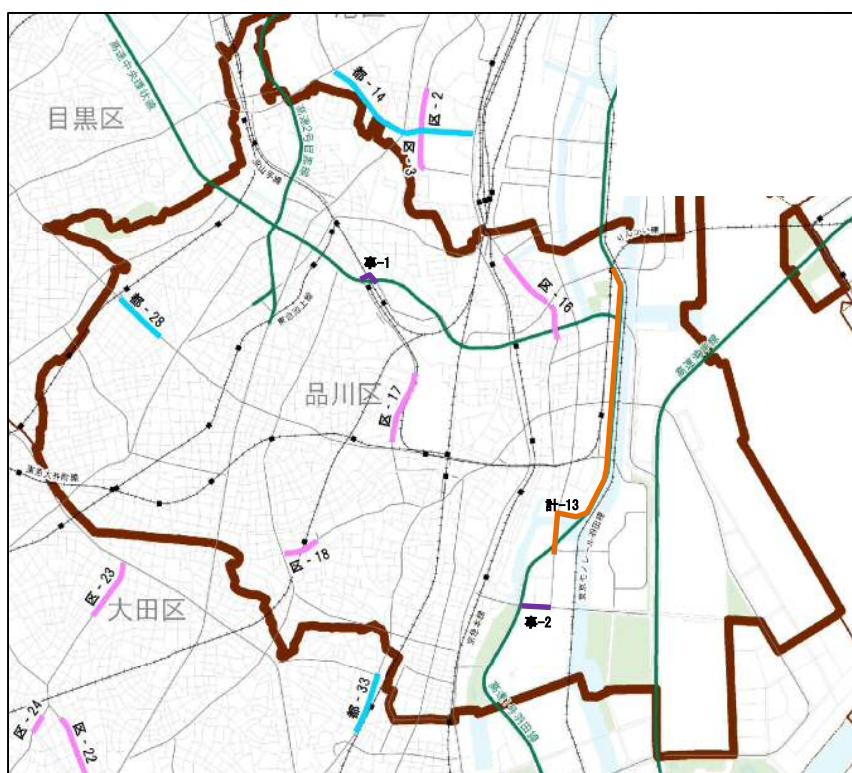
優先整備路線一覧（都施行）		
No	路線名・延長	区間
都-28	補助 26号線 480m	放射2付近～ 東急目黒線

優先整備路線一覧（区施行）		
No	路線名・延長	区間
区-16	補助 162号線 840m	補助149～ 補助161付近
区-17	補助 163号線 630m	西品川～ 補助26付近
区-18	補助 205号線 310m	品区街3付近～ 補助29付近

計画内容再検討路線一覧		
No	路線名・延長	区間
計-13	放射18号線 2,520m	勝島一丁目～ 環状6(鮫洲橋)

■都市計画道路の在り方に関する基本方針

変更予定路線一覧		
No	路線名・延長	区間
事-1	環状6号線 280m	大崎陸橋付近
事-2	補助145号線 260m	放射18～ 補助146



1.1 東京都施行事業の現況

(1) 都市計画街路事業

現在、品川区内では5路線の東京都施行の街路事業が進められています。特に補助26号線は区内を横断する重要な路線であり、区としては早期完成に向け都へ積極的な働きかけを行っています。

(平成31年3月末現在)

路線名	地 区	延長	幅 員	事業期間 (年度)	用地取得率	備 考
環状6号線	下目黒	570m	30m	H12～R3	99%	品川区170m 目黒区400m
	西五反田	400m	30～40m	H8～R2	100%	
放射2号線	西五反田	1,255m	25～33m	H26～R2	28%	(特定整備路線)
補助26号線	豊町	665m	20～28m	H3～R5	99%	
	平塚橋	180m	20m	H17～R3	100%	
補助28号線	南品川	335m	20m	H10～R7	50%	
	大井	520m	20m	H26～R2	28%	(特定整備路線)
補助29号線	大崎	520m	20m	H25～R7	16%	(特定整備路線)
	戸越	825m	20m	H26～R2	18%	(特定整備路線)
	戸越公園	460m	20m	H26～R2	11%	(特定整備路線)
	豊町	550m	20m	H25～R7	20%	(特定整備路線)
	西大井	390m	20m	H26～R2	18%	(特定整備路線)
	西大井 東馬込	700m	15～24m	H26～R2	19%	(特定整備路線) 品川区540m 大田区160m

(2) 都市高速道路中央環状品川線

平成27年3月7日に品川区内を通る山手トンネル（湾岸線～渋谷線）が開通し、首都高速道路中央環状品川線が全線開通しました。

【概要】

- ・平成16年11月15日 都市計画決定
- ・平成17年 9月16日 東京都事業認可取得
- ・平成18年 6月20日 東京都・首都高事業認可取得
- ・平成25年 7月25日 事業認可変更取得(東京都・首都高)
- ・平成27年 3月 4日 事業認可変更取得(東京都・首都高)(中目黒換気所外溝工事のため)
- ・平成27年 3月 7日 開通
- ・平成29年 3月21日 事業認可変更取得(東京都・首都高)(街路復旧工事のため)
- ・期 間：平成18年6月20日～平成30年3月31日
- ・延 長：約9.4km
- ・車線数：往復4車線
- ・入口：1箇所（五反田）
- ・出口2箇所（五反田、中環大井南）
- ・換気所：4箇所（大井北・南品川・五反田・中目黒）



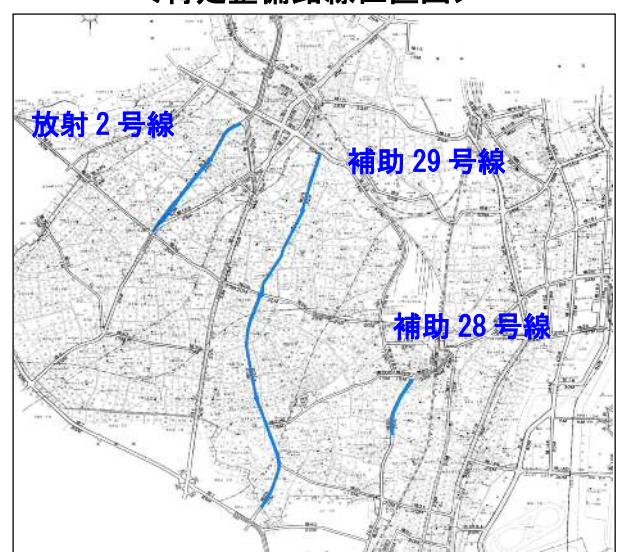
中央環状品川線概要図

(3) 特定整備路線

東京都が進める「木密地域不燃化10年プロジェクト」において、延焼遮断帯の形成を促進し、木密地域を燃え広がらないまちにすることを目的に「特定整備路線」整備事業が行われています。品川区においては、都市計画道路補助29号線、放射2号線および補助28号線が選定されました。

平成26年度には区内全線全区間において事業認可を取得し終え、現在、都区連携により事業が進められています。

＜特定整備路線位置図＞



【概要】

- ・平成24年 6月28日 特定整備路線の選定
- ・平成24年10月31日 追加区間の選定
- ・平成24年12月 7日 特別支援策の公表
- ・平成25年 1月～ 説明会等の開催
- ・平成26年 3月24日 事業認可取得（補助29号線[大崎区間][豊町区間]）
- ・平成26年 9月26日 事業認可取得（補助29号線[戸越区間][西大井区間]）
- ・平成27年 1月26日 事業認可取得（補助28号線）
- ・平成27年 2月 4日 事業認可取得
（補助29号線[西大井東馬込区間]、放射2号線）
- ・平成27年 2月16日 事業認可取得（補助29号線[戸越公園区間]）

1.2 国施行事業の現況

（1）国道357号東京港トンネル（一般部）整備

東京港トンネル（一般部）は、現在慢性的な渋滞が発生している東京港トンネル（高速湾岸線）と平行して整備することで、当該区間の渋滞緩和を図る事業です。一般部の開通により、羽田空港から台場地区までの所要時間が約4割短縮されるとともに、並行する幹線道路の交通量は約2割減少しました。

【概要】

- 平成14年～23年度 設備、道路構造設計検討
- 平成23年度 本体工事着手（西行き）
- 平成27年度 供用開始（西行き）【平成28年3月26日（土）開通】
本体工事着手（東行き）
- 令和元年度（平成31年度）供用開始（東行き）【令和元年6月3日（月）開通】



1.3 首都高速道路株施行事業の現況

平成25年1月、首都高速道路構造物の大規模更新のあり方に関する調査研究委員会より提言を受け、首都高速道路株式会社では、首都高速道路の構造物が将来にわたって健全性を保つことが出来るよう、更新計画について検討が実施されました。

その中で、京浜運河に位置する首都高速1号線（東品川桟橋・鮫洲埋立部）は、過酷な使用状況や激しい腐食環境等からコンクリートの剥離や鉄筋の腐食等の損傷が多数発生しており、長期的な安全性を確保するには構造物の更新（造り替え）が必要と判断されました。

平成26年度に当該箇所における都市計画変更を完了し事業が認可されました。平成27年度より工事に着手し、令和7年度（2025年度）に完了する予定です。



首都高速1号線（東品川桟橋・鮫洲埋立部）
の更新イメージ



二. 公共交通の整備促進 (計画調整担当)

1 鉄道網の現況 (計14路線 延40駅)

品川区は鉄道網が発達しており、駅の数も40と区内のほぼ全域が駅まで概ね徒歩15分以内にあります。都心へ向かう南北方向の鉄道路線に比べて東西の鉄道路線は少ないものの、東京23区の中でも交通の利便性は高い環境にあると言えます。

会社名	路線名	区内の駅数および駅名	
JR東日本	山手線	3	目黒、五反田、大崎
	京浜東北線	1	大井町
	横須賀線	1	西大井
	埼京線	1	大崎
	湘南新宿ライン	2	大崎、西大井
東京急行電鉄	目黒線	4	目黒、不動前、武蔵小山、西小山
	池上線	5	五反田、大崎広小路、戸越銀座、荏原中延、旗の台
	大井町線	6	大井町、下神明、戸越公園、中延、荏原町、旗の台
京浜急行電鉄	本線	6	北品川、新馬場、青物横丁、鮫洲、立会川、大森海岸
東京都交通局	浅草線	3	五反田、戸越、中延
	三田線	1	目黒
東京メトロ	南北線	1	目黒
東京モノレール	羽田線	2	天王洲アイル、大井競馬場前
東京臨海高速鉄道	りんかい線	4	天王洲アイル、品川シーサイド、大井町、大崎
合計	14路線 延40駅	<p>【実質駅数】33駅(改札を通らず乗り換えられる駅は複数路線でも1駅とカウントする)</p> <p>大崎駅(りんかい線、山手線、埼京線、湘南新宿ライン) 目黒駅(目黒線、南北線、三田線) 西大井駅(横須賀線、湘南新宿ライン) 旗の台駅(大井町線、池上線)</p> <p>【駅名数】26駅</p>	

2 バス路線網の充実 (計64系統)

品川区内には、3つのバス事業者(都営、東急、京急)により主要な幹線道路を中心にバスが運行されており、身近な交通手段として区民に広く利用されています。

区では、新しい都市計画道路の整備や大規模開発等により交通需要が増大した地域で、交通環境の変化に適切に対応していくためにバス路線の再編・充実をバス事業者に働きかけ、きめ細かな交通ネットワークを実現し、交通混雑の解消と区民の利便性の向上を図っていきます。

会社名	系統数
東京都交通局	都営バス
東急バス株式会社	東急バス
京浜急行バス株式会社	京浜急行バス

注) 系統数の集計にあたり、品川区内に1以上の停留所が存す系統を抽出

3 地域交通の検討

区における地域の需要に応じた住民の生活に必要な旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現を検討します。

(1) 地域交通検討会における検討

区内の鉄道や路線バスなどの公共交通網は充実しており、公共交通の利便性は高い環境にあるが、一部では、道路幅員などの要因により、バス停から遠い地域もあります。このような地域の改善を図り、区内の交通利便性のさらなる向上に向け、コミュニティバスの導入について検討を行いました。

①第1回地域交通検討会（令和元年8月30日開催）

効果的なコミュニティバスの導入にあたり、区の地域特性を各種統計情報から把握し、区民の移動特性を公共交通に関するアンケート調査や、携帯電話の位置情報による移動データから分析するとともに、バスの運行に関するニーズを求め、区内の地域公共交通に関する課題を洗い出し、地域公共交通の基本方針の構成案を示しました。

②第2回地域交通検討会（令和元年12月13日開催）

路線バス、コミュニティバスなど、それぞれの交通モードの地域公共交通としての役割と目標を「品川区地域公共交通基本方針」の骨子案とし、コミュニティバスの導入に向けた今後の進め方を定めました。さらに、「品川区コミュニティバス導入計画」の骨子案として、区内13地域をアンケート調査や携帯電話の移動情報や各種統計情報により、鉄道駅やバス停からの距離や路線バスの運行本数など、11の評価項目と評価指標から点数化を行い他地域と比較した結果、大崎第二地域、大井第三地域、荏原第二地域の3地域が高評価（高得点）となりました。

③第3回地域交通検討会（令和2年3月17日開催）

コミュニティバスの導入効果が見込まれる3地域に対し、大崎ルート、大井ルート、荏原ルートの3ルートの試行運行路線を選定し、運行条件、初期経費、運行収支や事業採算性を試算し、今後、運行事業者の企画提案の募集し、選定した運行事業者とともに再度詳細な検討を行い、候補ルートを絞り込みました。また、品川区地域公共交通基本方針（骨子案）は、地域交通検討会で検討を進め素案とし、パブリックコメントを実施します。

(2) 令和2年度の事業予定

地域交通検討会を道路運送法（昭和26年法律第183号）に規定された地域公共交通会議とし、地域公共交通基本方針の策定、コミュニティバス導入計画の策定、運行事業者の選定、運行計画（素案）の作成などを実施します。

令和2年度予算額 11, 284千円

三. 区民の自主的なまちづくりへの支援 (計画調整担当)

1 区民の自主的なまちづくりへの支援

区民の自主的なまちづくり活動を支援することにより、生活環境の改善を促進し、活力ある緑豊かな住みよいまちづくりの実現に寄与することを目的としています。

(1) 助成事業

① まちづくり専門家派遣

- ・活動支援業務 まちづくり団体の活動に対する指導・助言、相談等への対応
- ・計画立案業務 地域の現況を踏まえた事業計画案を作成するほか、事業化に向けた課題等の計画立案

② まちづくり補助金

まちづくりを目的として活動している協議会などの団体への運営に必要な活動費の一部助成

(2) 実績 (平成2年度～令和元年度)

① まちづくり専門家派遣

- ・活動支援業務 延 223回
- ・計画立案業務 延 6回

② まちづくり補助金交付事業 延 72団体

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
専門家派遣（件数）	8	12	10	0	0
専門家派遣団体（数）	2	1	1	0	0
補助金交付団体（数）	7	8	6	4	3

(3) 計画 (令和2年度)

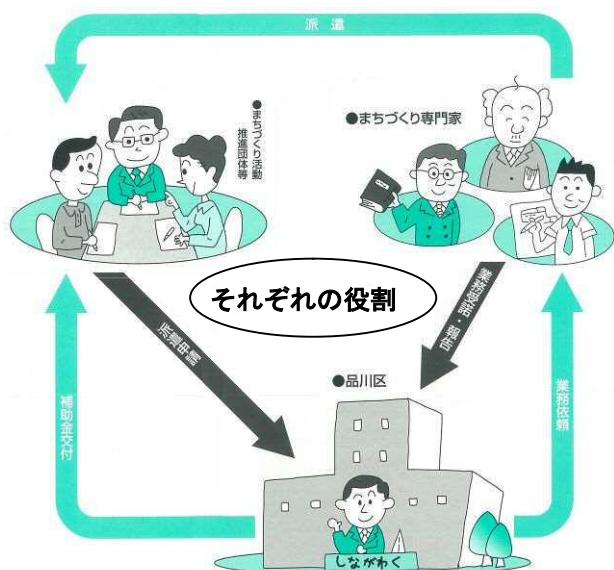
① まちづくり専門家派遣

- ・活動支援業務 延 12回

② まちづくり補助金交付事業

10団体

令和2年度予算額 1,419千円



四. まちづくり検討(立会川・勝島地区、八潮地区、水辺)

(計画調整担当)

1 立会川・勝島地区のまちづくり

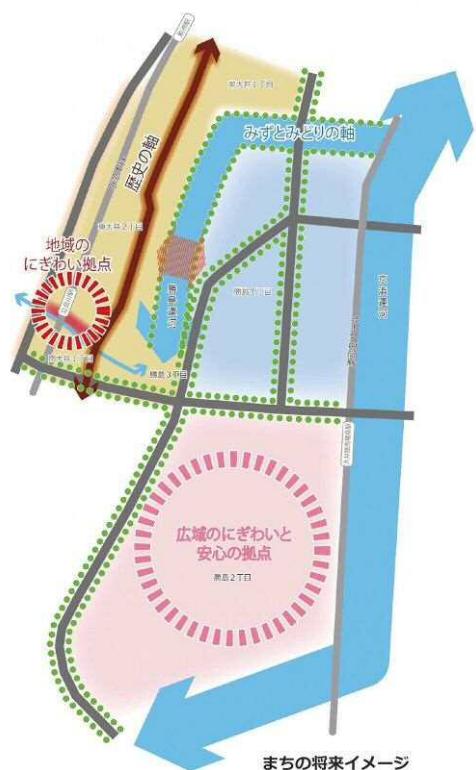
(1) まちづくりビジョンの策定

勝島エリアは、その一角をなしていた倉庫街等にマンション建設ラッシュが生じるとともに、立会川駅が東京2020オリンピック会場の周辺駅となるなど、立会川・勝島地区の土地利用状況は大きく変化してきています。

そこで、地区の現状の課題を整理し、課題に対応した今後のまちづくりの方針となる「立会川・勝島地区まちづくりビジョン」を平成31年1月に策定しました。

(2) 都市再生整備計画の策定

運河の回遊性を向上させるための人道橋の整備をはじめとした水辺空間を活かしたまちづくり・にぎわいの創出を推進していくために、地区の特性を踏まえたまちづくりの目標とその目標を実現するために実施する各種事業等を記載した「都市再生整備計画」の策定を行います。



令和2年度予算額 10, 494千円

2 八潮地区の将来像検討

八潮団地は入居から35余年が経過し、団地内的人口バランスが少子高齢化へ大きく変わりつつあります。住民ニーズの変化や団地の老朽化の進行を見据え、平成29年度より八潮地区のあり方について検討を開始しています。令和2年度は、住民アンケートや事業者等との意見交換を踏まえた、まちづくりガイドラインの策定を行います。

令和2年度予算額 8, 909千円



3 品川区水辺利活用ビジョン

区では、舟運観光活性化による外国人を含む来訪者の増加、地域経済の活性化等を目指した区内の豊かな水辺環境の積極的な利活用を図る取り組みを進めてきました。

今後の人囗増加やリニア中央新幹線開業など街並みへの変化が期待されるなか、区の特徴である水辺の利活用をより図ることが重要と考え、品川区水辺利活用ビジョンを令和2年5月に策定しました。

ビジョンでは、「水を感じ、楽しみ、憩える水辺の賑わい創出」を目標として定め、水辺を楽しむ拠点や回遊性、イベントなど「整える・結ぶ・使う」といった3つの視点から取り組みを推進し、地域住民や団体、NPO、行政など多様な主体参加と連携によって、水辺の賑わいの充実を目指します。



五. やさしいまちづくり推進事業 (計画調整担当)

1 やさしいまちづくり推進事業

高齢者や障害者等を含むだれもが、住み慣れた地域で安心して暮らすためには、自由に行動できる環境と、やさしくふれあいに満ちたまちづくりが求められます。

これまで進めてきたハード、ソフトの施策をより充実し、地域で生活する区民・事業者・行政等、すべての人々が、やさしいまちづくりを支える一員としての役割を担い、協働してやさしいまちづくりの推進をめざします。

(1) 鉄道駅のバリアフリー化助成

区内鉄道駅においてバリアフリー化を図るため、エレベーターや可動式ホーム柵、内方線付き点状ブロックの整備にかかる費用の一部について助成を行っています。

実 績

	設 置 駅 等	
平成26年度	〈可動式ホーム柵整備助成〉	JR 東日本京浜東北線大井町駅（概略設計）
平成27年度	〈内方線付き点状ブロック整備助成〉	東京臨海高速鉄道りんかい線天王洲アイル駅
	〈可動式ホーム柵整備助成〉	JR 東日本京浜東北線大井町駅（詳細設計）
平成28年度	〈可動式ホーム柵整備助成〉	JR 東日本京浜東北線大井町駅（設置工事）
		東急電鉄大井町線中延駅（設置工事）
平成29年度	〈可動式ホーム柵整備助成〉	JR 東日本京浜東北線大井町駅（設置工事）
	〈エレベーター整備助成〉	JR 東日本京浜東北線大井町駅（建築工事）
	〈可動式ホーム柵整備助成〉	東急電鉄大井町線荏原町駅（設置工事）
平成30年度	〈エレベーター整備助成〉	JR 東日本京浜東北線大井町駅（建築工事）
	〈可動式ホーム柵整備助成〉	東急電鉄大井町線旗の台駅（設置工事）
令和元年度	〈エレベーター整備助成〉	JR 東日本京浜東北線大井町駅（設置工事）
	〈可動式ホーム柵整備助成〉	東急電鉄大井町線下神明駅（設置工事）
		東急電鉄大井町線戸越公園駅（設置工事）

令和2年度対象

- ①東京モノレール天王洲アイル駅：エレベーター整備助成
- ②東急電鉄池上線五反田駅：可動式ホーム柵整備助成
- ③東急電鉄目黒線目黒駅：可動式ホーム柵整備助成
- ④東急電鉄目黒線不動前駅：可動式ホーム柵整備助成
- ⑤東急電鉄目黒線武藏小山駅：可動式ホーム柵整備助成
- ⑥東急電鉄目黒線西小山駅：可動式ホーム柵整備助成

令和2年度予算額 鉄道駅可動式ホーム柵整備助成 137,998千円

令和2年度予算額 鉄道駅エレベーター整備助成 27,940千円

(2) しながわお休み石設置

平成8年度に作成した「しながわお休み石構想」に基づき、少し足腰の弱った高齢者などがまちを歩くときに、腰をおろしてひと休みできるものとして、また街のサイエンス的要素もあわせ周囲の景観にも調和するものとして、お休み石を設置しています。

設 置 実 績

件数：基

区分	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	累計
バス停お休み石	0	0	0	0	0	123
くつろぎお休み石	3	0	2	0	0	174
商店街お休み石	0	0	0	0	0	10
合 計	3	0	2	0	0	307
事 業 費 (千円)	5,379	3,739	5,724	1,404	6,066	—

※事業費は修繕費を含む。

令和2年度予算額 6,270千円

※すでに設置されたお休み石の座面取替等にかかる修繕費(44基)。

(3) バリアフリー計画策定

①大井町駅周辺地区

商業、公共、福祉施設が集積し、高齢者や障害者を含む多くの来街者が訪れる区の中心核である「大井町駅周辺」において、平成27年3月、バリアフリー計画^{※1}を策定しました。

平成27年度は、この計画に示した特定事業^{※2}に関する実施計画として特定事業計画を策定し、大井町駅周辺の一部区間に点字ブロックを敷設しました。平成28年度からは特定事業の進捗を確認し、特定事業計画の更新(改定)を行っています。



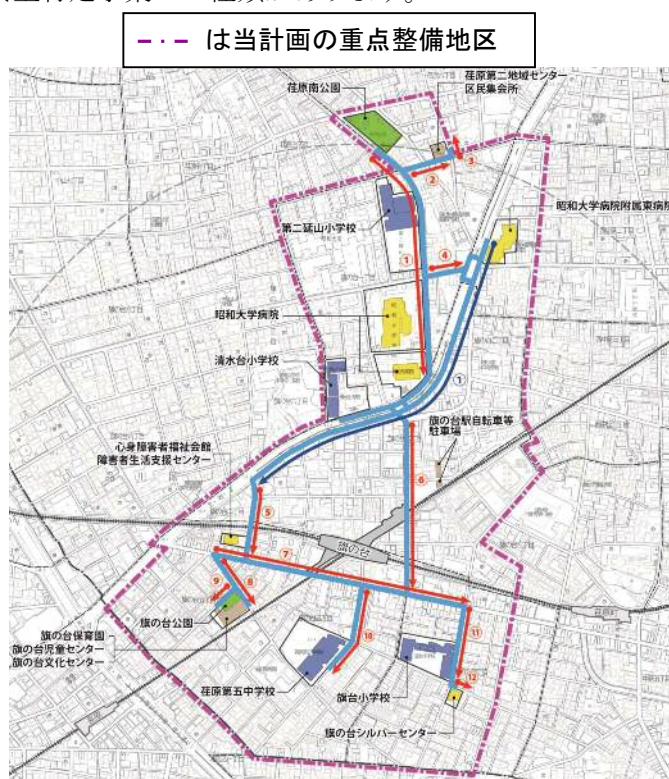
②旗の台駅周辺地区

大井町線と池上線の結節点であり、周辺に区内有数の医療機関、教育施設、心身障害者福祉社会館が集積し、区民の日常的な暮らしを支える地域生活拠点である「旗の台駅周辺」において、平成29年7月、バリアフリー計画を策定しました。

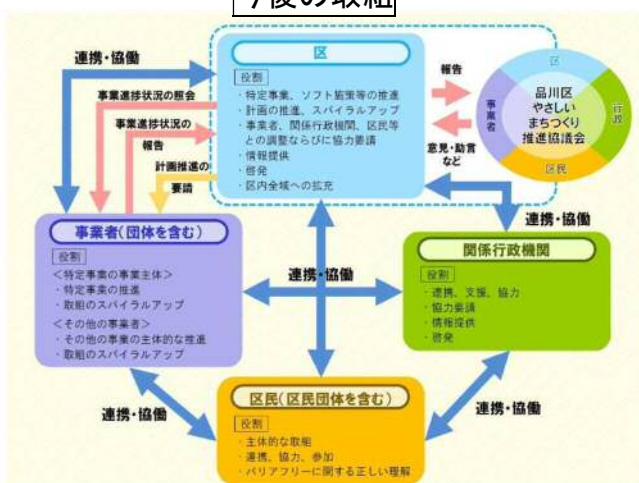
また、同年11月に特定事業計画を策定しました。平成30年度からは特定事業の進捗確認を行うとともに特定事業計画の更新（改定）を行っています。

※1 バリアフリー計画とは、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」第25条の「基本構想」に該当するものであり、旅客施設等を含んだエリアを重点整備地区として設定し、地区内の生活関連施設及び施設同士を結ぶ生活関連経路のバリアフリー化の取組について示すものです。

※2 特定事業とは、生活関連施設及び生活関連経路の移動円滑化のために実施すべき事業で、公共交通特定事業、道路特定事業、路外駐車場特定事業、都市公園特定事業、建築物特定事業、交通安全特定事業の6種類があります。



今後の取組



六 航空機騒音常時測定事業 (空港環境担当)

1 航空機の騒音測定

国土交通省は羽田空港の機能強化として、年間の約4割に相当する南風時の午後3時から7時までの実質3時間に限り、区の上空を着陸ルートとする新飛行経路の本格運用を令和2年3月29日から開始しました。区では、区民からの声を国に届けるとともに、国との協議や、都及び近隣区との連絡調整、情報共有の実施、また、区内2ヶ所の航空機騒音測定局の設置および測定値の公表を実施していきます。

[根拠法令等]

環境基本法に基づく航空機騒音に係る環境基準の評価

公用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律

(1) 測定概要

区の上空に進入し羽田空港に着陸する2本の航路下における航空機騒音の測定を行います。

(2) 騒音測定局の設置

A滑走路（16R進入航路）区立立会小学校 東大井4-15-9

C滑走路（16L進入航路）区立台場小学校 東品川1-8-30

(3) 測定時間

それぞれの測定局において常時測定とします。

(4) 測定方法

航空機騒音測定・評価マニュアル（令和2年3月環境省）に基づく航空機騒音測定及び航空機騒音識別情報（トランスポンダ応答信号電波方式）データを活用し航空機騒音を測定します。

令和2年度予算額 37,009千円

七. 都市景観形成事業

(景観担当)

利便性や機能性に優れているだけでなく、地域の特性や個性を活かし区民にとって愛着の感じられる景観まちづくりを進めることも重要です。

品川区では、地域の歴史やにぎわいなど多様で個性的な特徴を踏まえ、これらを活かすことによって区内の街並みをより魅力的にできると考えています。

「品川区景観計画」は東京都景観計画を踏まえ、区の実態に応じたよりきめ細やかな景観形成を図ることを目的に平成22年12月に策定しました。

景観行政団体として、今後とも魅力ある景観、個性的な景観を創造していきます。

- [根拠法令等]
 - ・景観法
 - ・品川区景観条例

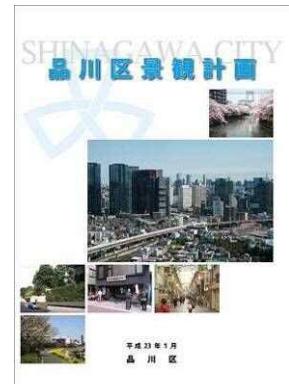
1 「品川区景観計画」

「品川区景観計画」は、区内全域を対象として、建築行為等に際して意匠形態などの届出義務等を定めています。また、地区の個性や特徴を活かした景観ルールを取り決めた「重点地区」なども定めています。パブリックコメント、都市計画審議会への意見聴取など所定の手続きを経て、平成23年4月1日より運用を開始しています。

この基準に適合しないものについては「品川区景観条例」に基づき是正勧告を行うとともに、必要に応じて変更命令を行います。

■景観計画運用開始までの取組み

平成20年10月	「品川区景観計画の基本的な考え方」についてのパブリックコメント実施
平成21年～	景観計画を策定するため東京都と協議
平成22年 5月	東京都同意取得
7月	「景観行政団体」となる
	「品川区景観条例」制定・施行
9月	「品川区景観計画(案)」についてのパブリックコメント実施
10月	都市計画審議会意見聴取
12月	「品川区景観計画」策定告示
平成23年 4月	「品川区景観計画」運用開始



品川区景観計画

2 品川区景観計画の運用開始

(1) 景観行政団体

品川区景観計画に基づく届出等件数

単位：件

項目	27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度
届出	89	94	93	94	95
変更届	23	33	42	56	53
完了報告	36	86	64	71	72

(2) 景観審議会の概要

品川区の良好な景観の形成に関する重要事項を調査審議する機関として、「品川区景観条例（平成22年7月8日条例31号）」に基づき、区長の附属機関として設置されました。

審議会は、学識経験者、区民、区内景観関係団体の構成員による計11名以内の委員で構成され、委員の任期は2年間です。

審議会は、次に掲げる事項等について調査審議します。

- ①景観計画の策定または変更
- ②重点地区などの決定
- ③景観法に基づく勧告・変更命令、景観重要建造物や景観重要樹木の指定
- ④事前の相談における必要な指導または助言ほか

景観審議会開催回数

単位：回

年　度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度
開催回数	7	5	5	6	6

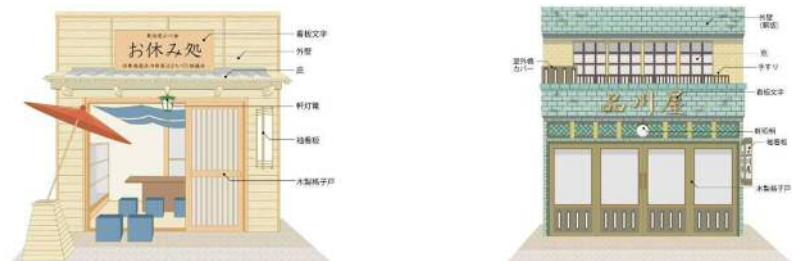
(3) 街なみ環境整備事業の概要

品川区景観計画で重点地区に指定している「旧東海道品川宿地区」では、地域の個性や特徴を活かして、特に良好な景観づくりを推進するため、国の「街なみ環境整備事業」の補助制度を導入し、「旧東海道品川宿地区街なみ環境整備事業補助金交付要綱」を平成24年2月に制定しました。これに基づき、旧東海道にふさわしい街なみづくりに貢献する建物の修景に対し、修景費用の一部を助成します。

実績件数

単位：件

年　度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度
件　数	3	3	5	5	5



旧東海道品川宿地区街なみ環境整備事業（修景イメージ）

3 令和2年度の取組み

品川区景観計画に基づき、良好な景観形成を推進するため、「景観審議会」を開催し、旧東海道品川宿地区（重点地区）においては、「景観アドバイザー制度」による景観アドバイスなどの窓口相談を実施します。天王洲地区（重点地区）においては、「天王洲地区デザイン会議」を開催し、建築計画書に対する意見聴取や、景観まちづくりの課題解決に向けた研究を実施していきます。

また、品川警察署品川交通待機所の土地建物の取得を行ない、地域の拠点となるよう整備します。

令和2年度予算額 36,754千円

八．開発環境指導 (景観担当)

良好な都市空間と住環境の形成を図るため、一定規模以上の建設事業について環境整備や防災対策について基準を定めています。適用事業の計画にあたっては、建築確認申請等の手続きを行う前に区と協議を行い、協定を締結する必要があります。地域の生活環境を良好なものとし、都市景観の形成と一体化された地域の特性や個性を活かした要綱指導を行っていきます。

1 中高層建築物等の建設に係る開発環境整備

(1) 目的

良好な都市空間と住環境の形成を図るため、一定規模以上の建築物を建設する事業主に対して、協力を求めるこことにより、住みよい街づくりに寄与することを目的としています。

[基準等] 品川区中高層建築物等の建設に関する開発環境指導要綱

(2) 内容

宅地開発や中高層集合住宅および大規模建築物等の事業計画について、共用スペース、憩いの場の確保、緑化の促進、雨水対策、震災対策用防火貯水槽の設置など、生活環境の整備・防災対策等について協力をお願いしています。

対象建築物

- ・5区画以上の宅地開発事業
- ・住戸の数が20以上の集合住宅の建設事業
- ・延べ面積2,000m²以上、または敷地面積1,000m²以上の建設事業
- ・店舗、病院等で店舗面積等の合計が300m²を超えるものの建設事業

実績件数

単位：件

年　度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度
件　数	67	72	70	63	68

■開発環境指導要綱による整備の事例(歩道状スペース)



歩道状に整備された共用スペースは、歩行者の利便性を向上させています。

(3) 令和2年度の取組み

品川区景観計画と連携した要綱指導を行うことや自動車駐車場などの現状を踏まえた基準の改正を実施し、関係団体等への周知、指導を行なっていきます。また、歩道上空地上の境界塀の撤去等について、新たな補助金等の要綱を作成し、さらなる環境整備を進めています。

令和2年度予算額 1, 880千円

2 ワンルーム形式等集合建築物に係る環境整備

(1) 目的

ワンルームマンションの建設について、建築主と近隣住民との紛争を未然に防止し、良好な生活環境と地域社会の形成に資することを目的としています。令和2年度は、住戸の専用面積基準の強化等、改正を実施し指導を進めています。

〔基準等〕品川区ワンルーム形式等集合建築物に関する指導要綱

(2) 内容

ワンルーム形式の建築物の計画に対して、建築計画の標識設置、説明会の開催、ファミリータイプ住戸や高齢者向け住戸の付置、壁面後退空地および緑地の確保、管理体制の確立、入居者の地域活動への参加等について、建築主と協議しています。

対象建築物

- ・ 1住戸あたりの床面積が30m²未満の住戸が集合した建築物で、1棟の戸数が15戸以上かつ階数3以上の建築物

3 建築物等の福祉に関する整備

(1) 目的

高齢者や障害者などを含む不特定多数の区民の利用に供する建築物等を支障なく利用できるよう、建築主等の協力を得て整備しています。

〔基準等〕品川区における建築物等の福祉に関する整備要綱

(2) 内容

建物を新築や全面改築する場合、また既存施設の改善など区民が支障なく利用できるように敷地内通路、主要な出入口、傾斜路、廊下、階段、トイレ、エレベーター、エスカレーター、駐車場、標示・誘導などの整備について、建築主と協議しています。

対象建築物

- ・劇場、映画館、展示場、旅館、ホテル、遊興施設（パチンコ店、カラオケボックスなど）等で、延べ面積が300m²を超えかつ1,000m²未満のもの
- ・事業所等で、敷地面積が1,000m²以上かつ延べ面積が2,000m²未満のもの
- ・20戸以上の集合住宅等で、敷地面積が1,000m²未満かつ延べ面積が2,000m²未満のもの

住 宅 課

住 宅 課

係 別 事 務 分 掌

住宅運営担当（主査）

- 1 住宅施策の企画、調整および調査に関すること。
- 2 区営住宅および区民住宅の管理運営に関すること。
- 3 都営住宅および都民住宅の入居者の公募に関すること。
- 4 住宅の修築等に係る資金の融資あつ旋および助成に関すること。
- 5 マンションの管理に係る相談に関すること。
- 6 課内他係に属しないこと。

空き家対策担当（主査）

- 1 空き家等対策に係る企画、調整および調査に関すること。
- 2 空き家等適正管理審議会に関すること。
- 3 住宅確保要配慮者の居住支援に関すること。

開発指導担当（主査）

- 1 都市計画法に基づく開発許可に関すること。
- 2 中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関すること。
- 3 建築審査会に関すること。
- 4 建築紛争調停委員会に関すること。

一. 公営住宅の管理等

(住宅運営担当)

1 区営住宅の管理

(1) 目的

住宅に困窮する低所得者向けの公営住宅である区営住宅を維持管理します。

[根拠法令等] 公営住宅法

品川区営住宅条例

(2) 管理内容

- ①使用料の徴収
- ②入居者の同居、承継等、適正利用の指導
- ③住宅および附帯設備の応急修繕ならびに計画修繕

(3) 指定管理者による管理

区営住宅の管理業務は、平成18年度から指定管理者により実施しています。

(4) 入居資格

- ①申込日現在、品川区内に居住していること
- ②現に同居し、または同居しようとする親族があること
- ③現に住宅に困窮していることが明らかであること
- ④収入が定められた基準内であること

(5) 募集時期

7月上旬および1月中旬

(6) 応募・入居者数

単位：件

年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
空き室応募件数	566	807	743	692	704
入居者数	11	22	13	16	11

[区営住宅一覧] <13団地439戸(令和2年4月現在)>

住宅名 (住所)	戸数	構造	床面積 (単位:m ²)	間取り	1戸あたりの 専有面積	建設年度 移管年度
大井二丁目 区営住宅 (大井2-1-25)	30 (2)	RC5階建	2,006.18	3DK	51.04 m ² (66.04 m ²)	S53年度 (作業所付) —
南大井六丁目 区営住宅 (南大井6-1-20)	20	RC5階建 エレベーター付	1,407.00	3DK	51.04 m ²	S48年度 S61年度
荏原七丁目 区営住宅 (荏原7-8-3)	33	RC5階建	1,310.10	2DK	33.48 m ²	S43年度 H3年度
二葉一丁目 区営住宅 (二葉1-4-25)	24	RC5階建	899.40	2DK	33.48 m ²	S44年度 H3年度
西大井六丁目 区営住宅 (西大井6-10-21)	40	RC5階建	1,901.20	3DK	41.73 m ²	S47年度 H5年度
南大井一丁目 区営住宅 (南大井1-13-7)	47	SRC10階建 エレベーター付	2,928.05	3DK	43.96 m ²	S49年度 H5年度

住 宅 名 (住 所)	戸 数	構 造	床面積 (単位:m ²)	間取り	1戸あたりの 専有面積	建設年度 移管年度
南大井五丁目 区 営 住 宅 (南大井 5-7-10)	25	RC5階建 エレベーター付	1,768.37	3DK	51.04 m ²	S50 年度 H5 年度
西大井六丁目第二 区 営 住 宅 (西大井 6-17-5・7)	18	RC3階建	1,225.20	3DK	51.04 m ²	S54 年度 H6 年度
東大井三丁目 区 営 住 宅 (東大井 3-6-18・19)	45	RC8階建 エレベーター付	2,725.23	3DK	42.29 m ²	S46 年度 H8 年度
	12	RC3階建	799.09	3DK	51.04 m ²	S54 年度 H8 年度
西五反田五丁目 区 営 住 宅 (西五反田 5-6-13・14)	6	RC3階建	541.78	3DK	61.53 m ²	S58 年度 H10 年度
	24	RC4階建	2,057.68			
西大井六丁目第三 区 営 住 宅 (西大井 6-2-16)	46	RC6階建 エレベーター付	2,226.82	1DK 2DK 3DK	34.00 m ² 52.30 m ² 60.30 m ²	H15 年度 —
西中延区営住宅 (西中延 1-2-8)	48	S9階建 エレベーター付	2,587.34	2DK	34.50 m ² 53.70 m ²	H28 年度 —
中延一丁目 区 営 住 宅 (中延 1-10-12)	21	RC5階建 エレベーター付	1,226.42	2DK 3DK	45.06 m ² 49.84 m ²	H29 年度 —

令和2年度予算額 147,444千円

2 区民住宅の管理

(1) 目 的

中堅所得ファミリー層の定住化を図るため、良質な住宅を適切な使用料で供給し、維持管理します。

[根拠法令等] 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律
品川区立区民住宅条例

(2) 管理内容

①入居者の管理

入居者の募集、退去、諸届け受理、同居承継等許可、使用料および共益費の徴収を行っています。

②施設管理

施設の維持管理、計画修繕、退去時の原状回復を行っています。

(3) 指定管理者による管理

区民住宅の管理業務は、平成18年度から指定管理者により実施しています。

(4) 入居資格

- ①品川区に居住または勤務していること。または、本人もしくは配偶者（内縁および婚約者も含む）の親が品川区内に居住していること
- ②現に同居し、または同居しようとする親族があること
- ③現に住宅に困窮していること
- ④収入が定められた基準内であること
- ⑤特別区民税を滞納していないこと

(5) 募集時期

6月（下記以外の5住宅）

9月（ファミーユ下神明・ファミーユ西五反田東館・ファミーユ西五反田西館）

(6) 応募・入居者数

単位：件

年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
空き室応募件数	110	88	137	99	105
入居者数	26	20	17	23	38

[区民住宅一覧] <8団地758戸(令和2年4月現在)>

住宅名 (住所)	戸数	構造	床面積 (単位:m ²)	間取り	専有面積(m ²) 本来使用料	設置年月日
ファミーユ 西品川 (西品川1-16-2)	19	壁式RC 4階建 エレベーター なし	1,269.95	3DK	50.17~56.87 A 125,000円	H5.12.1
ファミーユ 小山 (小山3-12-15)	19	RC4階建 エレベーター なし	1,141.23	3DK	54.62~54.71 A 146,000円 C 150,000円	H7.12.1
ファミーユ 大井 (大井1-14-1)	17	SRC 11階建	1,136.93	2LDK	56.93~69.95 A1 151,000円 A2 155,000円 A3 147,000円 B1 157,000円 B2 155,000円 B3 155,000円	H9.10.1
ファミーユ 旗の台 (旗の台5-13-9)	17	RC5階建	946.66	1DK 3DK 2LDK	27.45~57.90 D 77,500円 A1 141,000円 A2 134,000円	H9.12.1
ファミーユ 南大井 (南大井5-19-9)	56	RC9階建	4,735.76	1DK 2LDK 3DK	30.68~64.28 D 72,000円 B 128,000円	H12.3.1
ファミーユ 下神明 (西品川1-20-16)	132	RC 25階建	12,793.72	2DK 1LDK 2LDK 2LDK 2LDK 3LDK 3LDK 3LDK	51.26~81.94 A1 102,200円 ~112,900円 A2 125,700円 A3 112,300円 ~124,100円 B1 133,900円 ~148,000円 E1 137,300円 ~151,800円 E2 159,000円 E3 154,700円 ~171,000円 F 180,100円	H15.2.1

住 宅 名 (住 所)	戸 数	構 造	床面積 (単位: m ²)	間取り	専有面積(m ²) 本来使用料	設置年月日
ファミーユ 西五反田西館 (西五反田 3-6-7)	98	S R C 14階建	9,632.19	2LDK 3LDK 3LDK 3LDK 4DK	67.00～82.86 B 135,700円 ～145,700円 E 1 137,300円 ～162,600円 E 2 151,800円 ～159,800円 E 3 169,600円 F 164,300円 ～180,000円	H16. 1. 1
ファミーユ 西五反田東館 (西五反田 3-6-38)	400	S R C 31階建	47,183.16	1LDK 1LDK +N 2LDK 2LDK 2LDK +N 3LDK 3LDK +N 3LDK 4DK	50.19～80.79 A 1 104,800円 ～113,200円 A 2 117,800円 ～138,100円 B 127,600円 ～145,700円 E 1 147,700円 ～152,000円 E 2 137,500円 ～163,800円 F 1 162,200円 ～182,200円 F 2 152,300円 ～168,300円	H16. 4. 1

※注 A → 60 m²未満、 B → 60 m²以上、 C → 屋根裏収納あり
D → 単身者向、 E → 70 m²以上、 F → 80 m²以上

令和元年度予算額 418,187千円

3 都営住宅および都民住宅入居者の公募

(1) 目的

東京都の依頼により、都営住宅・都民住宅入居希望者の利便のため、区の地域センターや文化センター等で公募の申込用紙配付事務を行います。

(2) 都営住宅の応募状況

① 戸数（品川区内）

14団地3, 409戸

② 応募倍率（全都）

募集月	区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
5月	一般世帯向け	27.8	27.9	24.0	14.8	13.7
	定期使用 (若年ファミリー)	2.5	2.1	2.0	若年夫婦 子育て世帯向	若年夫婦 子育て世帯向
	定期使用 (多子世帯)	1.0	1.8	1.9		
	若年ファミリー	3.0	2.9	2.6	-	-
8月	ポイント方式	8.9	14.1	7.4	6.0	-
	単身者	58.5	51.1	56.0	47.1	46.8
	単身者車いす使用者	7.3	5.8	8.3	7.5	9.6
	シルバービア	54.4	58.8	64.8	49.3	57.7
11月	一般世帯向け	26.2	22.9	19.5	14.7	13.5
	定期使用 (若年ファミリー)	2.4	2.3	若年夫婦 子育て世帯向	若年夫婦 子育て世帯向	若年夫婦 子育て世帯向
	定期使用 (多子世帯)	1.1	1.4			
	若年ファミリー	2.6	3.9	-	-	-
2月	ポイント方式	7.8	7.9	7.0	-	-
	単身者	57.1	57.0	49.0	45.4	50.4
	単身者車いす使用者	6.4	7.0	8.4	7.1	14.5
	シルバービア	76.4	54.0	78.6	55.7	65.0

(3) 都民住宅の応募状況

① 戸数（品川区内）

1団地27戸

② 応募倍率（全都）

募集月	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
6月	9.3	1.5	5.8	1.4	1.9
12月	1.1	1.5	1.6	1.4	1.6

二. 住宅改善資金金融資あっせん・助成事業 (住宅運営担当)

1 住宅修築資金金融資あっせん (昭和51年度より実施)



(1) 目的

居住環境の改善を図るため、自己居住用の住宅を修築する区民に対し、低利で融資が受けられるよう、区が金融機関に融資のあっせんを行います。

〔根拠法令等〕 品川区住宅修築資金金融資あつ旋条例

(2) 融資あっせんの条件

融資あっせん額	10万円以上1,000万円まで										
借受者負担利率	<table border="1"><tr><td>一般修築</td><td>1.3% (協定利率2.5%のうち区利子補給分1.2%)</td></tr><tr><td>災害復旧</td><td>0.5% (協定利率2.4%のうち区利子補給分1.9%)</td></tr><tr><td>耐震補強【木造住宅密集地域】</td><td>0.3% (協定利率2.4%のうち区利子補給分2.1%)</td></tr><tr><td>耐震補強【その他の地域】</td><td>0.5% (協定利率2.4%のうち区利子補給分1.9%)</td></tr><tr><td>アスベスト除去</td><td>0.5% (協定利率2.4%のうち区利子補給分1.9%)</td></tr></table>	一般修築	1.3% (協定利率2.5%のうち区利子補給分1.2%)	災害復旧	0.5% (協定利率2.4%のうち区利子補給分1.9%)	耐震補強【木造住宅密集地域】	0.3% (協定利率2.4%のうち区利子補給分2.1%)	耐震補強【その他の地域】	0.5% (協定利率2.4%のうち区利子補給分1.9%)	アスベスト除去	0.5% (協定利率2.4%のうち区利子補給分1.9%)
一般修築	1.3% (協定利率2.5%のうち区利子補給分1.2%)										
災害復旧	0.5% (協定利率2.4%のうち区利子補給分1.9%)										
耐震補強【木造住宅密集地域】	0.3% (協定利率2.4%のうち区利子補給分2.1%)										
耐震補強【その他の地域】	0.5% (協定利率2.4%のうち区利子補給分1.9%)										
アスベスト除去	0.5% (協定利率2.4%のうち区利子補給分1.9%)										
償還方法	据え置き2ヶ月を含む10年以内の元金均等月額償還										
信用保証料助成	信用保証機関の保証を利用し保証料を一括払いした場合に、保証料の2分の1を助成										

(3) 申込者の要件

- ① 区内に住所を有し、1年以上同一の住宅に居住していること。
- ② 満20歳以上であること。
- ③ 前年所得が1,200万円以下で、かつ年間返済元利金の3倍以上であること。
- ④ 特別区民税を滞納していないこと。
- ⑤ 連帯保証人もしくは信用保証機関の保証があること。
- ⑥ 現在この融資あっせん制度を利用していないこと。

(4) 取扱金融機関 (協定金融機関)

芝信用金庫、湘南信用金庫、城南信用金庫、さわやか信用金庫、東京シティ信用金庫、中央労働金庫、目黒信用金庫

(5) 実績

年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
融資あっせん(件)	17	12	4	8	8
融資実行(件)	12	10	3	8	8
融資総額(千円)	60,580	68,510	19,300	19,440	32,890

令和 2 年度予算額 4, 393 千円

2 住宅改善工事助成事業（平成 23 年度より実施）



(1) 目的

住環境の整備および区内事業者の振興を図るため、区民、マンション管理組合または賃貸住宅の個人オーナーが、区内施工業者を利用して環境への配慮またはバリアフリー化を図る住宅改修工事を行う場合に、その工事費用の一部を助成します。

〔根拠法令等〕 品川区住宅改善工事助成事業実施要綱

(2) 申込者の要件

共通の要件	<ul style="list-style-type: none"> ① 申込時点で未着工であり、令和 3 年 2 月 26 日（金）までに工事が完了すること。 ② すでにこの制度に基づく助成を受けていないこと。 ③ 申請に係る工事に他の助成制度を利用していないこと。 ④ 建築確認は、原則として品川区建築課で取得すること。 ⑤ 建築基準法その他の関係法令に適合していること。
区民の要件	<ul style="list-style-type: none"> ① 工事対象住宅に居住していること。または、改修後に居住すること。 ② 前年の合計所得金額が 1,200 万円以下であること。 ③ 区市町村民税の滞納がないこと。 ④ 申請に係る工事の対象住宅が賃借によるものである場合は、当該工事について所有者から承諾を得ていること。
マンション管理組合の要件	申請に係る工事について、総会等で区分所有者の承認を得ていること。
賃貸住宅個人オーナーの要件	<ul style="list-style-type: none"> ① 前年の合計所得金額が 1,200 万円以下であること。 ② 区市町村民税の滞納がないこと。

(3) 対象となる工事の要件

既存住宅のリフォームで工事費用が10万円以上の工事であって、次のいずれかに該当するものであること。	
エコ住宅改修	(例)遮熱性塗装、日射調整フィルム設置、換気設備設置、環境に配慮した内装材使用、断熱化、高断熱浴槽設置、節水型便器設置、LED照明器具の設置など
バリアフリー住宅改修	(例)手すり設置、段差解消、廊下・出入口の拡張、扉改修、トイレ改修、浴室改修など
その他の工事	(例)屋根の軽量化、外壁耐火パネルの設置、防犯ガラス・扉等の設置、家具転倒防止器具の設置、耐震性を高めるための工事など エコ住宅改修、バリアフリー住宅改修およびその他工事で助成対象となる工事のうちのいずれかと同時にを行う工事

(4) 助成額等

	区民	マンション管理組合 賃貸住宅オーナー
助成額	工事費用の10%	工事費用の10%
助成限度額	200千円	1,000千円
助成総額	45,000千円	

※ 申込が助成予算額に達した場合は、受付を締め切ります。

(5) 実績

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
一般住宅	助成件数(件)	207	236	237	245	240
	助成額(千円)	29,228	34,164	34,065	36,908	37,908
共同住宅	助成件数(件)	30	25	24	27	27
	助成額(千円)	10,146	7,206	7,123	6,012	8,467
合計	助成件数(件)	237	261	261	272	267
	助成額(千円)	39,374	41,370	41,188	42,920	46,375

令和2年度予算額 45,071千円



三．マンションの管理支援 (住宅運営担当)

マンション管理組合や居住者に対し、マンション管理に関する諸問題とその対処方法について啓発・相談を行うことで、マンション居住者による問題解決を促進します。

また、東京都が施行した「東京におけるマンションの適正な管理の促進に関する条例」に基づく管理状況届出制度により、管理不全の予防および適正な管理の促進を行うことで、マンションを良質な住宅ストックとして維持管理していくことを支援します。

1 セミナー・交流会

(1) マンション管理セミナー

弁護士、建築士等の専門家が講師となって講演やグループ討議等を行い、分譲マンションの管理に関する啓発を行います。



(実績)

単位：人

年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
第 1 回参加者数	27	42	40	34	34
第 2 回参加者数	41	55	32	17	—

※令和元年度第2回については、新型コロナウイルス感染症拡大防止の影響により中止

(2) マンション管理組合防災対策等検討交流会（平成 24 年度より実施）

区からの情報提供、管理組合間の意見交換を目的とした交流会を開催します。



(実績)

年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
1回目参加組合数	36	22	14	21	17
2回目参加組合数	31	14	10	7	—
加盟組合数	48	54	60	62	66

※令和元年度第2回については、新型コロナウイルス感染症拡大防止の影響により中止

2 建替・修繕支援

(1) 一級建築士の派遣 (平成23年度より実施)

マンションの大規模修繕について、専門知識と豊富な経験を有する一級建築士を管理組合に派遣し、アドバイスを行います。

(実績)

単位：件

年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
相談件数	2	4	2	3	4

(2) マンション建替・修繕相談 (平成29年度より実施)

相談窓口開設日：毎月第3火曜日 午後1時から午後4時まで

相談員：品川区マンション管理士会会員

(マンション管理士・一級建築士・弁護士等)

(実績)

単位：件

年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
相談件数	4	14	2

(3) マンション建替え・改修アドバイザーリスト制度利用助成 (平成29年度より実施)

建替・修繕相談を受けたマンションを対象に、(公財)東京都防災・建築まちづくりセンターが実施するアドバイザーリスト制度の派遣料を1回まで全額助成します。

[根拠法令等] 品川区分譲マンション建替え・改修アドバイザーリスト制度利用助成要綱

3 管理運営支援

(1) マンション管理士の派遣 (平成20年度より実施)

マンションの維持管理や建て替えを円滑に進めるため、管理組合に対しマンション管理士を派遣し、アドバイスを行います。

派遣内容：1回2時間程度、3回まで（土日、夜間可）

派遣員：品川区マンション管理士会会員

(実績)

単位：件

年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
相談件数	6	12	3	2	0

(2) マンション管理相談（平成18年度より実施）

相談窓口開設日：毎月第2・第4水曜日 午後1時から午後4時まで

相 談 員：品川区マンション管理士会会員

(実 績)

単位：件

年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
相談件数	60	45	48	43	44

(3) 管理状況届出制度（令和2年度より実施）

区内分譲マンションを対象とした管理状況に関する届出の受理および未届となっている要届出マンションへの督促を行い、管理不全の兆候があるマンションに対しては調査必要に応じた助言などにより適正な管理を促進します。

※要届出マンション：昭和58年以前に建築された6戸以上あるマンション

令和2年度予算額 3,832千円



四．業者紹介・各種支援事業

(住宅運営担当)

1 増改築施工業者の紹介



(1) 目的

住まいの新築・増改築・修繕等を希望している区民に、区内の建設組合4団体で結成した「品川区住宅センター協議会」を通じて、施工業者を紹介します。

(2) 実績

単位：件

年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
紹介件数	203	205	284	312	372

2 親元近居支援事業（平成23年度より実施）



(1) 目的

親世帯と子世帯の近居・同居を促進することにより、子育てや介護等について相互に助け合い、安心して品川区に住み続けられる住まいの実現を図ります。

〔根拠法令等〕 品川区親元近居支援事業実施要綱

(2) 内容

次の要件を満たす場合に、中学生以下の子どもがいるファミリー世帯に対して区内共通商品券等と交換・利用することができるポイントを交付します（上限10万ポイント）。

令和元年度（平成31年度）より、高齢者・障害者・ひとり親世帯など、一定の要件を満たす世帯に対し、ポイントの加算を行っています（上限は合計で15万ポイント）。

(要件)

ファミリー世帯が 区外から転入した場合	親世帯が区内に1年以上居住していること
ファミリー世帯が 区内で転居した場合	①、②ともに該当すること ① 親世帯・ファミリー世帯ともに区内に居住しておりい ずれかの世帯はその期間が1年以上であること ② 互いの住居間が直線距離で1,200m圏内になること
親世帯が 区内で転居した場合	

※ 転入・転居費用（登記費用、礼金、仲介手数料、引越費用等）に対し、1円あたり1ポイントを交付します。

(実績)

年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
交付決定件数	31	44	44	38	29
交付ポイント数	2,749,500	3,966,000	4,110,500	3,616,000	2,809,500

令和2年度予算額 6,594千円

3 住環境改善

(1) 目的

耐震化・不燃化に関する全般的な相談体制を整備し、戸別訪問による区民相談等の積極的な働きかけを行うことにより、災害に強い住宅の整備を促進し、区民の安全・安心なくらしの実現を図ります。

(2) 内容

① 品川区住宅耐震化促進協議会活動助成

住宅相談ならびに木造住宅密集地域を対象とした戸別訪問相談（耐震・不燃化相談、工事受注、区の助成制度対象工事についての申請代行等）、耐震工事に至らない現状についての実態調査活動およびセミナー開催等の住宅改善に関する啓発活動に対し、助成を行います。

（実績）

単位：件

年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
住宅相談件数	53	47	29	48	45

② 家具転倒防止器具取付助成事業（平成27年度より実施）

ア 内容

区内施工業者を利用して、家具転倒防止器具を取り付けた世帯を対象として、取付費用の一部を助成します。

〔根拠法令等〕 家具転倒防止器具取付助成要綱

イ 申込要件

対象世帯の要件	・器具取付の住宅に居住していること ・区内施工業者に発注して行う工事であること ・住民税を滞納していないこと
---------	--

ウ 助成額等

年度	課税世帯	非課税世帯
助成額	取付費用の50%	取付費用全額
助成限度額	4千円	8千円
助成総額	120千円	

※ 申込が助成総額に達した場合は、受付を締め切ります。

※ 取付費用とは、取付工事費から器具代を除くものをいいます。

（実績）

単位：件

年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
助成件数	1	1	2	3	1

令和元年度予算額 2,154千円

五．空き家等対策事業 (空き家対策担当)

1 空き家等対策事業

平成31年3月に策定した品川区空き家等対策計画に基づき、空き家の発生予防を推進し、空き家等の適正な管理を図るための措置および支援を行うほか、空き家および空き地の有効活用を推進することにより、区民の生活環境の向上を図ります。

〔根拠法令等〕 空き家等対策の推進に関する特別措置法
品川区空き家等の適正管理等に関する条例



(1) 発生予防の推進（令和元年度より実施）

① 空き家化予防啓発セミナー

建物所有者である高齢者世代や高齢者の子ども世代等に対し、空き家に関する知識の習得や意識の向上を図る目的で、専門家と連携した啓発セミナーを行います。

(2) 適正管理の促進

① 不適正管理状態にある空き家等に対する対応（平成27年度より実施）

不適正管理状態にある空き家等の所有者等に対し、文書または面会等により改善を促します。改善がみられない空き家については、法令に基づき措置を行います。

単位：戸

年度	平成26年度 実態調査時点 (平成27年1月末)	平成27年度末	平成28年度 追跡調査時点 (平成29年1月末)	平成29年度末	平成30年度末	令和元年度末
空き家数 (うち不適正管理)	1,674 (99)	1,701 (153)	*1,093 (49)	1,068 (105)	644 (101)	629 (100)
新たな空き家		47	*26	57	56	57
居住確認または 除却された空き家		20	*634	82	480	72
不適正管理から 改善された空き家		20	16	26	17	27

※平成26年度に実施した空き家等実態調査の結果について、平成28年度に追跡調査を行い、改めて把握したもの。

② 空き家等適正管理審議会（平成27年度より開催）

条例に基づき、区長の附属機関として設置され、空き家等の適正な管理に関する重要な事項を調査審議します。

(審議事項)

- ア. 空き家が管理不全状態にあると認めること
- イ. 空き地等が廃棄物等に起因する管理不全状態にあると認めること
- ウ. 公表
- エ. 代執行 など

(開催実績)

単位：回

年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
回 数	6	4	0	4	2

③ 空き家ホットライン（平成 28 年度より実施）

所有者および近隣等からの相談・情報提供を受け付け、内容に応じて、民間事業者や専門家等をあっせんするほか、不適正管理状態にある空き家等については、現地調査等の初動対応を行います。

単位：件

年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
相談・情報提供の受付	24	16	36	48
現地調査	263	232	322	353

④ 空き家所有者等へ専門家による管理促進等業務（令和 2 年度より実施）

不適正管理状態が続く空き家の所有者等に対して、専門家が所有者を直接訪問し、管理等の具体的なアドバイスを行うことで、管理状態の解消等に繋げていきます。

(3) 有効活用の推進**① 空き家改修助成（平成 27 年度より実施）**

空き家を公共的用途として活用するために改修した場合に、その費用の一部を助成します（改修費用の 2/3、限度額 1,500 千円）。

② 空き家有効活用賃借料

空き家を公共的な用途として有効活用した場合に、賃借料として所有者が負担している固定資産税相当分を区が所有者へ支出します。

(4) その他の事業**空き家等対策支援システム運用・保守**

被災情報管理システムの運用により、複合的に空き家等の情報管理を行います。

令和 2 年度予算額 27,626 千円

六. 居住支援事業 (空き家対策担当)

1 居住支援事業（令和元年度より実施）

平成29年10月に住宅セーフティネット機能を強化するため、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律が改正されたことに伴い、高齢者・障害者・低額所得者などの住宅確保要配慮者に対して民間賃貸住宅への円滑な入居等を支援します。

〔根拠法令等〕 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律

（1）居住支援協議会（令和元年度設立）

区・不動産関係団体・居住支援団体等で構成し、様々な住宅確保要配慮者への居住支援について連携を取りながら、情報共有や円滑な入居、安心できる住まいの支援や施策等について協議や検討を進めています。



（2）セミナー開催

住宅セーフティネット制度の概要や先進的な事例を学べるセミナーを、大家および不動産賃貸業者向けに実施し、居住支援に関する啓発や区の取り組み等の周知を行います。

回数：2回

令和2年度予算額 8,108千円



七．建築紛争調整事務

(開発指導担当)

1 都市計画法に基づく開発許可事務

(1) 目的

開発許可制度に基づき、公共施設などの整備・改善指導を行い、無秩序な土地利用を抑制し、快適かつ機能的な都市環境の確保を図ります。

〔根拠法令等〕 都市計画法

(2) 開発許可の内容

開発許可を必要とする開発行為とは、開発区域の土地面積が500m²以上で、主として建築物の建築または特定工作物の建設に供する目的で行う土地の区画の変更、形や質の変更をいいます。

開発行為の許可件数および面積

項目	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
電話・来庁による開発行為相談(件)	145	156	161	166	170
開発許可(件)	2	1	3	1	2
開発許可面積(m ²)	2,497.62	841.6	4,178.56	692.6	21,712.41
変更許可(件)	1	1	1	1	1

2 建築審査会

(1) 目的

建築基準法に基づき、区長の附属機関として設置され、審査請求に対する裁決および特定行政庁の許可等に対する同意・不同意の判断ならびに重要事項の調査審議を行います。

〔根拠法令等〕 建築基準法

(2) 建築審査会の職務内容

- ① 建築基準法、同施行令および関係条例の規定による特定行政庁および建築主事等の処分または不作為についての審査請求を審理し裁決すること
- ② 建築基準法上、特定行政庁が例外的に許可する事項について、同意、不同意の判断をすること
- ③ 特定行政庁の諮問に応じて建築基準法の施行に関する重要事項を調査審議すること
- ④ 建築基準法の施行に関する事項について、関係行政機関に対して建議すること

建築審査会審査請求および同意案件取扱件数

項目	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
開催回数（回）	9	10	9	8	6
審査請求件数	審査請求（件）	0	2	0	0
	裁決（件）	1	1	0	0
	取下げ（件）	0	1	0	0
	その他（審理中）	0	0	0	0
同意案件件数	同意議案提案（件）	14	7	16	22
	内訳 同意（件）	14	7	16	22
	不同意（件）	0	0	0	0
	取下げ（件）	0	0	0	0

令和 2 年度予算額 2,443 千円

3 中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整事務

（1）目的

建築紛争の予防と建築紛争に至ったときの調整手続きを定めた「品川区中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例」に基づき、マンションなど中高層建築物の建築に際して、良好な近隣関係の保持と地域における健全な生活環境の維持向上を図るよう調整を行っています。

〔根拠法令等〕 品川区中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例

（2）紛争の予防事務

条例に基づき、対象となる建築物を建築しようとする場合には、建築計画の概要を標識により事前に公開し、さらに近隣住民（町会長や商店会長など地域の住民組織の代表も含まれる。）に対し、建築計画の説明会を開催するようお願いしています。

また、建築主に対し、建築物を計画する場合は、周辺の生活環境に及ぼす影響を十分配慮し良好な近隣関係を保つよう指導するとともに、紛争が生じた場合は、建築主および近隣住民に対して、譲り合いの気持ちを持って解決するようお願いしています。

（3）紛争の調整事務

中高層建築物の建築に伴って、建築主と近隣住民との間で紛争の解決の見込みがないときは、双方からの申出により弁護士、学識経験者による「あっせん」および「調停」を行います。

建築紛争事務取扱件数

単位：件

項目		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
標識設置届		178	196	175	181	216
電話・来庁による建築紛争相談		71	102	72	76	74
陳情書受付		9	3	3	5	5
建築紛争処理結果	受付件数	当該年度	4	1	0	2
		過年度分	1	2	1	0
		合計	5	3	1	2
	解決件数	当該年度	1	0	0	0
		過年度分	0	0	0	0
		合計	1	0	0	0
	未解決件数	当該年度	4	1	0	2
		過年度分	1	2	1	0
		合計	5	3	1	2
	あっせん件数	当該年度	0	0	0	0
		過年度分	0	0	0	0
		合計	0	0	0	0
	調停件数	当該年度	0	0	0	0
		過年度分	0	0	0	0
		合計	0	0	0	0

※あっせんによって、紛争解決の見込みがないときは、調停に移行することがあります。

令和 2 年度予算額 1,152 千円

4 建築物の解体工事に関する事前周知**(1) 目的**

建築物の解体工事計画について、事業者に対し近隣への事前説明を求め、解体工事による近隣住民との紛争を未然に防ぎ、住民の快適な生活環境と良好な近隣関係を確保します。

〔根拠法令等〕品川区建築物の解体工事計画の事前周知に関する指導要綱

(2) 解体工事に関する指導内容

建築物の床面積が 80 m²以上の解体工事について、標識により解体計画を事前に周知するとともに、解体工事に伴う騒音や振動、アスベスト等の有害物質の有無、処理方法について、近隣住民に説明を行うよう事業者に協力をお願いしています。

単位：件

項目	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
解体標識設置届出	345	431	452	496	480

5 葬祭場等の設置に係る環境整備

(1) 目 的

葬祭場等の設置について、事業主などと近隣住民との紛争を未然に防止し、あわせて良好な生活環境と地域社会の形成を確保するよう、事業主に対して葬祭場の設置計画・管理などについて事前協議を行っています。

[根拠法令等] 品川区葬祭場等の設置に関する環境指導要綱

(2) 内 容

葬祭場を、新築、改築、用途変更および使用方法の変更などにより設置する場合に、設置計画の標識設置、説明会の開催、壁面後退、緑地の確保、自動車駐車場の確保、管理体制の確立等について、事業主と協議しています。

対象建築物

- ・業として葬儀等を行うことを主たる目的とした集会施設

葬祭場等の設置に関する指導件数

単位:件

項 目	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
葬祭場設置要綱に基づく協定締結	0	0	0	0	0

木密整備推進課

木密整備推進課

係別事務分掌

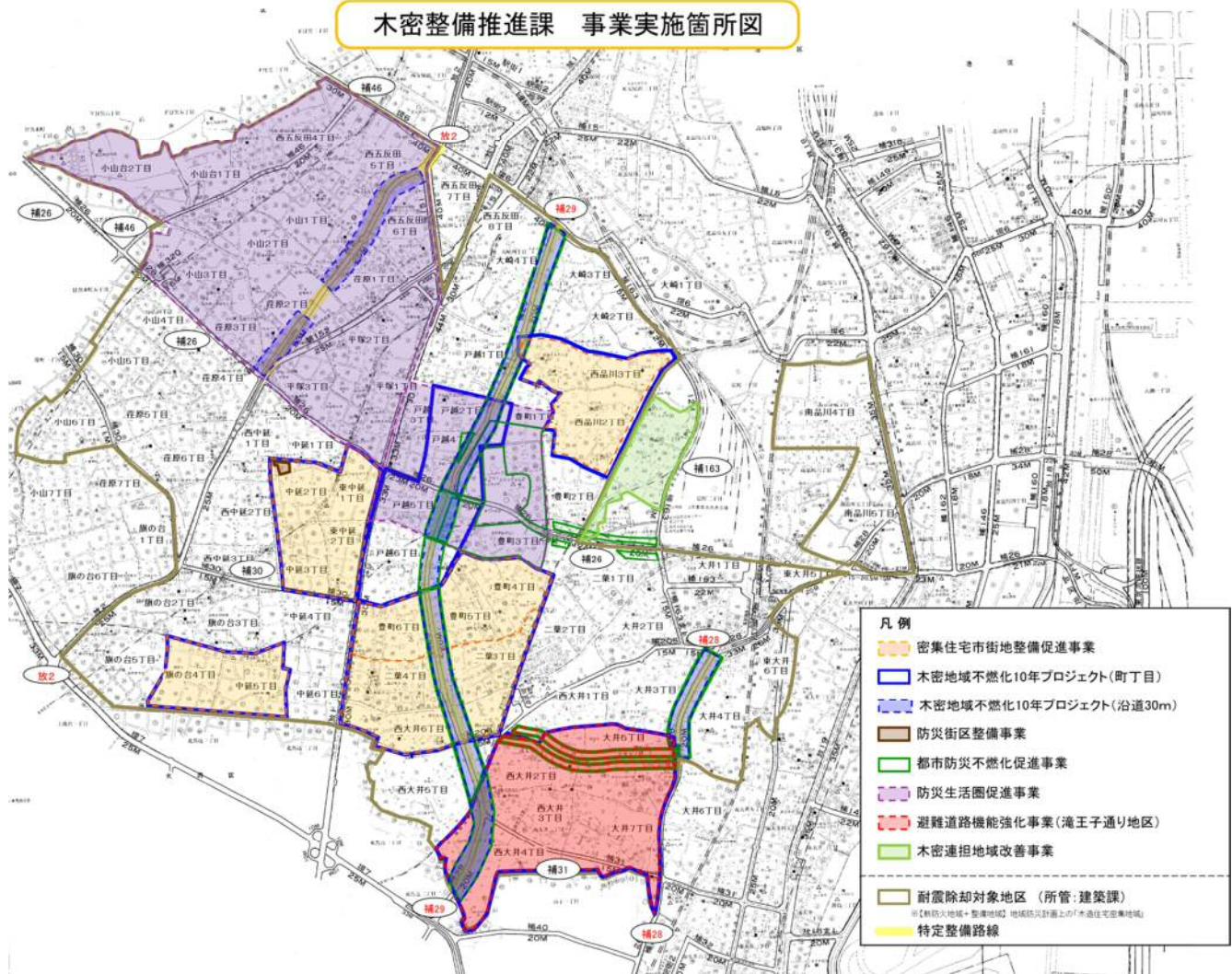
木密整備担当(主査)

- 1 密集市街地における街区の整備および不燃化の促進に関すること。
- 2 課内他係に属しないこと。

不燃化促進担当(主査)

- 1 特定整備路線に係る沿道の整備および延焼遮断帯の形成の促進に関すること。
- 2 広域避難場所周辺の不燃化の促進に関すること。

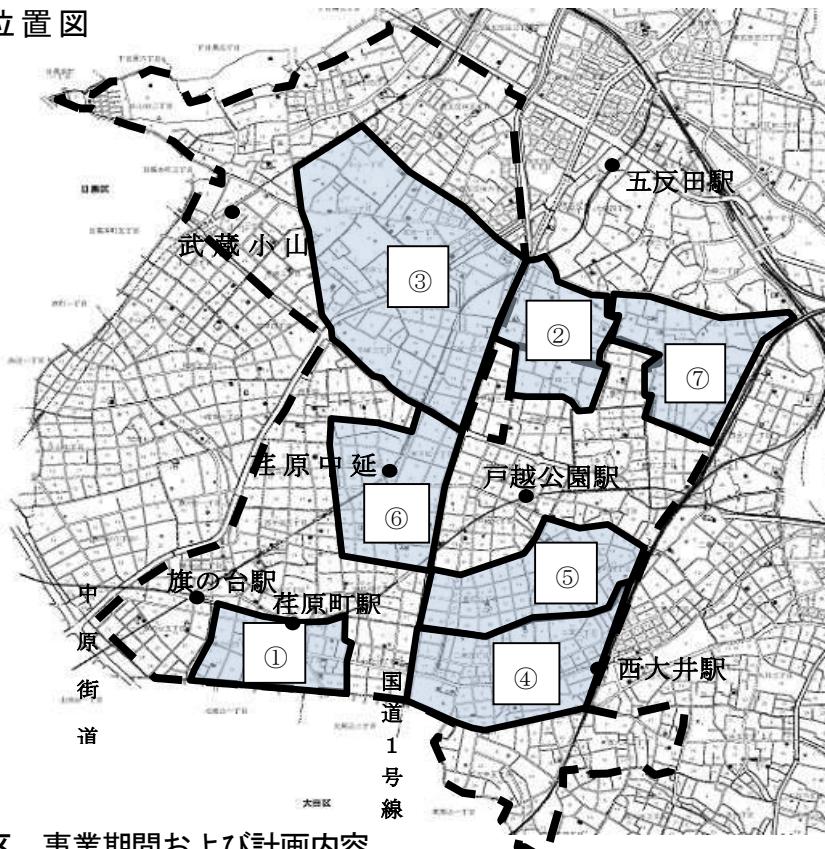
木密整備推進課 事業実施箇所図



一. 密集住宅市街地整備促進事業（木密整備担当）

密集住宅市街地における防災性の向上と居住環境の改善を図るため、国土交通省の「住宅市街地総合整備事業」や東京都の「東京都防災密集地域総合整備事業」などの補助事業を活用し、老朽建築物の除却、共同・協調建替えの促進、従前居住者の居住確保、道路や防災活動広場等の整備などを総合的に行います。

1 地区位置図



2 事業地区、事業期間および計画内容

地区名	事業期間	計画内容
① 旗の台・中延地区	平成元(1989) ～令和6年度(2024)	広場・拡幅道路用地取得整備、貯水槽設置・建替促進、地区計画検討等
② 戸越1・2丁目地区	平成5～平成17年度	事業完了。一部地域に地区計画、利子補給
③ 桂原北地区	平成7～平成16年度	事業完了。利子補給
④ 二葉3・4丁目、 西大井6丁目地区	平成18～令和2年度 (2006) (2020)	広場・拡幅道路用地取得整備、貯水槽設置・建替促進、地区計画
⑤ 豊町4・5・6丁目地区	平成19～令和2年度 (2007) (2020)	広場・拡幅道路用地取得整備、貯水槽設置・建替促進、地区計画
⑥ 東中延1・2丁目、 中延2・3丁目地区	平成19～令和2年度 (2007) (2020)	広場・拡幅道路用地取得整備、貯水槽設置・建替促進、地区計画検討等
⑦ 西品川2・3丁目地区	平成30～令和9年度 (2018) (2027)	広場・拡幅道路用地取得整備、貯水槽設置・建替促進、地区計画検討等

3 実績 (平成2年度～令和元年度)

項目	地区							合計
	旗の台・中延地区	戸越1・2丁目地区 (事業完了)	荏原北地区 (事業完了)	西大井6丁目地区 二葉3・4丁目、	豊町4・5・6丁目地区	中延2・3丁目地区 東中延1・2丁目・	西品川2・3丁目地区	
老朽住宅の建替え促進	3棟 (27戸)	12棟 (121戸)	11棟 (158戸)	0	0	0	0	26棟 (306戸)
防災広場等整備	5か所	3か所	4か所	6か所	7か所	3か所	0	28か所
主要生活道路整備	213 m ²	556 m ²	817 m ²	80 m ²	299 m ²	93 m ²	0	2,058 m ²
行き止まり道路整備	0	2か所	0	0	1か所	0	0	3か所
道路用地取得	157 m ²	556 m ²	817 m ²	80 m ²	203 m ²	93 m ²	0	1,906 m ²
従前居住者用住宅整備	0	1棟 (10戸)	0	0	0	1棟 (31戸)	0	2棟 (41戸)
まちづくり事務所設置	0	1か所	0	0	0	0	0	1か所
事業用地取得	0	0	0	2か所	1か所	0	0	3か所

4 計画 令和2年度

【各地区共通】

老朽住宅の建替え促進、防災広場整備、主要生活道路整備、行き止まり解消、道路用地等取得

令和2年度予算額 455,511千円

5 助成の内容

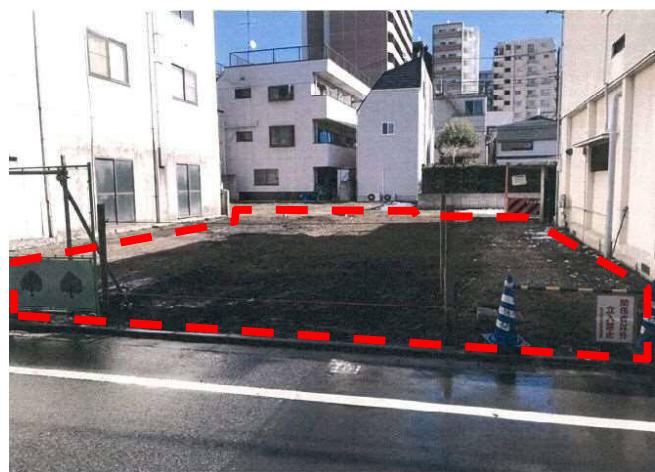
共同化事業に要する費用のうち次のものが補助対象となり、補助対象事業費の2／3を限度として助成しています。

- ① 調査設計計画費（建築設計費、工事監理費）
- ② 建築物除却費（既存建物の除却費、整地費）
- ③ 共同施設整備費（空地等整備費、共用通行部分整備費）

【二葉 3・4 丁目、西大井 6 丁目地区
二葉三防災広場 完成写真】



【東中延 1・2 丁目、中延 2・3 丁目地区
東中みんなの広場 広場拡張用地取得】



【豊町 4・5・6 丁目地区 ゆたかしいのきひろば 取得・整備】

取得・整備前



取得・整備後



【二葉 3・4 丁目、西大井 6 丁目地区 拡幅道路用地取得・整備】

取得・整備前



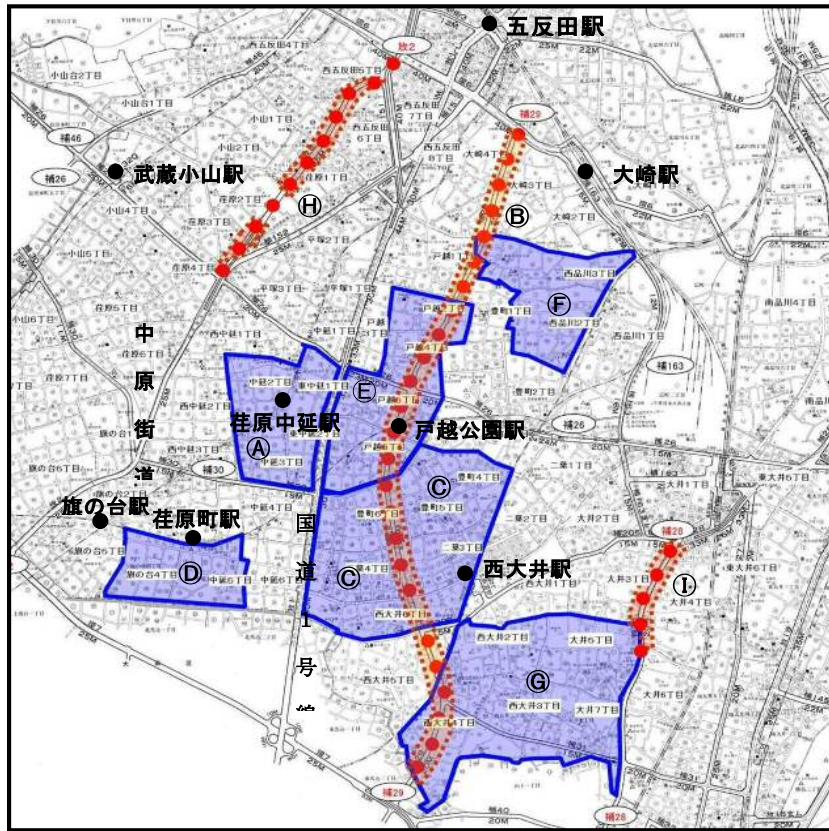
取得・整備後



二. 木密地域不燃化 10 年プロジェクト（木密整備担当）

都が推進する「2020 年の東京」への実行プログラム 2012 の取組みの一つとして、令和 2 年度までを目標に、市街地の不燃化を促進し燃えないまちを実現するため、都と区が連携し特に改善が必要な地域を不燃化特区に指定し、種々の支援策によって不燃化を強力に推進します。

1 地図位置図



2 事業地区および事業期間

	地区名	事業期間	備考
Ⓐ	東中延 1・2 丁目、中延 2・3 丁目地区	平成 25～令和 2 年度 (2013) (2020)	先行実施地区
Ⓑ	補助 29 号線沿道地区	平成 25～令和 2 年度 (2013) (2020)	本格実施地区 (前倒し地区)
Ⓒ	豊町 4・5・6 丁目、二葉 3・4 丁目 及び西大井 6 丁目地区		
Ⓓ	旗の台 4 丁目・中延 5 丁目地区		
Ⓔ	戸越 2・4・5・6 丁目地区		
Ⓕ	西品川 2・3 丁目地区	平成 26～令和 2 年度 (2014) (2020)	本格実施地区
Ⓖ	大井 5・7 丁目、西大井 2・3・4 丁目地区		
Ⓗ	放射 2 号線沿道地区		
Ⓘ	補助 28 号線沿道地区		

3 実 績 (平成25～令和元年度 助成実績件数)

地区名	老朽建築物除却		不燃構造化支援助成	住替え支援助成
	10年プロジェクト	※耐震化支援事業		
東中延1・2丁目、中延2・3丁目地区	109	21	30	48
補助29号線沿道地区	17	8	23	23
豊町4・5・6丁目、二葉3・4丁目及び西大井6丁目地区	160	60	65	82
旗の台4丁目・中延5丁目地区	61	12	24	44
戸越2・4・5・6丁目地区	82	22	42	44
西品川2・3丁目地区	63	19	34	44
大井5・7丁目、西大井2・3・4丁目地区	139	25	65	93
放射2号線沿道地区	8	3	2	5
補助28号線沿道地区	1	6	4	3
計	640	176	289	386

※建築課事業

4 計 画 令和2年度

地区名	計画内容
東中延1・2丁目、中延2・3丁目地区	
補助29号線沿道地区	各種支援策の推進
豊町4・5・6丁目、二葉3・4丁目及び西大井6丁目地区	<ul style="list-style-type: none"> ・取壊し・建替えに関するご相談に専門家の派遣 ・老朽建築物の解体除却費用の助成 ・解体・建替えのための引越し費用の助成 ・燃えない、燃えにくい建物を建てる費用の助成 ・固定資産税・都市計画税の減免
旗の台4丁目・中延5丁目地区	
戸越2・4・5・6丁目地区	
西品川2・3丁目地区	
大井5・7丁目、西大井2・3・4丁目地区	
放射2号線沿道地区	案内紙配布・協議会・相談会による周知
補助28号線沿道地区	

令和2年度予算額 1,601,410千円

5 助成の内容

- ① 老朽木造建築物の解体除却に対して 1 m²あたり最大 27,000 円かつ上限 13,500,000 円の助成が受けられます。 (助成対象: 平成 17 年 3 月 31 日以前に建築された木造建築物、昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築された軽量鉄骨造建築物)
- ※軽量鉄骨建築物は限度額が異なります。
- ② 取壊し・建替えに関する相談窓口の設置に加え、当該年度 5 回まで、専門家（弁護士・一級建築士・ファイナンシャルプランナーなど）を無料で派遣します。
- ③ 更地になった土地や建替えた家屋に対して、最長 5 年間にわたり 8 割ないし 10 割の固定資産税や都市計画税の減免が受けられます。
- ④ 老朽木造建築物を解体除却して耐火建築物または準耐火建築物を建築する際に、建築設計費・工事監理費・不燃構造化費用について助成が受けられます。
- ⑤ 老朽木造建築物を解体除却する際に、住替え先や仮移転先への移転費用・転居一時金（礼金等）・家賃について助成が受けられます。

6 今年度の取り組み

今年度、期限を迎える本制度の期間延伸に向け、新たな地区の追加を含め取り組みます。総合的な危険度が高い西大井三丁目地域に、防災広場を設けるための用地取得、および広場整備の住民参加型ワークショップによる計画・設計を行います。

7 防災建替え相談窓口

不燃化特区内にある老朽建築物の建替えや解体除却を促進するために、資金・税制・建築計画などについての相談を無料で受ける窓口を開設しています。



相談窓口の外観



専門家との相談の様子
(一級建築士)

三. 防災街区整備事業 (木密整備担当)

密集住宅市街地整備促進事業地内において、密集住宅市街地整備促進に関する法律に基づき、防災機能の確保と土地の合理的かつ健全な利用を目的として防災街区整備事業による共同化建替えを推進しています。



中延二丁目旧同潤会地区

1 事業地区および事業期間

地区名（面積）	準備組合設立	都市計画決定	組合設立認可	工事着工	工事竣工
荏原町駅前地区 (0.1ha) ※事業完了	平成24年 3月	平成24年 10月	平成25年 4月	平成25年 11月	平成28年 3月
中延二丁目旧同潤会地区 (0.7ha) ※事業完了	平成26年 3月	平成27年 4月	平成28年 2月	平成29年 2月	平成31年 3月

四. 都市防災不燃化促進事業 (不燃化促進担当)

広域避難場所および避難路のより一層の安全性確保を目指し、災害時の市街地大火を防ぐ延焼遮断機能の形成を図るため、老朽建築物の除却や建築物の不燃化を促進する事業です。

このため、広域避難場所周辺と避難路沿道において「品川区建築物不燃化促進条例」に基づき、下記のとおり助成を行います。

- 木造建築物(耐火建築物・準耐火建築物以外)の除却者(所有者)に除却費の一部を助成
- 一定基準に適合した耐火建築物または準耐火建築物(区域が限られます)を建築する建築主に対し、建築費の一部を助成

また、東京都が進める特定整備路線の事業進捗に合わせ、都市防災不燃化促進事業の導入、沿道まちづくりの支援等を実施していきます。

1 地図位置図



2 事業地区および事業期間

● ● 事業期間

地区名	平成 18	19	20	21	28	29	30	令和 元	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
戸越公園一帯周辺	●								●									
補助26号線その2	●								●									
滝王子通り				●								●						
補助29号線					●											●		
補助29号線その2					●										●			
補助29号線その3					●												●	
補助29号線その4							●		●									●
補助28号線					●										●			

3 実績

・不燃化建築助成 (棟数は令和2年3月末時点)

単位 ; 棟

地区名	平成26 以前計	27	28	29	30	令和 元	計	事業期間
林試の森公園周辺	128						128	S63年度～H13年度
補助26号線	27						27	H10年度～H19年度
補助46号線品川	45						45	H15年度～H24年度
戸越公園一帯周辺	82(4)	15(7)	5(0)	15(0)	6(0)	4(1)	127(12)	H18年度～R2年度
補助26号線その2	2	1	0	1(0)	2(0)	1(0)	7(0)	H18年度～R2年度
滝王子通り	12	2	4(0)	7(4)	5(3)	5(2)	35(9)	H21年度～R5年度
補助29号線	0		0(0)	3(0)	1(0)	3(0)	7(0)	H28年度～R7年度
補助29号線その2	0		0(0)	2(0)	9(0)	10(4)	21(4)	H28年度～R7年度
補助28号線	0		0(0)	6(1)	6(2)	3(0)	15(3)	H28年度～R7年度
補助29号線その3	0				0	3(0)	3(0)	H30年度～R9年度
補助29号線その4						0	0	H31年度～R10年度
総計	296(4)	18(7)	9(0)	34(5)	29(5)	29(7)	415(28)	

※ ()内は助成件数全体のうち「準耐火建築物」の助成棟数

・不燃化除却助成 (棟数は令和2年3月末時点)

単位 ; 棟

地区名	平成 26	27	28	29	30	令和 元	計	事業期間
戸越公園一帯周辺	3	8	2	8	7	5	33	H26年度～R2年度
補助26号線その2	0	0	1	0	2	0	3	H26年度～R2年度
滝王子通り	3	3	4	4	3	1	18	H26年度～R5年度
補助29号線			0	2	3	1	6	H28年度～R7年度
補助29号線その2			0	12	11	10	33	H28年度～R7年度
補助28号線			.	0	0	1	1	H28年度～R7年度
補助29号線その3					1	1	2	H30年度～R9年度
補助29号線その4						2	2	H31年度～R10年度
総計	6	11	7	26	27	21	98	

※ 除却助成は平成26年度からスタート (国・都に準じて)

○不燃化建築助成の一例 (戸越公園一帯周辺地区)

建替え前



建替え後



4 計画 令和2年度

① 不燃化助成

地 区 名	除却助成	建築助成
戸越公園一帯周辺地区	10棟	17棟
補助26号線その2地区	1棟	1棟
滝王子通り地区	5棟	7棟
補助29号線地区（大崎区間）	3棟	5棟
補助29号線その2地区（戸越/豊町・西大井区間）	15棟	13棟
補助28号線地区	2棟	6棟
補助29号線その3地区（戸越公園（北側）/西大井・東馬込区間）	6棟	5棟
補助29号線その4地区	2棟	2棟

② 委託料

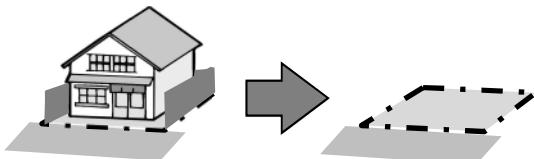
- ・事業促進業務委託 8地区
- ・不燃化建築計画業務委託 8地区
- ・特定整備路線沿道不燃化事業導入委託（放射2号線地区）
- ・事業延伸申請図書等の作成業務（戸越公園一帯周辺地区他1地区）
- ・事業過年度調査業務委託 8地区

令和2年度予算額 306,805千円

5 助成の内容

I 除却助成

耐火・準耐火建築物以外の木造建築物を除却する場合、
除却助成対象建築物の床面積等に応じ、除却者（所有者）に対して助成されます。
※現在建っている木造建築物の除却のみでも助成の対象となります。



II 建築助成

① 一般建築助成（基本となる助成）

建築助成対象建築物の1階から3階までの建築助成対象床面積に応じ、建築主に対して助成されます。

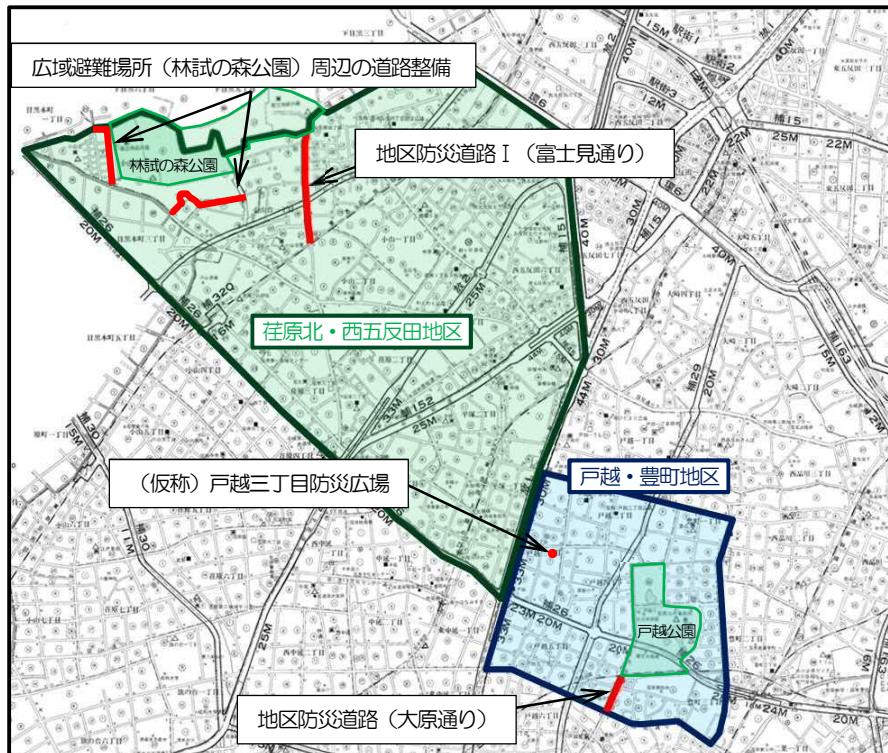
② 加算助成

- 住宅型不燃建築物助成
- 共同建築助成（100万円）
- 協調建築助成（60万円）
- 三世代住宅助成（60万円）

五．防災生活圏促進事業（不燃化促進担当）

阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた地震に強い都市づくりを推進するため、広域避難場所の入口整備、避難経路の拡幅整備、防災活動の拠点となる広場の整備など、公共施設の整備を進め、安全で住みよい防災生活圏の形成を図っています。

1 地図位置図



2 事業地区および事業期間

地区名	平成 10	11			18	19			23	24	25	26	27	28	29	30	令和 元	2	3	4
荏原北・西五反田	●																			●
戸越・豊町					●															

3 実績

○ 避難通路整備工事

(荏原北・西五反田地区)



小山台一丁目避難通路

○ 地区防災道路拡幅整備

(戸越・豊町地区)



大原通り（拡幅整備状況）

用地取得・整備（平成10年度～令和元年度） (箇所)

		平成 26以前	27	28	29	30	令和 元	2	合計
荏原北・西五反田地区	道路用地取得	19	0	1	0	0	1		21箇所
	拡幅整備	17	1	1	0	0	0		19箇所
	広場用地取得	5	0	0	0	0	0		5箇所
	広場整備	5	0	0	0	0	0		5箇所
戸越・豊町地区	道路用地取得	6	0	0	0	0	1		7箇所
	拡幅整備	5	0	0	0	0	2		7箇所
	広場用地取得	6	0	0	0	0	1		7箇所
	広場整備	6	0	0	0	0	0		6箇所

4 計画 令和2年度

○荏原北・西五反田地区

- ・地区防災道路I測量委託 1箇所
- ・地区防災道路I拡幅用地取得費 2箇所
- ・地区防災道路I拡幅整備工事 2箇所
- ・林試の森公園周辺拡幅整備用地取得費（都有地） 1, 209m²
- ・林試の森公園周辺拡幅整備用地取得費（国有地） 905m²
- ・小山台一丁目地区計画変更業務委託

○戸越・豊町地区

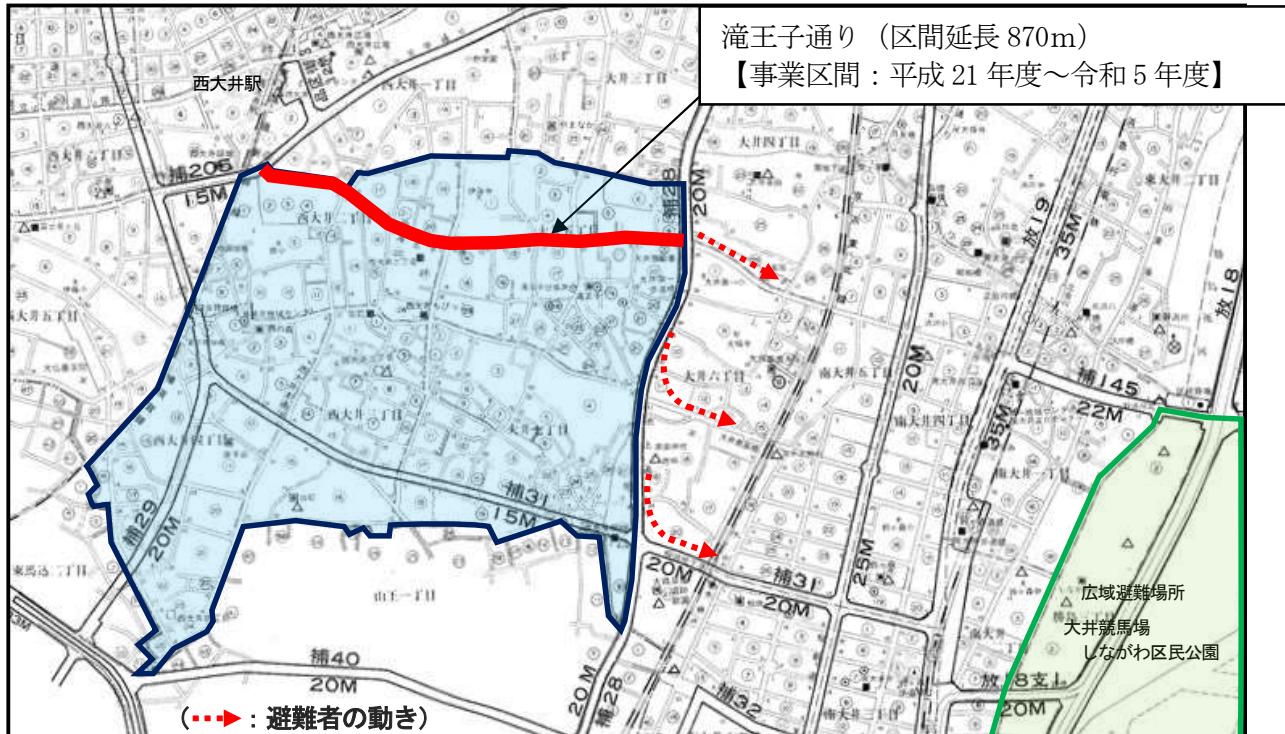
- ・測量委託（大原通り） 1箇所
- ・防災広場基本計画作成委託（ワークショッピング含）
(戸越三丁目7番)

令和2年度予算額 1,282,780千円

六 避難道路機能強化事業（滝王子通り地区）（不燃化促進担当）

広域避難場所「大井競馬場・しながわ区民公園」までの避難を安全・円滑に誘導するため、滝王子通りの現況幅員約7.2mを10mに拡幅する事業です。また、安全な避難道路としての沿道を整備し、都市防災不燃化促進事業による不燃化も促進しています。

1 地図位置図



2 事業地区および事業期間

● ● 事業期間

地区名	平成 21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	令和 元	2	3	4	5
滝王子通り	●														

3 実績

	平成26以前	27	28	29	30	元	合計
用地取得	9箇所 204.50 m ²	1箇所 26.94 m ²	2箇所 29.81 m ²	4箇所 48.66 m ²	2箇所 28.71 m ²	0箇所 0 m ²	18箇所 338.62 m ²
拡幅整備	5箇所 60.03m	3箇所 43.22m	1箇所 12.58m	1箇所 14.74m	1箇所 10.67m	5箇所 40.11m	16箇所 181.35m

○ 避難道路拡幅整備状況（滝王子通り）

拡幅前



拡幅後



拡幅前



拡幅後



4 計画 令和2年度

避難道路機能強化事業（滝王子通り）

- ・拡幅用地調査折衝補助委託
- ・測量委託 3箇所
- ・道路拡幅整備工事 3箇所
- ・拡幅用地取得費 3箇所

令和2年度予算額 51,769千円

七. 木密連担地域改善事業

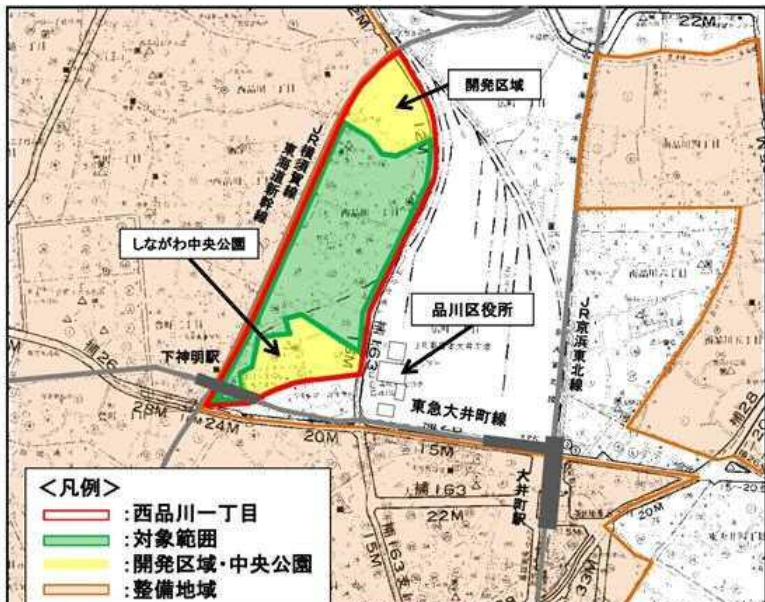
(木密整備担当)

「防災都市づくり推進計画基本方針」(東京都・令和2年3月)における「整備地域」は、指定の基準となる地域危険度・不燃領域率が町丁目全域の平均値である上に、指定の基本単位が防災生活圏（延焼遮断帯に囲まれた圏域）という広範な区域であるため、局的に密集度が高いにも関わらず整備地域の指定から漏れているエリアが存在するという実態があります。

このような状況を改善するため、東京都は平成28年度から整備地域外における防災まちづくり方針の検討に対して支援を開始し、令和2年3月に改正された基本方針にて整備地域外の改善にも方針が示されました。

区では、整備地域外で局的に密集度が高いエリアにおいて防災まちづくりの検討をすることとし、対象として、不燃化特区である西品川2・3丁目地区に隣接し、密集市街地が形成されている西品川一丁目を選定しました。

1 地区位置図・現地状況写真



地区位置図



現地状況

2 事業実施地区

西品川一丁目（西品川一丁目地区第一種市街地再開発事業の施行区域およびしながわ中央公園の区域を除く）

3 計画 令和2年度

これまでの検討結果を踏まえた町会との意見交換、防災まちづくり方針検討委託

令和2年度予算額 6,672千円

八. 従前居住者用住宅の管理 (木密整備担当)

密集住宅市街地整備促進事業等の施行に伴い、公共施設用地の提供・共同化事業への参加・老朽住宅の除却等により現在の住居に居住できなくなる方を対象とした賃貸住宅（従前居住者用住宅）を設置し、その管理および運営を行っています。

1 施設位置図



2 施設の所在および概要

施設の名称	所在地	施設概要
ソレイユ戸越	戸越一丁目4番6号	構造・規模：RC造 地上3階建て 間取り・戸数：2DK (49.71 m ²) 2戸 1K (27.47 m ²) 4戸 1K (31.80 m ²) 4戸 合計 10戸
ソレイユ中延	中延一丁目10番12号 (中延一丁目区営住宅に併設)	構造・規模：RC造 地上5階建て 間取り・戸数：1DK (29.23 m ²) 24戸 2DK (48.74 m ²) 7戸 合計 31戸

3 計画 令和2年度

【ソレイユ戸越・ソレイユ中延共通】

施設の適切な管理運営

令和2年度予算額 51,114千円

都市開発課

都 市 開 発 課

係 別 事 務 分 掌

都 市 開 發 担 当 (主 査)

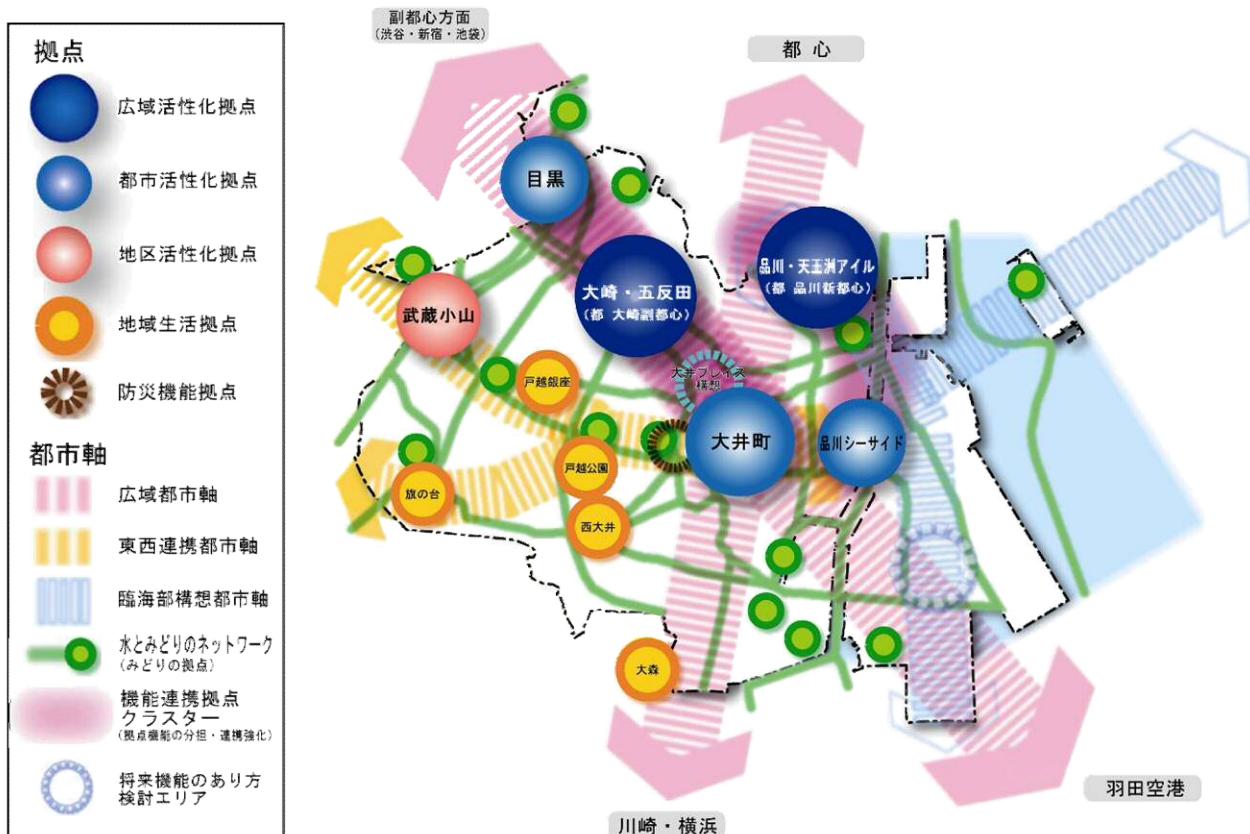
- 1 再開発等の計画、調整および推進に関すること。
- 2 課内他係に属しないこと。

立 体 化 担 当 (主 査)

- 1 道路と鉄道との連続立体交差化に関すること。
- 2 道路と鉄道との連続立体交差化に伴う周辺のまちづくりに関すること。
- 3 鉄道新線に関すること。

都市開発課では、平成25年2月に策定した「品川区まちづくりマスターplan」で示された大井町駅周辺や大崎・五反田地域、さらには鉄道立体化が動きだした品川駅南地域等の拠点整備を進めるため、地区計画や市街地再開発事業等の都市計画手法を活用し、民間開発事業を適切に誘導、支援するとともに地域の課題を解決しながら、必要な都市基盤施設の整備を促進しています。

品川区まちづくりマスターplan・将来都市構造図



一．大井町駅周辺地区の整備

(都市開発担当)

1 地区概要

大井町駅周辺地区は、「区の中心核」に位置付けられ、文化・商業・業務・交流・居住等地域の魅力を高める機能の集積を図るとともに、大井町～大崎～五反田を結ぶ都市軸の形成をめざしたまちづくりを進めています。

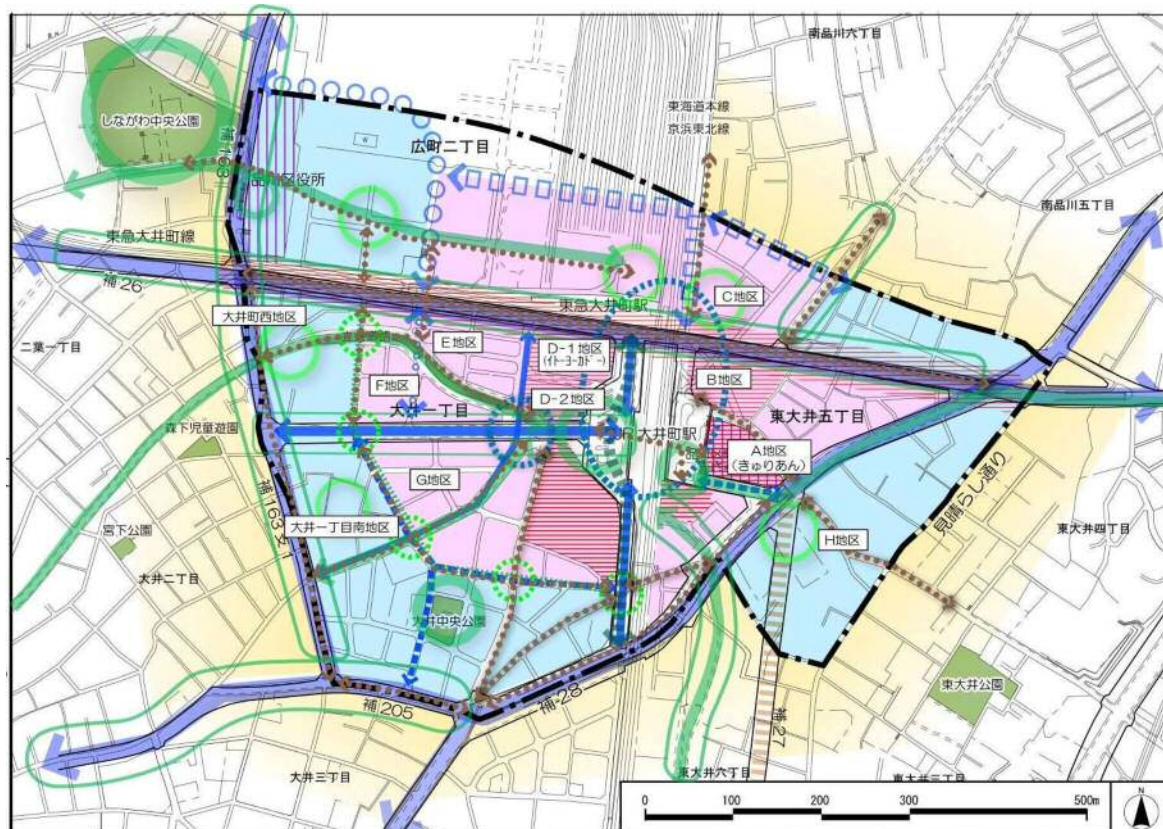
昭和56年度に策定した大井町駅周辺地区再開発基本計画では、駅周辺をA～Eの5地区に分け、再開発等を推進してきました。このうち、A地区は大井町駅東口第一地区第一種市街地再開発事業により平成元年に区民施設（きゅりあん）や商業施設の整備を完了しました。

また、D地区の一部（D-1地区）については、平成2年に高度利用地区を指定し、民間開発事業による商業施設等の建設が完了しています（平成8年しゅん工）。

一方、大井町西地区の組合施行による市街地再開発事業（平成24年しゅん工）をはじめ、再開発基本構想の対象区域外においてまちづくりの検討や調整などが進んでいる状況を踏まえ、平成23年度に「大井町駅周辺地区まちづくり構想」を策定しました。その後、周辺の業務複合地区では、大井一丁目南第一地区において市街地再開発事業が施行され、令和元年8月に施設建築物がしゅん工しました。

また、JR用地や区有地から成る広町地区のまちづくりについて、土地利用等の開発方針を区とJR東日本が共同で検討を実施しています。

大井町駅周辺地区まちづくり基本構想・地区区分



- 拠点商業地区（商業系用途に特化する地区）
- 商業業務地区（商業中心で業務系の機能も誘導する地区）
- 業務複合地区（業務・住宅の複合エリアで主要な通り沿いには低層部に賑わい機能を誘導する地区）
- 都市型住宅複合地区
- 文化行政地区

- 幹線道路
- 地区幹線道路
- 地区集散道路
- 地区幹線構想道路
- 地区集散構想道路
- 歩行者ネットワーク

- みどりのみち
- みどりネットワーク
- 広場・憩い空間（新規クリエイツ）
- 歩行者憩い空間（新規クリエイツ）
- 広場・憩い空間（既存）

2 事業概要

(1) 広町地区

大井町駅周辺に位置する広町地区は、区の中心核・都市活性化拠点であり、JR京浜東北線、東急大井町線、りんかい線の結節点として、今後のまちづくりにおいて重要な位置を占めています。

こうしたことから、昭和62年5月に旧国鉄大井工場の大規模な土地利用転換を想定した「大井プレイス構想」を公表し、平成16～18年度に鉄道関連施設を存置したままの開発可能性についてJR東日本と共同で検討しましたが、大井プレイス構想に代わる新たな構想の策定には至りませんでした。

平成24年度に広町社宅廃止の方針が示されたことに伴い、平成25年度から区とJR東日本で検討会を設置し、土地利用の開発方針等について共同で検討を行ってきました。平成26年3月には社宅が廃止・解体され、跡地はスポーツ施設として暫定的に運営されています。区有地を含めた総合的な開発方針等については引き続きJR東日本により具体的な検討を深めながら、にぎわいのあるまちづくりを目指します。

令和2年度予算額 186,230千円

(2) 大井町駅西口E地区

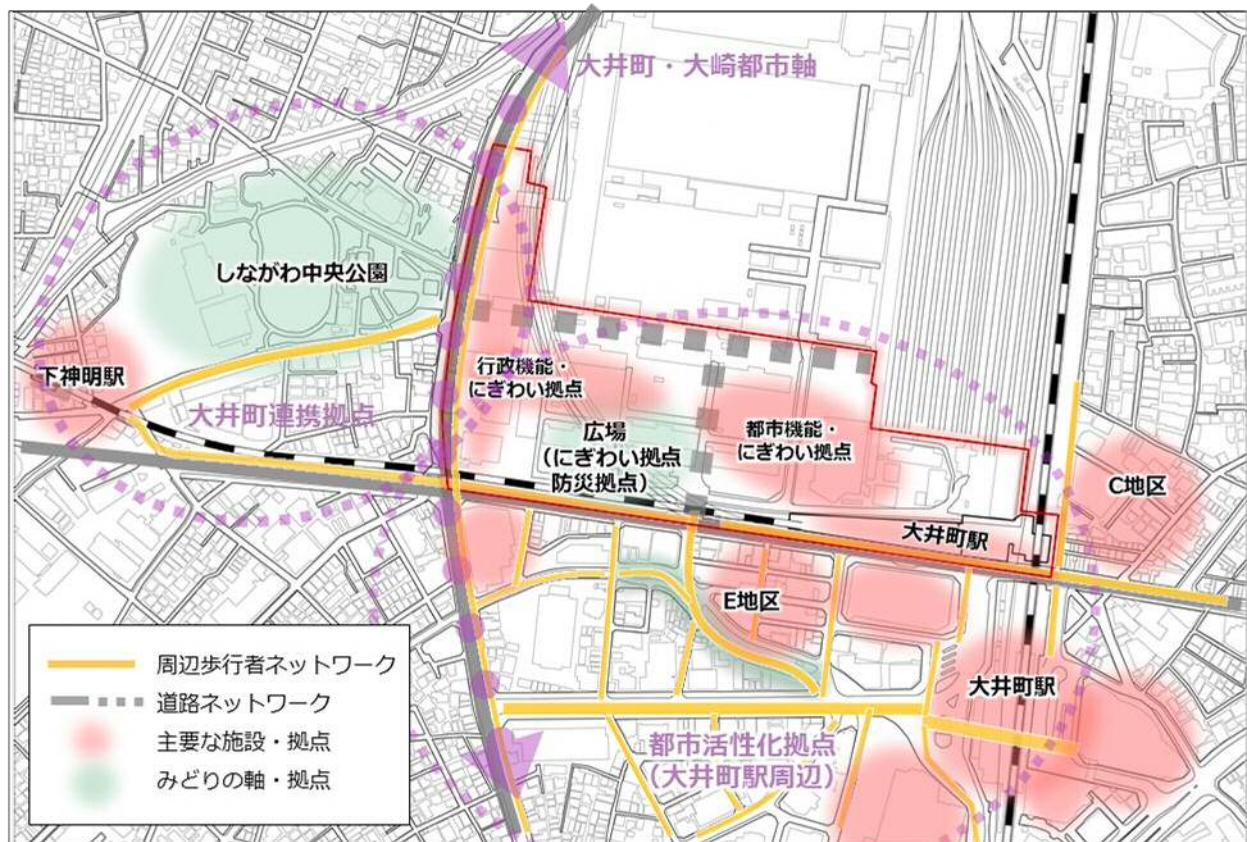
大井町駅周辺地区再開発基本計画のE地区において、地区内の全関係権利者と品川区による「大井町駅西口E地区まちづくり協議会」を平成27年11月に立ち上げ、平成30年度は地権者主体の発起人会が開催されました。今後は、検討をより積極的に推進することを目指しています。

(3) 大井町駅東口C地区

大井町駅周辺地区再開発基本計画のC地区において、地区内の関係権利者による勉強会が開催されています。平成31年度は各商店会等の代表者による発起人会が発足し、まちづくりの検討をさらに進めていくことを目指しています。

令和2年度予算額 3,640千円

大井町駅周辺のまちづくりのイメージ



二．大崎駅周辺地区の整備 (都市開発担当)

1 全体概要

大崎駅周辺は大正から昭和の初期にかけて、目黒川沿いに工場が集積し、有数な工場地帯として発展してきましたが、昭和50年代に入ると工場の転出がはじまり、跡地にマンションやオフィスビルが建設されるようになりました。品川区ではこのような土地利用の転換の動きに対応して、無秩序な開発を防止するとともに再開発事業などによる計画的なまちづくりへと誘導することを長期基本計画に位置付け、以来、事業の推進を図ってきました。

また、東京都でも昭和57年の長期計画において、大崎地区を含む6つの副都心を指定、その後、平成6年に副都心育成・整備指針を、平成9年に副都心整備計画を策定しています。

さらに平成14年7月には、大崎駅周辺の約60haの地域が都市再生特別措置法に基づく「都市再生緊急整備地域」に指定され、また同年12月には、りんかい線の全面開通や埼京線、湘南新宿ラインの乗り入れにより交通アクセスが飛躍的に向上しました。

大崎のポテンシャルがますます高まっていく状況で、地域の将来像を明らかにし、一体的なまちづくりを進めていくための戦略などを検討するため、区、都および地元関係者による「まちづくり連絡会」が平成15年2月に設立され、平成16年11月には「都市再生ビジョン」がとりまとめられました。区は、この都市再生ビジョンを大崎駅周辺地域の整備方針として位置づけ、まちづくりを進めています。

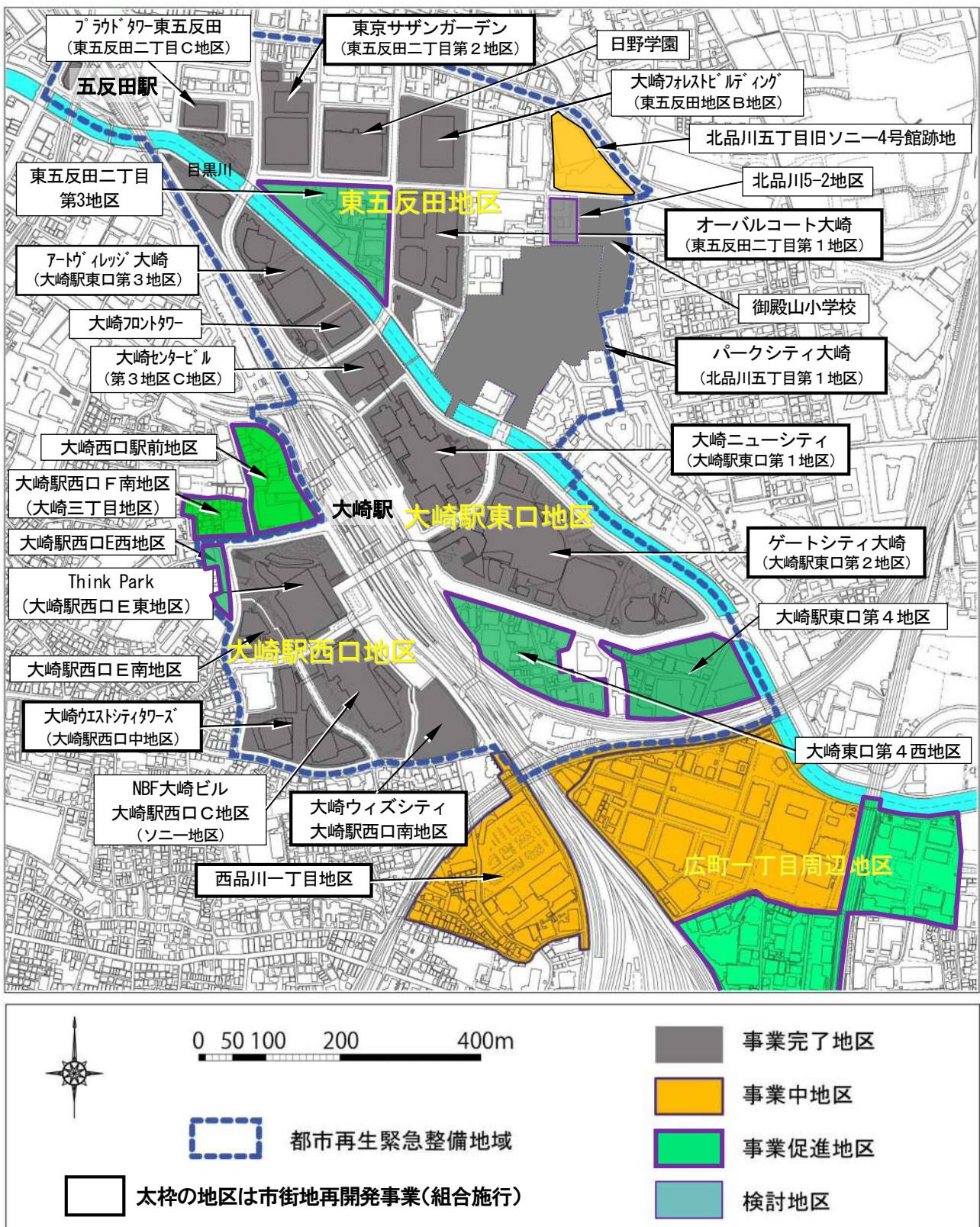
大崎駅周辺地区は、これまでの再開発事業推進の経緯などから大きく次の3つの地区に区分されています。

● **大崎駅東口地区** 昭和53年の品川区長期基本計画策定とともに事業の推進を図ってきた駅周辺における再開発の先導的地区で、すでに第1地区（大崎ニューシティ昭和62年しゅん工）、第2地区（ゲートシティ大崎 平成10年しゅん工）として事業完了しています。

● **東五反田地区** 東京都の副都心構想や東口地区再開発事業などの動向を踏まえ、区では大崎駅周辺地区全体の整備指針として昭和61年度に「大崎駅周辺地区市街地整備構想」を策定しました。このうち、東五反田地区においては、地元のまちづくり組織が設立されるなど再開発への機運が高まり、平成4年に東五反田地区更新計画が策定されています。

● **大崎駅西口地区** 東口地区が先行する形で大崎駅周辺の再開発が進められてきましたが、西口地区においてもまちづくりに関するさまざまな検討が進められています。

大崎駅周辺地区の地区区分・開発状況



2 東五反田地区の事業概要

東五反田地区は、大崎駅と五反田駅の間に位置する約29haの区域で、昭和62年以降、住民や事業者による「東五反田地区街づくり推進協議会」等が設立され、地元のまちづくり活動が活発に行われてきました。区においても平成4年に地区整備のマスタープランとして地区更新計画を作成、計画的なまちづくりを誘導、推進してきました。

これまでに東五反田二丁目第1地区（オーバルコート大崎）、大崎駅東口第3地区（アートヴィレッジ大崎）、東五反田二丁目第2地区（東京サザンガーデン）、北品川五丁目第一地区（パークシティ大崎）の4地区で市街地再開発事業による整備が完了しました。東五反田二丁目第3地区（約1.6ha）でも再開発事業の検討が進められており、平成28年3月に市街地再開発準備組合が設立され、再開発事業の実現化に向けた検討が行われています。今年度は、都市計画手続きや関係機関との協議を進め、今後更に事業を推進していきます。なお、地区計画区域内では民間開発事業も多く展開されています。

東五反田地区 区域図



3 大崎駅西口地区の事業概要

大崎駅西口地区は、駅前の大規模工場街区である明電舎地区およびソニー地区、これに隣接する住商工の混在密集地である中地区および南地区の4つの地区で構成されています。

東口地区が先行する形で大崎駅周辺の再開発が進められてきましたが、西口地区においても昭和60年前後の時期からまちづくりに関する様々な検討が続けられてきました。

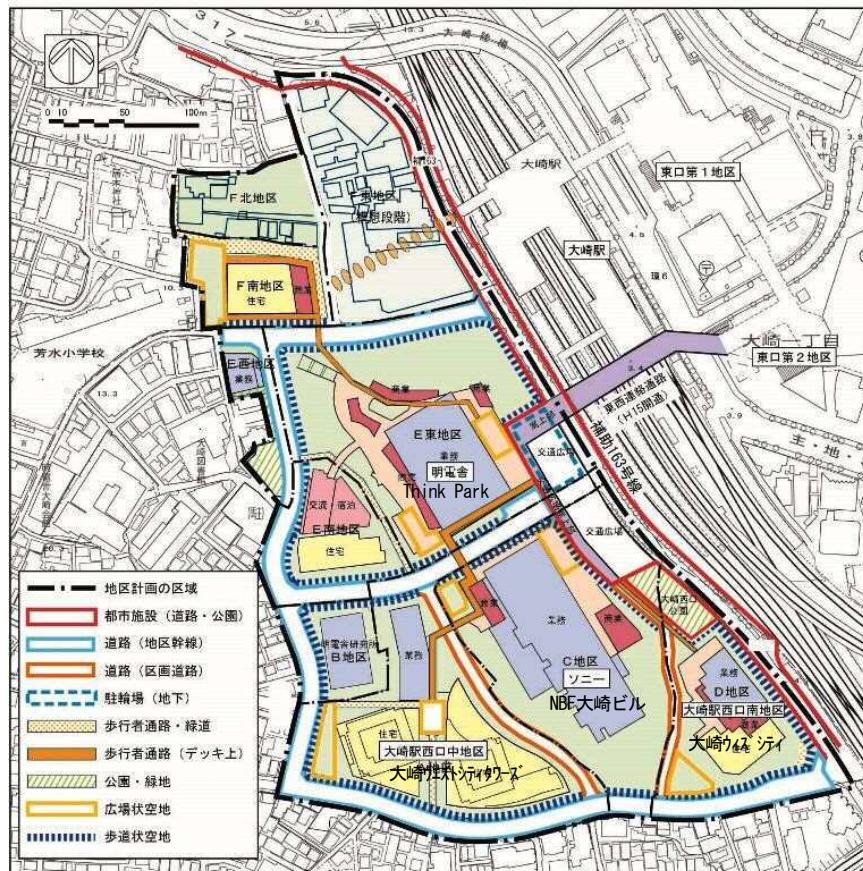
平成11年には、4つの地区の事業者と区とで「大崎駅西口地区まちづくり協議会」を設立、互いに調整しながら計画的な整備を進めることとし、平成14年に西口地区全体の整備方針や公共施設の配置などを地区計画で定め、これに基づき各地区ごとに段階的に整備していくために必要な事業を実施していくこととしました。

明電舎地区のうちE東地区で、都内初の「都市再生特別地区」の指定を受けて事業着手し、平成19年10月にThinkParkとしてオープンしたのに続き、中地区の市街地再開発事業が平成21年9月に、ソニー地区が平成23年3月に、南地区的施設建築物が平成26年1月にしゅん工し、平成27年3月末に事業が完了しました。



大崎駅西口地区近況

大崎駅西口地区開発計画図



(1) 大崎駅西口 F 南地区（大崎三丁目地区）、大崎西口駅前地区

大崎駅西口地区地区計画区域（平成14年都市計画決定）の北側隣接地で、大崎駅西口（北口）前の区域においてもまちづくりの機運が高まっています。

平成19年8月に大崎三丁目地区市街地再開発準備組合が地元関係権利者により設立されたほか、駅前のマンション等が多く立地する区域においても、平成26年8月に大崎西口駅前地区市街地再開発準備組合が設立されました。大崎駅西口 F 南地区は、平成29年度に市街地再開発事業の都市計画が決定し、令和6年のしゅん工を目指しています。この区域は、平成6年に品川区が提案した「大崎駅西口地区のまちづくり」の対象区域に含まれており、地元関係者によるまちづくり活動を支援するとともに、西口地区との連携を図りつつ都市計画に関する検討、調整、協議を進めています。

区域図



(2) 西品川一丁目地区（国際自動車跡地および周辺）

本地区は、大崎駅周辺の都市再生緊急整備地域に隣接し、未整備の都市計画道路補助第163号線により大井町方面と連絡する位置にあります。このため「大井町-大崎都市軸整備計画」（平成23年5月）においては、「大崎連携拠点」として大規模低未利用地の土地利用転換により大崎駅周辺地域に立地する都市機能を補完しつつ、地域に不足している大規模な緑の空間などを創出する地区とされています。

また、防災上危険な崖や細街路のみに接する宅地があるほか、地区周辺には密集住宅市街地が連なっていることから、防災拠点性の高い空間をもつ大崎連携拠点にふさわしい複合市街地の形成を目指し、補助第163号線（鉄道高架下を含めて整備）をはじめとする都市基盤施設の整備に合わせて、土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図ることとしています。

国際自動車跡地とその周辺を含む約3.9haの区域を対象に平成21年12月に設立された準備組合を中心に市街地再開発事業による一体的な整備を目指して関係権利者の合意形成や関係機関との調整が進められ、平成24年12月に都市計画決定され、平成25年7月31日に再開発組合の設立認可がされました。その後、平成27年1月には

権利変換認可を受け、平成27年7月には建築工事に着手し、A街区の建物は平成30年1月にしゅん工し、B街区の建物は平成30年8月にしゅん工しました。補助第163号線鉄道高架下工事については、平成30年5月に着工、令和5年度の供用開始を目指しています。

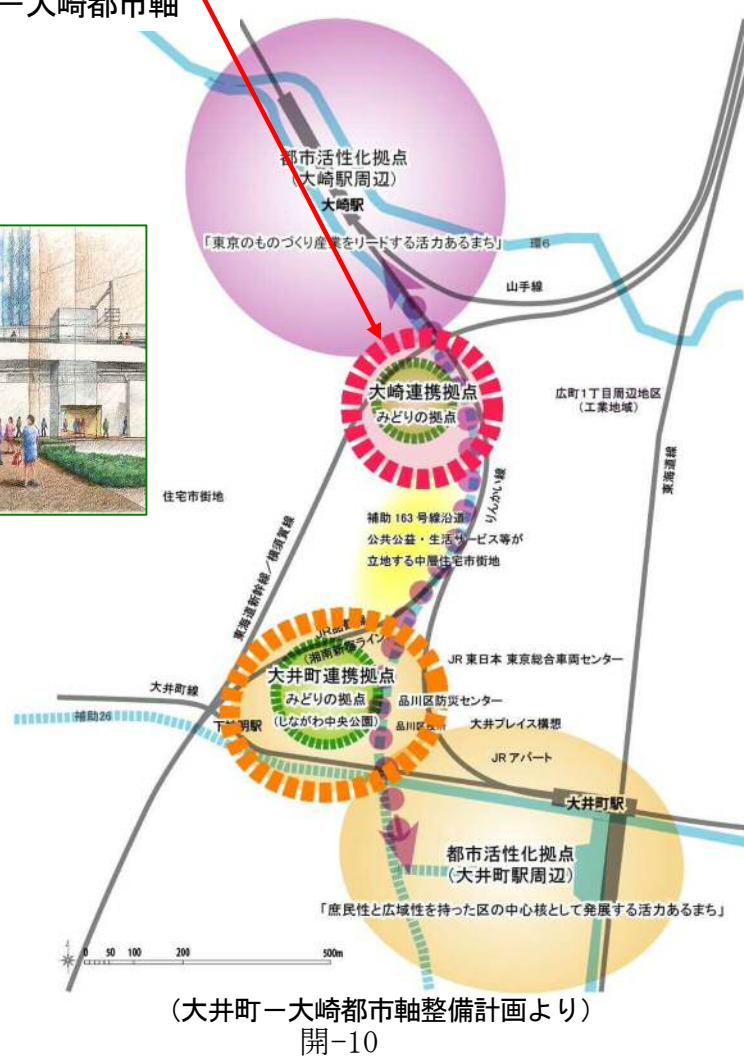
令和2年度予算額 1, 074, 640千円

西品川一丁目地区再開発区域（約3.9ha）



A街区（事務所・店舗等） B街区（住宅・事業所等）

大井町一大崎都市軸



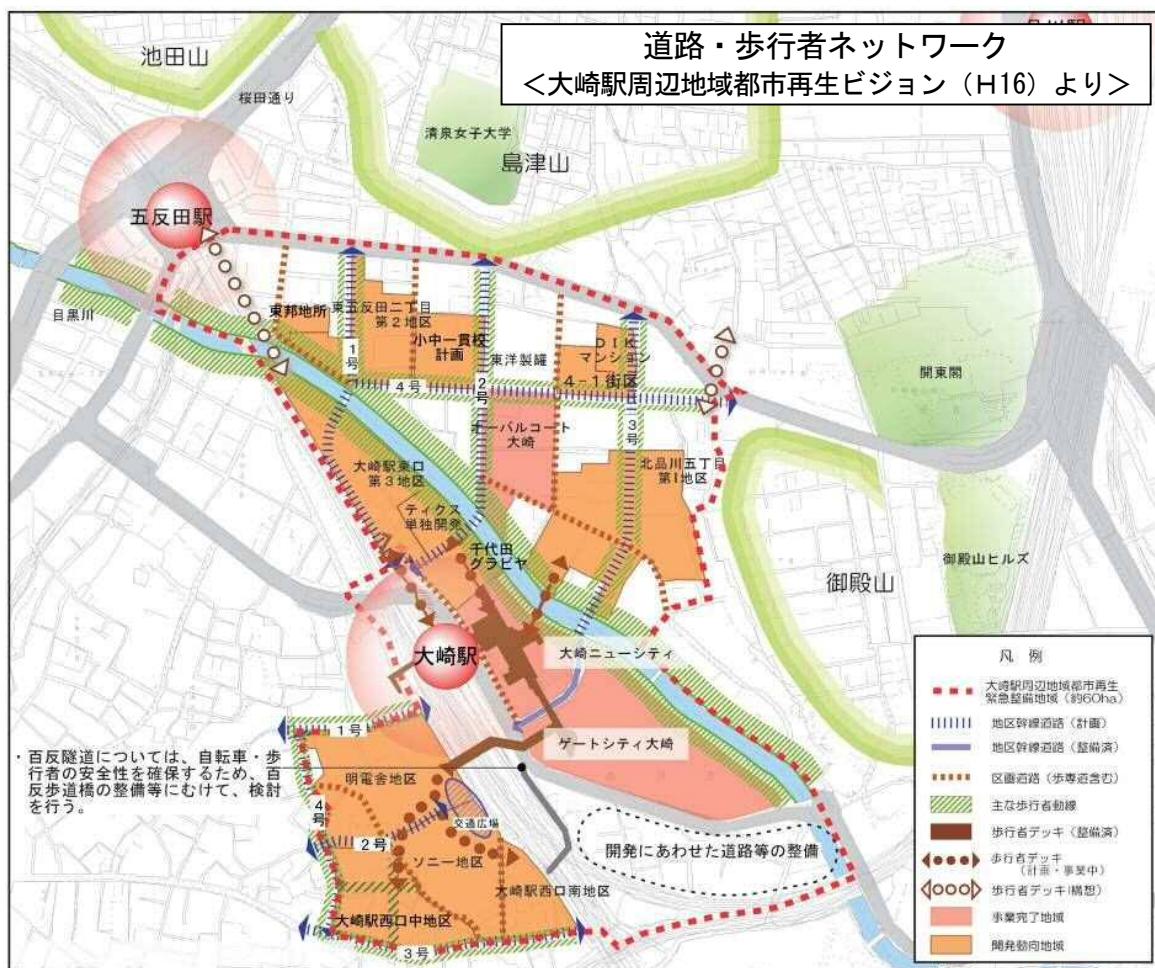
4 大崎駅周辺地区における都市基盤施設の整備

大崎駅周辺は、道路等の都市基盤施設が脆弱であり、再開発等にあわせた都市基盤施設の強化が重要な課題となっています。中でも、りんかい線開通などにより飛躍的に向上した広域交通アクセスを生かし、ターミナル機能の強化を図るための交通結節施設や、鉄道、道路、河川で分断されている大崎駅東西の連携を図るための道路・デッキ等による歩行者ネットワークの形成が求められています。

平成16年には大崎駅周辺の都市再生を戦略的に進める目的とした「大崎駅周辺地域都市再生ビジョン」の策定を行い、大崎駅周辺の魅力の向上や公共施設等の整備方針等、地域全体の付加価値を高めるために取り組むべき方針を定めました。

また、これまで再開発等に伴い都市基盤施設整備を行うとともに、○（オ一）歩道橋、夢さん橋、西口交通広場、百反歩道橋の架替え、西口歩行者デッキ延伸や目黒川の橋梁のうち御成橋、山本橋、小関橋を整備してきました。

引き続き、都市基盤施設整備を進めています。



5 大崎駅周辺地域におけるエリアマネジメントの展開

これまでのまちづくりの過程において、大崎駅周辺には4つのまちづくり組織（大崎周辺まちづくり協議会、東五反田地区街づくり推進協議会、大崎駅西口地区まちづくり協議会、大崎駅周辺地域都市再生緊急整備地域まちづくり連絡会）が設立され、開発整備に向けた協議・調整や地域イベントの開催等のまちづくり活動が継続的に行われてきました。

開発段階から管理運営段階へと大きく移行しつつある中、これまでのまちづくり活動、成果、資源を継承し、大崎がひとつになってまち全体の管理運営（エリアマネジメント）を強力に推進していくため、これら組織を再編統合した「大崎駅周辺まち運営協議会」が平成26年7月に発足しました。

まち運営協議会の事務局は、「大崎駅周辺地域都市再生ビジョン」（平成16年）に基づき、平成19年に大崎駅西口地区関係者により設立された「一般社団法人 大崎エリアマネジメント」と平成22年に東五反田地区関係者により設立された「一般社団法人大崎・五反田タウンマネジメント」が協力して担ってきました。平成30年4月1日、両地区のエリアマネジメント組織が「一般社団法人 大崎エリアマネジメント」として合併合意に達し、大崎駅周辺のさらなるエリアマネジメント活動を展開していくこととなりました。区では引き続き、まち運営協議会が「まち運営プラン」に基づき展開していくエリアマネジメント活動の支援を行っていきます。

令和2年度予算額 10,434千円

6 広町一丁目周辺地区

広町一丁目周辺地区は工業地としての環境を維持・保全し、研究開発施設の集積を進めるとともにオープンスペースや緑地の確保に努め、周辺環境にも配慮した都市型工業市街地の形成を図るため、地区計画（平成23年12月都市計画決定告示・平成26年10月変更）に基づく整備を促進します。A・B地区については、研究所等の建替えにあわせて周辺道路や広場・緑道の整備について関係者との調整を進め整備の促進を図ります。R2年度はA地区南側の区道拡幅をする予定です。

また、C地区については、用途の混在による環境の悪化を防止することにより工業地としての維持・保全を図りながら、工業用途以外の制限強化を図り、工場等の操業環境の保全を図ります。

令和2年度予算額 1,200千円

大崎ウェルカム・ビジョンを活用した情報発信事業



目黒川冬の桜イルミネーションイベント



広町一丁目周辺地区 地区区分図



三．目黒駅・五反田駅周辺地区の整備

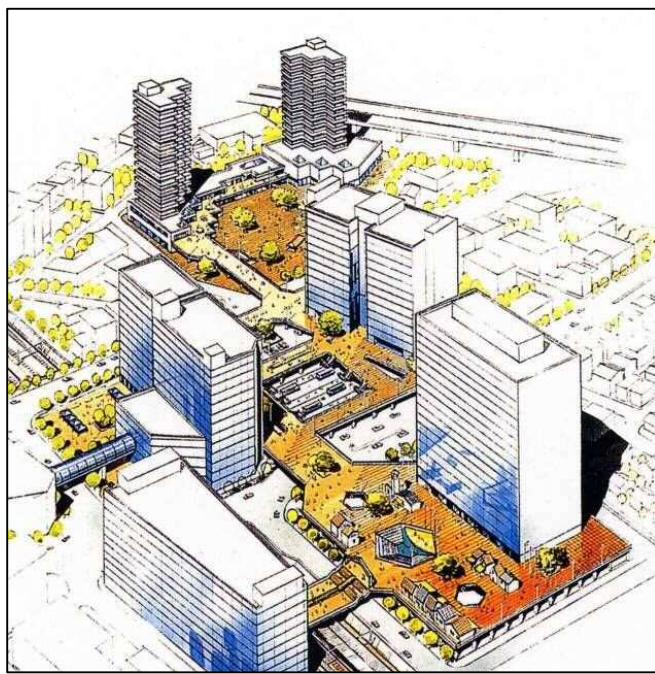
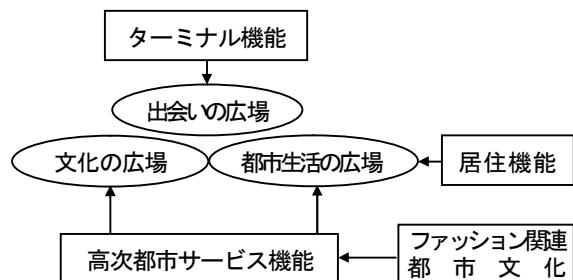
(都市開発担当)

1 目黒駅周辺地区概要

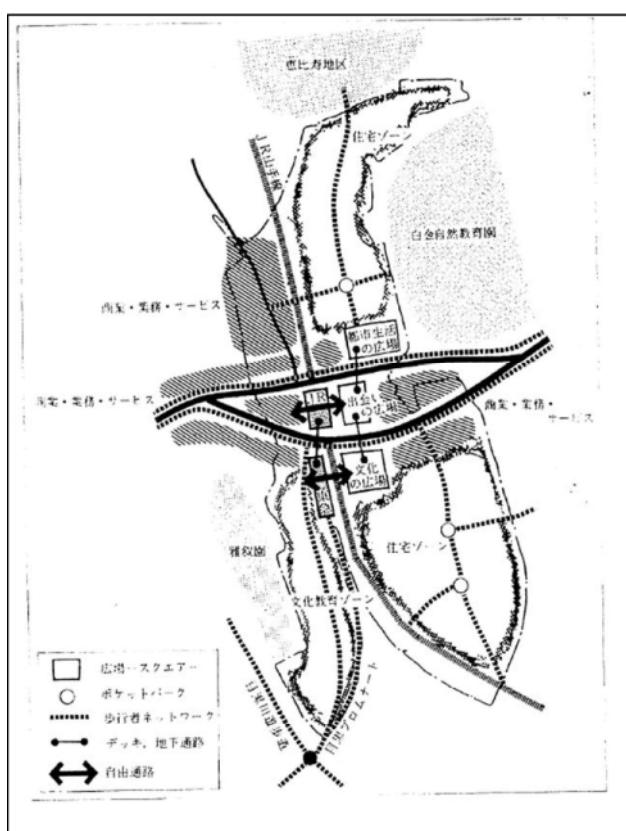
区は昭和63年に国立予防衛生試験所等の跡地活用や地下鉄等の乗り入れ計画の具体化などの状況を踏まえ、目黒駅周辺地区について、ターミナル機能、居住機能および高次都市サービスの強化を図り、地区内の3つの広場計画(トライスクエア)を中心としたまちづくりを進めるため「目黒駅周辺地区整備構想」(トライスクエア構想)を公表しました。

一方、都においては、都バス営業所(交通局品川自動車営業所目黒分駐所)を含む目黒駅前地区(上大崎三丁目)について、平成15年10月、都有地を活用しながら民間プロジェクトを推進する「先行まちづくりプロジェクト」の実施地区に指定しました。都バス営業所の敷地を有効に活用して、隣接地と共同したプロジェクトを実施し、良質な住宅供給による都心居住の推進と生活支援機能充実、駅前にふさわしい良好なインフラの整備などを目指すものです。

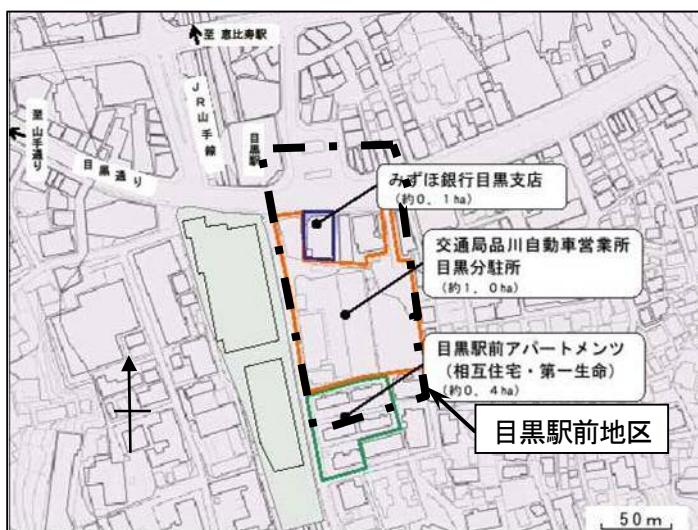
トライスクエア構想関係図



目黒駅周辺地区整備構想図



トライスクエア構想イメージ



先行まちづくりプロジェクト

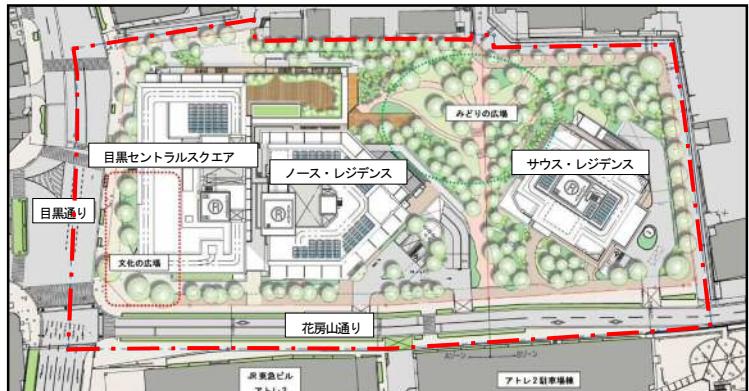
平成22年12月に市街地再開発事業等が都市計画決定、平成24年7月に設立された市街地再開発組合により、市街地再開発事業が進められ、平成25年9月には権利交換計画の認可を受けました。

その後、平成26年8月に建築工事に着手し、平成29年11月に竣工しました。

また、目黒セントラルスクエア内には、公共施設として、子育て支援施設・行政サービスコーナー・在宅介護支援センター・防災備蓄倉庫の整備をしました。



しゅん工写真



配置図

2 五反田駅周辺地区

五反田駅周辺は、昭和40年代初めの戦災復興土地区画整理事業の完了を機に都市機能の集積が進み、道路・鉄道などの交通利便性も活かして業務・商業施設を中心に発展してきました。しかし、以来40年を経て、更新時期を迎えている建物も多く見受けられます。中でも西五反田七丁目に立地し、大きな集客力をもつ大規模複合施設T.O.Cの建替えなどは、五反田駅周辺の都市環境や産業構造に大きな変化を及ぼすことが予想されます。

こうした状況を踏まえ、五反田駅からT.O.Cに至る「五反田駅周辺にぎわいゾーン」（約30ha）について、地元町会、商店会等の関係者により平成16年に設立された「五反田地域街づくり協議会」と連携して、まちの将来像やまちづくりの方向性、具体的な整備手法の検討などを行い、平成22年度に「五反田駅周辺にぎわいゾーンまちづくりビジョン」をとりまとめました。

また、「品川区まちづくりマスターplan」においても、このまちづくりビジョンに基づいた五反田らしい魅力とにぎわいのあるまちづくりを促進することとしています。

五反田駅周辺にぎわいゾーンまちづくりビジョンにおいて、にぎわい拠点として定められている旧ゆうばうとの建替え計画が予定されていることから、にぎわい施設等の導入について日本郵政不動産㈱と協議を進めています。（令和5年しゅん工予定）

平成23年度からは、地区内の老朽業務ビルの効率的な更新の促進に向け、まちづくりの機運に合わせ小規模街区や幅員の狭い区画道路の再配置等、土地の有効な高度利用や道路ネットワークの整理による大街区化についての検討を進め、平成26年6月に「西五反田二丁目のまちづくりに向けて～大街区化促進に向けてのプラン～」をとりまとめました。

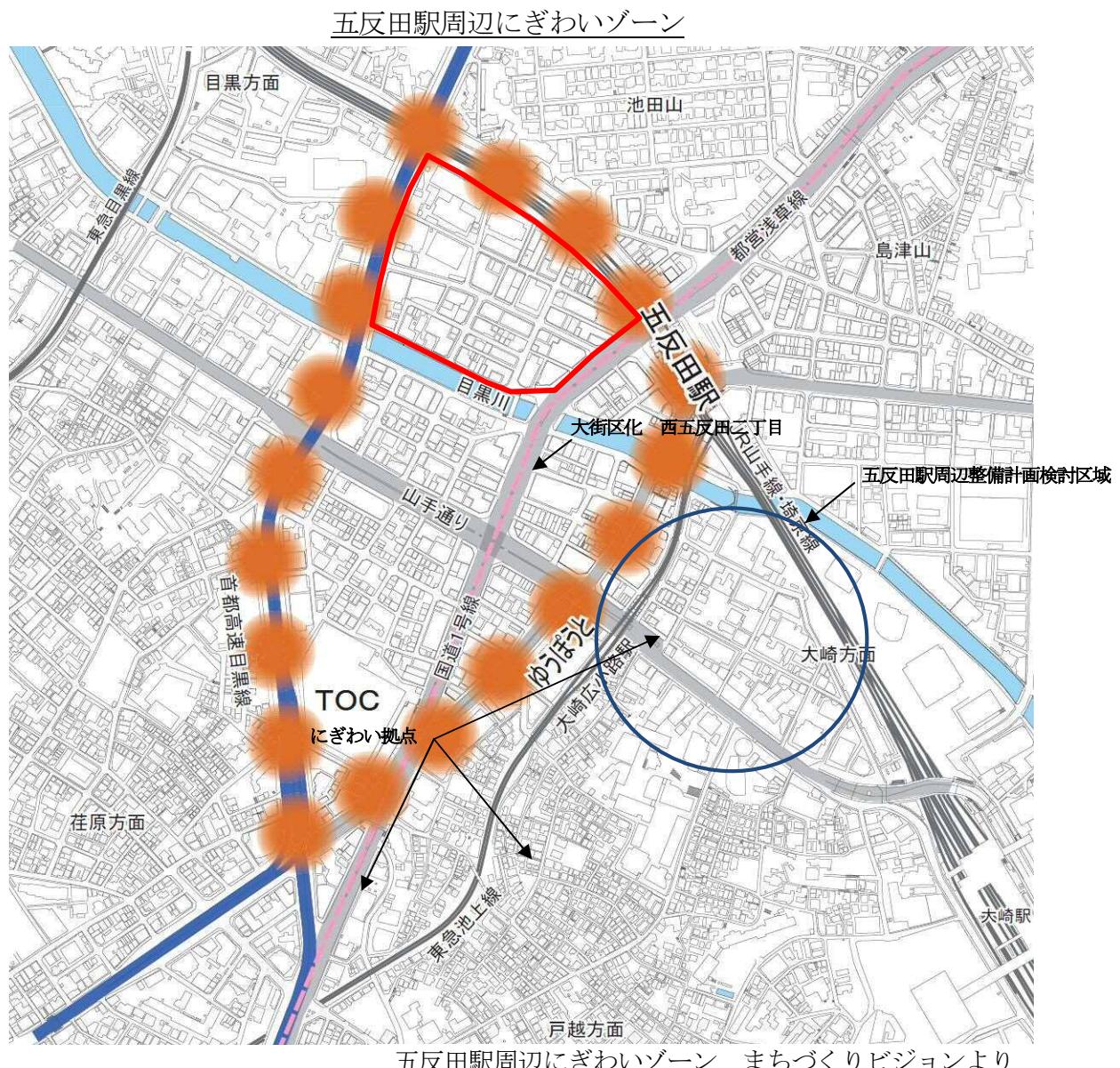
平成27年度は、西五反田二丁目20番・21番先区道の区域変更を行い、民間事業者が開発許可を受け大街区化に事業着手し、平成31年3月にしゅん工しました。本事業に伴い、

民間敷地地下に約100台分の駐車場の整備を行うことにより、目黒川沿いの路上駐車場（コインパーキング）の撤去を行い、緑豊かな水辺空間を楽しめる歩道の整備を行っていく予定で、現在警視庁と協議を行っています。

また、五反田の象徴として目黒川沿いの桜並木を地域全体に広げるための、桜の植栽について、平成27年度、谷山橋～大崎橋間、平成28年度、市場橋～谷山橋間、平成29年度は、荏原調節池上部にプランターを利用した植樹を行いました。

令和2年度は、五反田駅周辺地区の整備計画（案）の検討を行っていきます。

令和2年度予算額 9,800千円



3 西五反田三丁目地区（荏原市場跡地および周辺）

目黒駅と五反田駅の中間に位置する西五反田三丁目地区（9.4ha）では、荏原市場跡地等を活用して、住宅中心の複合市街地の整備を図ることを目標として、平成8年5月に地区計画を定めています。

荏原市場跡地では、目黒川の治水対策を目的とした荏原調節池20万m³の整備が東京都により行われたのをはじめ、跡地の一部を、平成10年度に品川区が東京都から取得し、400戸の超高層棟区民住宅を建設（平成15年度しゅん工）しました。同時に、調節池の上部には98戸の区民住宅および高齢者施設などの複合施設を整備しました。

また、平成27年5月よりJR東日本によるJR目黒変電所の改築工事に併せ、前面道路の拡幅工事を行い、平成27年9月にしゅん工しました。今後も地区計画に基づく民間開発事業の促進や道路・公園等、都市基盤施設の整備を行っていきます。

またJRの社宅跡地でJR東日本が主体となり、地区計画区域内の単独開発計画が進められています。規模は、約1.93haで、道路の拡幅、公園の設置、また保育園を設置していく予定です。3街区に分け、A棟が事務所・店舗で地上13階地下1階、B棟が共同住宅・保育所地上24階地下2階、C棟が共同住宅・店舗地上32階地下一階を予定しています。（令和5年しゅん工予定）



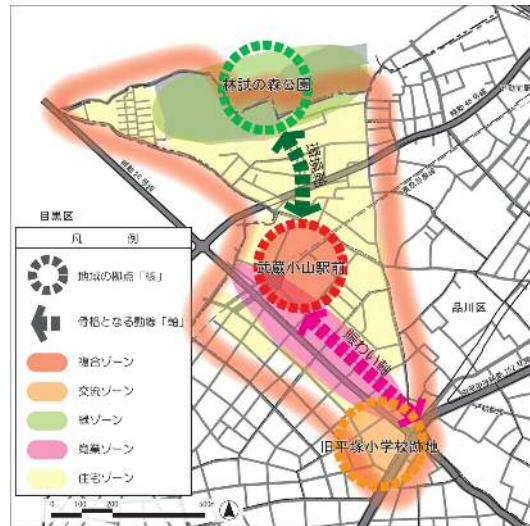
西五反田三丁目地区近況

四. 武蔵小山駅周辺地区の整備 (都市開発担当)

1 全体概要

武蔵小山駅周辺は、区の西の玄関口、荏原地区の中心核として発展が期待され、まちづくりマスターplanでは地区活性化拠点と位置づけ、都市機能の強化、更新、集積ならびに防災性の向上を図り、にぎわいと回遊性のある複合市街地の形成をめざすとしています。

区では、平成23年度に武蔵小山駅周辺地域の目指すべき将来像を明らかにするため「武蔵小山駅周辺地域まちづくりビジョン」を策定、さらに平成24年度にはビジョンの実現に向けて「街並み誘導指針」を策定、令和元年度にその指針を追補しました。武蔵小山駅周辺地区は、これまでのまちづくり事業推進の経緯などから大きく次の4つの地区に区分され、区では、これらまちづくりの推進とともに、道路や広場などの都市基盤施設の整備もあわせて進めています。



【目指すべき地域の構造】

(まちづくりビジョンより)

● 武蔵小山駅東地区

東急目黒線の地下化や駅前広場の整備が進められていた平成16年、老朽密集した市街地の改善に向けた地域関係者による共同建替えの動向等を踏まえ、武蔵小山駅東地区(約3.0ha)が、東京のしゃれた街並みづくり推進条例に基づく街並み再生地区に指定されました。

● パルム商店街周辺地区

完成当時東洋一と言われたアーケードを抱えるパルム商店街は、店舗・建物の老朽化が進んでいることから、今後更新が必要になってきます。

商店街においてまちづくりの検討が行われていますが、街区ごとではなく周辺地区も踏まえた一体的なまちづくりを進めていく必要がある地区です。

● 小山台一丁目地区

広域避難所となる都立林試の森公園を抱える地区で、防災街区整備地区の地区計画により都市防災不燃化促進事業を進めている地区です。

● 都道補助26号線沿道地区

東京都の施行による都市計画道路の拡幅整備が行われる補助26号線沿道は、地権者による個別の建替え等が進んでいる地区で、今後も同様のまちづくりを進めています。

2 事業概要

(1) 再開発事業

区では、武蔵小山駅周辺におけるまちづくり活動を支援するとともに、各地区が互いに連携・協調してまちづくりを進めるため武蔵小山駅周辺地区開発連絡会を平成24年度に設置しています。今年度も連絡会の運営だけではなく、地区間のコーディネートを行い、円滑に事業が推進し、より良いまちづくりが行われるよう開発整備を誘導していきます。

平成17年6月に、地区計画が都市計画決定され、このうちD地区は都心共同住宅供給事業を活用した共同化事業（平成20年しゅん工）が行われ、A地区（武蔵小山駅前通り地区）では平成28年4月に設立認可された再開発組合によって、再開発事業が着手されました。また、地下化された駅の上部利用（駅ビル等）に向けての検討（平成23年しゅん工）も進められました。隣接のB地区（武蔵小山パルム駅前地区）は、平成24年9月に街並み再生地区に編入するとともに再生方針を変更し、地区計画を変更しました。同地区は、平成26年5月の再開発組合設立認可を受けて、再開発事業が着手されました。C地区・H地区西側でも、まちづくりに関する検討が行われています。

令和2年度予算額 6, 330千円

① 武蔵小山駅前通り地区

平成17年6月に都市計画決定された武蔵小山駅東地区の一部約0.7haの区域を対象に同年7月に武蔵小山駅前通り地区再開発準備組合が設立されました。

当地区は、駅直近の商店街を中心に関係権利者の合意形成や開発計画の検討などが進められ、平成26年1月に地区計画を変更するとともに再開発事業の都市計画を決定しました。平成28年4月に設立された市街地再開発組合により事業着手され、平成29年6月に権利交換計画の認可を受けて、平成30年3月に着工、しゅん工は令和3年6月を予定しています。

令和2年度予算額 2, 584, 204千円



武蔵小山駅周辺地区区域図



完成イメージ図



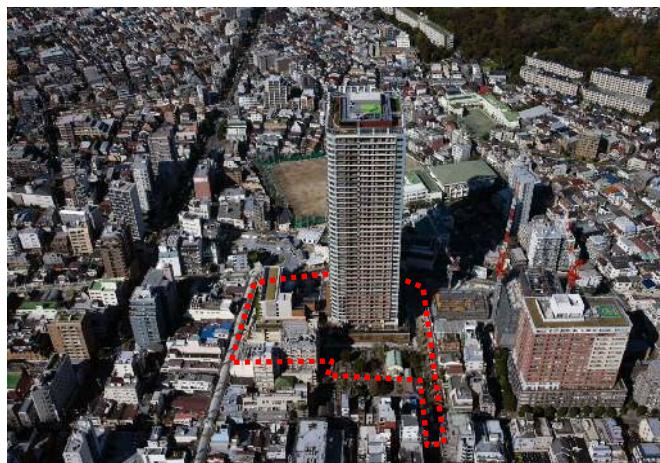
航空写真 (R2.3)

② 武蔵小山パルム駅前地区

武蔵小山駅前の飲食店街を中心とした約0.9haの区域を対象に平成19年8月に武蔵小山パルム駅前地区市街地再開発準備組合が設立されました。

平成24年9月には、武蔵小山駅東地区の街並み再生地区に編入し、次いで平成25年3月再開発事業の都市計画を決定しました。

平成26年5月に設立された市街地再開発組合により事業着手され、平成27年12月に権利変換計画の認可を受けて、平成28年3月に着工、令和元年12月に建物がしゅん工しました。



航空写真 (R元.11)



建物しゅん工写真

③ 小山三丁目第1地区

武蔵小山商店街振興組合のまちづくり委員会を中心にこれまでまちづくりに関する検討が進められてきましたが、機運が高まってきた第1街区の権利者を中心に商店街の外側のマンションを含んだ約1.5haの区域を対象とする小山三丁目第1地区市街地再開発準備組合が平成24年5月に設立されました。

準備組合では、市街地再開発事業によるまちづくりの検討や都市計画に向けての関係機関と調整などが続けられています。

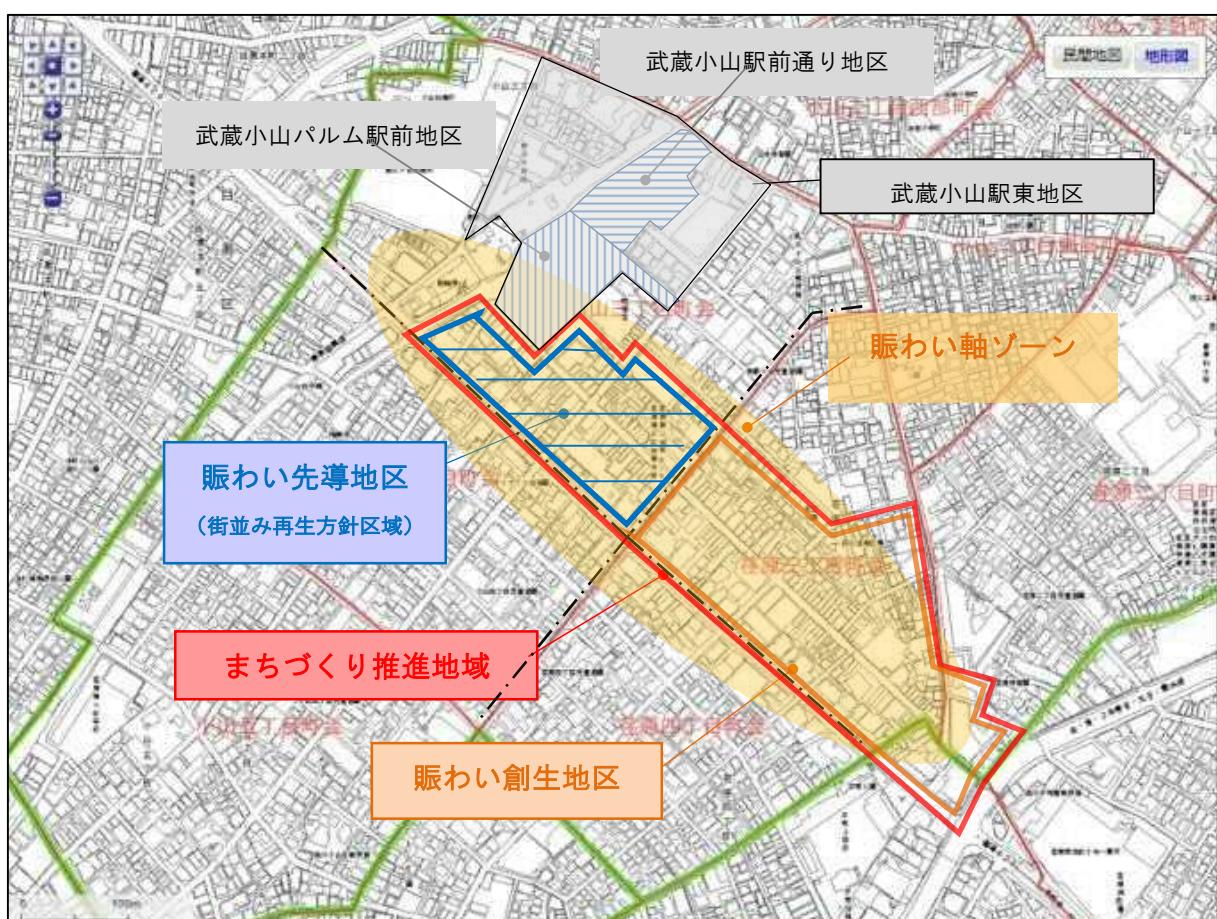
④ 小山三丁目第2地区

小山三丁目第1地区と同様に武蔵小山商店街振興組合のまちづくり委員会を中心に進められていたまちづくりの気運の高まりに応じて、第2街区の権利者を中心に外側のマンションを含んだ約1.6haの区域を対象とする小山三丁目第二地区市街地再開発準備組合が平成30年3月に設立されました。

準備組合では、市街地再開発事業によるまちづくりの検討や都市計画に向けての関係機関と調整などが続けられています。

(2) まちづくり整備手法の検討

東急目黒線から平塚橋交差点付近にかけては、武蔵小山駅周辺地域まちづくりビジョンにおいて「賑わい軸ゾーン」として位置づけており、一体的なまちづくりを進めていくための検討を行っています。令和元年11月には、賑わい軸での一貫したまちづくりを目指すため、街並み誘導指針への追補を行いました。全体を「まちづくり推進地域」（下図赤線部）と位置づけ、さらにその駅側については賑わい軸の起点としての「賑わい先導地区」（下図青斜線部）、中原街道側については賑わいが展開していく「賑わい創生地区」（下図橙色線部）として位置づけています。「賑わい先導地区」については、令和元年12月に街並み再生地区（俗称しゃれ街条例に基づく）の指定を受け、特色のあるまちづくりの方針を策定しました。今年度は、賑わい創生地区も含めたまちづくりの方策の検討を行います。



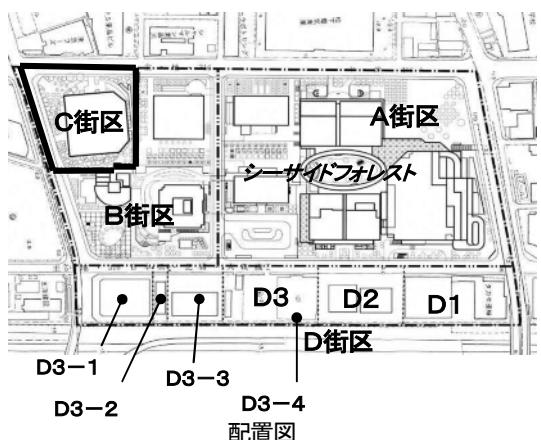
令和2年度予算額 6,575千円

五. その他の拠点地区の整備

(都市開発担当) (立体化担当)

1 東品川四丁目地区（品川シーサイド）

東品川四丁目地区（13.9ha）では、りんかい線品川シーサイド駅（平成14年12月開業）の新駅設置に伴い都市基盤施設の整備や住宅、商業、業務のバランスのとれた複合市街地の形成など、臨海部と内陸部を結ぶ地域生活拠点にふさわしいまちづくりが進められてきました。平成10年3月に地区全体をA～Dの4つの街区に分けた地区計画を定め、その第一段階として、日本たばこ工場跡地を中心としたA・B街区（9.6ha）において、新駅開業に合わせた再開発事業が進められ、平成16年に完了しました。また、運河側のD街区においては土地利用の転換にあわせて随時地区計画の変更を行い、市街地整備を進めています。これまでにD2ブロックやD3ブロックの一部が整備完了し、ホテルや事務所、共同住宅などが建設されています。C街区については、個別の開発計画の検討が進められ、平成27年6月に地区計画の変更の告示が行われました。平成28年6月に建設工事に着手し、平成30年12月にしゅん工しました。



東品川四丁目地区の近況



C街区しゅん工写真

2 西大井駅周辺地区

JR（当時は国鉄）横須賀線に再開発事業を活用した新駅建設を実現するため、昭和56年に西大井一丁目地区市街地再開発基本構想が策定されました。これに基づき、西大井一丁目地区第一種市街地再開発事業により新駅（西大井駅）建設とあわせて共同住宅や店舗、文化施設（メイプルセンター）などの建築物ならびに駅前広場などの公共施設の整備が昭和61年に完了しています。

その後、住宅と工場、商店が共存した特色ある生活拠点の形成を目指し、平成6年に地区計画を定めるとともに西大井駅前南地区の市街地再開発事業を促進し、超高層の共同住宅と作業所、ファブレスオフィス、保育園などの施設整備が平成15年に完了しています。



西大井駅周辺近況

3 東品川二丁目地区（天王洲アイル）

天王洲地区では、昭和63年3月に東品川二丁目地区地区計画を定め、その後、平成3年2月の都市計画変更により南側に地区を拡大しました。

これまでに地区計画に沿って多くの民間開発事業が完了しているほか、モノレール天王洲アイル駅やりんかい線天王洲アイル駅も開業し、交通利便性も一段と向上しました。



平成18年2月には、初めて水域占用の規制緩和による観光振興施設が開設され、運河ルネッサンスガイドラインに基づく計画による水域利用と周辺まちづくりが進められており、平成27年度は、水辺の賑わい空間が拡大されました。

また、平成29年10月には、これまで任意団体であった天王洲総合開発協議会が「一般社団法人天王洲総合開発協議会」として一般社団法人化され、観光やビジネスをはじめとした幅広いまちづくり活動が期待されています。

平成30年3月には、東京都港湾局が「運河エリアライトアップ・マスタープラン」を策定するなど、東京オリンピック・パラリンピックやその後を見据えた水辺の利活用に向けた動きが活発化しています。

令和元年10月には、品川区景観計画における重点地区として「天王洲地区」の運用が開始され、「天王洲地区景観まちづくりルール」に基づいて、個性と品格のあるデザインで構成される都市空間の形成や、アートの映える街並みの形成などの「天王洲らしさ」を表現する景観づくりが行われています。

区では関係課や地元協議会と協働して、人が集まり暮らす街となるよう、地区内のまちづくり団体等と連携しながら、拠点性の向上に向けたまちづくりに取り組んでいきます。

六. 鉄道連続立体化と周辺のまちづくり (立体化担当)

1 京浜急行線と品川駅南地域周辺地区

(1) 京浜急行線（北品川駅付近）

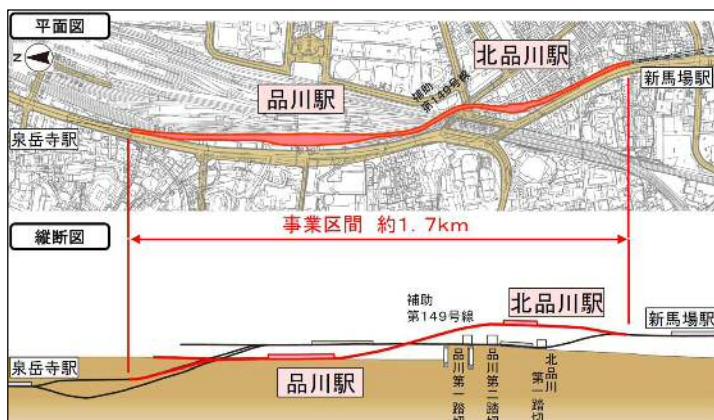
東京都、港区、品川区、京浜急行電鉄の4者（事業主体：東京都）は、平成29年1月に京急本線連続立体交差化計画等の都市計画素案説明会、平成29年12月に都市計画案説明会を行いました。

平成30年12月には都市計画決定、平成31年1月には用地測量等説明会を開催し、令和2年4月に事業認可を取得しました。

区は引き続き東京都等と連携し、令和9年度の鉄道切換に向けて取り組んでいきます。

また、北品川駅前広場計画については、平成31年1月に都市計画案（変更）の説明会を開催し、令和元年6月には都市計画決定、令和元年8月には用地測量等説明会を開催、令和2年4月に事業認可を取得しました。今年度は東京都と連携し、事業用地の取得を進めています。

<京急本線連続立体交差化計画>



<踏切遮断による交通渋滞の状況>



<北品川駅駅前広場の整備>

名 称		東京都市計画道路 区画街路 品川区画街路第7号線
規 模	取付道路部分	延長：約140m 幅員：6m～8m
	交通広場部分	面積：約2,300m ²



令和2年度予算額 492,432千円

○北品川駅駅前広場概略設計業務等 24,136千円

○公有財産購入費 306,306千円

○京急本線連続立体交差事業に関する負担金 161,990千円

(2) 品川駅南地域周辺地区

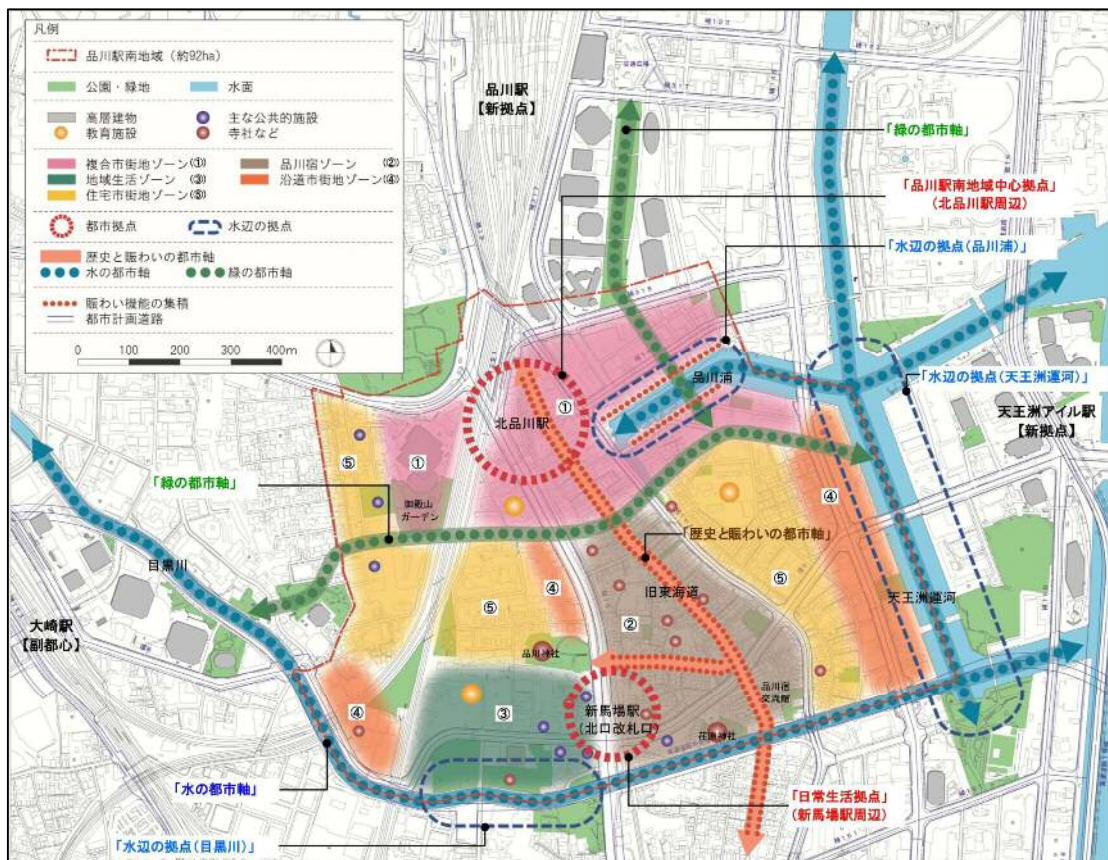
品川駅南地域周辺地区は、東は天王洲運河、南は目黒川、西は御殿山に囲まれた約9.2haの地域で、当該地域の北端の一部区域（京急北品川駅、品川浦等）は「品川駅・田町駅周辺まちづくりガイドライン2020」（東京都：平成26年策定、令和2年改定）の対象地区に含まれています。

近年では、羽田空港の国際化・24時間化やリニア中央新幹線の始発駅整備の計画などを受け、平成24年1月に「品川駅・田町駅周辺地域」（約18.4ha）が特定都市再生緊急整備地域に指定されたことや、品川駅北側には新駅である高輪ゲートウェイ駅が開業されるなど、当地域を取り巻く状況は大きく変化しています。

地域では、平成22年10月に「品川駅南地区の未来を創る推進協議会」が設立され、「品川駅南地域まちづくり構想」の作成やまちの将来像の実現化に向けた活動が進められ、また、「品川駅南地域まちづくりビジョン（平成26年6月策定）」の重点検討区域においては、平成29年8月に「品川浦周辺地区再開発協議会」が設立されました。平成31年3月に新たに事業支援パートナーが選定され、新たな推進体制の下、基本計画策定に向けた活動が進められています。

区では引き続き、地域住民、地域のまちづくり組織との連携を図るとともに、基盤施設等について関係機関との調整を行い、拠点性と賑わいを兼ね備えたまちづくりを進めていきます。

＜品川駅南地域まちづくりビジョン・市街地将来像＞



令和2年度予算額 14,300千円

2 東急大井町線と戸越公園駅周辺地区

(1) 東急大井町線（戸越公園駅付近）

戸越公園駅付近には、6ヶ所の踏切が連続して存在しており、このうち、一日あたりの踏切歩行者等交通遮断量が10万を超える歩行者ボトルネック踏切も存在するなど、鉄道による地域分断の解消等が課題となっています。

このような背景から、東京都では、鉄道と交差する補助第29号線の事業化やまちづくりの進捗状況を踏まえ、平成28年3月に連続立体交差事業の事業候補区間に位置づけ、同年6月から鉄道立体化の可能性について調査検討を進めています。

区では、東京都や東急電鉄等との調整を行いながら、東急大井町線戸越公園駅付近の鉄道立体化を推進していきます。

今年度は、将来の鉄道立体化を見据えた駅前広場の検討などを行うとともに、地域のご意見を伺いながら、「（仮称）戸越公園駅周辺まちづくりビジョン駅前広場計画編」を策定し、鉄道立体化の早期事業化に繋げていきます。

＜戸越公園駅駅前広場及び駅周辺の整備イメージ＞



- ・補助第29号線から駅前広場へコミュニティバス、タクシー等が相互通行可能なアクセス道路を整備
- ・再開発の協力のもと、駅前や商店街のにぎわいと連続した広場空間を創出 等
- ・コミュニティバス、タクシー等が乗り入れ可能な交通空間を整備
- ・商店街～駅～駅前広場を結ぶ歩行者専用空間を整備
- ・商店街がイベントで活用でき、来街者と交流の場となるにぎわい空間を創出 等

令和2年度予算額 8,600千円

(2) 戸越公園駅周辺地区

戸越公園駅周辺地区では、鉄道立体化の動きや補助第29号線整備を契機とした商店街の再生と新たなにぎわい創出に向けたまちづくりの機運が一層高まっています。

区では、地元まちづくり協議会や東京都と連携しながら共同化や再開発等地元の意向をふまえたまちづくりを支援しています。

平成31年3月には、戸越六丁目東地区地区計画を策定しました。

今年度は、令和2年1月策定の戸越公園駅周辺まちづくりビジョン基本計画編等に基づき、地元や東京都と調整のもと、引き続き、戸越公園駅周辺における具体的なまちづくりを検討していきます。

＜戸越公園駅周辺地区＞



令和2年度予算額 5, 292千円

(3) 戸越五丁目19番地区

戸越五丁目19番地区（約0.3ha）では、平成17年度から不燃・共同化の検討が始まり、平成25年9月に市街地再開発準備組合が設立され、再開発事業の実現化について検討を進めてきました。

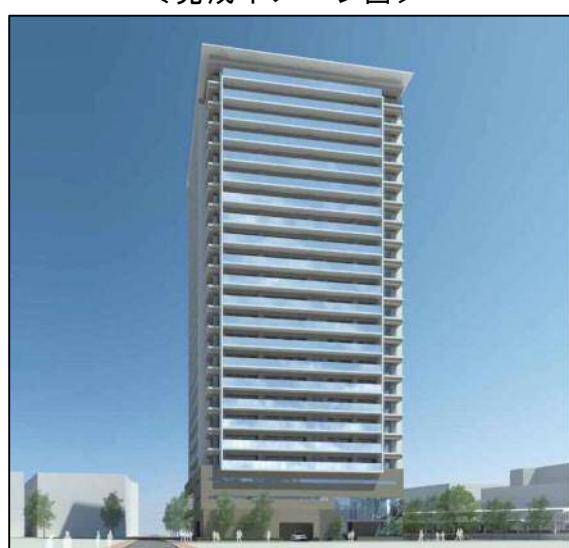
平成30年3月には、本市街地再開発事業等が都市計画決定され、平成30年12月には市街地再開発組合の設立が認可されました。

今年度は、権利交換計画の認可取得後、建物の解体工事を開始し、令和5年度に建築工事が完了する予定です。

＜戸越五丁目19番地区 位置図＞



＜完成イメージ図＞



令和2年度予算額 940, 762千円

七. 鉄道新線に関すること (立体化担当)

1 リニア中央新幹線の整備

リニア中央新幹線は、昭和48年に基本計画が決定し、地形・地質調査等が実施されました。平成23年5月には営業主体・建設主体として東海旅客鉄道株式会社が指名され、整備計画が決定しました。

事業主体であるJR東海において、平成23年から平成26年にかけて環境影響評価が実施され、平成26年10月に「品川駅～名古屋駅間」の事業が認可されました。また、平成27年9月に品川駅新設（北工区）工事、平成27年10月に品川駅新設（南工区）工事が着手され、平成30年10月に大深度地下使用の認可を取得されました。

品川区内においては、平成28年4月より、北品川三丁目地内に北品川非常口及び変電施設新設工事が着手され、令和元年12月に非常口を兼ねるシールドマシン発進立坑の工事が完了しました。

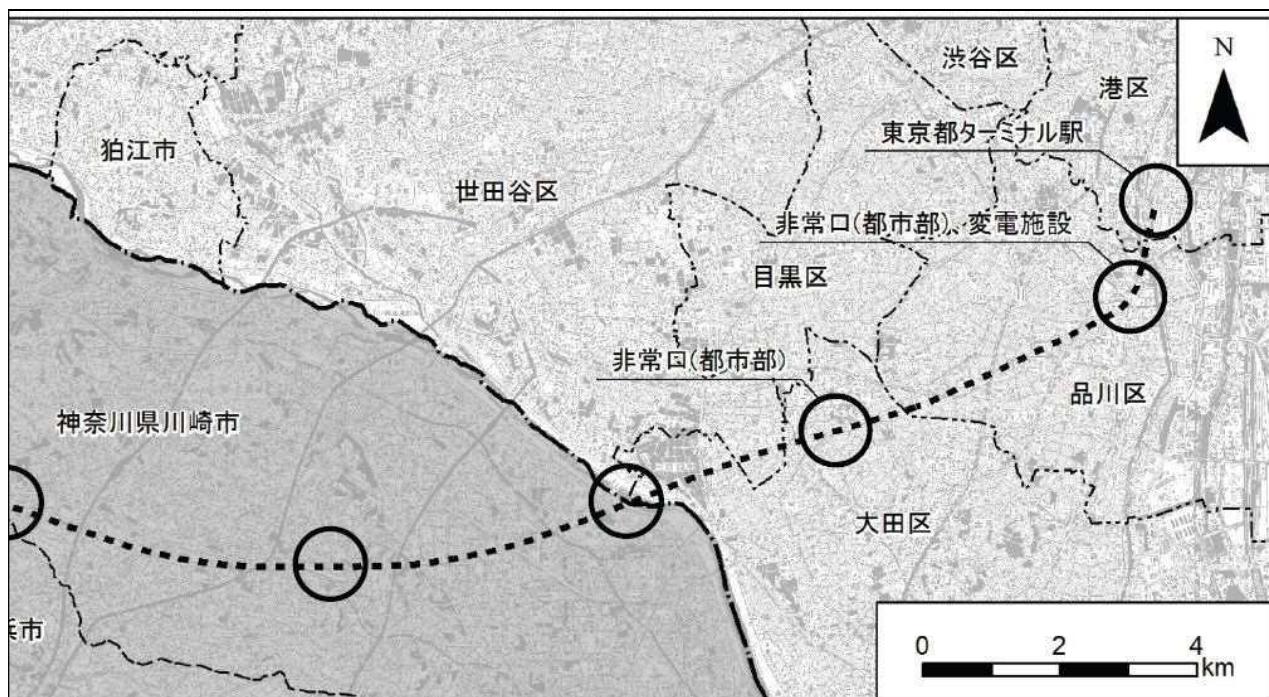
また、令和2年1月に、リニア中央新幹線整備事業概要およびシールドマシンの搬入・組立に関する説明会が開催されました。

現在、シールドマシンの搬入・組立および変電施設新設工事が行われています。

- ・整備時期：令和9年に名古屋まで、令和27年に大阪まで開通予定
- ・移動時間：東京～名古屋 最速40分（想定）、東京～大阪 最速67分（想定）
- ・停車駅：品川、相模原、甲府、飯田、中津川、名古屋

区ではリニア中央新幹線の整備状況等について、情報収集に努め、必要に応じ関係者と協議していきます。

＜東京都路線概要図＞



建 築 課

建 築 課

係別事務分掌

事務調査係

- 1 建築に係る確認、許可申請書等の受理および通知書の交付ならびに手数料の収納に関すること。
- 2 住宅金融支援機構融資対象建築物に係る申請書の受理および判定書の交付に関すること。
- 3 建築物に係る証明に関すること。
- 4 建築関係の統計および調査報告に関すること。
- 5 課内他係に属しないこと。

審査担当

- 1 建築物および工作物の確認、許可、承認に係る次に掲げる事項の審査に関する事項。
 - ア 意匠
 - イ 構造
 - ウ 設備
- 2 建築物および工作物の検査および指導に関する事項。
- 3 住宅金融支援機構融資対象建築物の設計審査、現場審査および指導に関する事項。
- 4 特定建築物等の定期報告に関する事項。
- 5 建築工事現場の危険防止の指導に関する事項。
- 6 地域地区の照会を含む建築確認の事前相談に関する事項。
- 7 被災建築物の応急危険度の判定に関する事項。
- 8 建築指導行政に係る企画および調整に関する事項。
- 9 優良宅地造成認定等の申請に係る審査に関する事項。
- 10 長期優良住宅の認定申請に係る審査に関する事項。

監察担当

- 1 建築物および工作物の違反の摘発、処分および是正指導に関する事項。
- 2 建築物等の防災調査および指導に関する事項。
- 3 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に基づく申告、届出または通知の受理等に関する事項。

細街路担当

- 1 細街路の拡幅整備に関する事項。
- 2 建築法令に係る道路の調査および指導に関する事項。
- 3 道路位置の指定、変更および廃止に関する事項。
- 4 私道整備受託事業の調査、設計および工事に関する事項。

耐震化促進担当

- 1 建築物の耐震化経費の助成に関する事項。
- 2 耐震相談に関する事項。

一．建築物等の確認審査・許認可

[根拠法令等] 建築基準法
建築基準法関係法令

1 事前相談（審査担当（意匠・設備・構造））

建築物の法令等の基準は年々複雑・多岐になってきてています。このような状況を踏まえ、建築確認事務について的確かつ迅速な処理が図れるよう、建築物の計画段階において設計者などを対象に、法令等の相談業務を行っています。

また、相談窓口では用途地域、道路条件などの照会、物件調査に必要な事項についての相談も併せて行っています。

2 建築確認事務（審査担当（意匠・設備・構造））

建築確認申請を受付けてからの書類審査、確認済証交付などの確認審査事務、建築工事着手後の中間検査、完了検査など、申請に基づく建築確認事務を行っています。

（1）確認審査事務について

建築確認審査事務は、確認申請が建築基準法、都市計画法、バリアフリー法など関係法令に適合したものであるかの審査、指導を行うもので、審査内容は、意匠審査、構造審査、設備審査に大別されます。

- ① 意匠審査は、主に建築物の形態上の制限や防火上の制限、避難上の制限などについて審査、指導を行うものです。
- ② 構造審査は、主に建築物が自重や積載荷重、地震力などの外力に対し、構造計算などにより、安全な構造であるかについて審査、指導を行うものです。
- ③ 設備審査は、主に建築物に設置される給排水設備、排煙設備、換気設備、照明・電気設備、昇降機などの各種建築設備について、基準に基づき適正に設置されているかについて審査、指導を行うものです。

（2）中間検査・完了検査について

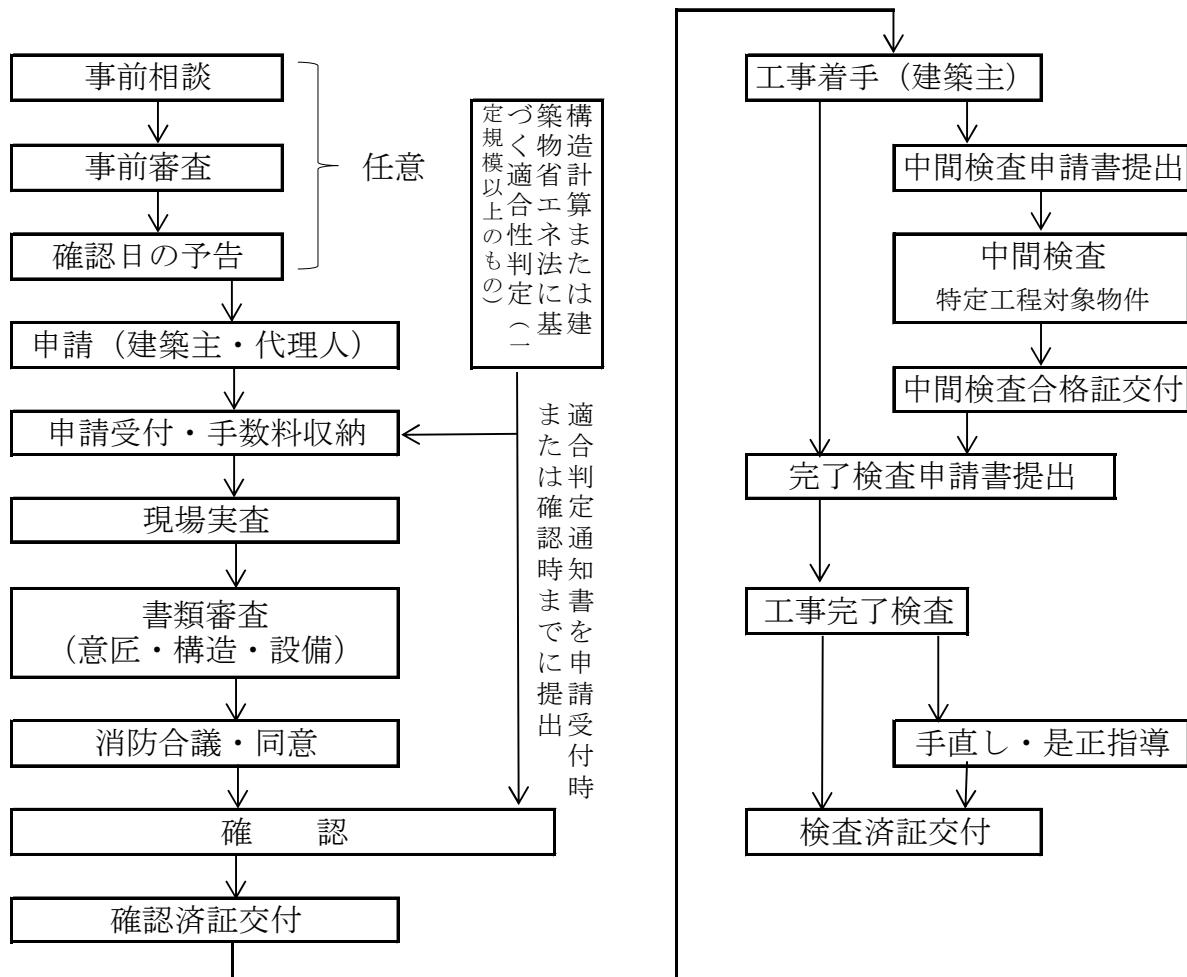
中間検査・完了検査などの検査業務は、建築物の工事の中間や完了時に、建築主の申請に基づき検査を行い、適合するものについては中間検査合格証や検査済証の交付を行っています。

- ① 中間検査は、木造3階建以上の建築物について、建て方の完了時など、一定の工程に達した際、施工状況について検査を行います。
- ② 完了検査は、建築物の完了時に、建築関係規定に適合しているかの検査を行います。



中間検査合格証シール

建築確認事務の流れ



3 特例許可等に関する事務 (審査担当 (意匠))

建築基準法や東京都建築安全条例などの法令に基づく特例許可等の事務を行っています。

主なものに、道路内に設ける建築物の許可、建築物の接道義務に係る許可、公共空間の確保と併せて土地の有効活用を図る総合設計許可などがあります。

また、一敷地に複数の建築物を認める一団地認定や地区計画区域内の制限に係る特例などの認定事務を行っています。

4 風俗営業等の建築物に対する意見照会 (監察担当)

「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」および「食品衛生法」に基づく営業許可申請の際、所轄警察署、保健所からの意見照会により、当該建築物の建築基準法上の適否について調査し、意見書の発行を行っています。

5 建築行政支援システムの運用

建築物確認申請等の情報と特定行政庁が指定した路線ごとの道路の位置と種類を明示した台帳（指定道路図）の情報を統合し、平成29年度から運用開始しました。

建築物確認等の申請件数

単位：件

年 度		平成27年度			平成28年度			平成29年度			平成30年度			令和元年度		
所 管		区	都	計	区	都	計	区	都	計	区	都	計	区	都	計
一般確認	行政 民間	34 948	1 35	35	20 966	2 39	22	22 984	2 25	24 1,009	27 986	3 9	30 995	26 959	2 7	28 966
計画通知		10	0	10	15	0	15	20	0	20	31	0	31	24	1	25
仮使用認定	行政 民間 通知	8 0 2	1 0 0	9 0 2	0 1 0	3 2 3	3 1 3	1 1 0	0 3 1	1 4 0	5 1 2	0 1 2	5 2 0	10 2 4	0 0 0	10 0 4
仮設建築物 許 可	通知	2 1	0 0	2 1	6 2	1 0	7 2	8 2	1 0	9 2	7 1	3 0	10 1	18 1	3 0	21 1
43条2項2号許可		5	0	5	2	0	2	2	0	2	1	0	1	0	0	0
44条1項 許 可	通知	7 1	0 0	7 1	4 3	0 0	4 3	13 1	0 0	13 1	21 2	0 0	21 2	14 8	0 0	14 8
その他の 許可・認定	通知	6 0	11 0	17 0	3 0	2 0	5 0	9 0	6 0	15 0	7 0	0 0	7 0	3 0	7 0	10 0
行政受付計		72	13	85	50	8	58	75	9	84	99	6	105	95	13	108

 区所管は延べ床面積が1万m²以下のもの。 通知：計画通知で内数。

設備・工作物等の確認申請件数（通知：計画通知で内数）

単位：件

年 度		平成27年度			平成28年度			平成29年度			平成30年度			令和元年度		
所 管		区	都	計	区	都	計	区	都	計	区	都	計	区	都	計
建築設備 確認申請	行政 民間 通知	10 163 7	0 25 0	10 188 7	10 166 5	2 75 2	12 241 7	7 158 3	0 61 0	7 219 3	16 152 11	0 64 0	16 216 11	8 140 6	1 28 1	9 168 7
工作物 確認申請	行政 民間 通知	2 15 1	2 3 2	4 18 3	2 13 1	0 12 0	2 25 1	5 8 4	0 7 0	5 15 4	1 17 1	0 3 0	1 20 1	1 17 1	0 0 1	1 17 1
計	行政 民間 通知	12 178 8	2 28 2	14 206 10	12 179 6	2 87 2	14 266 8	12 166 7	0 68 0	12 234 7	17 169 12	0 67 0	17 236 12	9 157 7	1 28 1	10 185 8

構造別件数(一般確認申請、計画通知分のみ)

単位：件

年 度		平成27年度			平成28年度			平成29年度			平成30年度			令和元年度		
所 管		区	都	計	区	都	計	区	都	計	区	都	計	区	都	計
木 造		17	0	17	10	0	10	3	0	3	8	0	8	4	0	4
鉄筋コンクリート造		9	0	9	6	0	6	10	0	10	12	0	12	10	1	11
鉄骨造		16	1	17	18	1	19	28	1	29	35	0	35	34	2	36
鉄骨鉄筋コンクリート造		2	0	2	1	1	2	1	1	2	3	3	6	2	0	2
コンクリートブロック造		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計		44	1	45	35	2	37	42	2	44	58	3	61	50	3	53

事前相談件数

単位：件

区 分		平成27年度			平成28度			平成29度			平成30年度			令和元年度		
道 路			12,736			13,237			12,600			13,840			8,766	
法令・その他			11,850			15,728			15,686			19,010			11,726	
計			24,586			28,965			28,286			32,850			20,492	

長期優良住宅認定件数

単位：件

平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
92	77	89	78	69

都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく建築物の認定件数

単位：件

平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
9	13	25	15	30

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(建築物省エネ法)に基づく届出件数

(平成28年以前は、エネルギー使用の合理化に関する法律(省エネ法)に基づく届出件数)

単位：件

平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
126	161	155	139	142

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(建築物省エネ法)に基づく適合認定

件数(平成29年4月1日施行)

単位：件

平成29年度	平成30年度	令和元年度
3	2	0

二．建築物等の維持・保全

1 特定建築物等定期調査報告 (審査担当(設備・構造))

不特定多数の者が利用する建築物、建築設備(特定建築物等)の所有者または管理者に対し、建築基準法第12条1項および3項に基づく定期調査報告を求め、建築物等の安全性の確保や適切な維持保全について、指導を行っています。

2 老朽建築物等の改善指導 (審査担当(構造))

老朽工作物(擁壁等)や老朽建築物について、現地調査を行い、必要に応じてその所有者に対して安全性の確保や適切な維持保全について、指導を行っています。

3 防災査察 (監察担当)

建築物等の安全性の確保や適切な維持保全について、建築物の状況等を調査し、指導を行っています。

特定建築物等定期調査報告件数

単位：件

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
特定建築物	744	392	289	869	380
昇降機	4,421	4,434	4,506	4,678	4,718
建築設備	1,376	1,418	1,470	1,504	1,547
防火設備		53	175	337	546
計	6,541	6,297	6,440	7,388	7,191

(特定建築物・建築設備は棟数、昇降機・防火設備は設置台数で報告のあった実数)



特定建築物報告済証



昇降機報告済証



建築設備報告済証



防火設備報告済証

三．違反建築物の取締り業務

1 違反建築物取締り事務（監察担当）

建築関係法令に基づいて、違反建築物および工作物の取締り、是正指導を行います。また、違反発生を未然に防止するため「違反建築防止週間」の設定、「一斉公開パトロール」等を実施し、良好な市街地環境の形成に努めています。

(1) 違反建築物

単位：件

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
調査件数	198	230	156	205	209
違反取締り・是正指導件数 (違反建築取扱件数)	46	45	60	39	33

(2) 違反事項別延数(上記、違反建築取扱件数の内訳 重複有)

単位：件

違反事項	該当条項	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
建築確認申請手続	法第6条	16	21	16	9	23
敷地と道路の関係	法第43条	2	4	1	3	2
道路内の建築制限	法第44条	11	12	19	6	4
建ぺい率制限	法第53条	7	8	8	5	4
道路斜線制限	法第56条1項1号	2	0	1	0	0
高度地区の高さ制限	法第58条	1	0	0	1	0
防火・準防火地域内の建築物の構造	法第61条	15	18	16	17	14
その他	法第20・27・36・52・56条 条例第7・19条	24	40	26	21	6
計		78	103	87	62	53

法：建築基準法 条例：東京都建築安全条例

四．建設リサイクル法受付事務

[根拠法令等] 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律

1 建設リサイクル法の目的と対象工事 (監察担当)

特定の建設資材について、その分別解体および再資源化を促進し、資源の有効利用と廃棄物の適正な処理を図ることを目的としています。

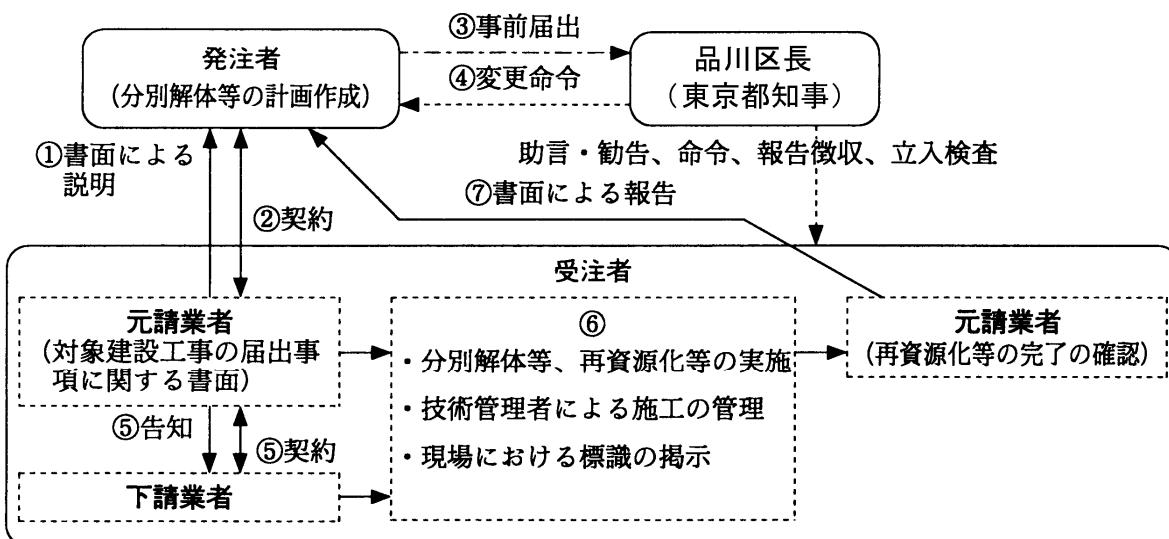
別表の対象工事について、届出書等により分別解体等の計画が適正であるかなどについて審査を行います。

また、必要に応じて現場検査を行い、助言、勧告を行います。

別表

対象工事の種類	規模の基準	
建築物の解体	床面積の合計	80 m ² 以上
建築物の新築・増築	床面積の合計	500 m ² 以上
建築物の修繕・模様替(リフォーム等)	請負代金の額	1億円以上
建築物以外のものの解体・新築等(土木工事等)	請負代金の額	500万円以上

[手続フロー]



対象建設工事に係る受付件数

単位：件

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
届出 (民間)	解体	621	639	598	643	615
	新築等	89	83	107	91	89
	土木工事等	294	243	230	230	214
	計	1,004	965	935	964	918
通知 (公共)	解体	5	11	3	5	6
	新築等	16	5	16	15	2
	土木工事等	181	166	166	184	174
	計	202	182	185	204	182

五．細街路拡幅整備事業

[根拠法令等] 建築基準法第42条2項

品川区細街路拡幅整備要綱

目的：良好な住環境を確保し、安全で快適なまちづくりを促進するため、幅員4m未満の生活道路（細街路）を、建物の建替え等に併せて建築基準法第42条2項に基づく後退線まで後退する際に、後退費用の一部を助成するなどの誘導策を実施しています。

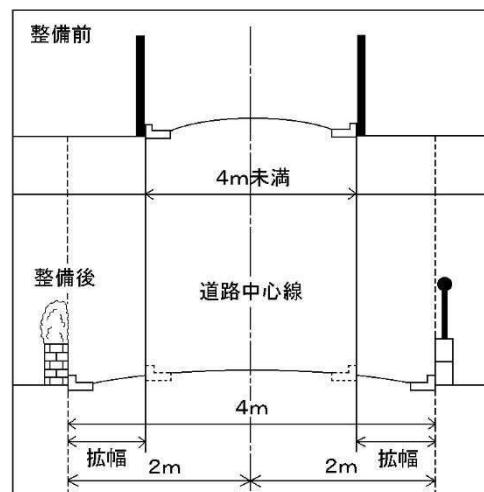
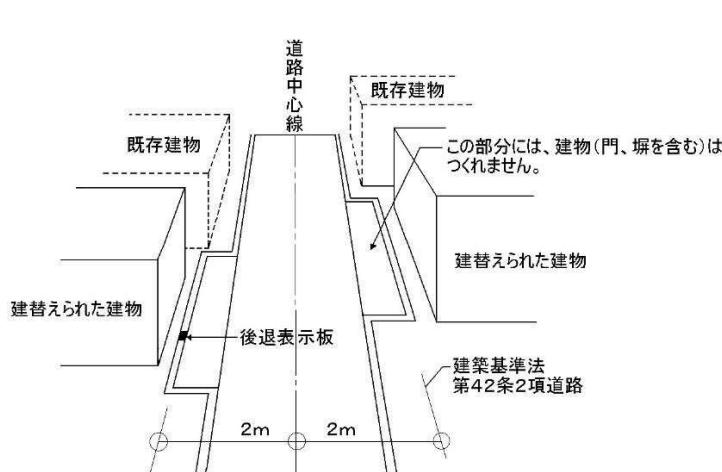
平成27年度より、行き止まり道路の助成対象区域を、不燃化特区事業エリアや防災生活圏促進事業エリア内に拡大し、事業連携による重点化かつ集中的な取り組みを推進し、細街路の解消とともに市街地環境と防災性の向上を図ります。

1 細街路拡幅整備（細街路担当）

幅員が4mに満たない道路（細街路）は、消防活動や交通、環境上、大きな障害となっています。そこで建築基準法第42条2項に指定されている道路については法令による後退線まで拡幅整備するため、整備に必要な費用の助成や、後退用地の寄付に際して奨励金を交付するなどの誘導策を実施し、細街路の解消に努めています。

【細街路拡幅整備のイメージ】

拡幅整備は、建物の建替えや塀の改修時に合わせて整備工事を行っています。そのため、その道路は凸凹の状態になりますが、その道路に面したすべての建物が建替わった時に4mの道路幅になります。なお、拡幅整備による効果が十分に発揮されるよう、拡幅部分に通行の支障となるものが置かれないので啓発にも努めています。



<拡幅整備前>



<拡幅整備後>



実績

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
協議(件数)	427	449	405	423	488
整備(件数)	234	318	321	296	343
助成金額(千円) (件数)	3,581 58	3,653 26	2,270 26	943 6	1,789 3
奨励金額(千円) (件数)	2,296 7	8,435 8	3,307 4	528 2	6,253 5

令和2年度予算額 484, 270千円

2 道路位置の指定・取消等 (細街路担当)

建築物の敷地は、法令上幅員4m以上の道路に接していなければなりませんが、規定の道路に接しない土地を建築敷地として利用する場合は、一定の手続きや構造基準を踏まえて新たに道路を造ることで建築敷地とすることができます。

また、総合的な開発事業などで道路の位置を変更したり、不用となった道路は取消すことも可能です。

これら道路位置の指定・取消・変更は申請に基づき行っています。

位置指定道路(1項5号)の指定・取消・変更件数

単位：件

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
指定	0	6	1	4	0
取消	3	2	1	2	2
変更	0	1	0	1	0
計	3	9	2	7	2

六．私道整備事業

[根拠法令等] 品川区私道整備に関する条例および同施行規則

1 私道整備助成 (細街路担当)

私道における通行の安全確保や生活環境の向上に資するため、私道整備に係る工事や排水設備・改修に係る工事を受託し、必要な助成を行っています。

[助成内容]

全額助成 ⇒ 幅員が2.5m以上で、起点または終点が公道に接続しているか、公道に通り抜けられる私道(幅員2.5m以上)に接続している私道

90%助成 ⇒ 幅員が1.2m以上2.5m未満で、起点または終点が公道に接続しているか、公道に通り抜けられる私道(幅員2.5m以上)に接続している私道

(ただし私道のうち、行き止まりの場合は2戸以上の利用がある場合に限ります。)

[助成工種]

●舗装

●L字側溝等

●階段手すり等補修

●交通安全施設



<施工前>



<施工後>

実績

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
整備件数	45	35	22	24	11
助成額(千円) (工事請負費)	106,121	71,992	61,967	50,403	39,771

令和2年度予算額 72,786千円

七．被災建築物応急危険度判定ボランティア支援事業

1 被災建築物応急危険度判定ボランティア支援事業（審査担当（構造））

地震後、余震等による建築物の倒壊や落下物、転倒物による二次災害を防止するため、建築物の当面の使用の可否について判定を行う防災ボランティアの活動を支援します。

今年度も引き続き、防災ボランティアの応急危険度判定の模擬訓練や講習会を実施するとともに、防災ボランティアのリーダーである判定コーディネーターの育成に向け、研修を行っていきます。

連絡網登録者数（令和2年4月現在） 単位:名

総 数	区 民		区 民 以 外	
	在勤者	非在勤者	在勤者	非在勤者
161	34	90	37	0



判定ステッカー

令和2年度予算額 82千円

八. 住宅・建築物耐震化支援事業（耐震化促進担当）

[根拠法令等] 建築物の耐震改修の促進に関する法律

東京における緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を推進する条例

品川区耐震改修促進計画

品川区住宅・建築物耐震診断支援事業実施要綱

品川区住宅・建築物耐震補強設計支援事業実施要綱

品川区住宅・建築物耐震改修等支援事業実施要綱

品川区耐震化アドバイザー派遣事業実施要綱

品川区耐震シェルター等設置支援事業実施要綱

品川区特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業実施要綱

これまでの住宅・建築物耐震化支援メニューに加え、平成29年度より住宅耐震化緊急アクションプログラム（令和2年度まで）に基づき、建物倒壊危険度が高く重点的な取組みが必要な区域において、戸別訪問による直接的な情報提供や働きかけによる耐震化に向けた積極的な周知啓発、木造住宅に対する耐震改修・除却工事費助成の拡充を行っております。また、平成30年度より小規模マンションへの助成の拡充や特定緊急輸送道路沿道建築物の補強設計・改修工事等に対する助成の拡充も行いました。

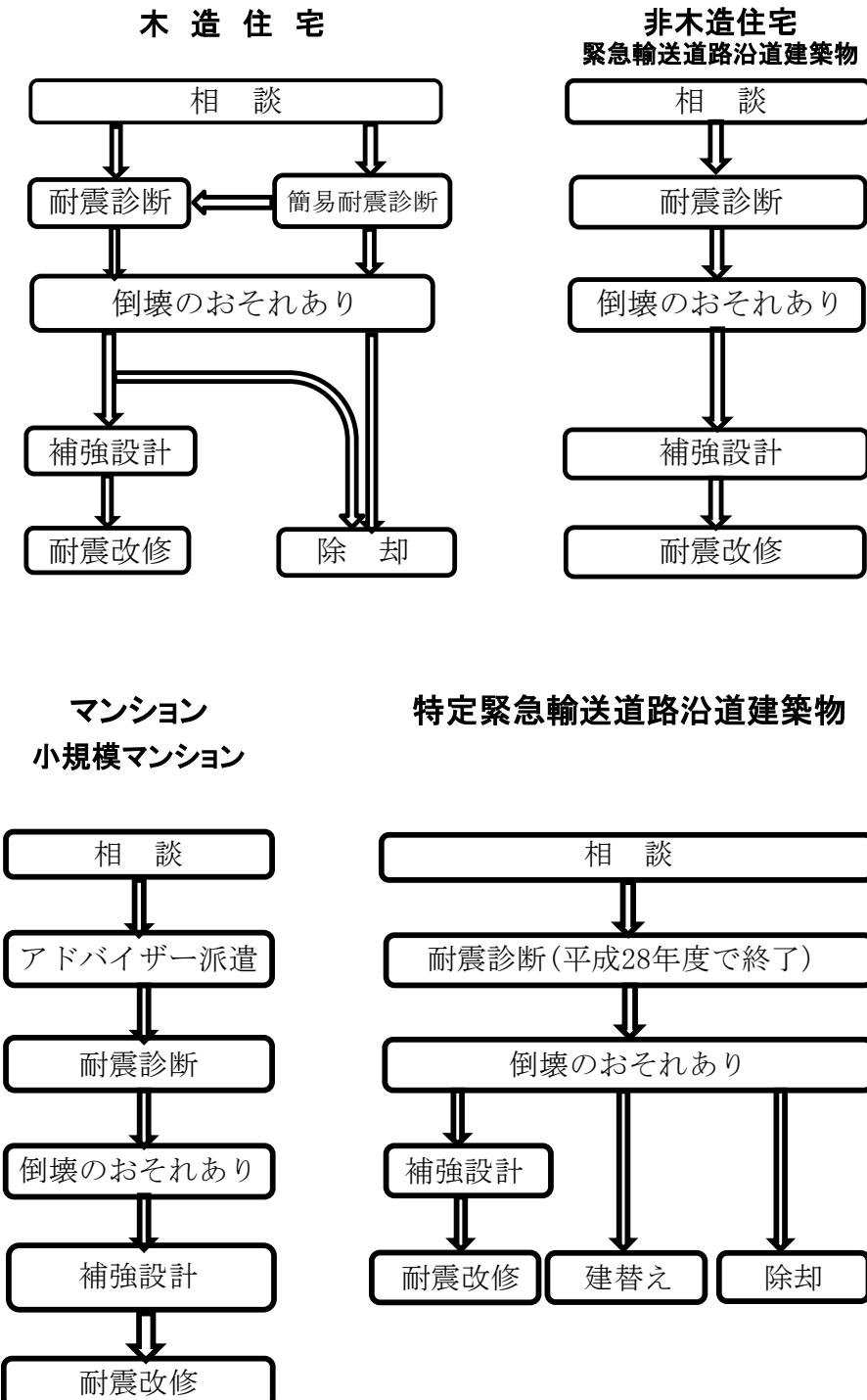
一方、平成29年度の品川区耐震改修促進計画の改定後、関係法令の改正や東京都耐震改修促進計画の改定などがあることも踏まえ、令和2年度は品川区耐震改修促進計画を改定し、耐震化の目標に向けた取組みをさらに進め、災害に強いまちづくりを促進します。

耐震化の現状と目標（「品川区耐震改修促進計画（平成30年3月改定）」より）

種類	種別	耐震化率			
		前回	現状	目標	
		平成24 (2012)年度	平成29 (2017)年度	令和2 (2020)年度	令和7 (2025)年度
住宅		82%	88%	95%	耐震性が不十分な住宅をおおむね解消
	木造住宅 (戸建・長屋・共同住宅)	62%	68%		
	非木造住宅 (戸建・長屋)	89%	94%		
	マンション (非木造住宅)	90%	94%		
民間特定建築物	多数の者が利用する一定規模以上の建築物	91%	94%	95%	更なる耐震化の促進
	危険物を取り扱う施設	92%	95%	更なる耐震化の促進	耐震性が不十分な建築物をおおむね解消
	緊急輸送道路沿道建築物	76%	81%	90%	95%
区有建築物	防災上重要な施設（庁舎・保健所・地域センター・学校施設など）	93%	98%	100%	
	その他の施設（住宅・高齢者福祉施設・公園管理施設など）	87%	100%	100%	

- ① 木造住宅等の耐震診断・耐震補強設計・耐震改修・除却支援
- ② 非木造住宅等の耐震診断・耐震補強設計・耐震改修支援
- ③ マンション・小規模マンションの耐震診断・耐震補強設計・耐震改修支援
- ④ 緊急輸送道路沿道建築物の耐震診断・耐震補強設計・耐震改修支援
- ⑤ 特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震補強設計・耐震改修・建替え・除却支援
- ⑥ 品川シェルター設置支援
- ⑦ 耐震化アドバイザーの派遣

1 耐震化助成の流れ



2 助成額一覧

(1)住宅等

耐震診断支援

構造	要件	支援内容	助成限度額
木造	住宅（戸建 長屋） 併用住宅含む	昭和56年5月31日以前の建築かつ個人が所有する建築物	6万円
	共同住宅		12万円
	非木造住宅 (共同住宅含む)		10万円
マンション	昭和56年5月31日以前の建築かつ個人が所有する建築物で、3階以上の分譲マンションかつ1,000m ² 以上または啓開道路に接する建築物	診断費用の1/2	150万円
小規模マンション	昭和56年5月31日以前の建築かつ個人が所有する建築物で、3階以上の分譲マンションかつ1,000m ² 未満の建築物		100万円
緊急輸送道路沿道建築物	敷地が緊急輸送道路に接する建築物 前面道路の幅員の1/2以上の高さの建築物 昭和56年5月31日以前の建築物	診断費用の全額	300万円
町会会館	昭和56年5月31日以前に建築された建築物で品川区町会・自治会館建設補助金交付要綱で補助の対象となる会館		なし

※対象区域は、区内全域

※対象者は、対象建築物の所有者（共有、区分所有の場合は代表者）

町会会館においては町会、または町会代表者

補強設計支援

構 造	要 件	支援内容	助成限度額
木造	住宅（戸建 長屋） 併用住宅含む	耐震補強設計費用の 1/2	20万円
	共同住宅		
	非木造住宅 (共同住宅含む)		
マンション	耐震診断の結果、構造耐震判定指標値が基準値未満の建築物	耐震補強設計費用の 2/3	200万円
小規模マンション			100万円
緊急輸送道路沿道建築物			200万円

※対象者は、対象建築物の所有者（共有、区分所有の場合は代表者）

改修工事支援

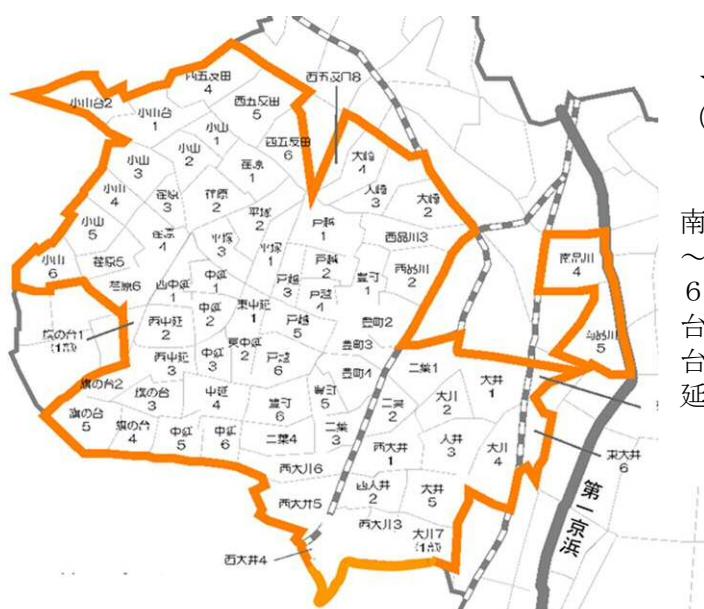
構造		要件	支援内容	助成限度額
木造	住宅(戸建・長屋) 併用住宅含む	耐震診断の結果、構造耐震判定指標値が基準値未満の建築物かつ補強設計の助成金の交付対象となった建築物	耐震改修工事費用の1/2	150万円
	共同住宅		耐震改修工事費用の1/3	300万円
	非木造住宅 (共同住宅含む)		耐震改修工事費用の全額	150万円
	マンション		耐震改修工事費用の1/3	2,500万円
	小規模マンション		耐震改修工事費用の1/3	1,000万円
	緊急輸送道路沿道建築物		耐震改修工事費用の2/3	2,500万円

※対象者は、対象建築物の所有者（共有、区分所有の場合は代表者）

除却工事支援

構造		要件	支援内容	助成限度額
木造	住宅 (戸建・長屋) 併用住宅含む	対象区域は整備地域または新防火地域内かつ、昭和56年5月31日以前に建築された以下の建築物 ・個人が所有する建築物 ・簡易耐震診断で耐震性が不十分と判断された建築物	除却工事費用の全額	150万円
	共同住宅			300万円

※対象者は、対象建築物の所有者（共有、区分所有の場合は代表者）



★ 木造住宅密集地域 ★
(東京都防災都市づくり推進計画の整備地域または新防火地域)

南品川4・5、西品川2・3、西五反田4～6・8、大崎2～4、東大井5の一部・6、大井1～5・7、西大井1～6、小山台、小山1～6、荏原1～6、平塚、旗の台1の一部・2～5、中延、西中延、東中延、戸越、豊町、二葉

耐震改修工事費、除却工事費は上限額を30万円拡充（令和2年度まで）

対象地域：西品川2・3、大井2、小山2、旗の台4、中延5、

戸越1・2・4、豊町5、二葉3

(2)特定緊急輸送道路沿道の建築物

耐震診断支援

平成 28 年度で終了

補強設計支援

要件	助成限度額	
耐震診断支援による耐震診断または、東京都防災・建築まちづくりセンターの認める耐震診断の結果「倒壊の恐れあり」と判断された建築物	助成対象費用が 600 万円以下	助成対象費用 × 5 / 6
	助成対象費用が 600 万円を越え 1, 200 万円以下	助成対象費用 × 1 / 2 + 200 万円
	助成対象費用が 1, 200 万円を超える場合	助成対象費用 × 1 / 3 + 400 万円

※対象者は、対象建築物の所有者（共有、区分所有の場合は代表者）

改修・建替え・除却支援

要件	助成対象費用	助成限度額	
耐震診断支援による耐震診断または、東京都防災・建築まちづくりセンターの認める耐震診断の結果「倒壊の恐れあり」と判断された建築物	延べ面積 5, 000 m ² 以下の部分	助成対象費用が 7, 500 万円以下	助成対象費用 × 5 / 6
		助成対象費用が 7, 500 万円を越え 15, 000 万円以下	助成対象費用 × 1 / 2 + 2, 500 万円
		助成対象費用が 15, 000 万円を超える場合	助成対象費用 × 1 / 3 + 5, 000 万円
延べ面積 5, 000 m ² を超える部分		助成対象費用の 1 / 6 延べ面積 5, 000 m ² 以下の部分で算出された限度額に加算	

※延べ面積が 5, 000 m² を超える建築物については、

助成対象費用を面積按分により 5, 000 m² 以下の部分と 5, 000 m² 以上の部分に分け、それぞれ計算を行ったものを合計

※Is 値が 0.3 未満の建築物の耐震改修の場合、助成額を加算することが可能

(3)品川シェルター

対象住宅	助成対象者	内 容	助成限度額
・昭和56年5月31日以前に工事着手した建築物	・65歳以上の高齢者のいる世帯		
・階数2以下	・身体障害者（障害者等級2级以上）のいる世帯	助成対象費用の全額	50万円
・木造の住宅 (長屋、共同住宅含む)	・世帯所得600万円未満		

3 実績

単位：件

区分	年度		平成26年度まで	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	計	
	簡易診断		130	11	18	12	27	11	209	
耐震診断	木造	戸建て	821	30	34	11	17	13	926	
		共同住宅	98	3	8	3	2	0	114	
	非木造住宅		10	0	0	0	0	1	11	
	マンション		28	2	8	2	3	1	44	
	緊急輸送道路沿道建物		149	10	3	1	1	1	165	
	町会会館		4	9	2	0	0	0	15	
	計		1110	54	55	17	23	16	1,275	
耐震補強設計	木造	戸建て	109	19	19	9	9	4	169	
		共同住宅	16	2	3	0	1	0	22	
	非木造住宅		2	0	0	0	0	0	2	
	マンション		2	2	2	1	2	0	9	
	特定緊急輸送道路		17	14	1	4	5	6	47	
	計		146	37	25	14	17	10	249	
耐震改修工事	木造	戸建て	改修	138	19	14	11	6	6	194
		建替え	201	1	0	0	0	0	0	202
		除却	159	129	112	137	127	123	787	
	共同住宅	改修	10	5	4	0	0	0	19	
		建替え	27	0	0	0	0	0	27	
		除却	41	32	37	33	42	23	208	
	非木造住宅	改修	2	0	0	0	0	0	2	
	マンション	改修	2	0	2	2	0	1	7	
	特定緊急輸送道路	改修	5	6	6	3	1	3	24	
		建替え	0	1	0	0	1	1	3	
		除却	4	2	3	1	0	1	11	
	計		589	195	178	187	177	158	1,484	
	シェルター	品川シェルター	14	0	4	1	1	1	21	
		耐震シェルター	5	1				0	6	

令和2年度予算額 1,029,385千円

九．がけ・擁壁安全化支援事業

1 がけ・擁壁安全化支援事業（審査担当（構造））

[根拠法令等] 品川区がけ・擁壁安全化アドバイザー派遣事業実施要綱
品川区がけ・擁壁の安全化対策支援事業実施要綱

土砂災害への対応として、平成29年度より、災害発生時の道路閉塞による避難や消火活動への支障となる危険性の解消に向け、専門家アドバイザーの派遣や擁壁の改修工事費の一部助成を行う「がけ・擁壁安全化支援事業」を開始しました。

事業実施には、擁壁所有者等への直接的な事業周知や意識啓発が重要であることから、窓口でのチラシ案内、広報紙やHPでの周知の他、郵送等による個別周知を行うとともに、2か年をかけ区内全域で行った擁壁等の実態調査に基づき、安全性が低いと思われる擁壁所有者等へは、直接個別訪問により助言や啓発を行うなど積極的に働きかけ、災害に強いまちづくりを促進します。

（1）がけ・擁壁安全化アドバイザーの派遣

高さ2mを超えるがけ等の土地所有者または居住者の求めに応じ、専門家を1箇所、
年度内2回まで無料で派遣

（2）がけ・擁壁改修工事費助成

①急傾斜地崩壊危険箇所または土砂災害警戒区域内のがけ等改修工事費助成

助成額：工事費の1／3かつ上限額5,000千円

②道路・公共施設沿いの高さ2m超のがけ等改修工事費助成

助成額：工事費の1／3かつ上限額2,000千円

実績

単位：件

区分	平成29年度	平成30年度	令和元年度
相談件数	94	47	93
がけアドバイザー派遣	11	11	11
工事費助成	0	0	0

令和2年度予算額 32,489千円

十．コンクリートブロック塀等安全化支援事業

1 コンクリートブロック塀等安全化支援事業（審査担当（構造））

[根拠法令等] 品川区コンクリートブロック塀等安全化支援事業実施要綱

平成30年12月より、通行時の安全性を高めるため、区内全域で、安全が確認できない道路に面するコンクリートブロック塀等の除却工事費等を助成する「コンクリートブロック塀等安全化支援事業」を開始しました。これにより、災害時のコンクリートブロック塀等の倒壊による事故や道路閉塞を防ぎ、災害に強いまちを目指します。

また、平成31年4月より支援を拡充した「緑豊かな街なみづくり助成（公園課）」と連携し、コンクリートブロック塀等を除却した後の沿道緑化も推進していきます。

助成内容

①ブロック塀等除却工事費助成

対象：高さ80cm以上のコンクリートブロック塀、万年塀、石積み塀、レンガ塀、

助成額：工事費の1/1かつ上限額30千円/m

②軽量フェンス等設置工事費助成（除却と同時にを行う工事）

助成額：工事費の1/2かつ上限額26千円/m（ブロック積等）

16千円/m（軽量フェンス等）

実績

単位：件

	平成30年度	令和元年度
相談件数	69	120
申請件数	5	22

令和2年度予算額 24,594千円

十一．その他の事業

1 各種証明発行（事務調査係）

(1)住宅用家屋証明の発行

居住用家屋の取得時における、登録免許税の軽減を受けるため、租税特別措置法に規定された専用住宅であることの証明を行っています。

(2)台帳記載事項証明、道路位置指定証明、建築計画概要書記載事項証明の発行

建築確認済証、検査済証等が発行済みであることの事実証明としての台帳記載事項証明、道路位置指定、変更、廃止等の証明としての道路位置指定証明、不動産調査等の利便性を図るため建築計画概要書記載事項証明を発行しています。

また、証明書セルフ発行窓口システムによる窓口の混雑緩和を図ります。

住宅用家屋証明等の発行件数

単位：件

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
住宅用家屋証明	2,382	1,968	2,251	1,989	3,115
道路位置指定証明	1,133	1,206	1,186	1,148	1,228
台帳記載事項証明	4,707	5,686	5,534	5,602	5,887
建築計画概要書 記載事項証明	15,013	16,031	16,695	17,475	18,125
計	23,235	24,891	25,666	26,214	28,355

2 建築動態統計調査事務（事務調査係）

建築基準法第15条1項の規定による建築工事届および建築物除却届の受理ならびに建築統計の作成を行っています。

3 歴史的・魅力的建築物調査（審査担当（構造））

まちの風情を創り出す建築物の優れたデザイン的価値や文化的価値とともに、建築家の設計思想や建てられた背景、施主の視点からの想い等、区の魅力ともなりえる、後世に伝えてゆくべき建築物等について調査を行い、文化・観光資源の確保および情報の発信、有形的価値の保存など、今後の区施策に活かします。

令和元年度は品川区内の魅力的建築物を7つの指標（意匠性、作家性、革新性、地域性、時代性、継続性、歴史性）に基づき調査・選定し、所有者の協力が得られた建築物を1日限りで公開するイベント「オープンしなけん 2019 vol. 2」を開催しました。



オープンしなけん実績

	平成30年度	令和元年度
公開建築物数	8	11
来場者数	1,474	1,575

令和2年度予算額 9,950千円

環 境 課

環 境 課

係 別 事 務 分 掌

環境管理係

- 1 環境施策に係る計画に関すること。
- 2 環境マネジメントシステムに関すること。
- 3 環境情報活動センターに関すること。
- 4 課内他係に属しないこと。

環境推進係

- 1 環境の啓発に関すること。
- 2 環境学習の推進に関すること。
- 3 環境に係る区民、事業者、NPO等との連携に関すること。

指導調査係

- 1 公害関係法令および条例に基づく工場等に係る認可、届出、規制、調査および指導に関すること。
- 2 公害等に係る苦情、相談、指導および啓発に関すること。
- 3 環境に係る調査および監視に関すること。
- 4 環境影響評価に係る調査および調整に関すること。



一．省エネルギー対策事業（環境管理係）

区は平成30年4月に、区の環境に関する基本施策を示した「品川区環境基本計画」、および区が一事業者として温室効果ガス削減に取り組むための「品川区職員環境行動計画～しながわ職員エコアクト～」を公開し、各種施策に取り組んでいます。

- [根拠法令等]
- ・エネルギーの使用の合理化等に関する法律 (省エネ法)
 - ・地球温暖化対策の推進に関する法律 (温対法)
 - ・都民の健康と安全を確保する環境に関する条例 (環境確保条例)

1 地球温暖化防止対策の推進（平成15年度より実施）

（1）品川区環境基本計画

期間 平成30（2018）年度～令和9（2027）年度

①計画の目標

- | | |
|-------|-----------------------------------|
| 基本目標1 | 「低炭素な暮らし・仕事・まち」を実現する（地球温暖化対策） |
| 基本目標2 | 「持続可能な循環型都市」を実現する（資源循環） |
| 基本目標3 | 「水とみどりがつなぐまち」を実現する（自然循環） |
| 基本目標4 | 「すこやかで快適な暮らし」を実現する（生活環境） |
| 基本目標5 | 「やすらぎとにぎわいの都市景観」を形成する（文化環境） |
| 共通目標 | 「日常的に実践する人」を育てる（環境教育・環境コミュニケーション） |

②品川区全体の温室効果ガス排出削減目標

平成25（2013）年度比で令和9（2027）年度に33%減	計画終了年度目標
平成25（2013）年度比で令和12（2030）年度に40%減	長期目標

（2）品川区職員環境行動計画～しながわ職員エコアクト～

期間 平成30（2018）年度～令和4（2022）年度

①区有施設の温室効果ガス排出削減目標

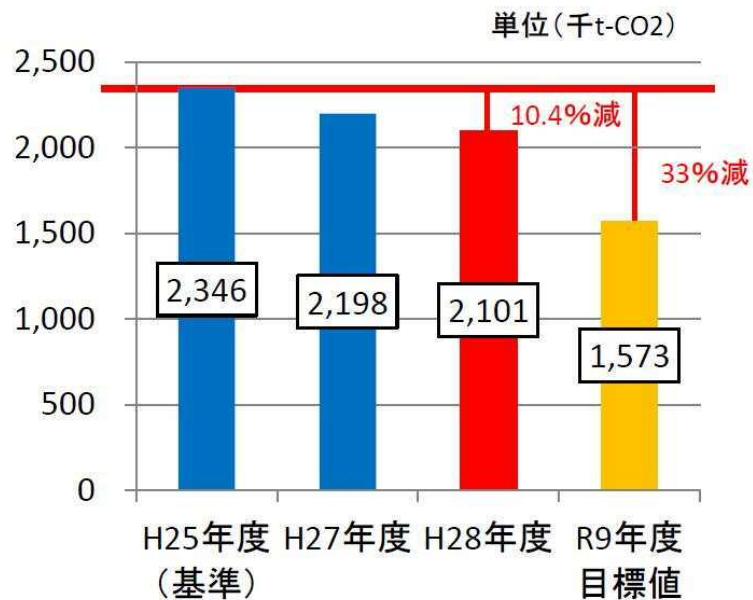
平成25（2013）年度比で令和4（2022）年度に16%減	計画終了年度目標
平成25（2013）年度比で令和12（2030）年度に40%減	長期目標

計画についての詳細はこちらのQRコードを参照

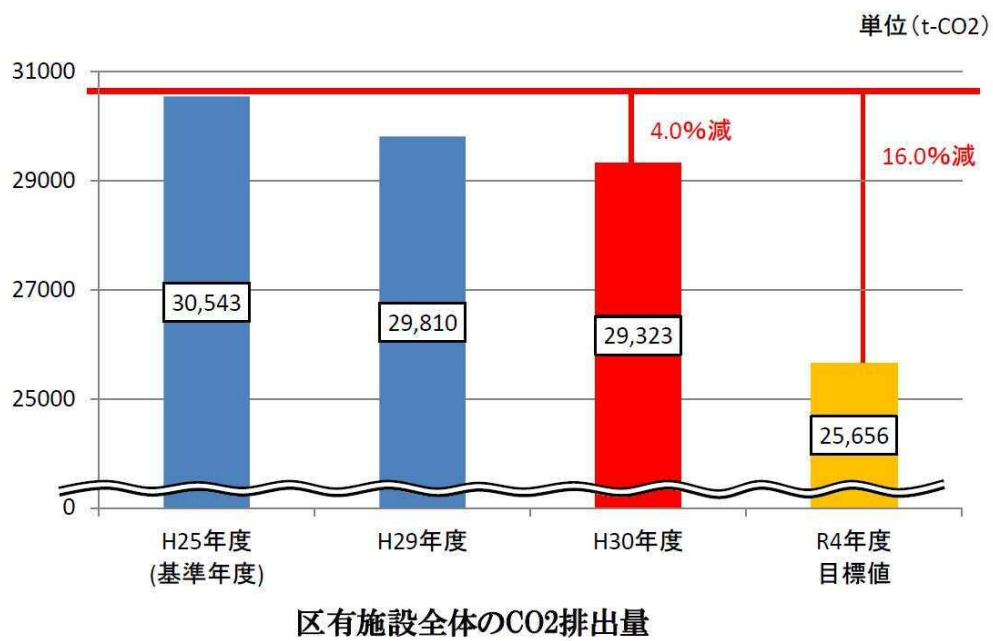


(3) 各計画の実績

①品川区全体の温室効果ガス排出量



②区有施設の二酸化炭素排出量



(4) 計画目標達成に向けて

温室効果ガスの削減目標達成に向けて、区有施設における太陽光発電システムの導入や、二酸化炭素を排出しない低炭素なエネルギーの導入に取り組んでいます。

令和元年度末現在、41の施設において太陽光発電システムを設置しています。また令和2年度は5施設において、再生可能エネルギー利用率100%で、二酸化炭素を排出しない電気の供給を行います。

2 太陽光発電システム設置助成事業（平成 23 年度より実施）

地球温暖化対策の推進および環境保全の意識啓発を図るとともに、再生可能エネルギーの導入を促進するために、区民・中小企業者が家庭および事業所等に太陽光発電システムを設置する際の費用の一部を助成します。

- [根拠法令等]
- ・品川区太陽光発電システム設置助成事業実施要綱
 - ・品川区太陽光発電システム設置助成事業事務取扱要領

（1）助成内容

	1kWあたり助成額	助成上限額	予定件数
家庭用	30,000 円	90,000 円	30 件
業務用	30,000 円	150,000 円	5 件

（2）助成実績

金額：千円

太陽光 発電システム	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度		平成 30 年度		令和元年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
家庭用	43	3,673	37	3,179	18	1,504	21	1,845	12	998
業務用	2	300	0	0	2	241	2	300	0	0

令和 2 年度予算額 3,478 千円



3 事業所用LED照明設置助成事業（平成26年度より実施）

省エネルギー効果の高いLED照明の普及を促進することで地球温暖化対策の推進および環境保全の意識啓発を図るために、区内施工業者を利用し、LED照明を設置する事業者に対し、その設置に要する経費の一部を助成します。

- [根拠法令等]
- ・品川区事業所用LED照明設置助成事業実施要綱
 - ・品川区事業所用LED照明設置助成事業事務取扱要領

（1）助成対象

種別	基準
LED照明器具	1. 固有エネルギー消費効率が85lm/W以上であること。※ 2. LEDモジュール寿命が40,000時間以上であること。
LEDを光源とした内照式表示灯	定格寿命が30,000時間以上であること。
電球形LEDランプ	1. エネルギー消費効率が70lm/W以上であること。 2. 定格寿命が30,000時間以上であること。

助成額 設置費用の10%（上限300,000円）

予定件数 5件

（2）助成実績

金額：千円

平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度	
件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
2	195	1	106	4	547	4	507	6	434

令和2年度予算額 1,506千円

4 低公害車買換え支援事業（平成 26 年度より実施）

区内中小企業者等に対し環境保全活動を促進し良好な環境の確保に寄与するため、低公害車への買換え助成を行います。

[根拠法令等] ・品川区低公害車買換え支援事業利子補給等交付要綱

（1）助成内容

都の融資あっせんを受けた際、利子については都が 1／2 を補助し、信用保証料については 2／3 を補助しますが、補助されない自己負担分を区が助成します。

（2）助成実績

	金額：円				
△	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
台数	24	26	21	18	20
合計	566,767	621,510	707,001	318,747	285,347

（3）助成金支出予定額

△	合計額 金額：円				
△	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
台数	9	6	3	3	3
合計	188,667	90,557	56,064	35,524	21,450

△	令和 7 年度	令和 8 年度
3	3	
9,131	1,165	

令和 2 年度予算額 758 千円

5 ミスト設備設置助成事業（令和元年度より実施）

夏の暑さの緩和を目的に人が自由に入り出しができる場所や公共交通機関の施設等において、微細ミスト設備を設置する事業者等へ、設備の設置経費等の一部を助成します。

- [根拠法令等] • 品川区ミスト設備設置助成事業実施要綱
• 品川区ミスト設備設置助成事業実施要領

(1) 助成内容

機器種別	助成対象	助成額
固定式 (ノズル等が固定であるもの)	購入 リース } 機器本体および付属機器 の購入に要する経費・設置 工事費	対象経費の2分の1 (上限250万円) ※
移動式 (ノズル等が持ち運び可能であるもの)	リース : リース料・基本料 ・設置経費・運搬費	※他の助成制度と併用する場合は、対象経費から当該助成金の額を控除した額の2分の1とする。

(2) 助成実績

金額：円

令和元年度	
件数	金額
4	653

令和2年度予算額 7,880千円



6 環境情報管理システム運用および環境法令に基づく届出（平成 22 年度より実施）

自治体に課せられる複数の法令遵守等※に対応する「環境情報管理システム」を運用することにより、正確かつ迅速なデータ管理と遅滞のない届出を行なうとともに、情報共有によるエネルギー使用量削減を図ることを目的とします。

平成 30 年度には施設管理者などがエネルギー使用量の変化をより分かりやすく把握するため、システム改修を行いました。

※法令遵守等

- ・「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」（省エネ法）に基づくエネルギー使用量の把握・届出
- ・「地球温暖化対策の推進に関する法律」（温対法）に基づくエネルギー使用量の把握・届出
- ・「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」（環境確保条例）に基づく報告書制度への対応
- ・品川区職員環境行動計画～しながわ職員エコアクト～に基づく CO₂ 排出量の計画的削減

令和 2 年度予算額 3, 569 千円

7 品川区有施設の二酸化炭素排出量分析委託（令和元年度より実施）

「品川区職員環境行動計画～しながわ職員エコアクト～」において、二酸化炭素排出量の年間実績の算定や増減の要因分析は、環境課職員が行ってきました。この業務を専門業者に委託し、技術者視点における増減要因の分析や、それに基づいた今後の環境施策について検討を行います。また令和元年度に配布した設備機器の「運用改善マニュアル」について、空調や照明等の運用改善対策の活用が施設でどのような効果をあげたかについての検討も併せて実施します。

令和 2 年度予算額 2, 380 千円

8 家庭における温暖化啓発冊子作成業務委託（新規事業）

品川区全体の温室効果ガス排出量において、家庭部門は約3割を占めます。家庭の排出量は減少傾向にあるものの、オフィスビル等が該当する業務部門と比較すると減少幅が鈍化しております。そのため家庭向けの温暖化啓発冊子を新たに作成し、更なる温室効果ガス排出量削減につなげます。冊子は漫画風の構成で特に子どもの好奇心を刺激することを期待しており、子どもからその家族へ省エネ対策に関する知識が広がり、環境意識を世帯単位で高められる仕組みになっております。

(1) 対象

4年生～9年生とその家族

(2) 内容

- ①省エネやエネルギーの低炭素化につながる行動の事例紹介
- ②子どもの目に留まるような、漫画風の構成

(3) 配布先

学校、地域センター、文化センター、図書館

令和2年度予算額 2, 550千円

二. 環境情報活動センター運営 (環境管理係)

(平成 17 年度より実施)

区民の環境学習や活動、交流の場を提供することで、区民の自主的な環境活動の活性化を図ります。

[根拠法令等] ・環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律

1 品川区環境情報活動センターの運営

(1) ホームページ等による情報発信

身近な環境情報をいち早く発信するため、ホームページを運営し、リアルタイムに環境情報を発信しています。また、センター情報紙「しながわE COだより」を年4回発行し、保育園や小中学校などで配布をしています。

・各情報発信数 (E CO トピックスへの掲載数)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
記事数	25	18	18	28	15

(2) 環境記者による情報の収集発信

身近な環境に関わる様々な情報を提供していただく方を「環境記者」として登録し、情報収集を行っています。

提供された情報はホームページや情報紙で発信しています。現在 16 名が登録され、記者同士の情報交換会を年 3 回開催し、活発な意見交換が行われています。

・登録人数及び記事数実績

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
登録人数	19	18	18	16	14
記事数	44	50	56	39	47

2 環境学習講座等

(1) 環境学習講座

生物やエネルギー、気象に関すること、自然のものや不用品を使ったクラフト講座など、区民の関心が高い環境学習講座を開催しています。

開催にあたってはNPOなどの環境団体や区内企業等と連携し、開催場所はセンターの拠点である「こみゅにていふらざ八潮」を中心を開催しています。

また、夏休みと春休みには「子ども環境学習講座」を開催し、実験や工作を通して気象について学ぶ講座等、身近な環境を楽しく学ぶことで環境意識の向上を図ります。

環境学習講座実績

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
講座開催数	25	25	25	25	23
参加者数	878	728	681	659	695

夏休み・春の子ども環境学習講座実績

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
講座開催数	9	9	8	8	7
参加者数	337	351	345	311	272

(2) エコソポーターの登録・活用

環境について関心のある方や既に活動されている方をエコソポーターとして登録し、各種講座・イベント等で協力していただいています。

登録実績

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
登録者数	8	8	8	8	7

令和2年度予算額 12,916千円



三．環境マネジメントシステム運用管理（環境管理係）

（平成 27 年度より実施）

区の環境に関わる取り組みを推進する仕組みであるしながわエコリンクを円滑に運用し、継続的な環境保全活動を全庁的に推進します。

1 しながわエコリンクの運用概要

区では、率先して一層の環境保全・改善に取り組み、区民・事業者等の環境行動の促進を図るため、しながわエコリンクの運用をしています。

しながわエコリンクの運用により、環境関連法令や実行計画に基づく省エネ・省資源活動を着実に推進していくために、年度ごとの環境目標を定め、その進行管理を行います。

また、区有施設における環境法令管理の強化を図り、適用を受ける環境法規制の遵守の徹底を図ります。

平成 30 年度は「品川区職員環境行動計画～しながわ職員エコアクト～」策定や、各種法令の改訂などに基づき、文書改訂を行いました。

- スケジュール

作業項目	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
実務担当者研修 (説明会)	●											
課長研修 施設長研修		●										
環境法令研修		●										
職場研修			●									
環境監査員研修				●								
環境監査					●	●	●					
環境対策推進 会議												●
表彰												●
各所属長等 による点検・評価	●			●		●			●			
区長または都市環 境部長による見直 し											●	

2 各種研修の実施

実務担当者研修や環境法令研修等を実施することにより、しながわエコリンクの制度概要や運用方法、法令の知識等を担当者等が習得し、適切にシステムを運用します。令和元年度より環境法令について身近に知る機会を作るため、ロールプレイング形式の演習を交えた研修を実施しています。

令和 2 年度予算額 550 千円

3 環境監査の実施

しながわエコリンクの適切な運用を確認するため、課長級職員を主任環境監査員とする環境監査を実施します。監査では所属長（課長・施設長）とのヒアリングや現地調査などを通じて監査部署の運用状況を確認するとともに、関係書類等の確認や、優れた環境改善・保全活動の発見等を行い、昨年度は指摘事項2件、改善・提案事項2件、適切事項73件、優良事項27件が報告されました。

4 表彰の実施

各部署における環境に関する取組みについて、優良と認められるものについては表彰を行います。令和元年度より表彰状にバナナペーパーを用いています。これはバナナの繊維を混ぜた表彰状で、紙原料である木材の使用量を抑えられるほか、バナナを作る発展途上国の生産者をサポートすることにもつながります。

（1）令和元年度の表彰内容

①平塚児童センター

施設で使用するおもちゃ等を購入する際、プラスチック製品を避け、木製製品を購入するようにしている。

②芳水小学校

各学年の電気使用量が表示される電子情報パネルを用いて、朝のホームルームの中で節電の取り組み等について話し合う時間を設けている。

③大原小学校

授業で野菜の生育過程を学ぶとともに実際に皮むき体験を行い、野菜への愛着を持たせ食品を大切にする心構えを醸成するよう図っている。



令和2年度予算額 14千円

四. しながわ環境未来事業 (環境推進係)

1 (仮称) 品川区立環境学習交流施設の検討・整備 (平成30年度より)

(1) 目的

地球温暖化による影響が年々顕著になる中で、その対策は世界共通の切迫した課題として更なる対策が求められており、国内においてもその対策や環境に関する学びへの需要が高まっています。

品川区では、こうした社会的な変化に対応し、より効果的に環境保全を促進するため、平成30年3月に「品川区環境基本計画」を策定しました。計画に示す環境教育・コミュニケーションの充実や、環境保全について日常的に実践する人を育て、次代につなぐ環境都市の実現を目指すため、「(仮称) 品川区立環境学習交流施設」を整備します。

なお、本施設は、体験を通じて楽しみながら環境学習を行うとともに最新の環境情報の発信や、区民が気軽に環境活動に参加できる仕組みとあわせ、区内の新たな交流拠点としての機能を有し、地域とともに施設を目指しています。

(2) 立地場所

品川区豊町2-1-30 (戸越公園内)

(3) 施設のキャッチコピー

「つなぐ つづける つくりだす
～エコなミライへ～」

(4) ターゲット

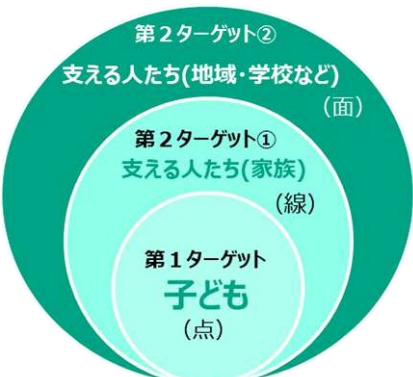
第1ターゲット…未来をつくる子どもたち

第2ターゲット…子どもを支える人たち

<ターゲットの考え方>

子どもたちへの啓発から、
子どもたちにとって最も身近で直接支える家族、
その周りで支える学校や地域の人々へ結びをつなぎ、
環境行動の輪をつくりだすことを目指します。

<施設配置図>



(5) 建物構造・規模

構造：鉄骨造

規模：地上3階建て 延床面積1,900m²程度

(6) 施設機能

環境活動を身近なものとして体験できる学習を展開します。また、区内の新たな交流拠点として、区民が憩える空間とにぎわいのある施設を目指し、以下①～③の機能を整備します。

①「わ！」と見て・体験できる学びの機会をつくりだす

(ア) 体験型展示や立地を生かした講座など、楽しく興味を引く学びを提供

(イ) 最新の環境情報をタイムリーに発信

(ウ) 学校や企業など様々な主体との連携や、ボランティアの育成・交流の拠点

②学んだことを家庭でつづける

施設での体験を家庭などに持ち帰り、実践できる仕組みの提供

③にぎわいをつなぐ

公園との連携により、公園利用者も気軽に利用できる魅力あるスペースと、人々の
にぎわいをつなぐ場の提供

(7) 区とともに施設づくりを行う事業者について

施設の運営にあたっては、民間事業者の能力やノウハウを活用した指定管理制度によるものを予定しており、令和元年度は、(仮称)品川区立環境学習交流施設整備運営事業簡易型プロポーザル方式(公募型)を実施しました。

なお、公募にあたっては、計画初期の段階から運営の考えに見合う展示および建物計画とすることがより効果的であることから、運営事業者がそれぞれの専門事業者と共に一體的な提案を行うものとし、運営事業者候補者とあわせて展示設計・施工事業者、建物設計事業者を決定しました。

令和2年度は、具体的な管理運営方針、事業内容の検討など、開設に向けた準備を行うとともに、展示・建物計画の深度化と工事の開始を予定しています。

(8) 運営計画について

＜運営の考え方＞

①環境学習講座

環境を体験・体感できる展示物や各種講座による環境学習・立地場所である戸越公園や近隣の文庫の森を活用して、自然体験を取り入れた学び、コミュニケーションを通じた楽しい学びを提供します。

②環境情報発信

最新の環境・地域情報・区民から収集した情報等を発信することで、区民の環境意識の啓発と、環境における魅力発見の機会をつくりだします。

③交流・連携

地域住民との交流促進、学校・商店街・企業・NPO・都内外の関連施設との連携につながる多彩な活動の展開にあわせ、各種ボランティアの育成と交流を図ります。

④環境学習展示

環境という広範で漠然としたテーマを身近にとらえ、「未来」を考える力を育む展示とし、更新性に配慮した展示手法により、何度も来ても楽しく学習できる機会につなげていきます。

(9) 展示計画について

<テーマ>

「温暖化対策」中心

<展示の流れ>

①映像展示（環境そのものへの関心をもつ）

床・壁に投影する映像装置と人の動きを感じるシステムにより、環境との関わりを楽しく疑似体験できる大型映像展示を設置します。



大型映像による展示イメージ

②常設展示（映像展示を深堀りし、新たな気付きを生む）

1秒・1日・1年などの「時間」を軸に環境を自分ごとに捉え、体験を通じて学ぶことのできる常設展示を設置します。

③メッセージ展示（学んだことから答えを出し、発信）

①②で学んだことを自ら考え、未来へのメッセージを発信・共有することができる展示エリアを設置します。

(10) 建物計画について

<外観イメージ>

外観コンセプト：公園の景観との調和



建物構造は鉄骨造ですが、建物の外装および内装の仕上げ材に木材を使用することで、木のぬくもりを演出することにあわせ、壁面緑化により周囲の自然との調和を図ります。

<建物計画の特徴>

①建材の活用

区と交流・連携する6自治体を産地とした木材をはじめとした建材を、建物の随所に活用していきます。

②ネット・ゼロ・エネルギー・ビル（ZEB）（※）実現に向けた設備計画

施設で使用するエネルギーを最小限に抑えるとともに、太陽光発電システムや地中熱による空調システムなど「創エネ」の設備を導入することにより、エネルギー消費量が一般的な建物の25%以下となる「Nearly ZEB」の認証を目指します。

③災害に強い建物計画

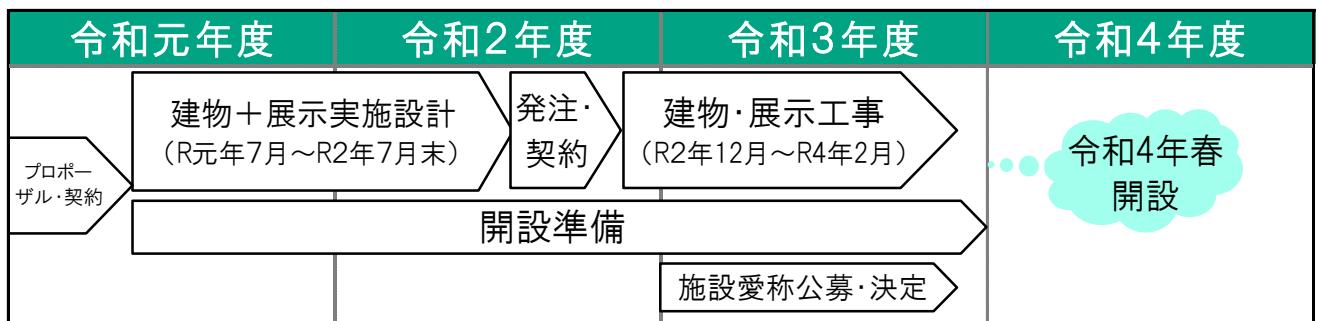
太陽光発電システムと蓄電池を組み合わせることにより、施設の一部照明やトイレを使用できるものとし、避難所機能としての活用も可能とします。

<諸室計画>

	主な諸室・エリア	内容
1階	コミュニティラウンジ	誰もが利用できる休憩スペースをはじめ、情報発信エリア、乳幼児向けのキッズスペース、収納型キッチンなど、様々な用途に使えるラウンジ
2階	地域交流室 ボランティア室	地域への貸し出しができる諸室や、施設内外で活躍するボランティアの活動の場となる、地域の交流拠点
3階	多目的スペース 展示エリア	講座・講演会やワークショップの開催場所として、また、区内小学校や幼稚園等の社会科見学・遠足等の休憩スペースとして活用 映像展示室・常設展示室・メッセージ展示室の各種展示を展開

(※) 省エネ効果の高い設備を導入することにより、省エネルギーを実現、かつ、使用するエネルギーを創出することで、快適な室内環境を維持しながら、年間の一時エネルギー消費量を正味（ネット）でゼロにすることをめざした建築物。

(11) スケジュール（予定）



令和2年度予算額 881,520千円

五. 環境行動推進事業 (環境管理係・環境推進係)

1 グリーン電力証書システムの活用 (環境管理係) (平成 21 年度より実施)

グリーン電力証書システムは、バイオマスや太陽光等の再生可能エネルギーで発電された電気が持つ目に見えない「環境価値」を「電気そのもの」と切り離して取引する制度であり、グリーン電力証書を購入することによって、「環境価値」のある電力を利用したみなすことができるシステムです。

このグリーン電力証書システムを活用し、イベント時に使用する電力について証書を購入します。これにより、CO₂ の削減と自然エネルギーの活用について、広く区民に啓発を図っていきます。

(1) 令和2年度に予定しているイベント (計22件)

- ・しながわECOフェスティバル2020※ 1000 kWh
- ・第37回品川区防災フェア 500 kWh
- ・みどりと花のフェスティバル
(しながわ区民公園・西大井広場・戸越公園・東品川海上公園)
500 kWh × 4会場
- ・ふくしま祭り 500 kWh
- ・障害者スポーツチャレンジデー 500 kWh
- ・ユニバーサルスポーツフェスタ 500 kWh
- ・各地域センターで実施する「区民まつり」
500 kWh × 13地区

※新規・拡充イベントについては現在検討中

※「しながわECOフェスティバル2020」は新型コロナウイルスの影響により中止



(2) 令和元年度 実績 (計23件)

- ・しながわECOフェスティバル2019 1000 kWh
- ・みどりと花のフェスティバル
(しながわ区民公園・西大井広場・戸越公園・東品川海上公園)
500 kWh × 4会場
- ・ふくしま祭り & 障害者スポーツチャレンジデー 500 kWh
- ・スポーツフェスタ02 (オリ・パラ啓発イベント) 500 kWh
- ・各地域センターで実施する「区民まつり」 500 kWh × 13地区
- ・第2回ユニバーサルスポーツフェスタ 500 kWh
- ・ブラインドサッカー 東日本リーグ2019 第5節 500 kWh
- ・第19回品川区キンボールスポーツ交流大会 500 kWh

令和2年度予算額 115千円

2 サマールック、ウォームビズキャンペーン（環境推進係）

[サマールックキャンペーン：平成 14 年度より実施
ウォームビズキャンペーン：平成 18 年度より実施]

電力需要の増大する夏季および冬季期間において、区が率先して省エネルギー行動を実行・啓発することで、区民・事業者に省エネの取組みを促すことを目的とし実施します。

（1）内容

①サマールックキャンペーン（期間：令和 2 年 5 月 1 日～10 月 31 日）

室内温度が原則 28 ℃となるように冷房運転時の設定温度を調節し、軽装で執務を行い、体感温度を服装で調整するように庁内、民間事業所、区関連施設等に呼びかけます。

あわせて夏季における省エネルギーの取組みを周知・紹介し、各家庭での省エネ行動啓発につなげます。

②ウォームビズキャンペーン（期間：令和 2 年 11 月 1 日～令和 3 年 3 月 31 日）

室内温度が原則 19 ℃（民間事業所は 20 ℃）となるように暖房運転時の設定温度を調節し、厚着で執務を行い、体感温度は服装で調整するように庁内、民間事業所、区関連施設等に呼びかけます。

あわせて冬季における省エネルギーの取組みを周知・紹介し、各家庭での省エネ行動啓発につなげます。

（2）事業者等との連携

東京商工会議所 品川支部、東京ガス(株)、東京電力パワーグリッド(株)、区内の ISO 認定事業所、エコアクション 21 認証取得事業所、JR 等と連携して実施します。

※令和元年度 参加協力依頼事業所数：281 事業所

（3）区民への周知・紹介方法

①広報媒体：広報しながわ、区統合ポスター・ちらし、しながわ産業ニュース

②SNS 等の活用：区HP・メールマガジン、ケーブルテレビ、区ツイッター

③その他掲示等：町会掲示板掲示、庁舎懸垂幕

【ポスター、チラシ例】



令和元年度ウォームビズキャンペーン
ポスター（左）リーフレット（右）

令和2年度サマーラックキャンペーン
令和2年度データが届き次第差し替

令和2年度予算額 555千円

六. 環境活動推進経費（環境管理係・環境推進係）

環境保全の取組みを、社会を構成するすべての人々と協働して進めていくため、環境活動推進会議を運営し、区民・事業者・行政とのパートナーシップに基づく環境の課題に対する取組みを広げます。

- [根拠法令等]
 - ・品川区環境活動推進会議設置要綱
 - ・品川区環境活動推進会議事務取扱要領

1 環境活動推進会議（環境管理係）（平成15年度より実施）

（1）経過

平成15年10月に設置され、任期を2年として定期的に会議を行い、現在、第九期（平成31年4月1日～令和3年3月31日）の委員が活動しています。環境活動推進会議では、テーマを定め、環境に関する各種課題について議論しています。

第九期では、環境保全に関する取組みに対し、主体的に取り組むことができる「日常的に実践する人」を育てるためには、環境学習や体験の機会が重要と考え、「区民の参加しやすい環境学習のあり方について」をテーマに掲げ、取り組んでいます。

（2）第九期委員構成

25人

- ①区長が指定する者（学識経験者、小・中学校長） 3人
- ②区内の関係団体が推薦する者（町会、東京商工会議所、商店街、助産師会、小・中学校PTA） 6人
- ③区内の事業所が推薦する者（東京電力、東京ガス等） 3人
- ④公募により委員とする者 13人

（3）令和元年度第九期推進会議の主な活動実績

①イベントの企画運営

しながわECOフェスティバル2019の企画運営を行いました。

②主要検討テーマ「区民の参加しやすい環境学習のあり方について」

第4回の推進会議において、区民が興味や関心を持って参加する環境学習とはどのようなものかについて委員間で議論・意見交換をしました。今年度実施する残り4回の推進会議で、「区民が参加しやすい環境学習の在り方」について意見を集約する予定です。

（ア）推進委員の経験談の発表

推進委員がこれまでの学習経験の中で興味や関心が高かった学習内容を発表し、発表内容から興味深く関心の高い学習の要素について検討しました。

（イ）施設見学

東京ガス株式会社「がすべてなーに ガスの科学館」（東京都江東区）で施設見学をし、エネルギー・環境、食などに関する展示を体験し、世代別の学習について考えました。

（ウ）ワークショップ

「関心のある環境分野とその課題」をテーマにし、区民にとって関心がある環境分野を抽出しました。

(エ) 今後の展開

環境の課題について区民や事業者の関心を高める工夫を検討し、環境学習に対する区民の参加率を高めるためにどのような施策が必要か議論します。

令和2年度予算額 747千円

2 しながわECOフェスティバル（環境推進係）（平成5年より実施）

区民が楽しみながら環境に対する関心を高め、学び、行動に繋げる契機とするために、環境活動推進会議、出展団体により構成されるイベント実行委員会を主体として啓発イベントを開催します。

（1）しながわECOフェスティバル2020 ※新型コロナウイルスの影響により中止

①開催日時 令和2年5月24日（日）午前10時～午後3時

②会 場 しながわ中央公園、中小企業センター

③主催内容

- ・展示ブース（環境展示、環境ワークショップなど）

- ・飲食ブース

- ・フリーマーケット

- ・ステージアトラクション

- eco 実験パフォーマンスショー、環境啓発ヒーローショー など

- ・グラウンドステージ・アトラクション

- ミニトレイン・フリーウェイの乗車体験会、ダンス、楽器演奏、オリンピック・パラリンピック競技体験 など

- ・ソーラー工作教室

- ・しながわECOクイズラリー

④イベントのコンセプト

（ア）環境啓発の推進

様々な団体が日頃の環境活動をアピールし、来場者が楽しみながら環境について関心を高め、学び、行動に繋げる契機とするためイベントを実施します。

（イ）協働体制の構築

出展者や大崎高校・地域のガールスカウト等のボランティアと協働体制を構築し、より良いイベント作りを目指します。

⑤今年度の特色

（ア）食品ロス削減の啓発

- ・フードドライブの実施

家庭で眠っている食品を集め、地域の福祉団体などに寄付する活動である「フードドライブ」を実施します。

当日集まった食品は社会福祉協議会などに寄付し、子ども食堂などの運営に役立てます。

- ・SHINAGAWA “もったいない” 推進店の出店

他事業の「SHINAGAWA “もったいない”プロジェクト」と連携します。区内で食品ロス削減の取組み（メニューの小盛り対応や規格外品の販売など）を行っている店舗「SHINAGAWA “もったいない”推進店」の出店を募集し、事業PRと啓発強化を図ります。

(イ) 使い捨てプラスチック製品の削減

飲食ブースに「サトウキビの搾りかすを原料とした環境配慮型容器（モールド容器）」や「紙コップ」、「紙ストロー」などを提供します。

また、プラスチック製買物袋（レジ袋）の使用を原則禁止とし、事前にポスターやホームページなどで、来場者にマイバッグの持参を促します。

あわせて、会場内でクイズを行い、回答した来場者に環境課オリジナルマイバッグを配布し、マイバッグの普及啓発を行います。

(ウ) エシカル消費の紹介

エシカル消費（倫理的な消費）とは「人と社会、地球環境に配慮して作られたモノを購入あるいは消費をする」という消費行動の1つです。

本フェスティバルにおいても、エシカル消費に関連した活動を行う団体の出展を募集しています。

また、来場者に配布するマイバッグについても、オーガニックコットンを原料とした製品を選び、エシカル消費の啓発につなげていきます。

(2) 令和元年度実績

しながわECOフェスティバル2019

①開催日時 令和元年5月26日（日）午前10時～午後3時

②しながわECOクイズラリー

ブース設置場所：本部テント付近、グラウンド、ヘリポート

参加人数：602名

③ソーラー工作教室

実施場所：グラウンド ソーラー工作教室ブース

参加者数：17名（事前申込8名、当日申込9名）

④フードドライブ

実施場所：本部テント付近

寄付者数：20名

総 数：64件

重 量：27.6kg

⑤SHINAGAWA “もったいない”推進店の出店

出店場所：ヘリポート 飲食ブース

参加店舗数：8店舗

(3) 過去の来場者数など実績

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
来場者数	約 30,000	約 31,500	約 31,500	約 35,000	約 36,000
参加 団体数	84	93	88	93	99
フリーマーケット 出店数	50	50	50	50	50



令和 2 年度予算額 12,887 千円

七. 環境経営支援事業（環境管理係）

企業が自主的に環境改善の取組みを行うことにより、競争力・収益力の向上に結びつく経営促進の推進を支援します。

1 エコアクション21認証取得支援事業（環境管理係）（平成23年度より実施）

国が策定した環境経営システムであるエコアクション21の認証取得に対し、区が区内の中小企業者へ様々な支援を行うことで、環境に配慮した事業活動を促進し、地球温暖化対策の推進および環境保全の意識啓発を図ることを目的とします。

- [根拠法令等]
- ・品川区エコアクション21認定取得支援助成金交付要綱
 - ・品川区エコアクション21認定取得支援助成金交付事務取扱要領

（1）内容

①エコアクション21導入セミナー（募集人数：30名）

エコアクション21の認証取得を検討している中小規模事業者に対し、エコアクション21の概要および利点等に係る導入説明会を実施します。

②エコアクション21認証取得支援セミナー（全4回）

エコアクション21中央事務局が実施する「自治体イニシアティブプログラム」を活用し、専門家による集団指導および個別指導を実施し、実際の認証取得に向けた支援を行います。

③認証取得に係る経費の助成

・助成対象経費

エコアクション21の認証・登録に要した経費のうち審査費用、現地審査のための交通費・宿泊費およびコンサルント委託費、および認証・登録料とする。

・上限額

認証取得に対し、コンサルタントを活用した場合・・・20万円

認証取得に対し、自社のみで行った場合・・・15万円

(2) セミナー実績

	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度		平成 30 年度		令和元年度	
	人数	日程	人数	日程	人数	日程	人数	日程	人数	日程
導入セミナー	9 名	5/28	7 名	5/26	10 名	5/24	5 名	5/23	12 名	5/9
認証取得セミナー	5 社	6/26 ～ 10/30	5 社	6/24 ～ 10/24	5 社	6/21 ～ 10/25	5 社	6/20 ～ 10/24	6 社	5/31 ～ 9/25

(3) 助成実績

金額：千円

平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度		平成 30 年度		令和元年度	
件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
3	340	2	216	1	108	4	331	1	105

令和 2 年度予算額 1, 011 千円

2 環境経営セミナー実施事業（環境管理係）（平成 19 年度から実施）

区内中小規模事業所を対象に、環境活動の取組みを促進するため、環境に配慮しながら経営に役立つ情報を提供し、企業の社会的貢献をさらに向上するとともに、自主的に環境改善に取り組めるよう支援します。

(1) 事業内容

環境に配慮した経営に役立つ情報を提供するため、事業所が効果的に環境活動に取り組めるようなテーマを定め、講師による講演や、出席者同士でのグループ討議、情報交換や交流を行います。

(2) 令和元年度実績

- ①日 時 令和元年 1 月 27 日(水)午後 2 時～4 時
- ②会 場 荘原第五区民集会所第一集会室
- ③講演内容
 - (ア) 今から取り組む S D G s ～これからの会社経営のカギ～
 - (イ) 品川区役所から環境関連助成事業のご紹介

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
参加事業数	20	22	19	15	20
参加者数	26	27	19	18	25

令和 2 年度予算額 260 千円

3 中小企業向け情報発信（環境管理係）（新規事業）

区が直接事業者に対して環境に配慮した経営に役立つ情報を発信することで、さらなる事業所の環境に配慮した経営への実現のための取組みを啓発する。事業所向けの環境経営セミナーが参加者のみの情報提供であるのに対し、情報誌の提供はより多くの事業者を対象とすることができるため、一層の環境啓発、温室効果ガス排出量の削減につながる。

(1) 事業内容

年に一度、会社の事業運営や経営に役立つ環境に関する情報を掲載した情報誌を、区内中小規模事業者へ配布する。

(2) 配布先

区内中小規模企業者（約27,000件予定）

(3) 配布時期

10～11月予定

令和2年度予算額 1,891千円

八. エコライフ普及事業（環境推進係）

地球温暖化防止や良好な地域環境実現のため、環境にやさしいライフスタイルを区民に普及します。

1 地球にやさしい環境運動推進事業（平成24年度より実施）

（1）目的

区内における地球温暖化対策を推進するためには、家庭部門での省エネルギー・節電の取組みが重要な課題となっています。そこで、区内商店街の持つメディアネットワークを最大限に活用し、区民に向けて省エネ・節電の啓発活動を普及するとともに、商店街を舞台として事業展開を行うことで、商店街の活性化を図ります。

[根拠法令等] ・ 地球にやさしい環境運動推進事業補助金交付要綱

（2）内容

①環境学習

環境学習講座「まなびや」の開催

- ・区内商店・企業の“ミセエコ”見学ツアーの開催

区内でエコ活動に取り組んでいる商店街のお店や企業の見学ツアー

- ・食品ロス削減もったいないイベントの開催

食品ロス削減に向け、食品の大切さなど啓発するワークショップ等

②普及啓発・宣伝活動

（ア）クールシェアしながらわ

日中の外出時に、涼しく過ごせるお店等を紹介する冊子を作成し配布します。

（イ）エコカップスポーツ大会

- ・サッカー3年生大会・4年生大会・ママさん大会

- ・親子バレーボール大会

スポーツ大会と同日に環境活動啓発イベントを開催します。

（ウ）使い捨てプラスチック削減啓発キャンペーン

区内飲食店の協力のもと、飲み物を従来のプラスチック容器ではなく、紙容器を用いて提供するキャンペーンを行います。

(3) 令和元年度実績

①環境学習

(ア) 環境学習講座「まなびや」の開催

※新型コロナウイルスの影響により開催中止

- ・春休み親子でサルベージパーティ in ムサコ
- ・区内商店・企業の“ミセエコ”見学ツアー

(イ) 普及啓発・宣伝活動

(ウ) クールシェアしながわ

(エ) エコカップスポーツ大会

- ・サッカー3年生大会・4年生大会・ママさん大会
- ・親子バレーボール大会

(オ) 節電などがテーマのキャンペーンフラッグ製作費



令和2年度予算額 5, 000千円

2 国産間伐材の有効活用事業（平成24年度より実施）

（1）目的

「間伐材を知る」「間伐材に触れる」きっかけを作り、国産間伐材の有効活用による森林保全・環境保全の周知・啓発を行うことで、環境に関する意識の向上を図ります。

[根拠法令等] ・国産間伐材の有効活用事業補助金交付要綱

（2）内容

① 1 dayschool 木の学校

間伐材でマイ下駄を作り・鼻緒すげ体験をします。

② 間伐材ツアー 東京の森あそび木づかいツアー

間伐から製材までの行程を区民に知ってもらうための日帰りバスツアー。ツアー後に、区内商店で「東京の木材」を利用したワークショップを開催します。

③ 間伐材で物づくり体験

間伐材を使ったミニクリスマスツリー・オーナメント作りのワークショップを開催。

④ 「東京の森サポートー」プロジェクト

区民の間伐材等の木材利用促進を図り、特設ホームページを制作する。木製品や木材活用情報の紹介や、間伐材等を使用した商品を販売する区内商店の紹介をします。

（3）令和元年度実績

① 1 dayschool 木の学校（間伐材でマイ下駄作り・鼻緒すげ体験）

② 間伐材ツアー

(ア) 夏休みこども E C O ツアー（しながわ区民公園）

(イ) 東京の森あそび木づかいツアー

③ 間伐材で物づくり体験

今年度に開催された間伐材ツアーで実際に間伐した木材と、東急電鉄の協力を得て、池上線旗の台駅等の建替え工事にて発生した古材を利用してクリスマスツリーおよびオーナメントの製作を行いました。



令和2年度予算額 3,000千円

九．地域エコ活動推進事業（環境管理係・環境推進係）

地球温暖化防止や良好な地域環境実現のために、区民の自主的な環境活動を推進するとともに、広く区民に環境啓発を図ります。

1 環境講演会（環境推進係）（平成17年度より実施）

区民の環境意識の向上、また、環境配慮への動機付けとなることを目的に講演会を開催します。

同時に、地域で優れた環境活動を行っている団体等を顕彰する「環境表彰式」を開催し、活動の紹介も行います。

今年度は、令和3年2月開催予定です。

（1）令和元年度実績 ※新型コロナウイルスの影響により中止

- ①日 時 令和元年2月22日（土）
- ②会 場 スクエア荏原 ひらつかホール
- ③講演内容 講 師：片山 右京氏
「片山右京から見た世界の環境」

（2）実績

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
参加者数	246	177	190	144	中止

令和2年度予算額 1,122千円

2 環境表彰式（環境推進係）（平成18年度より実施）

※新型コロナウイルスの影響により表彰式は中止し、選考・表彰は実施。

区民の環境保全に関する優れた環境活動を展開している団体や個人を「環境保全活動顕彰」として顕彰することで、その活動の強化や地域等でのエコ活動を推進します。

なお、表彰式は、環境に関する表彰事業として、公園課が実施する「みどりの顕彰」、品川清掃事務所が実施する「資源リサイクル活動貢献団体」と合同で実施しています。

また、令和元年度より、各表彰状・感謝状の用紙には、環境配慮と発展途上国への雇用支援につながる「バナナペーパー」を採用し、フェアトレードの啓発にもつなげています。

[根拠法令等] 環境保全活動顕彰制度実施要綱

(1) 令和元年度実績 環境保全活動顕彰

企業大賞	株式会社日立システムズ ・目黒川沿道や線路沿い等、大崎本社ビル周辺区域の清掃活動
企業賞	三英電業株式会社 ・エコアクション21の環境マネジメントシステムを活用した企業運営と地域清掃
地域大賞	八潮自治会連合会 環境維持改善部 ・大井ふ頭緑道公園と京浜運河、緑道公園の清掃活動
地域賞	東親会 ・町会内企業（イオンリテール）と協働した東品川3・4丁目周辺の清掃活動 ・環境に関わる講演会・セミナーの企画運営
	白扇会 ・大崎4丁目周辺の清掃活動
	中原共和町会 中原クラブ ・中原街道交差点、横断歩道、歩道橋等の清掃活動 ・中原東公園での緑化活動

令和2年度予算額 298千円

令和元年2月開催時 顕彰者集合写真



3 しながわ家庭エコチャレンジ（環境推進係）（平成18年度より実施）

家庭における環境意識の向上のため、環境学習冊子を、学校（小学校・義務教育学校）を通じて配布し、学年ごとに内容の違う取組みを夏休み期間に実施します。子どもが家族の方などと一緒に環境について学び、環境負荷の軽減にチャレンジすることでより効果的な意識の向上を図ります。

（1）令和元年度の取組み内容

①しながわ家庭エコチャレンジ

学年ごとに異なる内容に取り組み、チャレンジした結果を学校ごとに取りまとめた上、環境課へ提出します。

1・2年生テーマ：『食べものの「もったいない」をさがせ！』

3・4年生テーマ：『プラスチックごみをへらそう！』

5・6年生テーマ：『目指せ！CO₂削減』

②記念品の配布

エコチャレンジに取り組んだ生徒に、記念品（令和元年度は鉛筆）を配布します。

③作品展

1・2年生、3・4年生用冊子のなかから、特に優れた取り組みが記載された70作品を展示します（※5・6年生は削減したCO₂量の合計を掲示）。

展示場所：品川区役所3階 渡り廊下

展示期間：令和元年10月28日（月）正午から11月8日（金）正午

（2）参加実績

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
参加校	38	38	38	38	38
取り組み児童数	7,978	8,909	10,076	10,496	10,745

令和2年度予算額 2,695千円

4 暮らしの中の電力シェイプ作戦（環境推進係）（平成 23 年度より実施）

日常的に使用する家電製品の消費電力や使用料金、CO₂排出量を把握するために、エコワット（簡易型電気料金表示器）を一定期間区民に貸し出します。区民が視覚的に環境への負荷を実感することで、省エネ意識の向上につなげていきます。

（1）内 容

- ・区民にエコワットを一定期間貸し出し、家電製品の消費電力や使用料金、および CO₂排出量を計測し、報告していただきます。
- ・利用者からは電気使用量等が見えることで、節電・節約を意識するようになったという旨のご意見をいただきており、節電意識の向上に一役買っています。

（2）令和元年度実績

貸出し数実績 2 件 3 台



5 SHINAGAWA “もったいない” プロジェクト（環境推進係）

（平成 27 年度より実施）

東京オリンピックは、日本発の世界共通語“もったいない”の精神を普及させ、環境を優先して行われます。数種の競技会場となる区においても、この精神を普及するため、「食品ロス削減」をテーマに啓発事業を展開することで、区内の環境意識の向上を図り、魅力あるまちづくりにつなげていきます。

（1）内容

食品ロスに対する認知度向上や幅広い世代に対し食品を大切に扱う意識の醸成を図るため各種事業を展開します。

① SHINAGAWA “もったいない” 推進店

区内商店街の飲食店や食品を扱っている小売店を対象に、小盛り対応や食べ残し削減のPR活動など食品ロス削減に取り組んでいる店舗を「SHINAGAWA “もったいない” 推進店」として登録し、区が紹介します。

今年度は、“もったいない”推進店開始当初からの目標である登録店舗 150 店舗に達したことを機に、食品ロスの内容を含めた“もったいない”推進店を紹介するガイドブックを発行し、認知度向上を図ります。

② フードドライブ

家庭にて食品の賞味期限・消費期限をチェックした、使わないまたは使い切れない食品を持ち寄ってもらい、イベント等で回収します。このことにより各家庭で、食品の在庫やその消費期限等をチェックするきっかけを作り、食品の買い過ぎや期限切れによる食品ロスの削減につなげます。また、集まった食品は地域の福祉団体や施設に寄付します。

今年度については、環境課主催のイベント「ECOフェスティバル2020」、「環境表彰式・環境講演会」にて実施する予定です。

※「ECOフェスティバル2020」は新型コロナウイルスの影響により中止

また、食品ロス削減月間である 10 月に行う食品ロス削減イベントと同時にフードドライブを実施し、イベント参加者および区民の方々を対象に食品の持参を促します。食品ロス削減イベントでは、「親子食品ロス削減クッキング教室」を行い、余りがちな調味料や捨ててしまいがちな野菜の芯等を活用したレシピにより食品ロス削減を伝えていきます。

③ その他新規取組み

（ア） 食品ロス削減啓発紙芝居の配布

区立民営保育園・私立保育園・私立幼稚園に配布し、食育の一環として読み聞かせ等で活用してもらいます。このことにより幼児期から食品を食べる意の醸成を図ります。

（平成 30 年度に区立公営保育園・幼稚園等に配布している）

(2) 令和元年度実績

① SHINAGAWA “もったいない” 推進店

品川区商店街連合会の協力を得て、本事業に協力してくれる商店街を紹介してもらいたい、登録店舗数増加に努めました。現在23の商店街と個店に協力を得て、152店舗の推進店が誕生しています。（令和2年3月現在）

また、事業の認知度や食品ロスへの関心を高めるとともに、登録規模の拡大を図るため、民間企業が運営する地域に根差した情報サイトである品川経済新聞にPR記事を掲載しました。

地区	商店街	飲食店	小売店	合計
	合計	100	52	152
品川地区	青物横丁商店街	6	1	7
	北品川商店街	1	1	2
	京急新馬場商店街	6	4	10
	南馬場商店街	1	1	2
	個店	0	2	2
大崎地区	大崎ニューシティ店舗会	3	1	4
	五反田商店街	1	0	1
	不動前駅通り商店街	10	0	10
	個店	2	6	8
大井地区	立会川駅前通り繁栄会	3	4	7
	立会川駅前商店会	4	0	4
	大井銀座商店街	1	0	1
	大井サンピア商店街	1	1	2
	桜新道商盛会	0	2	2
	大井光学通り商店街	14	0	14
	個店	9	8	17
荏原地区	旗ヶ岡商店街	6	1	7
	旗の台東口通り商店街	7	0	7
	親友会通り商店街	4	4	8
	荏原町商店街	10	2	12
	戸越公園駅前南口商店街	0	1	1
	戸越公園中央商店街	1	0	1
	中延商店街	2	4	6
	戸越銀座商店街	2	1	3
	戸越銀座銀六商店街	2	2	4
	旗の台三丁目商店会	1	2	3
	個店	3	4	7



登録店が検索できます

②フードドライブ

実施イベント	実施日	場所	寄付者数	総数（食品重量）
しながわECOフェスティバル	令和元年5月26日	しながわ中央公園	20名	64件(27.1kg)
エコカップサッカー大会※	令和元年10月20日	しながわ中央公園	23名	75件(23.3kg)
エコカップバレー大会※	令和元年11月10日	中小企業センター	23名	67件(11.4kg)
環境表彰式・講演会	令和2年2月22日	スクエア荏原		中止

※エコカップサッカー大会・バレー大会での開催

品川区商店街連合会事業のエコカップサッカー大会

およびバレー大会にて、区の呼びかけに応じて
商店街連合会主導によるフードドライブを実施しました。

※環境表彰式・講演会で実施予定でしたフードドライブは
新型コロナウイルスの影響により中止となりました。



③食品ロス削減啓発ワークショップの開催

地域や区民にとって身近な存在である商店街にて、区内在住または在学の中学生・高校生が食品ロス削減に向けたアイディア提案を行うワークショップを開催しました。

商店街の飲食店への取材やグループワークを通して、中高生が食品ロスをより身近に感じてもらう機会となりました。

- ・開催日 令和元年11月30日（土）
令和元年12月14日（土）
- ・会場 莳原第二地域センター
- ・協力商店街 旗ヶ岡商店街
- ・実施後の参加者アンケートについて



全ての参加者が「食品ロスに対する意識を高めることができた」、「食品ロス削減に今後取り組んでいきたい」と回答し、参加者の意識向上につなげることができました。

普段話を聞くことができない飲食店の方の話を聞くことで、食品ロス削減の取組みを具体的に学ぶことができたという意見が多数あり、食品ロスに対する知識を深める機会とすることことができました。

④食品ロス削減啓発ポスターの作成

食品ロスを身近なものとして認知してもらうことで、食品を大切にする習慣作りや外食時・給食の食べ残し削減を図るため、啓発ポスターを作成し、教育施設やもったいない推進店に配布しました。

・配布先へのアンケートについて

多くの教育施設からポスターを掲示したことで、「食べ残しが減少した」、「食べる量の調節がされるようになった」というご意見をいただき、食品ロス削減に取組むきっかけを作ることができました。

掲示いただいた店舗では、「食べ残し削減の周知」や「従業員の意識向上」に活用され、啓発物としての役割を担うことができました。



令和2年度予算額 4,470千円

6 ボトルキャップ回収運動（環境管理係）（平成27年度より実施）

職員の持続的な資源循環行動を推進するために、職員が廃棄したペットボトルキャップの分別回収を実施します。

[根拠法令等] ・容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（容器法）

（1）内 容

回収したペットボトルキャップは、社会福祉法人福栄会を通じて、新たなプラスチック製品へ再利用されています。

（2）実 績

単位：kg

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
回収量	1,602.4	1,187.9	920.5	1,037	986

令和2年度予算額 50千円

7 打ち水大作戦しながわ（環境推進係）（平成 18 年度より実施）

温度が上昇する夏季、区民に古くから日本にある「打ち水」で涼を取ってもらうとともに、節電や低炭素化社会の実現について考える機会としてもらうため、打ち水を推進しています。今年度は、じょうろやひしゃく、木桶やのぼり等の打ち水用品の貸出し、打ち水の啓発の広がりにつながる記念品を広く贈呈するとともに、保育園・小学校等への打ち水実施の依頼や連携、環境に关心を持つ一般企業や CSR 推進協議会の会員企業など、広く参加を呼び掛けていきます。

（1）令和元年度実績

打ち水大作戦しながわ 2019

①期 間

令和元年 7 月 23 日（火）～8 月 23 日（金）

区民まつり、児童センター、保育園、幼稚園、小学校、区内企業など

②打ち水用品貸し出し

ひしゃく、バケツ、木桶、のぼりを必要数に応じて計 14 団体に貸し出し

③打ち水記念品の配布

打ち水参加者へ記念品としてクールネックタオルを配布

④打ち水イベント

区内の私立高校であるエトワール女子高校の生徒と近隣の保育園である品川保育園の園児たちによる打ち水イベントを品川保育園にて実施しました。総勢 40 名が参加し、高校生は園児に対して打ち水の作法や効果の説明を行いました。開始前に 45 ℃ あった地面の温度は 37 ℃まで下がり、打ち水の効果を実感できるとともに、高校生と園児が交流する機会となりました。



（2）打ち水大作戦参加者実績

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
累計参加者数	5,524	4,795	3,438	3,108	5,922

令和 2 年度予算額 915 千円

8 使い捨てプラスチック削減推進事業（環境推進係）（令和元年度より実施）

近年、プラスチックごみによる海洋汚染や、マイクロプラスチック（サイズが5ミリ以下の微細なプラスチックごみ）による生態系への影響が懸念されています。普段の生活のなかで、使い捨てプラスチック製品の使用を見直すきっかけとなるように、区民・区職員に対して意識啓発を行います。

（1）内容

①区主催イベント・品川区民まつりにおける使い捨てプラスチック製容器類の置き換え
イベントで使用する使い捨てプラスチック製容器類やプラスチック製買物袋（レジ袋）を、代替容器類や環境配慮型ビニル袋に置き替えます。

＜対象イベント＞

- ・ブラインドサッカー東日本リーグ（4月）※
- ・みどりと花のフェスティバル（4月）※、（10月）
- ・しながわECOフェスティバル（5月）※
- ・中小企業センターまつり（5月）※
- ・品川区民まつり（7月～8月）
- ・こすもすパーティー（9月）
- ・ふくしまつり（9月）
- ・えばら観光フェア（10月）
- ・区内一斉防災訓練（12月）
- ・しながわ防災学校（12月）
- ・防災フェア（3月）

※新型コロナウイルスの影響により中止

②マイバッグ配布

区民に日常使いしてもらえるようなデザインかつ環境にやさしいオーガニックコットンを使用したオリジナルマイバッグを作成し、配布します。

（ア）しながわECOフェスティバル2020

フェスティバル会場にて、クイズなどを実施し、景品として来場者に配布します。

配布予定枚数は800枚です。

※新型コロナウイルスの影響により中止

（イ）区内商店街

令和2年7月から予定されている「プラスチック製買物袋 有料化」にあわせ、区内商店街で、区民に配布します。

配布予定枚数は9,000枚です。

＜配布予定商店街＞

戸越銀座商店街

武蔵小山商店街

青物横丁商店街

中延商店街

荏原町商店街

(ウ) 環境表彰式&環境講演会

表彰式受賞者・講演会参加者に記念品として配布します。配布予定枚数は、300枚です。

③啓発パンフレットの作成

小学生でも理解しやすい内容の啓発パンフレットを作成し、①の容器類置き換えの対象イベント開催時などに配布します。

(2) 令和元年度実績

①イベントにおける使い捨てプラスチック製容器類の置き換え

(ア) しながわECOフェスティバル2019

飲食ブースに「サトウキビの搾りかすを原料とした環境配慮型容器（モールド容器）」や「紙コップ」、「紙ストロー」、「木製スプーン」などを提供しました。

また、プラスチック製買物袋（レジ袋）の使用を原則禁止とし、事前にポスターやホームページなどで、来場者にマイバッグの持参を促しました。

(イ) 品川区民まつり

試行として、品川第一地域、大崎第一地域、大井第一地域で開催される「品川区民まつり」会場にて、「モールド容器」や「紙コップ」、「紙ストロー」、「木製スプーン」などを提供しました（※品川第一地域の「品川区民まつり」は雨天のため中止）。

【使用した容器類（左から モールドどんぶり、紙ふた、木製スプーン）】



令和2年度予算額 12,421千円

十. カラス及び外来種対策事業（指導調査係）

鳥獣のうち、人や建物の被害防止を目的に、カラス及び外来種（アライグマ・ハクビシン等）に関する業務を行います。「カラス・外来種総合窓口」を業者委託により設置し、区民からの相談等について総合的に受付します。

- [根拠法令等] • 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律
• 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律

1 カラス対策（平成17年度より実施）



（1）カラスの巣、落下ヒナの撤去

カラスの巣や落下ヒナが原因で、区民が威嚇や攻撃を受けている場合、区の委託業者が巣等を撤去します。巣等の場所により、公園等は公園課、区道等は道路課、区立学校等は庶務課、その他民有地等は環境課、ゴミ捨て場等の相談は清掃事務所がそれぞれ担当し、他課と連携して業務を行っています。

（2）カラスの相談および巣の撤去等実績（区全体）

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
相談件数	巣の撤去	267	216	193	171	157
	ゴミの散乱等	388	474	523	542	413
	鳴き声	6	8	12	4	19
	死骸の処理	36	42	47	50	43
	その他	37	47	49	51	46
	小計	734	790	824	818	678
撤去数	巣の撤去	159(47)	135(37)	131(24)	131(26)	146(22)
	落下ヒナの撤去	41(7)	47(4)	48(3)	32(3)	37(8)
	小計	200(54)	182(41)	179(27)	163(29)	183(30)

() 内は民有地内の撤去数

2 外来種対策（平成 25 年度より実施）

アライグマ・ハクビシンの箱わなによる捕獲、危険な昆虫・爬虫類等についての防除等を実施します。

（1）アライグマ・ハクビシン

特定外来生物¹に指定されているアライグマおよび鳥獣保護管理法に基づく狩猟鳥獣²に指定されているハクビシンにより、隣接する県や区市では生態系への被害が発生しています。

区内での目撃情報や建物被害の報告も増加傾向にあり、今後さらに生息域拡大の恐れがあるため効果的に防除を進める必要があります。都が策定した「東京都アライグマ・ハクビシン防除実施計画」に基づき、現在 23 区のうち 19 区が防除を実施しています。

（都の補助金制度を活用・・・経費の 1 / 2）

①情報提供

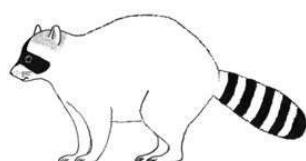
アライグマ・ハクビシンに関する区民からの相談業務とともに、チラシ等により生態・出没情報の周知等を行っています。

②箱わなの設置・捕獲

アライグマ・ハクビシンの被害を受けている区民の家屋等に対し、業者委託による箱わなの設置・捕獲・回収・処分を行います。特に捕獲が望める民有地等について、区が所有する箱わなの長期間設置、暗視カメラの設置による生息状況の確認などにより、効果的な防除を目指します。

③相談および捕獲実績等

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
目撃情報	95	92	127	132	123
箱わな設置件数	20	15	31	58	49
捕獲件数	3	3	9	7	2



アライグマ



ハクビシン

¹ 外来生物のうち、生態系や農林水産業、人の生命・身体に被害を及ぼしているものや及ぼすおそれのあるものが対象となり、被害未発生時でも予防的な捕獲が可能な生物。

² 生活環境、農林水産業、生態系に係る被害を現に及ぼしている鳥獣について、鳥獣保護管理法に基づく許可により捕獲が可能な生物。

(2) アルゼンチンアリ（平成 27 年度より実施）

アルゼンチンアリは、生態系への影響のほか、屋内への侵入により生活に支障をきたすなど不快害虫として被害を及ぼす特定外来生物です。八潮 2 丁目付近におけるアルゼンチンアリの防除を品川区アルゼンチンアリ防除実施計画のもと、実施しています。

アリの活動する春から秋にかけて、生息状況を確認するため、業者委託により定点モニタリング調査を行い、状況に応じてベイト剤の設置および液剤の散布を行います。
(都の補助金制度を活用・・・経費の 1 / 2)

(3) 危険な特定外来生物

特定外来生物のうち、人への被害が報告される生物について、東京都は「危険な特定外来生物」と定めました。区ではこれらの生物のうち、特に都内で発見されたことのあるアリ・クモ・は虫類に関して初動対応を業者委託し、休日も含めて迅速な対応を行うことで区民の安全と安心を確保します。

① ヒアリ・アカカミアリ（平成 29 年度より実施）

平成 29 年 7 月、8 月に大井ふ頭（都有地）でヒアリが、令和元年 7 月、10 月に品川ふ頭（都有地）でヒアリ、アカカミアリが確認されたことから、令和元年 11 月に区内の港湾周辺地域におけるヒアリ等特定外来生物モニタリング調査を実施しました。令和 2 年度も引き続き業者委託による調査を実施し、区民へ情報提供を行うとともに、疑いのあるアリについては区で簡易検査等を行い国や都と連携して周辺地域の防除等を実施します。

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
相談件数	48	3	6
簡易検査件数	62	7	7

② クモ類・は虫類（令和元年度より実施）

特定外来生物であるセアカゴケグモ、ハイイロゴケグモ、カミツキガメ等が区内で発見された場合、業者委託により発見個体の処分と周辺の生息調査を実施し、クモ類については周辺地域の防除も実施します。

3 野鳥（鳥インフルエンザ）対策（平成 26 年度より実施）

都内での死亡野鳥からの鳥インフルエンザ事例以降、野鳥の監視を継続しています。区内での発生事例に備え、夜間や休日も対応できるように体制を敷いています。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
相談件数	4	15	26	13	6

令和 2 年度予算額 13,301 千円

十一. 環境指導相談（指導調査係）

区民の生活環境の保全および公害の未然防止の為、法令に基づく工場・指定作業場・特定施設等の指導を行い、特定建設作業・石綿含有建築物解体工事等の届出の受付・指導等を行います。

また、大気の汚染、水質の汚濁などの典型7公害といわれる公害苦情相談業務を行っています。

[根拠法令等]

- ・都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（以下、環境確保条例）・環境基本法
- ・公害紛争処理法・騒音規制法・振動規制法・悪臭防止法・大気汚染防止法他

1 工場指導

（1）工場公害対策（昭和44年度より実施）

区内には、令和元年度末現在、約1,400件の工場と約800件の指定作業場³があります。工場・指定作業場を設置または変更する際には、環境確保条例に基づき、事前の認可および届出をしなければなりません。

環境課では、工場などの設置や変更を計画したとき、その内容を検査し（施設⁴により構造基準が定められています）条例を遵守するように指導を行います。

申請等の受理実績件数（工場）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
設置認可申請	7	7	4	11	4
変更認可申請	6	6	7	4	3
工場完成届	5	9	12	13	7
氏名変更届	15	29	64	15	25
承継届	4	5	4	1	11
現況届	0	4	1	0	4
廃止届	23	51	76	27	30
合計	60	111	168	71	84

³ 環境確保条例別表第2　自動車駐車場、洗濯施設を有する事業場、焼却炉等を有する事業場等32種別

⁴ 構造基準が定められている施設は、粉じんを発生する施設、有害ガス取扱施設、炭化水素系物質を貯蔵する施設、有害物質取り扱い施設

届出の受理実績件数（指定作業場）

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
設置届	13	17	7	12	11
変更届	10	5	4	1	9
氏名変更届	46	39	48	42	55
承継届	14	13	9	13	9
廃止届	6	14	10	32	9
合計	89	88	78	100	93

（2）化学物質の適正管理（平成 14 年度より実施）

化学物質は非常に種類が多く、人への影響を及ぼす物質も少なくないことから、化学物質による環境汚染の未然防止を図るため、管理の適正化や環境への排出の抑制等が進められています。

環境確保条例では、性状および使用状況等から特に適正な管理が必要とされる化学物質（適正管理化学物質）を取り扱う事業者について、毎年度取り扱いのあった適正管理物質ごとの使用量等を把握し、「適正管理化学物質使用量等報告書」⁵に基づき報告するよう求めています。また、事業所ごとに「化学物質管理方法書」⁶を作成し、従業員数が 2 人以上の事業所については「化学物質管理方法書」を提出するよう求めています。

届出受理実績件数

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
工 場	報告書	46	48	42	37	42
	方法書	0	1	0	0	0
指定 作業場	報告書	35	39	35	38	35
	方法書	6	2	0	0	0

（3）土壤汚染対策（平成 13 年度より実施）

有害物質⁷により汚染された土壌からの有害物質の大気中への飛散、または土壌汚染に起因する地下水の汚染が、人への影響を及ぼすことを防止するため「環境確保条例」および「土壤汚染対策法」で規制しています。

有害物質取扱事業者⁸は、工場若しくは指定作業場を廃止し、または主要な部分を除却しようとするとときは、土壤汚染状況を調査し、その結果を届け出なければなりません。

⁵ 59 種類の適正管理化学物質の報告書 年間 100kg 以上取り扱っている事業者対象

⁶ 化学物質の性状や製造工程などに応じた取扱い方法を文書化したもの

⁷ 都条例に規定する人体に有害で移動しにくく土の中に長い間とどまりやすい 26 物質

⁸ 都条例に規定する工場または指定作業場を設置している者で、有害物質を取扱い、または取り扱ったことがある者

土壤汚染状況調査に係る届出実績件数

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
工 場	5	10	12	12	6
指定作業場	3	4	1	6	4
合 計	8	14	13	18	10

(4) 地下水揚水規制（平成 14 年度より実施）

地盤沈下の防止や地下水の保全を図るために、地下水の揚水施設の構造および揚水量が制限されています。環境確保条例に基づき、地下水を揚水するための揚水施設（規則で定める規模以上のもの⁹）を設置する際には届出を行い、揚水施設の揚水機の吐出口の断面積、ストレーナー¹⁰の位置、揚水機の出力を規則で定める基準に適合させる必要があります。また、揚水量の測定結果についても報告を求めています。

地下揚水量報告実績件数

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
工場	4	4	4	3	4
指定作業場	30	19	25	20	18
その他(個人・非常用)	4	13	9	9	8

(5) 特定施設の規制・指導（昭和 43 年度（騒） 昭和 51 年度（振）より実施）

「騒音規制法」・「振動規制法」に基づき、指定地域内¹¹において工場・事業所に著しい騒音・振動を発生する機械（特定施設）の設置または変更する際には、届出が必要です。届出内容を審査し、対象施設について法令を遵守するように指導を行います。

騒音規制法に基づく特定施設届出実績件数

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
設置届	7	6	6	13	6
数等の変更届等	3	1	3	1	0
氏名変更届	33	38	60	35	45
承継届	9	8	8	12	11
使用全廃届	8	21	18	7	8
計	60	74	95	68	70

⁹ 揚水機の出力が 300W を超える揚水施設

¹⁰ 井戸の下部に設置する地下水を集水するための細孔を多数設けた管

¹¹ 品川区の指定地域は、東品川 5 丁目 1 番～8 番、10 番、八潮 1 丁目 1 番～2 番、八潮 2 丁目 1 番～10 番、東八潮を除く全域

振動規制法に基づく特定施設届出実績件数

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
設置届	3	2	2	5	2
数等の変更届等	4	0	5	2	1
氏名変更届	10	13	34	7	14
承継届	4	2	3	2	4
使用全廃届	5	17	18	7	10
計	26	34	62	23	31

(6) 建設作業公害規制・指導（昭和 43 年度より実施）

建設作業の中で、解体・杭打ち・杭頭処理などの工事は、著しい騒音・振動を発生させることから、騒音規制法・振動規制法は、これら作業のうち特定の機械を使用する工事を「特定建設作業」と位置付け、施工者は作業内容を届け出なければなりません。低騒音・低振動型の建設機械の使用や防音シートで囲うなど、防音、防振対策の指導を行います。

特定建設作業に係る届出実績件数

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
騒音規制法	422	448	485	440	437
振動規制法	241	265	287	277	297
計	663	713	772	717	734

(7) 石綿含有建築物解体工事の届出（平成 6 年度より実施）

石綿含有の建築物の解体・改修工事の際には、すべての工事について大気汚染防止法にもとづく届出が必要です。また、吹付石綿の使用面積が 15 m²以上、もしくは建築物等の延べ面積が 500 m²以上規模以上の建物については環境確保条例にもとづく届出も必要となります。届出された工事について、工事計画を審査するとともに、工事上の遵守事項などについて必要な指導を行います。

届出実績件数

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
石綿含有 建築物 解体工事届	44 (大防法のみ 1)	37 (大防法のみ 2)	56 (大防法のみ 0)	42 (大防法のみ 3)	56 (大防法のみ 0)



(8) 公害防止管理者の選解任受付（昭和 45 年度より実施）

東京都環境確保条例に規定された特定の作業を行ったり特定の化学物質を使用する工場については、工場からの公害発生を防止するため公害防止管理者を選任することが定められており、その選解任届出の受付や指導を行います。長期優良な東京都公害防止管理者は区民表彰の対象となります。

届出実績件数

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
東京都公害防止 管理者等届出	8	12	3	7	6

(9) 悪臭対策（昭和 53 年度より実施）

悪臭防止法と環境確保条例に基づき工場・事業所における事業活動に伴い発生する悪臭を臭気指数¹² 等により規制しています。

種 別	悪臭防止法に基づく規制	環境確保条例に基づく規制
対象地域	島しょ地域を除く都内全域	都内全域
対 象	工場・事業場(事業活動を営むものすべて。 ただし、建築作業は、適用外)	工場・指定作業場(環境確保 条例で指定された業種)
適用範囲	その不快なにおいにより、住民の生活環境 が損なわれていると認めるととき(周辺住民か らの苦情が発生しているとき)	工場の設置認可・変更認可、 指定作業場の設置届・変更届 の際の審査時

測定実績

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
測定数	0	2	1	0	1

¹²人がかいでのにおいの強さを測る。対象になる気体が入ったものを含めポリ袋を三つ用意し、6人以上の測定者にかがせ、どれがにおうか当ててもらう。中の空気を薄めていく、測定者が当てられなくなつた時点の希釈倍率数を平均して出す。

2 環境相談

(1) 公害苦情

公害紛争処理法をはじめ環境関係法令に基づき、騒音・振動・大気汚染・水質汚濁等の公害に関する区民からの苦情申立てにより、現場確認・調査等を行い改善対策などの指導を行います。

現象別苦情受付件数

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
ばい煙	4	3	1	7	2
粉塵	13	11	7	10	7
有害ガス	0	0	0	0	0
悪臭	19	18	13	18	12
汚水	0	0	0	0	0
騒音	99	81	102	119	91
振動	14	12	15	18	13
その他	21	23	20	17	10
計	170	148	158	189	135

(2) 環境一般相談

動物類・アスベスト・建設作業の届出関係等の環境に関する相談を受け付けています。

また、土壤汚染に関連して過去にあった事業場の台帳を作成し、窓口で閲覧できるようしています。

環境課受付 環境一般相談実績件数

分類	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
動物関連	362	262	228	227	237
アスベスト関連	95	115	113	149	159
建設作業関連	100	81	76	55	59
その他	492	475	619	551	555
計	1,049	933	1,036	982	1010

土壤汚染相談件数

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
件数	2,072	1,949	2,068	2,119	2,145

(3) 測定機器の貸出

区民を対象に、公害発生源からの騒音・振動を区民自身で計測し、影響を把握するため、騒音計・振動計の貸出を行います。

貸出実績件数

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
騒音計	52	64	76	43	53
振動計	13	13	14	17	18

令和 2 年度予算額 6, 382 千円

十二. 環境調査測定（指導調査係）

大気汚染、騒音、振動、公共用水域（目黒川・立会川・海域）の水質汚濁状況の把握と、環境基準の達成状況を監視し、区民に情報を提供することで、区民の健康と生活環境の保全を図ります。

- [根拠法令等]
- ・環境基本法・騒音規制法・振動規制法・水質汚濁防止法
 - ・環境庁告示「環境基準」・東京都環境確保条例

1 環境調査測定

（1）大気汚染調査

- ①一般環境大気測定¹³（八潮大気測定局 昭和 59 年度より実施）

一般環境（八潮小学校）における大気汚染物質の濃度を常時測定し、環境基準達成状況や経年変化をモニタリングし、測定結果は区のホームページで公表しています。

- ②自動車排出ガス測定¹⁴

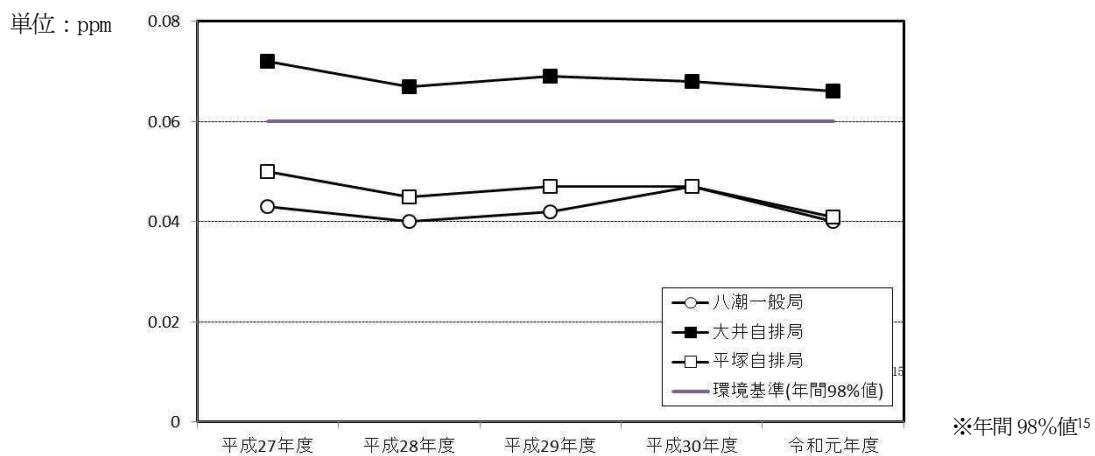
（大井中央陸橋測定局 平成 11 年度より実施、平塚橋測定局 平成 16 年度より実施）

幹線道路の交差点付近（大井中央陸橋下交差点、平塚橋交差点）で、大気汚染物質の濃度を常時測定します。

（ア）二酸化窒素測定結果

二酸化窒素は工場・事業場や自動車などから排出される物質で、高濃度で呼吸器に影響を及ぼすほか、酸性雨及び光化学オキシダントの原因物質になると言われています。

平成 27 年度～令和元年度の測定結果の傾向として、八潮一般局、平塚自排局では環境基準を達成していますが、大井自排局では環境基準を超過しています。大気の改善には区だけでの取組には限界があるため、国や都、近隣区、民間業者と広域的かつ継続的に連携し、大気環境の保全に取り組んでいます。



¹³ 一般環境大気を測定する測定局を一般環境大気測定局（一般局）という。

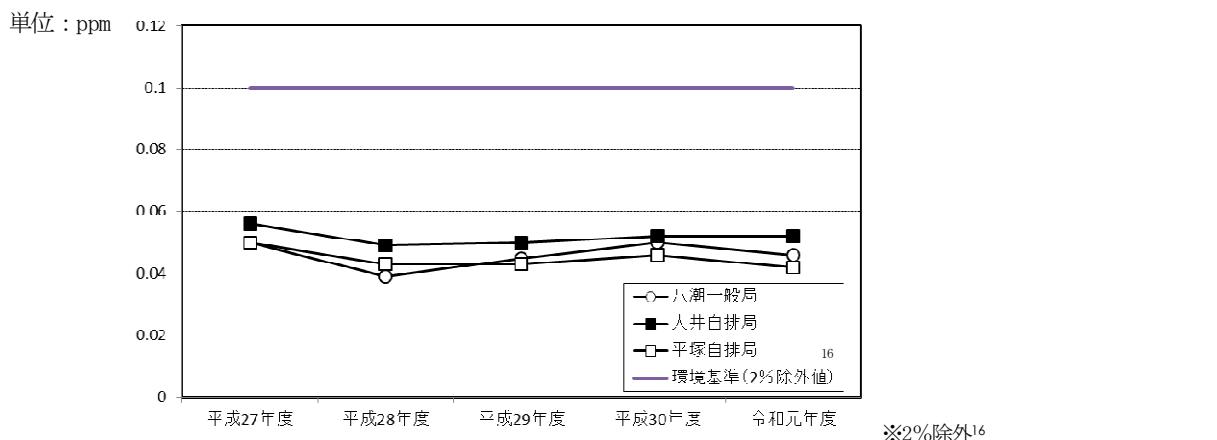
¹⁴ 自動車排出ガスを測定する測定局を自動車排出ガス測定局（自排局）という。

¹⁵ 1 年間に測定されたすべての日平均値（欠測日を除く）を、1 年間での最低値を第 1 番目として、値の低い方から高い方に順（昇順）に並べたとき、低い方（最低値）から数えて 98 % 目に該当する日平均値（環境基準）

(イ) 浮遊粒子状物質測定結果

ボイラーや自動車の排出ガス等から発生する浮遊粉じんのうち、 $10\text{ }\mu\text{m}$ 以下の粒子状物質のことをいい、大気中に長時間滞留し、高濃度で肺や気管などに沈着して呼吸器に影響を及ぼします。

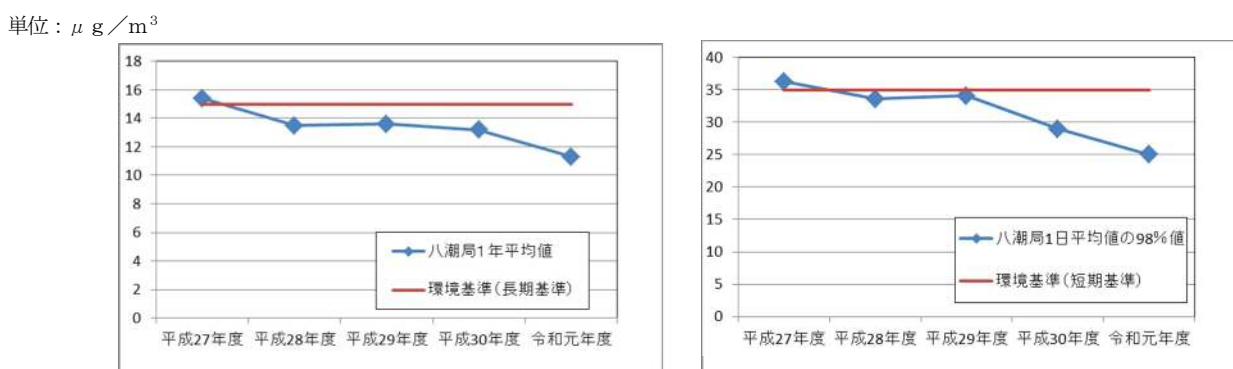
平成 27 年度～令和元年度の測定結果では、区内 3 局全てにおいて環境基準を達成しています。



(ウ) 微小粒子状物質（PM2.5）測定結果

浮遊粒子状物質のうち、さらに小さい粒径 $2.5\text{ }\mu\text{m}$ 以下のものは微小粒子状物質（PM2.5）と呼ばれています。浮遊粒子状物質よりさらに肺の奥まで入りやすく、健康への影響も大きいと考えられている物質で、区では八潮一般局で測定を行っています。

PM2.5 の環境基準については、1 年平均値が $15\text{ }\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であり、かつ、1 日平均値が $35\text{ }\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であることと定められています。平成 27 年度の測定結果では環境基準を超過しましたが、平成 28 年度～令和元年度の測定結果では環境基準を達成しています。また周知については、東京都からの注意喚起情報を基に区民および関係機関へ実施します。



¹⁶ 2 %除外値は、1 年間に測定されたすべての日平均値（欠測日を除く）を、1 年間での最高値を第 1 番目として、値の高い方から低い方に順（降順）に並べたとき、高い方（最高値）から数えて 2 %分の日数に 1 を加えた番号に該当する日平均値（環境基準）

③光化学スモッグ緊急時対策（昭和45年度より実施）

都からの光化学スモッグ注意報等の発令情報を区がFAXにて受信し、区内の小・中学校、幼稚園、保育園等へ区内LAN・FAXで通知します。

注意報が発令された場合は、防災無線放送や、品川区公式SNS等を活用し周知を行います。

区分	光化学スモッグ緊急時の発令基準
学校情報	オキシダント濃度が0.10ppm以上になり、その状態が続くと認められる時
注意報	オキシダント濃度が0.12ppm以上になり、その状態が続くと認められる時

光化学スモッグ発令日数

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
学校情報	14	5	9	13	9
注意報	7	1	3	3	5

④現在の区内大気状況の公開（しながわの空）（平成18年度より実施）

平成18年から区のホームページにおいて、前述の区有の一般測定局・自動車排出ガス測定局のほかに、都有の一般測定局（豊町）・自動車排出ガス測定局（中原口交差点・北品川交差点）など合計6局の大気汚染測定データを公開しています。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
アクセス数	51,183	48,699	46,234	47,252	51,674

（2）騒音・振動調査

①自動車騒音振動要請限度調査（昭和50年度より実施）

主要幹線道路における自動車騒音・振動および交通量を測定し、要請限度¹⁷の超過状況や経年変化をモニタリングします。国・都の道路管理者へ情報提供し、低騒音舗装など騒音対策の資料として活用されます。調査結果は区のホームページにて公表します。

②自動車騒音常時監視調査（平成15年度より実施）

幹線道路に面する地域について、環境基準の達成状況を把握するため、5年サイクルで14路線（28区間）の調査をします。24時間騒音調査・背後地騒音減衰調査・交通量調査・住居戸数等の沿道状況調査等を行います。（法定受託事務）

¹⁷環境省令に基づく自動車騒音・振動の限度。市町村長は、限度を超えることにより、生活環境が著しく損なわれると認めるとき、東京都公安委員会に対し、道路交通法の規定による措置をとるよう要請することができる。

(ア) 令和元年度自動車騒音振動要請限度調査結果

令和元年度は夜間の要請限度を超えた地点が1地点ありました。

調査期間：令和元年12月3日～12月6日

単位：dB

調査路線	騒音 LAeq		振動 L10	
	昼間	夜間	昼間	夜間
国道15号（第一京浜）	73	<u>71</u>	44	41
国道15号（第一京浜）	72	70	44	41
国道357号線（八潮バイパス）	65	61	40	35
国道357号線（八潮バイパス）	71	68	50	46
日本橋芝浦大森線（海岸通り）	66	62	42	37
環状六号線（山手通り）	65	63	42	36
環状六号線（ソニー通り）	69	66	48	42
東品川下丸子線（池上通り）	68	65	49	44
東品川下丸子線（池上通り）	64	60	45	40
特別区道幹線一級7号（競馬場通り）	68	63	40	34
特別区道幹線一級7号（競馬場通り）	64	60	45	41

太字およびアンダーラインは基準超過

(イ) 令和元年度自動車騒音常時監視調査結果(平成15年度より実施)

令和元年度は1路線で環境基準を超過しました。環境基準の達成状況は国や都へ報告し、今後の自動車騒音対策に活用されます。

調査期間：令和元年12月4日～12月5日

単位：dB

調査路線	基準点等価 騒音レベル(LAeq)	
	昼間	夜間
中原街道（旗の台1-11-17）	<u>71</u>	<u>68</u>
北品川四谷線（上大崎3-14-23）	66	61
鮫洲大山線（戸越4-7-12）	62	56
鮫洲大山線（平塚3-12）	60	57
鮫洲大山線（小山4-5-4）	65	62

※太字およびアンダーラインは基準超過

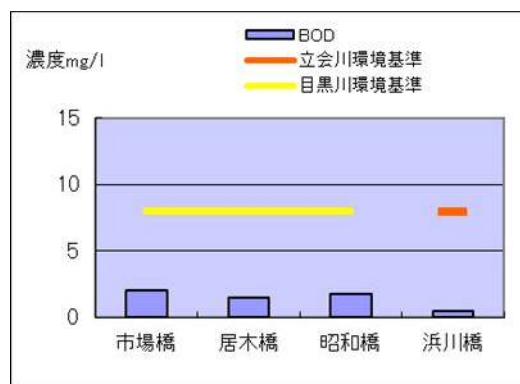
(3) 水質調査（昭和53年度より実施）

①公共用水域水質調査

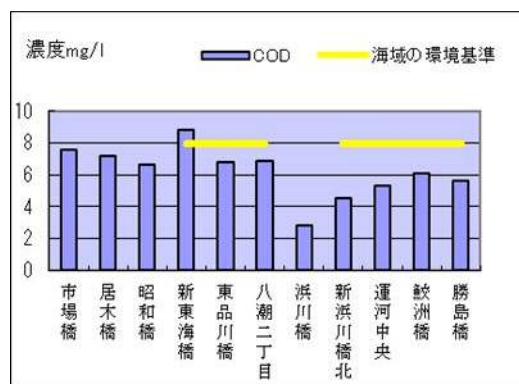
年間4回、目黒川3地点・立会川1地点・運河6地点・海域1地点、計11地点で表層水と下層水を採取し、化学的・生物学的な分析を行うとともに、年間2回、河川2地点で底質の調査を行ない、区内の公共用水域の実態を把握しています。令和元年度より新たにTOCの測定を行い、BODやCODと組み合わせてより詳細に汚濁の原因が推察できるようになりました。また河川の異常着色や魚類の大量死などの水質異常事故等が発生した場合、現象に応じ調査し、原因究明を行ないます。

目黒川・立会川の水質汚濁指標であるBODや運河・海域のCODは、改善してきていますが、新東海橋の調査地点は水が滞留しやすい運河であるため依然としてCODが高く、全窒素・全りんは海域の環境基準を満たしておらず、富栄養化しています。富栄養化した海域ではプランクトンが増殖し赤潮が発生しやすくなります。

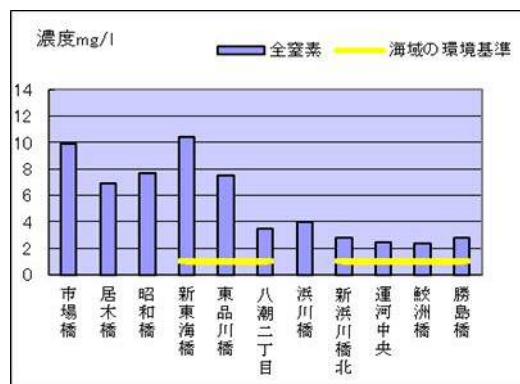
(ア) 令和元年度 公共用水域水質調査結果



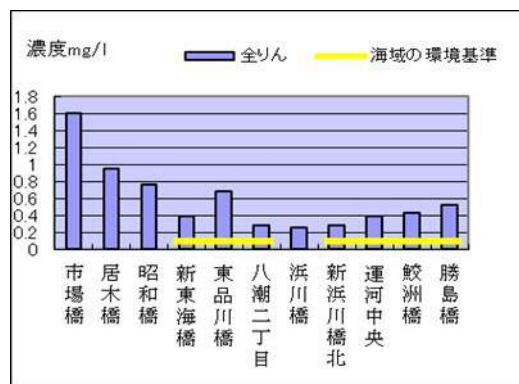
BOD75%水質値¹⁹



COD75%水質値



全窒素年平均値



全りん年間平均値

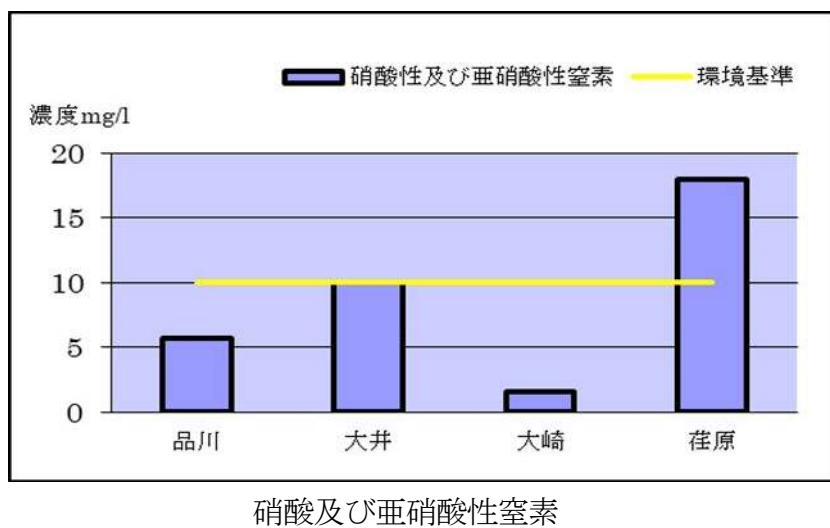
¹⁸水素イオン濃度（pH）、溶存酸素量（DO）、生物的酸素要求量（BOD）、化学的酸素要求量（COD）、全有機炭素（TOC）、浮遊物質量（SS）、全窒素、全りん、重金属、プランクトン等

¹⁹年間全データを値の小さいものから並べ、 $0.75 \times n$ 番目（nはデータ数）の値を75%水質値とします。

（整数でない場合は端数を切り上げた整数番目の値） BODおよびCODの基準はこの75%水質値を用いて判断します。

②地下水水質調査

河川や海域に流れ込む汚染の原因の1つとして地下水が存在するため、昭和54年より地下水調査を行っています。品川・大井・大崎・荏原の各地区の地下水水質を年1回測定し、汚染状況等を監視します。測定項目は六価クロム・カドミウム・鉛などに加え揮発性有機化合物について分析しています。令和元年度の調査結果では、荏原地区の井戸で硝酸性及び亜硝酸性窒素が環境基準を超えていました。これらは、都内でも広域的に観測されていることから、都と連携し地下水の水質の汚濁状況を監視していきます。



(4) 放射線測定（空間放射線量）（平成23年度より実施）

平成23年3月11日の東日本大震災により発生した、東京電力福島第一原子力発電所事故に際し、放射性物質が大気中へ放出されたことから、区内における影響を把握し区民の不安を解消することを目的としています。

①定点測定

品川保健センター及び荏原保健センターの2地点において空間放射線量の定点測定を実施しています。

平成23年度は専門業者による測定を実施しました。平成24年度からは品川保健センターおよび荏原保健センターの職員による測定を実施しています。

これまでの測定結果は、全て基準値未満であり、区のホームページで公表しています。

②測定機器貸出

放射線測定機器を区民に貸し出し、区民自身が区内の空間放射線量を測定することにより、放射線に対する不安解消につなげています。

貸出実績件数

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
貸出件数	25	20	12	7	8

(5) 環境影響評価

環境アセスメント（環境影響評価）とは、大規模な開発事業などを実施する際にあらかじめその事業が環境に与える影響を予測・評価し、事業の実施において適正な環境配慮がなされるようにするための一連の手続きをいいます。

品川区では、環境影響評価法、東京都環境影響評価条例等に基づく事案等に関して他課との調整を図り、関係機関に意見書等を提出します。

[根拠法令等] • 環境影響評価法 • 東京都環境影響評価条例

平成27年度から令和元年度までに、品川区に関連した環境影響評価

時 期	事 業 名
平成 27 年度 (2 件)	<ul style="list-style-type: none"> • 目黒清掃工場建替事業（評価書案・見解書） • 川崎天然ガス発電所3・4号機増設計画（配慮書・方法書）
平成 28 年度 (3 件)	<ul style="list-style-type: none"> • 目黒清掃工場建替事業（評価書） • 京浜急行電鉄湘南線（泉岳寺駅～新馬場駅間）連続立体交差事業（環境影響評価調査計画書） • 東京都市計画道路幹線街路環状第4号線（港区港南一丁目～同区白金台三丁目間）建設事業（特例環境配慮書）
平成 29 年度 (6 件)	<ul style="list-style-type: none"> • 京浜急行電鉄湘南線（泉岳寺駅～新馬場駅間）連続立体交差事業（環境影響評価書案） • （仮称）芝浦一丁目建替計画（環境影響評価書案、環境影響評価調査計画書） • 都市高速道路中央環状品川線（品川区八潮～目黒区青葉台間）建設事業（事後調査報告書） • 中央新幹線（東京都・名古屋市間）（事後調査報告書） • （仮称）目黒駅前地区第一種市街地再開発事業（事後調査報告書） • 東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会実施段階環境影響評価書案（大井ホッケー競技場）（※）
平成 30 年度 (5 件)	<ul style="list-style-type: none"> • 京浜急行電鉄湘南線（泉岳寺駅～新馬場駅間）連続立体交差事業（見解書） • （仮称）芝浦一丁目建替計画（環境影響評価書） • （仮称）品川駅北周辺地区1街区、2街区、3街区、4街区開発事業（環境影響評価書案） • 京浜急行電鉄湘南線（泉岳寺駅～新馬場駅間）連続立体交差事業（環境影響評価書） • 東京都市計画道路幹線街路環状第4号線（港区港南一丁目～同区白金台三丁目間）建設事業（環境影響評価書）
令和元年度 (7 件)	<ul style="list-style-type: none"> • 西品川一丁目地区再開発計画（事後調査報告書） • （仮称）品川駅北周辺地区1街区、2街区、3街区、4街区開発事業（見解書、環境影響評価書） • 羽田空港アクセス線（仮称）整備事業（環境影響評価調査計画書） • （仮称）小山三丁目第1地区第一種市街地再開発事業（環境影響評価調査計画書） • 中央新幹線（東京都・名古屋市間）（事後調査報告書） • 東京都市計画道路幹線街路環状第4号線（港区港南一丁目～同区白金台三丁目間）建設事業（事後調査計画書）

- | | |
|--|---|
| | ・ 東京都市計画道路環状第2号線(港区新橋～虎ノ門間)建設事業及び環状第2号線新橋・虎ノ門地区第二種市街地再開発事業（事後調査報告書） |
|--|---|

※東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会実施段階環境影響評価は、法・条例にもとづく環境影響評価ではなく、オリンピック自主アセスメントです。

[環境影響評価の予測・評価項目]

大気汚染、悪臭、騒音・振動、風環境、土壤汚染、地盤、地形・地質、廃棄物、生物・生態系、日影、電波障害、景観、史跡・文化財、自然との触れ合い活動の場、温室効果ガス、水質汚濁、水環境

令和2年度予算額 20, 548千円

十三. アスベスト対策事業 (指導調査係)

アスベスト（石綿）は断熱性・絶縁性に富み、安価であるため、以前は様々な建設資材に使用されていました。しかし、空気中に飛散したアスベストを吸引すると肺がん・中皮腫等の原因となり、暴露から10年以上経過してから発症するおそれがあります。

このアスベストを使用した建築物等が、現在、解体・改修の時期を迎えており、工事にあたり飛散防止対策を確実に行うことが必要です。

平成23年度より実施の国の補助制度を活用したアスベスト分析調査助成に加え、平成25年度からは除去助成を実施してきました。平成30年度からは区独自事業としてのアスベスト分析調査助成、令和元年度からは石綿等使用状況調査を開始し、アスベスト対策を確実に行うことにより、区民の不安を解消するとともに健康被害の未然防止を図ります。

[根拠法令等] ・大気汚染防止法 ・環境確保条例

事業内容



助成対象者：建築物の所有者（個人および中小企業者）

助成対象建築物：区内における自らの住宅および従業員の住宅、業務に使用する事務所、作業所、店舗、倉庫、駐車場であって、建築基準法に則った建築物とする。

(1) アスベスト分析調査助成（平成23年度より実施）

1棟につき調査費用の全額（上限7万円）を助成（年間5件）

（平成30年度から区独自事業として実施）

(2) アスベスト除去助成（平成25年度より実施）

1棟につき除去費用の2／3（上限200万円）を助成（年間3件）

（国の補助金制度を活用・・・助成金額の1／2）

(3) 石綿等使用状況調査（令和元年度より実施）

建築物所有者等からの申請にもとづき、石綿含有建材調査者を派遣し、石綿等の使用状況について目視による調査を行います。

実績件数

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
アスベスト分析調査	3	0	1	2	2
アスベスト除去	3	1	1	0	0
石綿等使用状況調査					2

(4) アスベスト計画誘導（平成26年度より実施）

パンフレット等を作成し、広く区民に計画誘導の周知を図ります。

（国の補助金制度を活用・・・作成金額の1／2）

令和2年度予算額 7,302千円

品川区清掃事務所

品川区清掃事務所

係別事務分掌

庶務係

- 1 所の予算、決算および会計に関すること。
- 2 所の人事に関すること。
- 3 所の事業の進行管理に関すること。
- 4 統計および調査に関すること。
- 5 所内の取締りおよび施設、設備等の維持管理に関すること。
- 6 清掃およびリサイクル事業の企画調整に関すること。
- 7 一般廃棄物の処理計画に関すること。
- 8 廃棄物減量等推進審議会に関すること。
- 9 他の特別区および東京二十三区清掃一部事務組合との事務調整に関すること。
- 10 所内他係に属しないこと。

事業係

- 1 一般廃棄物(し尿を含む。)の収集および運搬に関すること。
- 2 大規模建築物(事業用大規模建築物を除く。)の廃棄物保管場所等に関すること。
- 3 作業用自動車の運行管理(修理を含む。)に関すること。
- 4 清掃事業の普及啓発に関すること。
- 5 家庭廃棄物の排出指導に関すること。
- 6 資源物の持ち去りの防止に関すること。

リサイクル推進係

- 1 リサイクルの普及啓発に関すること。
- 2 資源物の分別回収および集団回収に関すること。
- 3 資源化センターの管理運営に関すること。
- 4 分別収集計画に関すること。
- 5 廃棄物減量等推進員に関すること。

許可指導係

- 1 一般廃棄物処理業の許可および指導に関すること。
- 2 事業用一般廃棄物の排出指導に関すること。
- 3 事業用大規模建築物の保管場所等に関すること。
- 4 凈化槽に係る届出および指導に関すること。

一. ごみ・資源収集実績量の推移 (事業系・リサイクル推進係)

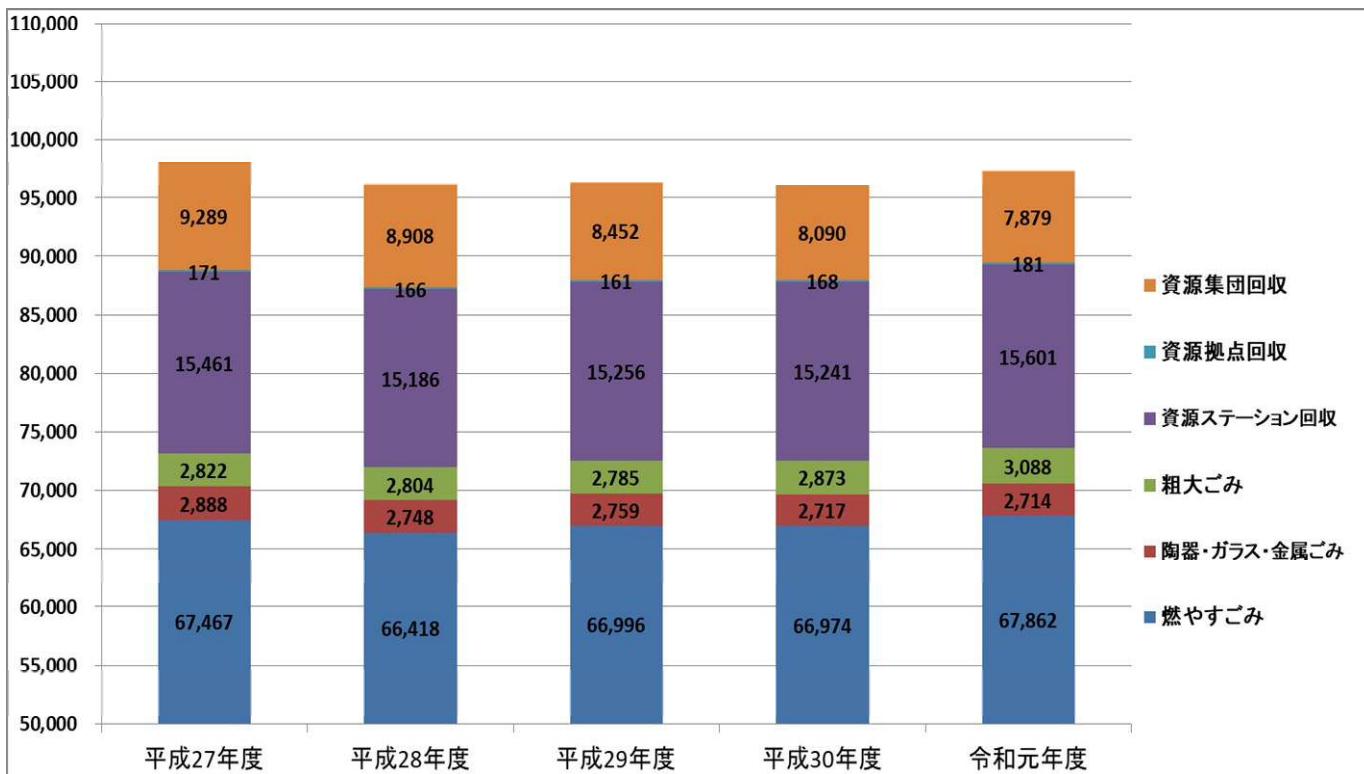
単位：トン

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	前年度比
ごみ	73,177	71,970	72,540	72,564	73,664	101.5%
燃やすごみ	67,467	66,418	66,996	66,974	67,862	101.3%
陶器・ガラス・金属ごみ	2,888	2,748	2,759	2,717	2,714	99.9%
粗大	2,822	2,804	2,785	2,873	3,088	107.5%
資源	24,921	24,260	23,869	23,499	23,661	100.7%
資源ステーション回収	15,461	15,186	15,256	15,241	15,601	102.4%
拠点回収	171	166	161	168	181	107.7%
集団回収	9,289	8,908	8,452	8,090	7,879	97.4%
合計	98,098	96,230	96,409	96,063	97,325	101.3%

※令和元年度は速報値 ※燃やすごみは週2回、陶器・ガラス・金属ごみは月2回、粗大ごみは個別申込・随時回収

※資源ステーション回収は週1回回収 ※資源回収には区施設資源回収を含まない。

※ごみ・資源には区収事業系ごみを含む。



二. 直営事業の経営資源等 (事業係)

1 清掃関係施設のあらまし

令和2年4月1日現在

区分	品川区清掃事務所(品川庁舎)	北品川分室
所在地	品川区大崎1-14-1 TEL3490-7051	品川区北品川3-10-19 TEL3474-5240
施設	敷地面積 建 物	1,318.04 m ² 延床面積 5490.34 m ² (うち地下駐車場 1,475 m ²) RC造地上4階 地下2階 平成8年8月竣工 駐車場55台分 986.50 m ² 延床面積 720.90 m ² RC造地上3階 昭和43年建築 (平成9年全面改修)
職員数 常勤職員 198人 再任用 19人 会計年度任用職員 19人 (品川・荏原の合計)	事務 統括技能長 技能長 収集 自動車運転 自動車車整備 再任用 会計年度任用職員 計	19人 1人 13人 55人 12人 2人 11人 13人 126人 計 36人
所管する地域	品川区内のうち品川・大井・大崎・八潮地区、粗大収集は全域	
業務の概要	ごみ・資源・し尿の収集・運搬、動物死体の収集作業 清掃事業の普及啓発、排出指導 大規模建築物の廃棄物・資源物の保管場所設置届の受理 廃棄物処理手数料の収納および有料ごみ処理券に関するこ 集団回収に対する支援に関するこ 廃棄物減量等推進員に関するこ 資源の持ち去り防止に関するこ 一般廃棄物処理業の許可に関するこ	
収集体制	小型プレス班6班19組 小型特殊班1班3組 大型特殊班4組 軽小型貨物班7組 指導班9人	
配車計画  (品川庁舎)	燃やすごみ、陶器・ガラス・金属ごみ 小型プレス車 20台(直営9台、雇上11台) 小型特殊車 3台(雇上) 新大型特殊車 4台(雇上) 軽小型貨物車 5台(直営1台、雇上4台) 軽小型ダンプ車 2台(直営1台、雇上1台) 小型ダンプ車 1台(雇上) 粗大ごみ 小型ダンプ車 11台(委託) 中型プレス車 2台(委託) し尿収集 小型吸上車 1台(杉並区との協定締結により杉並区が収集) 計 49台	

区分	荏原庁舎		西小山分室																						
所在地	品川区平塚1-10-11 TEL3786-6552		品川区荏原7-7-2 TEL3784-6505																						
施設	敷地面積 建 物	500.93 m ² 延床面積838.63 m ² RC造地上4階 昭和44年3月建築 (昭和63年全面改修)	235.87 m ² 延床面積318.92 m ² RC造地上3階 昭和62年11月建築																						
	<table> <tbody> <tr><td>事務</td><td>1人</td></tr> <tr><td>統括技能長</td><td>1人</td></tr> <tr><td>技能長</td><td>7人</td></tr> <tr><td>収集</td><td>38人</td></tr> <tr><td>再任用</td><td>3人</td></tr> <tr><td>会計年度任用職員</td><td>6人</td></tr> <tr><td>計</td><td>56人</td></tr> </tbody> </table>		事務	1人	統括技能長	1人	技能長	7人	収集	38人	再任用	3人	会計年度任用職員	6人	計	56人	<table> <tbody> <tr><td>技能長</td><td>1人</td></tr> <tr><td>収集</td><td>16人</td></tr> <tr><td>再任用</td><td>1人</td></tr> <tr><td>計</td><td>18人</td></tr> </tbody> </table>	技能長	1人	収集	16人	再任用	1人	計	18人
事務	1人																								
統括技能長	1人																								
技能長	7人																								
収集	38人																								
再任用	3人																								
会計年度任用職員	6人																								
計	56人																								
技能長	1人																								
収集	16人																								
再任用	1人																								
計	18人																								
所管する地域	品川区内のうち荏原地区																								
業務の概要	ごみ・資源の収集・運搬、動物死体の収集作業 清掃事業の普及啓発、排出指導 大規模建築物の廃棄物・資源物の保管場所設置届の受理 廃棄物処理手数料の収納および有料ごみ処理券に関するこ																								
収集体制	小型プレス班4班12組 小型特殊班1班2組 軽小型貨物班7組 指導班 6人																								
配車計画  (荏原庁舎)	<p>燃やすごみ、陶器・ガラス・金属ごみ</p> <table> <tbody> <tr><td>小型プレス車</td><td>15台(雇上)</td></tr> <tr><td>小型特殊車</td><td>2台(雇上)</td></tr> <tr><td>軽小型貨物車</td><td>4台(直営1台、雇上3台)</td></tr> <tr><td>軽小型ダンプ車</td><td>3台(直営1台、雇上2台)</td></tr> <tr><td>計</td><td>24台</td></tr> </tbody> </table>			小型プレス車	15台(雇上)	小型特殊車	2台(雇上)	軽小型貨物車	4台(直営1台、雇上3台)	軽小型ダンプ車	3台(直営1台、雇上2台)	計	24台												
小型プレス車	15台(雇上)																								
小型特殊車	2台(雇上)																								
軽小型貨物車	4台(直営1台、雇上3台)																								
軽小型ダンプ車	3台(直営1台、雇上2台)																								
計	24台																								

区分	品川区資源化センター				
所在地	品川区八潮1-4-1				
施設	敷地面積 建 物	7,208.80 m ² (東京23区清掃一部事務組合から借用) 延床面積 2,387.14 m ² RC造地上2階 平成4年建築 17年増築			
所管する地域	品川区内全域				
業務の概要	区内全域から回収した資源のうち容器包装プラスチックを除き、中間処理(選別・圧縮・梱包)をし、再商品化ルートに出荷。				
処理能力  (品川区資源化センター)	古紙圧縮梱包機 びん選別ライン スチール缶圧縮機 ペットボトル圧縮機 アルミ缶圧縮機	1台 1台 1台 2台 1台	処理能力 15.0t/日 16.5t/日 5.1t/日 5.1t/日 1.5t/日		

※資源化センターにおける中間処理は、委託事業者により実施。

三．主な委託事業等の概要（リサイクル推進係）

1 資源回収

	資源ステーション	拠点回収	区施設回収	集団回収
委託作業の概要	週1回 古紙、びん、缶、ペットボトル等の資源をステーション回収する。 令和元年度（速報値） 回収実績：15,601t (清-2頁参照)	地域センター、小学校等31カ所の拠点で、毎月第2・4土曜日の午前中、古着・廃食用油・不用園芸土・小型家電を回収する。 令和元年度（速報値） 回収実績：181t	区169施設の資源物を回収し、再商品化ルートにつなぐ。 令和元年度（速報値） 回収実績：267t	町会・自治会やマンション管理組合等が地域で自主的に取り組む資源回収・リサイクル活動を支援するため、実施団体の相談や用具の貸出、回収業者の紹介や報奨金等の支給を行う。
物的資源	車両（委託/日） (1)古紙 (普通貨物車7台・小型プロレッサ2台) (2)びん、缶、ペットボトル等 (軽小型貨物車7台・普通貨物車7台・新小特14台・小型プロレッサ7台)	回収・運搬委託 普通貨物車 月32台 (16台×2回) 令和元年度 延384台	回収・運搬委託 普通貨物車 月28台 (4月のみ40台) 令和元年度 延348台	令和元年度（速報値） 回収実績：7,879t 登録数：649団体
従事者等	回収委託 運転手 44人 作業員 51人 計 95人	拠点管理 委託従事者 98人/回		
予算額 令和2年度	回収運搬委託等 954,879千円	管理委託等 23,723千円	回収運搬委託 7,656千円	報奨金等 81,091千円

2 資源中間処理委託

区分	品川区資源化センター (品川区八潮1-4-1)	JR東日本東京資源循環センター (品川区八潮3-1-1)
業務の概要	区内全域から回収した資源のうち、容器包装プラスチックを除き、中間処理（選別・圧縮・梱包）をし、再商品化ルートに出荷。 (平成4年9月30日竣工、平成17年度増築)	資源回収事業により、品川区内で回収したプラスチック製容器包装を適正に資源化中間処理（分別および圧縮・梱包）を行い、再商品化事業者へ引き渡す。 (平成22年10月1日より)
予算額 令和2年度		234,574千円
		131,595千円

3 粗大ごみ中継業務委託

区分	粗大ごみ中継所（大田区京浜島2-15-7）
業務の概要	品川区内で回収した粗大ごみを受け入れ、可燃系・不燃系・家電製品等・小型家電・鉄および金属類に分けて積み置き、鉄などの有価物は抜き取って売却する。残った粗大ごみは、一組の中間処理施設である粗大ごみ破碎処理施設へ搬出するため、大型の車両への積み込みを行う。 (令和2年4月1日より)
予算額 令和2年度	73,282千円

四. 収集作業計画 (令和2年度)

(事業係)

品川区計

ごみ種別	回数	作業計画自動車			搬入先と日量(t)
		計画日量(t)	台数	車両の種類および台数	
燃やすごみ	週2回	235.5	59台	小型プレス車 35台 小型特殊車 5台 新大型特殊車 4台 軽小型貨物車 9台 軽小型ダンプ車 5台 (狭小路地対策) 小型ダンプ車 1台	品川工場 235.5
陶器・ガラス・金属ごみ	月2回	11.8			京浜島不燃ごみ処理センター 11.8
粗大ごみ	週1回	17.0	13台	小型ダンプ車 11台 中型プレス車 2台 (中継作業用)	粗大中継所 (京浜島、民間事業者) 17.0
資源	週1回	51.3	44台	普通貨物車 14台 新小型特殊車 14台 軽小型貨物車 7台 小型プレス車 9台	品川区資源化センター 47.5 民間事業者 3.8
し尿	隔週	0.3	1台	小型吸上車(月曜日)1台	品川清掃作業所 0.3
合計			117台		



小型プレス車

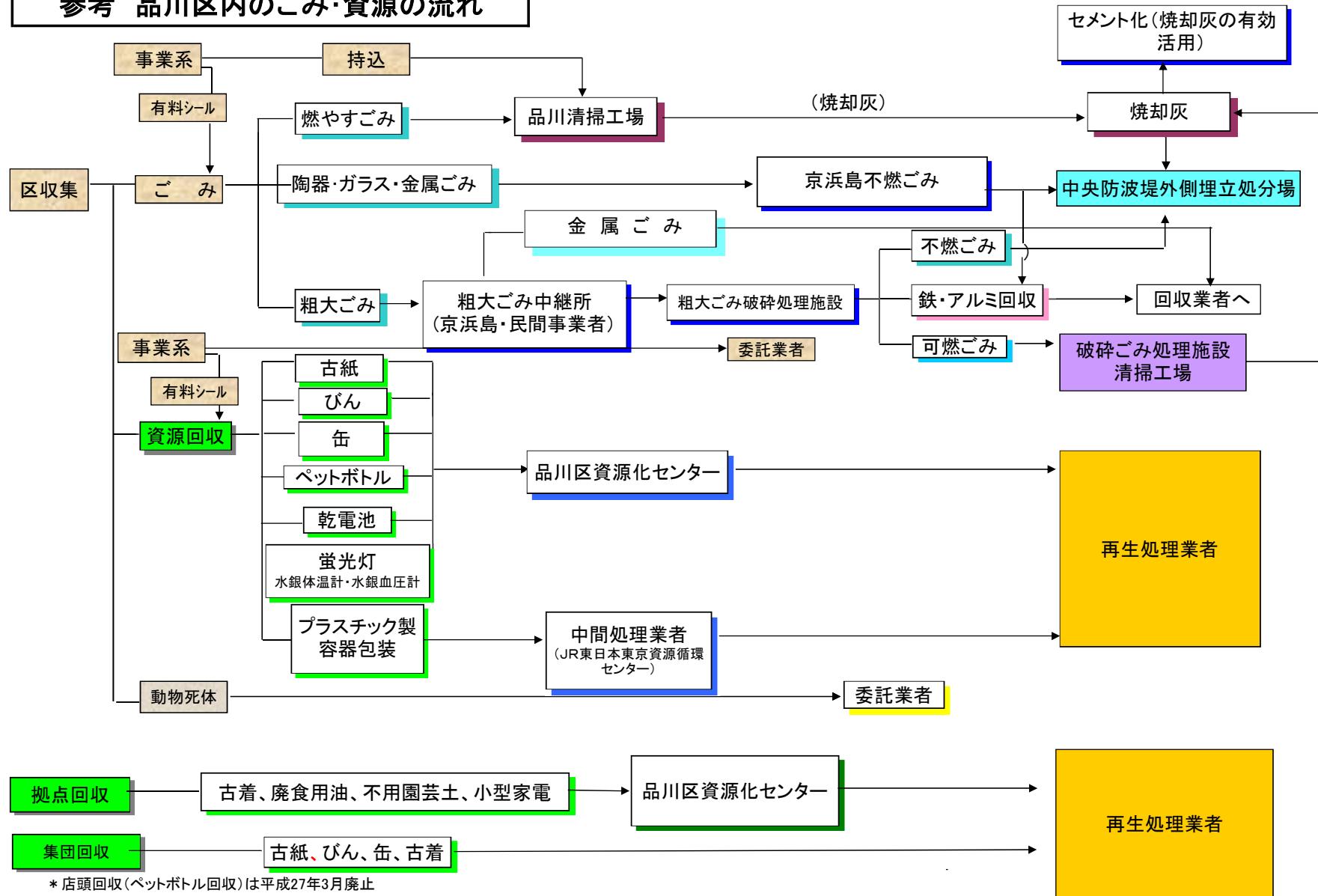


軽小型貨物車



小型ダンプ車

参考 品川区内のごみ・資源の流れ



五. ごみ収集（事業係）

1 ごみの収集運搬作業

- ①事業目的 ごみを適正に回収することにより、生活環境の維持・保全および公衆衛生の向上を図ります。
- ②事業概要 燃やすごみは週2回、陶器・ガラス・金属ごみは月2回の収集を原則としています。なお、収集は直営事業ですが、収集車両は直営車に加え雇用車両を活用しています。
また粗大ごみは平成24年度から事業委託により収集しています。
・早朝各戸収集（平成12年5月開始）
少しでも早くまちをきれいにしカラス等による被害を防ぐため、区内の主要な商店街では午前7時台にごみの収集を開始しています。
＊品川区清掃事務所：五反田駅東側、大井町駅西側・東側
＊荏原庁舎：武蔵小山商店街、戸越銀座商店街
・住宅地での各戸収集（平成17年7月から区全域開始）
ごみの分別意識の向上やごみ減量の促進、周辺環境の美化を目的に住宅地での各戸収集を実施しています。
- ③根拠 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
品川区廃棄物の処理および再利用に関する条例・規則
- ④実績 清-2頁参照
- ⑤令和2年度予算額 1,451,403千円



2 排出指導

（1）大規模建築物（住宅）における保管場所等の排出指導

- ①事業目的 大規模建築物（住宅）に設置を義務づけている一般廃棄物の保管場所・保管設備の設置状況、再利用促進状況等の調査・指導を行い、大規模建築物（住宅）から排出される一般廃棄物の減量を図ります。
- ②事業概要 大規模建築物（住宅）に設置を義務づけている一般廃棄物の保管場所・保管設備の設置状況、再利用促進等の調査・指導および助言を行います。
《対象大規模建築物（住宅）》
住戸数が20戸以上または居室のある階数が3階以上の集合住宅で、主として一の居室からなる住居形式で、その床面積が30m²未満の住宅の数が15戸以上で、かつ、その数が住戸の総戸数の3分の1以上の建築物
- ③根拠 事業用建築物および集合住宅における再利用対象物および廃棄物等の保管場所の設置に関する指導要綱

④実績

単位：棟

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
3,000 m ² 以上	15	15	18	7	4
1,000 m ² ～3,000 m ² 未満	45	32	29	41	49

(2) 廃棄物の排出指導

①事業目的

ごみ・資源の分別やごみ出しマナーの向上、事業系廃棄物の有料シール貼付など、適正な排出について指導または助言を行い、だれもが住みやすい快適な生活環境を創出します。

②事業内容

ラッピングカーやベストを着用したふれあい指導班(しながわ きれいにする象)が区内をパトロールし、排出マナー向上の啓発や、排出状況を調査して指導を行います。

- ・区民および事業者に対し、ごみ・資源の分別、事業系廃棄物の有料シール貼付などの指導または助言を行います。
- ・資源回収ステーション等に排出された適正処理困難物、指定場所以外へのごみの不法投棄に対しての指導を行います。
- ・資源回収ステーションステッカーの製作
- ・ごみ・資源の排出指導チラシ作成他



③根拠

品川区廃棄物の処理および再利用に関する条例・規則

④実績

単位：件

平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
7,660	9,351	11,427	10,674	11,797

⑤令和 2 年度予算額 4, 266 千円



3 不法投棄対策

①事業目的

資源回収ステーション等に不法投棄された適正処理困難物を処分し清潔で良好な住環境を保全します。

②事業概要

資源回収ステーション等に不法投棄された消火器、廃タイヤ等の適正処理困難物を委託により処分します。また、家電 4 品目については再商品化委託をしています。

③根拠

廃棄物の処理及び清掃に関する法律

品川区廃棄物の処理および再利用に関する条例・規則

④実績

単位：台

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
エアコン	0	1	2	1	0
テレビ	31	28	27	33	22
冷蔵庫（冷凍庫含）	2	6	7	5	5
洗濯機（乾燥機含）	4	43	23	2	2
パソコン	16	4	8	11	9
電気・ガス・石油器具	235	246	228	181	213
家具・寝具	413	228	215	534	721
OA機器	24	25	29	12	16
趣味用品	17	25	30	18	10
その他	117	140	156	242	319
計	859	746	725	1,039	1,317

⑤令和 2 年度予算額 1,539 千円

4 し尿収集作業

①事業目的 区民の生活環境と公衆衛生の向上を図ります。

②事業概要 吸上車を雇い上げ、し尿収集を行っています。

③根拠 廃棄物の処理及び清掃に関する法律

品川区廃棄物の処理および再利用に関する条例・規則

④実績 ※平成 25 年度から杉並区との協定締結により杉並区が収集する。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
世帯数	11	10	7	7	7
収集量（t）	8.6	8.54	7.25	7.16	7.97

5 動物死体収集

①事業目的 道路等の動物死体および飼い主等からの依頼を受け、飼い犬などの死体を適切に処理し、生活環境および公衆衛生の保全を図っています。

②事業概要 区内の飼い主等から動物（25kg未満）の死体処理を依頼された場合に、区で引き取り民間業者に委託し火葬後埋葬しています。

③根拠 廃棄物の処理及び清掃に関する法律

品川区廃棄物の処理および再利用に関する条例・規則

動物死体作業処理要綱

④実績 動物死体処理件数 単位：件

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
届出(有料)	218	220	210	199	211
区道・公園	597	482	480	400	425
都道	39	56	—	—	—
計	854	758	690	599	636

※平成 29 年度から都道は東京都で処理を実施。

⑤令和 2 年度予算額 2,464 千円 （歳入予算額 627 千円）

6 粗大ごみの収集運搬

(1) 粗大ごみ受付および収集

①事業目的 粗大ごみ受付センターの運営と収集の委託により、区民の利便性と迅速な収集を確保します。

②事業概要 粗大ごみ受付センターを委託により開設し、併せて受付時間の延長、インターネットによる24時間申込みも可能にしました。
(平成14年4月開始)



- ・電話による受付
月曜日～土曜日の午前8時～午後9時
(日曜日および12月29日～1月3日休み)

- ・インターネット受付：年中無休24時間

③根拠 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
品川区廃棄物の処理および再利用に関する条例・規則

④実績

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
受付件数	129,999	124,450	138,199	151,338	172,924
収集点数	294,552	297,135	310,327	311,001	387,005

⑤令和2年度予算額 43,568千円

(2) 区民による粗大ごみの日曜直接持ち込み

①事業目的 日曜日に区民が直接粗大ごみを資源化センターに持ち込んでいただくことで、迅速な粗大ごみの処理を可能にします。

②事業概要 平成19年7月1日(日曜日)から開始しました。
さらに8月からは、インターネットによる申し込みも可能になりました。
日曜日の持ち込み受付業務は委託により運営しています。

- ・持ち込み：毎週日曜日に200件程度
- ・持込場所：品川区資源化センター（八潮1-4-1）
- ・持込時間：午前9時から午後4時まで

※粗大ごみ処理手数料が割引になります。

《持ち込みの方法》

- (1) 粗大ごみ受付センターに電話するか、またはインターネットで申し込みをします。
- (2) 持ち込む日までに、区内ごみ処理券取扱所で手数料分の粗大ごみ処理券を購入します。
- (3) 持ち込み日の時間内に、購入した粗大ごみ処理券を粗大ごみに貼って資源化センターへ持ち込みます。

③根 拠 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
品川区廃棄物の処理および再利用に関する条例・規則

④実 績

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
受付件数	3,780	4,187	5,026	5,713	7,367
受付点数	18,531	18,255	20,368	24,787	30,463

⑤令和 2 年度予算額 4,396 千円

7 その他、付帯する事務・事業

(1) 有料ごみ処理券経費（庶務係）

①事業目的 事業系一般廃棄物、粗大ごみの収集・運搬・処分に要する手数料を有料ごみ処理券によるシール制とし、区民・事業者の利便性を図ります。

②事業概要 事業系ごみ、粗大ごみを排出する場合には、有料ごみ処理券を貼付して排出します。有料ごみ処理券は、区内のコンビニ、スーパーなどの「有料ごみ処理券取扱所」で販売しています。清掃事務所では、有料ごみ処理券の販売、印刷発注などの業務を行っています。

・粗大ごみ処理券 A券（200 円） B券（300 円）
品目毎の処理料金に合わせて貼付します。

・事業系ごみ処理券 排出する袋の大きさに合わせて貼付します

券 種	料 金	
	1 セット	1 枚あたり
10 ヶ月券（1 セット10枚）	760円	76円
20 ヶ月券（1 セット10枚）	1,520円	152円
45 ヶ月券（1 セット10枚）	3,420円	342円
70 ヶ月券（1 セット5枚）	2,660円	532円

③根 拠 品川区廃棄物の処理および再利用に関する条例

④実 績 有料ごみ処理券販売数 単位：枚（上段）、セット（下段）

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
粗大ごみ	457,338	461,179	472,322	507,971	608,782
事業系ごみ	85,322	83,632	81,345	78,439	77,212

有料ごみ処理券取り扱い店舗数 令和 2 年 4 月現在

	店舗数
コンビニエンスストア	258
スーパー・マーケット	18
公募店	54
計	330

⑤令和 2 年度予算額 23,115 千円（歳入予算額 341,060 千円）

(2) ごみのカラス対策

- ①事業目的 カラス被害によるごみの散乱防止を図ります。
- ②事業概要 カラス被害によるごみの散乱を防止するため、集合住宅への防鳥ネットの貸し出しを行います。
- ③根 拠 品川区防鳥ネット貸出要綱
- ④実 績 集合住宅用防鳥ネット貸出数

単位：件

平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
386	359	385	375	309

⑤令和 2 年度予算額 1, 820 千円

(3) ふれあい収集事業

- ①事業目的 ごみの排出が困難な高齢者世帯等を対象に、利便性の向上を図るためごみ等の個別収集を行います。
- ②事業概要 日常のごみ出しができない高齢者等世帯を対象に、玄関または集合住宅の部屋の前まで個別収集に行き、あわせてごみの排出状況から安否確認を行っています。また、福祉部のひとり暮らし高齢者対応との連携を図りつつ、高齢者等各戸収集のチラシを作成・配布し、希望者に対応しています。
- ③根 拠 品川区高齢者および障害者世帯のごみ・資源各戸収集事業実施要綱
- ④実 績

単位：件

平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
462	494	514	548	564

⑤令和 2 年度予算額 926 千円

六. 資源回収事業(リサイクル推進係)

1 資源ステーション回収

- ①事業目的 資源の有効利用とごみ減量を図るため、区内約10,000カ所の資源回収ステーション（集積所）で、資源回収を実施しています。
- ②事業概要 資源回収品目は、古紙、飲食用びん、飲食用缶、ペットボトル、乾電池、プラスチック製容器包装、蛍光灯、水銀体温計・水銀血圧計等の8品目12種類で、事業委託による週1回の回収を行っています。
(事業開始：平成9年6月 ※平成12年4月に東京都から事業移管)
- ③根 拠 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律
品川区廃棄物の処理および再利用に関する条例・規則
- ④実 績

資源回収事業による回収量

単位：kg

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
古 紙	7,911,420	7,713,440	7,675,670	7,501,960	7,538,630
びん類	3,703,290	3,615,680	3,706,820	3,686,050	3,804,100
缶 類	1,156,970	1,149,090	1,185,680	1,172,770	1,197,510
ペットボトル	1,412,930	1,470,990	1,469,930	1,593,590	1,666,920
プラスチック製容器包装	1,179,510	1,141,010	1,132,630	1,202,620	1,304,230
乾電池	62,231	64,247	58,128	55,753	62,499
蛍光灯 ※水銀体温計・ 水銀血圧計	34,732 ※体温計 121本 血圧計 14台	31,256 ※体温計 201本 血圧計 39台	27,319 ※体温計 189本 血圧計 26台	27,963 ※体温計 157本 血圧計 14台	27,548 ※体温計 253台 血圧計 22台
回収量	15,461,083	15,185,713	15,256,177	15,240,706	15,601,437

※令和元年度は速報値

⑤令和2年度予算額 954,879千円

2 投点回収

- ① 事業目的 資源の有効利用とごみ減量を図るため投点で資源を回収します。
(事業開始：平成2年6月【区役所】平成4年11月【学校等】)
- ② 事業概要
- ・回収品目 古着、廃食用油、不用園芸土、小型家電（特定品目）
 - ・日 時 每月第2・第4土曜日 午前10時から正午
 - ・回収場所 小学校等31カ所

・回収場所 令和2年度

1	品川第一地域センター	北品川 3-11-16
2	台場小学校	東品川 1-8-30
3	浅間台小学校	南品川 6-8-8
4	城南第二小学校	東品川 3-4-5
5	第三日野小学校	上大崎 1-19-19
6	日野学園	東五反田 2-11-1
7	大崎第一地域センター	西五反田 3-6-3
8	第一日野小学校	西五反田 6-5-32
9	品川区清掃事務所	大崎 1-14-1
10	芳水小学校	大崎 3-12-22
11	三木小学校	西品川 3-16-28
12	立会小学校	東大井 4-15-9
13	鈴ヶ森小学校	南大井 4-16-2
14	大井第二地域センター	大井 2-27-20
15	伊藤学園	大井 5-1-37
16	品川区役所	広町 2-1-36

17	大井第一小学校	大井 6-1-32
18	大井第三地域センター	西大井 4-1-8
19	伊藤小学校	西大井 5-6-8
20	後地小学校	小山 2-4-6
21	小山小学校	小山 5-10-6
22	第二延山小学校	旗の台 1-6-1
23	京陽小学校	平塚 2-19-20
24	延山小学校	西中延 2-17-5
25	宮前小学校	戸越 4-5-10
26	旗台小学校	旗の台 4-7-11
27	大原小学校	戸越 6-17-3
28	豊葉の杜学園	二葉 1-3-40
29	八潮地域センター	八潮 5-10-27
30	源氏前小学校	中延 6-2-18
31	小山台小学校	小山台 1-18-24

※区施設 6 カ所（区役所本庁舎2階、品川図書館、総合体育館、戸越体育館、品川区清掃事務所品川庁舎・荏原庁舎）にて小型家電の回収を行っています。

③根 抱 廃棄物の処理及び清掃に関する法律

品川区廃棄物の処理および再利用に関する条例・規則

④実 績

単位：kg

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
古着	127, 260	126, 540	121, 120	122, 825	136, 990
廃食用油	5, 230	5, 190	4, 870	5, 040	5, 090
不用園芸土	36, 260	31, 460	32, 700	36, 410	34, 560
小型家電	2, 440	2, 349	2, 629	3, 589	3, 813
回収量計	171, 190	165, 539	161, 319	167, 864	180, 453
拠点数	29 カ所	31 カ所	31 カ所	31 カ所	31 カ所

※平成 29・30 年度、小型家電は東京 2020 大会のメダル製作に提供。

※令和元年度は速報値

⑤令和 2 年度予算額 23, 723 千円

3 区施設資源回収

①事業目的 資源の有効利用とごみ減量を図るため、区施設の資源物を回収します。
(事業開始：平成 9 年 4 月)

②事業概要

- ・回収品目 新聞、雑誌、段ボール、紙パック、飲食用びん、飲食用缶、ペットボトル
- ・回収頻度 月 1 回
- ・回収場所 132 カ所 169 施設

③根 抱 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
品川区廃棄物の処理および再利用に関する条例・規則

④実績

単位 : kg

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
紙類	267,496	246,328	307,138	232,283	248,220
びん類	5,716	5,605	4,774	4,582	4,052
缶類	10,866	10,794	9,301	8,386	7,378
ペットボトル	8,285	8,667	8,685	8,686	7,818
回収量計	292,363	271,394	329,898	253,937	267,468
施設数	169 施設	166 施設	166 施設	171 施設	171 施設

※令和元年度は速報値

⑤令和 2 年度予算額 7,656 千円

4 資源の持ち去り対策（事業係）

①事業目的

古紙やアルミ缶等の資源物の持ち去りを防止し、適正な資源回収ルートを維持することにより、区のリサイクル秩序を守り、区民のリサイクルに対する意識を高めるとともに、区民との信頼関係に基づく資源リサイクルの推進を図ります。（事業開始：平成 20 年度）

②事業概要

- 条例により行政回収および集団回収の排出場所からの資源物持ち去り行為の禁止等を明確化します。
- 持ち去り行為等を行った者に対し、運搬の禁止および原状回復を命令し、当該命令に従わなかった者に対し、5 万円以下の過料を科します。
- 持ち去り行為の抑止のため、軽四輪乗用自動車 2 台による巡回パトロール、集団回収団体等へは資源回収を表示するもの等を配付します。
- 平成 24 年度より、資源持ち去り防止対策を強化するために、結束用持ち去り禁止テープを作製しています。



③根拠

品川区廃棄物の処理および再利用に関する条例・規則

④実績

単位 : 件

平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
1,586	820	815	504	404

⑤令和 2 年度予算額 1,381 千円

5 リサイクル資源の売扱

①事業目的

資源の有効利用とごみ減量を目的に、区民から出された資源物を売扱い事業経費に充当します。

②事業概要

資源ステーション回収等で集められた資源品の中間処理後、再商品化のための材料や製品を生産する各会社へ搬出します。

③根 拠 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律
 品川区廃棄物の処理および再利用に関する条例・規則

④実 績

品目		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年
古紙	搬出量(kg)	7,772,930	7,501,500	7,378,600	7,255,490	7,411,210
	売却額(円)	70,545,345	67,931,345	72,438,300	75,336,801	54,436,466
びん	搬出量(kg)	2,348,516	2,304,741	2,264,409	2,193,371	2,135,718
	売却額(円)	1,549,721	1,501,860	1,413,308	1,259,599	1,189,802
缶	搬出量(kg)	912,080	923,550	922,420	914,830	955,750
	売却額(円)	64,902,915	58,186,663	77,405,034	75,523,058	64,133,090
ペットボトル	搬出量(kg)	1,304,680	1,397,200	1,435,530	1,536,270	1,442,170
	売却額(円)	47,476,095	35,566,154	62,349,598	63,870,281	78,334,980
その他金属	搬出量(kg)	657,200	562,080	561,530	582,400	577,830
	売却額(円)	562,547	56,208	56,153	58,240	57,783
古着	搬出量(kg)	117,790	114,980	105,300	108,360	122,640
	売却額(円)	706,740	689,880	631,800	650,160	735,840
携帯電話等 小型家電	搬出量(kg)	2,338	2,481	2,993	4,171	3,502
	売却額(円)	180,944	110,365	135,245	183,666	186,207
家電製品 (家電リサイクル法対象外)	搬出量(kg)	160,261				
	売却額(円)	123,465				
紙パック	搬出量(kg)	3,438				
	売却額(円)	41,256				
合計	搬出量(kg)	13,279,233	12,806,532	12,670,782	12,594,892	12,648,820
	売却額(円)	186,089,028	164,042,475	214,429,438	216,881,805	199,074,168

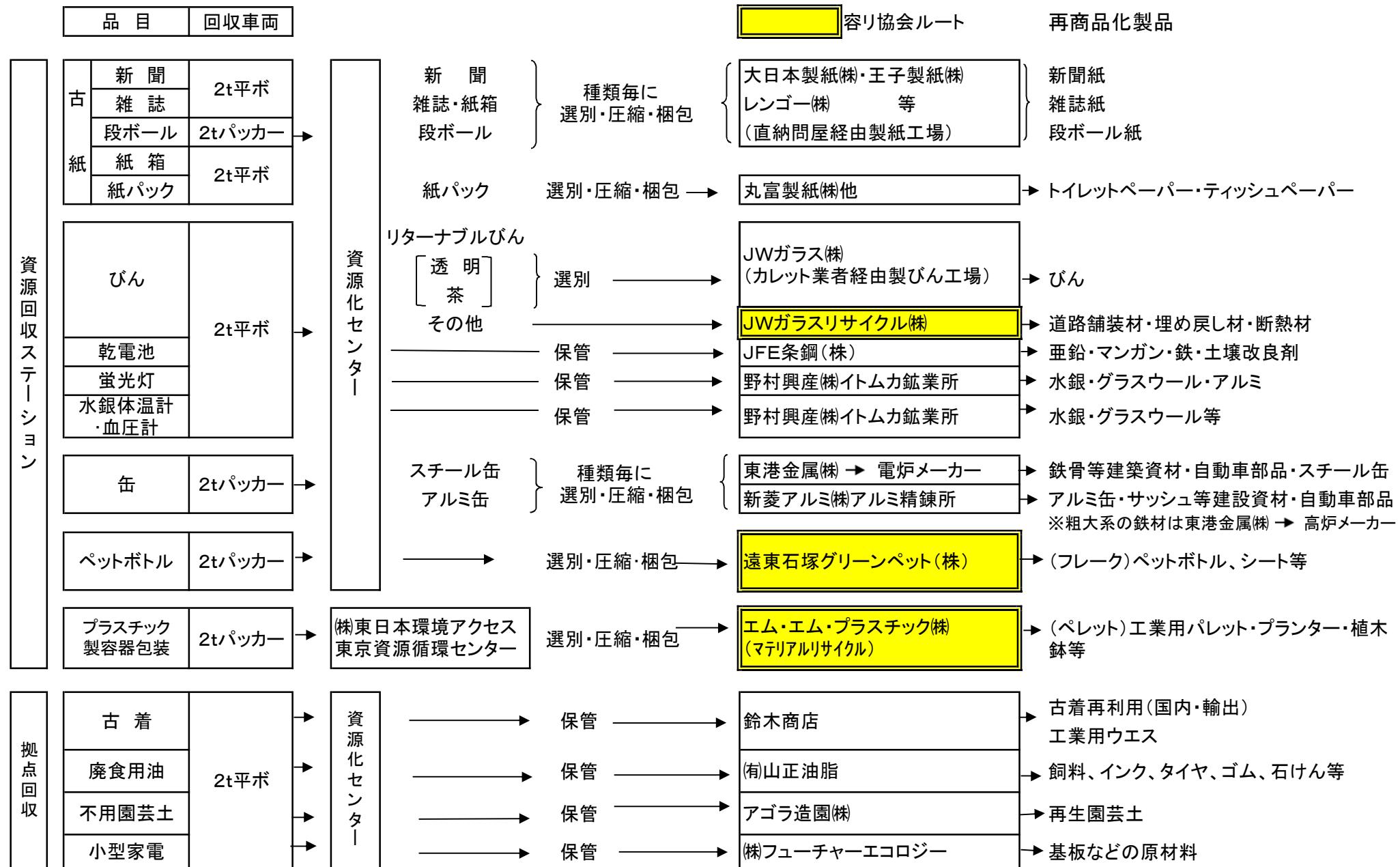
※令和元年度のペットボトルのうち、日本容器包装リサイクル協会の有償入札拠出金3月分の引渡量・金額は未確定のため含まれていない。

※家電製品については、粗大ごみからピックアップしたものを有価物として売却していたが、市況の悪化により平成28年度から逆有償となつたため中止した。

※紙パックについては、集団回収分として平成27年度まで区が回収業者に運搬費を支払う代わりに、売り払い金を区の歳入としていた。平成28年度より、回収ルートが確立したこと、運搬費の支払いを中止したため実績がなし。

⑤令和2年度 (歳入予算額 130,209千円)

令和2年度 資源処理フロー図



七. リサイクル活動支援事業（リサイクル推進係）

1 資源集団回収

- ①事業目的 資源の有効利用とごみ減量を図るため、区民のリサイクル活動を推進し、地球環境を守る資源循環型社会を目指します。
- ②事業概要 地域の集団回収団体を支援するため、実施団体の登録、相談や指導、用具等の貸し出し、回収業者への協力等を行います。
- 事業開始 昭和 34 年（平成 4 年 7 月都より移管）
- 支援内容
- ・報奨金の支給
集団回収団体に対し回収実績に応じて 1 kg につき 6 円を支給。
 - ・協力金の支給
雑がみを回収した団体に対し、1 カ月につき 1,000 円を支給。
 - ・回収補助用具の貸出し、消耗品（PP ひも・軍手・資源持ち去り防止テープ・標識旗等）支給
 - ・優良リサイクル団体等への感謝状の贈呈
 - ・ルート対策費の支給
回収業者に対し、古紙の市況が一定額を下回った場合に支給。
- ③根 拠 品川区廃棄物の処理および再利用に関する条例・規則
品川区資源リサイクル活動団体報奨金支給要綱
- ④実 績 ○集団回収団体による回収量 単位 : kg

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
登録団体数	618 団体	616 団体	629 団体	642 団体	649 団体
新聞	4,784,987	4,381,481	3,912,164	3,471,385	3,107,913
雑誌	2,066,936	1,980,058	1,907,119	1,821,590	1,821,812
雑がみ	-	-	-	70,136	115,673
段ボール	2,090,478	2,209,853	2,274,085	2,364,253	2,480,522
紙パック	28,268	25,039	22,970	20,647	19,463
その他紙類	61,781	56,767	57,884	56,026	44,945
古着	41,878	39,082	56,762	57,753	65,361
アルミ缶	174,970	175,151	183,422	197,842	200,119
スチール缶	24,602	25,387	22,293	15,381	11,940
その他	14,629	15,380	14,718	15,039	11,422
総回収量	9,288,529	8,908,198	8,451,417	8,090,052	7,879,170

※令和元年度は速報値。雑がみは平成 30 年 9 月から協力金支給。

○集団回収に係わる経費 単位 : 円

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
報奨金および協力金	55,682,784	54,128,454	51,180,156	50,544,720	51,170,086
ルート対策費	0	0	0	0	0

⑤令和 2 年度予算額 81,091 千円

2 家庭用生ごみ処理機購入助成

①事業目的 家庭用生ごみ処理機の購入を助成し、資源の有効利用とごみの減量および地球にやさしい暮らしの啓発を図ります。

②事業概要 区民が家庭用電気式生ごみ処理機を購入する場合に費用の一部を助成します。

- ・事業開始 平成 12 年 6 月
- ・申込要件 区内在住で、区内で継続して使用できること
- ・申込方法 はがき・電子申請サービスで申込を行う
- ・助成額 電気式家庭用生ごみ処理機本体購入価格の 3 分の 1 (購入価格が 6 万円を超えた場合は 2 万円を限度。)

③根 拠 品川区家庭用電気式生ごみ処理機購入助成要綱

④実 績

単位：台

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
乾燥型	49	48	60	51	62

⑤令和 2 年度予算額 1, 024 千円

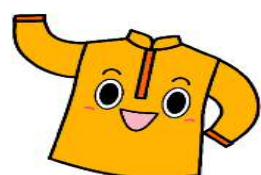
3 リサイクルショップ運営支援

①事業目的 リサイクルショップの運営を支援し、資源の有効利用とごみ減量を図ります。

②事業概要 資源の有効利用とごみ減量を図り、資源循環型社会の形成に寄与する拠点として、N P O によるリサイクルショップの運営を支援しています。また、家庭で不要となった物を交換するため、不用品交換情報紙の発行を支援しています。

<リサイクルショップの概要>

- ・リサイクルショップ「リボン」旗の台店
 - 所在地 旗の台 5-13-9 (ファミーユ旗の台内)
 - 営業時間 午前 11 時から午後 7 時
 - 定休日 毎週水曜日、12 月 30 日から 1 月 4 日
お盆 (8 月中旬)
 - 取扱品目 日用品、雑貨、衣料品、小型家具



- ・リサイクルショップ「リボン」大井町店
 - 所在地 広町 2-1-36
 - 営業時間 午前 10 時から午後 5 時 30 分
 - 定休日 毎週土曜日、12 月 30 日から 1 月 4 日
お盆 (8 月中旬)
 - 取扱品目 大型家具、インテリア、贈答用品



- ③根 拠 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律
品川区廃棄物の処理および再利用に関する条例・規則
リサイクルショップ補助金交付要綱

- ④実 績 リサイクルショップ登録者実績等（各年度末現在）

旗の台店		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
	登録者数(人)	9,969	10,254	10,528	10,805	11,012
	受託件数(件)	81,728	77,821	71,383	66,672	58,700
	販売件数(件)	73,433	70,196	65,189	59,883	52,000

大井町店		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
	登録者数(人)	6,213	6,498	6,723	7,701	7,210
	受託件数(件)	9,674	9,267	10,105	9,140	10,094
	販売件数(件)	10,181	10,965	11,859	10,090	11,145

※販売件数には寄付品、仕入品、買取品によるものを含みます。

⑤令和2年度予算額 9,045千円

4 フリーマーケット

①事業目的 家庭で不用になった生活用品を持ち寄り、それらを自主販売し再活用することにより、資源循環型社会に寄与します。

②事業概要 ○フリーマーケットの実施（区主催）

○地域型フリーマーケットの支援（区民主催）

地域団体が自主的に実施するフリーマーケットに次の支援を行います。

- ・各種用具（のぼり等）の貸出し
- ・区民への周知（区広報紙・ホームページへの掲載）
- ・区立公園の使用申請の代行

③根 拠 廃棄物の処理及び清掃に関する法律

品川区廃棄物の処理及び再利用に関する条例・規則

フリーマーケット実施団体支援要綱

④実 績 ○区主催フリーマーケット（令和元年度実績）

・第47回 しながわECOフェスティバル2019

開催日 令和元年5月26日（日）

会場 しながわ中央公園

出店数 49店

○区民主催フリーマーケット

	平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度	
	回数	出店数	回数	出店数	回数	出店数	回数	出店数	回数	出店数
団体	13	219	13	262	13	216	15	212	14	229

⑤令和2年度予算額 643千円

八. 事業系廃棄物に係る指導と許可 (許可指導係)

1 一般廃棄物処理業の許可指導

①事業目的 一般廃棄物の処理（自己処理を除く）は、原則的には区の固有事業であり他の者が業を行う事は禁止されています。この禁止された業を、関係法令等で定める諸条件を満たした者に許可するとともに、業者指導を行い、事業系一般廃棄物を適正に処理することを目的としています。

②事業概要 一般廃棄物処理業は収集運搬業と処分業の2つに区分されています。

○許可対象廃棄物

区では事業系一般廃棄物を許可の対象としています。その種類は、普通ごみ（厨芥ごみ、紙ごみ等）、道路・公園ごみ、しき・ふさ、汚でい、動物死体、医療廃棄物、廃家電とし、種類ごとに許可をしています。

○許可の区分

ア 一般廃棄物収集運搬業

- * 収集・運搬（保管・積替えを除く。）
- * 収集・運搬（保管・積替えを含む。）
- * 運搬（保管・積替えを含む。）
- * 運搬（荷卸しに限る。）

イ 一般廃棄物処分業

○許可期間 許可日から2年間

③根 拠 廃棄物の処理及び清掃に関する法律・施行令・施行規則

品川区廃棄物の処理および再利用に関する条例・規則

一般廃棄物処理業の許可に関する取扱要綱

品川区一般廃棄物管理票の取扱いに関する要綱

一般廃棄物処理業者に対する行政処分要綱

④実 績

・許可業者数

単位：業者

年 度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
許可業者数	301	306	305	301	293

・立入検査件数（指導を含む）

単位：件

年 度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
指導件数	38	50	46	28	30

⑤ 令和2年度予算額 236千円

2 事業系廃棄物の排出指導

(1) 中小規模事業者への適正排出の誘導

- ①事業目的 中小規模事業者に対し、一般廃棄物と産業廃棄物の区別や分別方法を周知し、廃棄物の減量と適正排出を図ります。
- ②事業概要 中小規模事業者向けの減量マニュアルを作成・配付し、廃棄物減量と資源分別の促進を図るとともに、事業所向けの有料ごみ処理券の貼付徹底と、事業系一般廃棄物処理業者への移行を促します。あわせて、排出事業者への直接訪問指導を実施します。
- ③根 拠 廃棄物の処理及び清掃に関する法律・施行令・施行規則
品川区廃棄物の処理および再利用に関する条例・規則
- ④実 績 令和元年度は、246事業所に減量マニュアルを配付しました。
- ⑤令和2年度予算額 130千円

(2) 医療廃棄物排出指導

- ①事業目的 医療機関から排出される感染性医療系廃棄物の適正な排出方法を指導し、環境の保全と労働安全を図ります。
- ②事業概要 医療廃棄物処理申請の承認期間が2年のため、冊子「医療廃棄物処理マニュアル」を隔年毎に作成し、配付しています。また、随時、区内の病院・診療所等の医療機関に対し、感染性医療系廃棄物の適正な排出方法の指導を行っています。
- ③根 拠 廃棄物の処理及び清掃に関する法律・施行令・施行規則
品川区廃棄物の処理および再利用に関する条例・規則
医療廃棄物取扱要領
- ④実 績 マニュアル配付実績（平成30度実績・隔年実施）
病院16件、診療所467件、
歯科診療所355件、動物病院47件 合計885件
- ⑤令和2年度予算額 271千円

(3) 一般廃棄物処理業者との連携による排出指導

- ①事業目的 区が許可している一般廃棄物処理業者と連携して、廃棄物排出事業者に資源分別の徹底と適正な廃棄物排出を促し、廃棄物の減量化を図ります。
- ②事業概要 資源分別と適正排出の啓発リーフレットを作成し、一般廃棄物処理業者と連携して排出事業者に配付します。また、排出状態の悪い事業者への排出指導も実施します。
- ③根 拠 廃棄物の処理及び清掃に関する法律・施行令・施行規則
品川区廃棄物の処理および再利用に関する条例・規則
- ④実 績 平成31年度版の啓発リーフレットを作成し、普通ごみの許可を持つ145業者を通じて排出事業者への配付を依頼しました。
- ⑤令和2年度予算額 318千円

(4) 事業系リサイクルルートの充実

①事業目的	資源循環型社会を目指して、中小規模事業者が排出する廃棄物の発生を抑制し、再使用・再利用を推進します。				
②事業概要	リサイクル案内パンフレットを作成・活用し、「品川区リサイクル事業協同組合カムズ」と連携して、中小規模事業者が分別した資源の回収を図ります。				
③根 拠	廃棄物の処理及び清掃に関する法律・施行令・施行規則 品川区廃棄物の処理および再利用に関する条例・規則				
④実 績	単位：件				
年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
受付件数	89	89	83	75	66
⑤令和 2 年度予算額	8 8 千円				

(5) 事業系生ごみ処理機の普及（許可指導係）

①事業目的	区内の事業所から排出される生ごみの資源化および減量化の促進を図るため、生ごみ処理機を購入する事業者に対して助成金を交付します。
②事業概要	購入する生ごみ処理機の本体購入価格の 3 分の 1 を、次の金額を限度に助成します。 <ul style="list-style-type: none">・生ごみの処理能力が日量 20kg 以上の機器……………40 万円・生ごみの処理能力が日量 10kg 以上・20 kg 未満の機器 ……20 万円・生ごみの処理能力が日量 10kg 未満の機器……………15 万円
③根 拠	品川区事業系生ごみ処理機購入助成要綱
④実 績	日量 20kg 以上の機器 平成 29 年度 1 件 平成 30 年度 3 件 令和元年度 1 件
⑤令和 2 年度予算額	1, 122 千円

(6) 宿泊事業者への適正な廃棄物排出指導

①事業目的	宿泊（民泊）事業者に正しい事業系ごみの出し方を指導することで、ルールを守らないごみ出しによる近隣トラブルを防ぎます。
②事業概要	ごみの出し方パンフレットを活用して、宿泊（民泊）事業者にごみの出し方を指導します。
③根 拠	廃棄物の処理及び清掃に関する法律・施行令・施行規則 品川区廃棄物の処理および再利用に関する条例・規則 住宅宿泊事業法 品川区住宅宿泊事業の適正な運営の確保に関する条例
④実 績	届出・指導数 平成 30 年度 104 件 令和元年度 67 件
⑤令和 2 年度予算額	80 千円

3 事業用建築物に係る指導

(1) 大規模建築物保管場所等設置および排出

- ①事業目的 事業用の大規模建築物に設置を義務づけている一般廃棄物の保管場所・保管設備の設置状況、再利用促進状況等の調査・指導を行い、大規模建築物から排出される事業系一般廃棄物の減量を図ります。
- ②事業概要 事業の用途に供する部分の床面積の合計が 3,000 m²以上の建築物の所有者に対し設置を義務づけている一般廃棄物の保管場所・保管設備の設置状況、再利用の促進等の調査・指導および助言を行います。
- ・廃棄物管理責任者講習会の実施(年 2 回)
 - ・再利用計画書の発送、受理他
- ③根 拠 廃棄物の処理及び清掃に関する法律・施行令・施行規則
品川区廃棄物の処理および再利用に関する条例・規則
事業用大規模建築物における廃棄物の減量および適正処理に関する指導要綱
- ④実 績

品川区大規模建築物の物件数

単位：件

用途	平成 27 年度			平成 28 年度			平成 29 年度			平成 30 年度			令和元年度		
	延床面積 3,000 ～ 10,000 m ²	延床面積 10,000 m ² 以上	合計												
オフィスビル	159	91	250	158	87	245	155	86	241	156	87	243	161	89	250
店舗ビル	5	11	16	5	12	17	6	11	17	6	12	18	6	12	18
ホテル等	9	7	16	9	7	16	8	7	15	8	7	15	8	8	16
病院	5	6	11	5	6	11	5	6	11	5	6	11	5	7	12
駅舎	10	1	11	10	1	11	9	1	10	10	1	11	10	1	11
工場・倉庫・研究所	22	22	44	23	23	46	23	25	48	24	26	50	25	25	50
学校	4	16	20	4	16	20	4	17	21	4	17	21	4	17	21
区立小中学校	38	8	46	38	8	46	38	8	46	38	8	46	38	8	46
その他	30	16	46	31	16	47	32	17	49	34	17	51	39	16	55
合計	282	178	460	283	176	459	280	178	458	285	181	466	296	183	479

大規模建築物立ち入り調査件数 (延べ床面積 3,000 m²以上)

単位：件

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
件 数	117	118	118	122	122

⑤令和 2 年度予算額 506 千円

(2) 1,000 m²以上の事業用建築物の排出指導

- ①事業目的 条例で定められている事業用建築物の指導対象は、3,000 m²以上であるため、1,000 m²以上の建築物の指導を要綱で定めることで、廃棄物の約5割を占める事業系廃棄物の排出抑制と資源化を推進し、廃棄物の減量を図ります。
- ②事業概要 1,000 m²未満の事業用建築物の管理者(使用者)を要綱で指導対象とし、再利用計画書および処理・リサイクルフロー図の提出を求めます。また、必要に応じて個別訪問し、計画書の提出内容の確認と現場立入調査を実施します。
- ③根 拠 廃棄物の処理及び清掃に関する法律・施行令・施行規則
品川区廃棄物の処理および再利用に関する条例・規則
事業用大規模建築物における廃棄物の減量および適正処理に関する指導要綱
- ④実 績 1,000 m²以上3,000 m²未満用の再利用計画書およびパンフレットを、対象である建築物に発送しました。
その後、再利用計画書の提出があった建築物への訪問指導を実施しました。
- ⑤令和2年度予算額 137千円

4 凈化槽清掃業の許可指導

- ①事業目的 凈化槽とは水洗トイレの汚水や台所、風呂等の雑排水を下水道以外(河川等)に放流する場合に必要な水処理設備です。関係法令等で定める諸条件を満たした者に清掃を許可するとともに業者指導を行い、浄化槽を適正に維持することを目的としています。
- ②事業概要 許可をした浄化槽清掃業者が、浄化槽の中から汚いで等を引き抜いて、槽の中の洗浄、掃除を行います。
・許可の区分 凈化槽清掃業 ・許可期間 期間の定めなし
- ③根 拠 凈化槽法
品川区浄化槽清掃業の許可に関する条例
品川区浄化槽の清掃および保守点検に関する規則
- ④実 績

許可業者数

単位：業者

年 度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
許可業者数	45	45	45	45	45

区内浄化槽数

単位：基

年 度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
浄化槽数	47	46	46	36	36

- ⑤令和2年度予算額 4千円

九. 計画と普及啓発

1 品川区一般廃棄物処理基本計画（庶務係）

- ①事業目的 区市町村は、一般廃棄物の処理責任を負うため、その区域内の一般廃棄物を管理し、適正な処理を確保するための基本となる計画を定める必要があります。
- ②事業概要 計画には、一般廃棄物の発生量及び処理量見込み、一般廃棄物の排出の抑制のための方策、分別して収集する一般廃棄物の種類及び分別の区分等を記載しています。
- ③根拠 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
品川区廃棄物の処理および再利用に関する条例・規則
- ④実績 • 第1次品川区一般廃棄物処理基本計画（平成12年3月策定）
計画期間は平成12年度から23年度の12年間
(本計画は東京都一般廃棄物処理基本計画を継承することから期間は都の計画期間の終期に合わせた。)
• 第2次品川区一般廃棄物処理基本計画（平成20年2月策定）
計画期間は平成19年度から28年度の10年間
• 第3次品川区一般廃棄物処理基本計画（平成25年3月策定）
計画期間は平成25年度から令和4年度の10年間
- ⑤令和2年度予算額 0千円

2 品川区分別収集計画（リサイクル推進係）

- ①事業目的 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進に関する法律に基づく計画で、一般廃棄物の大半を占める容器包装廃棄物を分別収集し、廃棄物の削減や資源の有効利用の確保を図ります。
- ②事業概要 令和元年度に第9期（令和2年度から6年度までの5年間）の分別収集計画を策定しました。
この計画は、3年ごとに見直しを行うこととしており、これまでの実績や社会状況を踏まえ、令和4年度に第10期品川区分別収集計画（令和5年度から9年度までの5年間）を策定します。
- ③根拠 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律
品川区廃棄物の処理および再利用に関する条例・規則
- ④実績 第8期（平成29年度から令和3年度までの5年間）
第9期（令和2年度から6年度までの5年間）
- ⑤令和2年度予算額 0千円

3 廃棄物減量等推進審議会（庶務係）

- ①事業目的 区長の附属機関として、一般廃棄物の発生の抑制、再利用の促進および廃棄物の適正な処理に関する諮問事項を審議する為に設置しています。
- ②事業概要 審議会は、区議会議員、学識経験者および区民のうちから、区長が委嘱する委員 20 名以内で構成し、任期は 2 年。
- ③根 拠 品川区廃棄物の処理および再利用に関する条例・規則
- ④実 績
- ・第 10 期 令和元年 6 月～令和 3 年 5 月
「持続可能な循環型社会の実現に向けて取り組むべき、ごみの減量や資源化および適正処理のあり方について」
 - ・第 9 期 平成 29 年 7 月～令和元年 5 月
「快適な生活環境を創出するため、区民、事業者、行政の連携・協働による清掃リサイクルの今後の取り組みについて」
 - ・第 8 期 平成 27 年 7 月～平成 29 年 6 月
「ライフスタイルの多様化と住環境の変化に適合したごみの収集・運搬や資源回収システムの再構築など効果的な清掃事業のあり方について」
 - ・第 7 期 平成 25 年 7 月～平成 27 年 6 月
「品川区一般廃棄物処理基本計画（第 3 次）に掲げた「循環型都市しながら」の実現に向けて取り組むべき家庭ごみの減量化・資源化の具体策について」
 - ・第 6 期 平成 23 年 7 月～平成 25 年 3 月
「資源循環型社会の構築に向けた今後の清掃・リサイクル施策のあり方について」
 - ・第 5 期 平成 21 年 11 月～平成 23 年 1 月
「ごみ減量化の現状と今後の取り組むべき課題について」
 - ・第 4 期 平成 19 年 8 月～平成 21 年 5 月
「清掃事業における区民・事業者との協働のあり方について」
 - ・第 3 期 平成 17 年 9 月～平成 19 年 2 月
「ごみ減量をさらに推進するための区民の取り組みについて」
 - ・第 2 期 平成 15 年 9 月～平成 17 年 4 月
「廃棄物減量目標の設定と費用負担のあり方について」
 - ・第 1 期 平成 13 年 7 月～平成 15 年 2 月
「一般廃棄物の発生抑制とリサイクルの促進および適正な処理を図るための区民・事業者・行政のあり方について」
- ⑤令和 2 年度予算額 1,323 千円

4 廃棄物減量等推進員（リサイクル推進係）

- ①事業目的 廃棄物減量等推進員制度を通して、より一層のごみ減量およびリサイクルの推進を図ります。
- ②事業概要 20歳以上の区内在住または在勤者で、ごみ減量およびリサイクル活動に協力できる方を町会・自治会からの推薦および公募により選任。任期は2年とし区長が委嘱します。推進員はごみの減量および適正な処理、リサイクルの推進に関し、区の施策への協力その他必要な活動を行います。
- *委嘱人数 517人（令和2年4月1日現在）
- *委嘱期間 平成31年4月1日から令和3年3月31日まで
- (推進員の主な活動)
- ごみ減量およびリサイクル活動に関する会議・研修等への参加
 - ごみの発生抑制と分別徹底の実践
 - 地域における廃棄物の排出状況の報告
 - 地域におけるごみ減量およびリサイクル活動の推進と相談
 - 清掃およびリサイクル事業の普及啓発
 - 地域の集団回収への協力
 - 清掃およびリサイクル事業に関する調査等の報告
- ③根 拠 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
品川区廃棄物の処理および再利用に関する条例・規則
廃棄物減量等推進員の活動等に関する要綱・要領
- ④実 績 【令和元年度の活動実績】
平成31年4月・5月：地区連絡会（8会場）
令和元年10月・11月：施設見学会
（エム・エム・プラスチック株富津プラスチック資源化工場）
令和2年2月：地区連絡会（5会場）
※3会場は、新型コロナウイルスの影響により、書面による情報提供に変更。
【過去5年間の委嘱数】
平成27年4月：507名（第8期）
平成29年4月：512名（第9期）
平成31年4月：519名（第10期）
- ⑤令和2年度予算額 3,167千円



5 啓発事業（リサイクル推進係）

（1）環境学習（事業係）

- ①事業目的 ごみの減量やリサイクルの推進を図ります。
- ②事業概要 スケルトン車両等を使った環境学習（平成14年4月開始）
区内小学校、幼稚園、保育園を対象に清掃車のしくみが分かるように改造した「スケルトン車両」等を活用し、ごみの積み込み体験やごみ・資源の分別ゲームなどを行い、幼少期から環境に対する意識を啓発します。

- ③根 拠 品川区廃棄物の処理および再利用に関する条例・規則
 ④実 績

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
幼稚園・保育園(園)	37	33	35	36	36
小学校(校)	11	11	7	11	8

⑤令和2年度予算額 なし (事業経費 充當)

(2) ごみ・リサイクル出前講座

- ①事業目的 ごみの減量やリサイクルの推進を図ります。
 ②事業概要 区内在住の町会・自治会・P T Aその他のグループを対象にした出前講座をテーマにそって実施します。

テーマ(例)

- ・資源のゆくえ (資源として回収された物がどのようにリサイクルされるのか)
- ・品川区のリサイクル活動 (品川区実施のリサイクル事業の説明)
- ・ごみ減量の合言葉『3 R (スリーアール)』について
- ・ごみ・資源の分け方・出し方

③根 拠 廃棄物の処理及び清掃に関する法律

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律

品川区廃棄物の処理および再利用に関する条例・規則

④実 績

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
実施回数	11回	8回	3回	7回	3回
参加者数	311人	220人	120人	290人	101人

⑤令和2年度予算額 147千円

(3) ごみ・資源追っかけ隊

- ①事業目的 区民が日ごろ排出しているごみや資源が回収された後どのように処理されているかを区民自らが追いかけ、取材することで、適正排出の促進・リサイクルの理解を深め、ごみの減量・リサイクルの推進を図ります。
- ②事業概要 区で回収しているごみ・資源の処理工場等 (プラスチック製容器包装・ペットボトル・びん・缶・紙類・ごみなど) を見学するバス見学会を実施。(区民参加を年4回程度開催)

③根 拠 廃棄物の処理及び清掃に関する法律

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律

品川区廃棄物の処理及び再利用に関する条例・規則



④実績

年度	回	テーマ	実施日	見学先	参加者数
元年度	1	プラスチック製容器包装	7月29日 (月)	・東日本環境アクセス (プラスチック中間処理施設) ・エム・エム・プラスチック㈱ 富津プラスチック資源化工場 (プラスチック再生業者)	26名 (10グループ) 大人10名 子供16名
	2	段ボール	8月9日 (金)	・資源化センター ・レンゴー八潮工場 (段ボール再生業者)	30名 (13グループ) 大人14名 子供16名
	3	金属	8月28日 (水)	・資源化センター ・ユニバーサル製缶㈱結城工場 (アルミ缶再生業者)	33名 (14グループ) 大人15名 子供18名
	4	紙パック	3月26日 (木)	・丸富製紙㈱沼津工場 (牛乳パック再生業者)	※新型コロナウィルス感染拡大防止のため中止

⑤令和2年度予算額 917千円

(4) 啓発展示

- ①事業目的 ごみの減量やリサイクルの推進を図ります。
 - ②事業概要 各種イベントでごみ減量やリサイクル推進の啓発展示をします。
 - ③実績
 - ・しながわECOフェスティバル 5月
- ④令和2年度予算額 256千円

(5) ポスター展示

- ①事業目的 ごみの減量やリサイクルの推進を図ります。
 - ②事業概要 小学生ポスター展 令和元年9月12日(木)～27日(金)
 - ③実績 令和元度実績
 - ・応募作品 32校387点
 - ・優秀賞 12点
(優秀賞はPRシールを作成し、清掃車に各1カ月間貼付)
- ④令和2年度予算額 170千円

6 普及広報（リサイクル推進係・事業係）

（1）リーフレットの発行

①事業目的 ごみの減量やリサイクルの推進を図ります。

②事業概要 ○小学生用啓発冊子

・小学四年生副読本 3,000 冊

令和 2 年 3 月配布



○ごみ・リサイクルカレンダーの発行

ごみと資源の分別方法やごみの減量、環境に優しい暮らしの提案などを載せた「ごみ・リサイクルカレンダー」を作成し地域センター・図書館等にて希望者に配布しました。25,000 部印刷

○「資源・ごみの分け方・出し方」冊子・リーフレット
(日本語・英語・中国語・韓国語)

資源とごみやの分け方や出し方をわかりやすく記載した「資源・ごみの分け方・出し方」の冊子を、転入手続きの際等に配布しています。

③令和 2 年度予算額 4,468 千円

（2）「ごみ・リサイクル通信」発行

①事業目的 ごみの減量やリサイクルの推進を図ります。

②事業概要 平成 24 年度より実施。広報紙で伝えられない情報、時節に合わせた情報を「ごみ・リサイクル通信」として年 4 回（1 回あたり 13,000 部）発行しています。全町会に回覧を依頼しているほか、廃棄物減量等推進員を通じて住民への周知を依頼しています。また地域センターや文化センター等区の施設において区民に配布しています。

③根 拠 廃棄物の処理及び清掃に関する法律

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律

品川区廃棄物の処理および再利用に関する条例・規則

④実 績 30 年度 7 月号・10 月号・1 月号・4 月号

令和元年度 7 月号・10 月号・1 月号・4 月号

⑤令和 2 年度予算額 1,193 千円



（3）不用品交換情報紙「くるくる」発行

①事業目的 ごみの減量やリサイクルの推進を図ります。

②事業概要 每月、1 日に不用品交換情報紙「くるくる」を発行

・発行部数 1,800 部（毎月 1 日発行）

・配布場所 地域センター、図書館、文化センター等区施設、
品川・大崎・荏原各郵便局

③根 拠 品川区廃棄物の処理および再利用に関する条例・規則

品川区リサイクル情報紙発行要領

④実 績

不用品交換情報紙「くるくる」の掲載実績

(各年度末現在) 単位:件

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
ゆずります	174	188	132	98	182
ゆずってください	22	36	17	28	18

⑤令和2年度予算額 66千円

7 リユース（再利用・再生）促進事業（リサイクル推進係）

①事業目的 区内にある家具や家電製品の修理・修繕が可能な店等を紹介することでごみの排出段階での抑制を図ります。

②事業概要 平成24年度より実施し、家具や家電製品等の修理が可能な店舗を紹介したチラシを作成して地域センター・文化センター等区の施設において区内に配布します。2,000部作成。

③根 拠 廃棄物の処理及び清掃に関する法律

品川区廃棄物の処理および再利用に関する条例・規則

④実 績

単位:店

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
掲載店舗数	29	29	29	29	28

⑤令和2年度予算額 274千円

事務事業概要【令和2年度版】

品川区都市環境部

令和2年5月発行

住 所 東京都品川区広町 2-1-36

電 話 03(3777)1111(代)